

名古屋市グリーン購入ガイドライン

名古屋市グリーン購入推進指針（以下「指針」という。）第3の規定に基づき名古屋市グリーン購入ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）を以下のとおり策定する。

1 特定調達品目及びその判断の基準

特定調達品目及びその判断の基準については、別紙1のとおりとする。

2 製品の選択方法

(1) 指針第1及び第3に基づき、環境に配慮した製品（以下「グリーン商品」という。）の選択は次の手順に従って行うものとする。

種類	選択方法	
ガイドラインに指定されている品目	①原則として、ガイドラインに示す基準に適合する製品を選択する。	グリーン商品が確認できない場合又は品質、性能等によりグリーン商品を選択することが不可能な場合等の理由により左記の基準に依りがたい場合は、グリーン商品以外のもの（非グリーン商品）を選択することができる。
ガイドラインに指定されていない品目	①原則として、第三者機関が認定する環境ラベル（別紙2参照）を取得した製品を選択する。 ②環境ラベルを取得した製品が存在しない場合においては、指針第2のいずれかの条件を満たす製品を選択する。	

(2) ガイドラインに定める基準との適合状況、環境ラベルの取得の有無、指針第2との適合状況については、主に以下のものを参考に確認されたい。

種類	情報の内容	入手先
グリーン購入のためのGPNデータベース（グリーン購入ネットワーク作成）	グリーン購入ネットワーク(GPN)の購入ガイドラインに即した項目に関する環境情報 ○再生材の使用部分、使用材質名、使用率 ○環境ラベルの取得状況 ○その他の環境配慮事項 など	GPNのホームページ： https://www.gpn.jp/
グリーン購入法.net	グリーン購入法に基づく基本方針	グリーン購入法に関する環境省のホームページ https://www.env.go.jp/policy/hogen/green/g-law/
各社が発行している商品カタログ	環境に配慮した事項に関する情報 ○再生材使用の有無 ○分別廃棄の不可 ○その他の環境配慮事項 など	各メーカー、小売業者など
グリーン購入法適合商品・エコマーク商品カタログ	エコマーク認定ポイント ○エコマーク認定理由 ○その他の環境配慮事項 など	グリーンステーション・プラス https://g.greenstation.net/ (公財)日本環境協会エコマーク事務局のホームページ https://www.ecomark.jp/

注1) これらのカタログ等の情報で、グリーン商品かどうかの判定が難しい場合は、メーカー又は取扱事業者等へ直接確認をしてください。

注2) エコマークとグリーンマークについて

○エコマーク

・・・ライフサイクル全体を考慮して環境保全に資する商品を認定し、表示する制度。幅広い商品を対象とし、商品の類型ごとに認定基準が設定されている。

○グリーンマーク ・・・原料に古紙を規定の割合以上利用していることを示すグリーンマークを古紙利用製品に表示することにより、古紙の利用を拡大し、紙のリサイクルの促進を図ることを目的としている。

グリーンマークの認定基準は、古紙を原則として40%以上（ただし、トイレットペーパー、ちり紙については100%，新聞用紙、コピー用紙については50%以上）を利用して作られた製品であるため、グリーンマーク商品は必ずしもグリーン購入ガイドラインに適合するとは限らない。またエコマーク商品は、概ねグリーン購入ガイドライン適合品目となるが、一部に適合しないものもある。

3 適正量の購入

指針第1及び第3に基づき、グリーン商品を購入する場合であっても、当該製品の在庫数を把握した上、使用方法及び使用量の見直し、保管転換制度の活用等により、適正な量を購入するよう努めなければならない。

4 購入価格

(1) 本ガイドラインの特定調達品目（衣料品等を除く。）については、同類商品と比較して価格はほぼ同等であるため、グリーン商品を選択することとする。

(2) 特定調達品目にかかわらず、グリーン商品を選択することにより価格が高くなる場合であっても、購入量を適正化するなどの方法により、原則としてグリーン商品を優先的に選択することとする。ただし、予算措置状況等からグリーン商品の選択が困難な場合はこの限りではない。

5 グリーン商品に関する情報の収集及び提供

環境局は、関係局と共同して、ガイドラインに適合する製品、環境ラベルを取得した製品、市の組織から排出された廃棄物等を原料とした再生品の有無等に関する情報について積極的に収集し、情報の提供に努めるものとする。

6 グリーン購入実績の把握等

以下のとおりグリーン購入の実績を把握し、その継続的改善に努めるものとする。

(1) 実績把握の項目

ア グリーン購入の実績として、ガイドラインに掲げる特定調達品目ごとに、以下の項目について把握するものとする。

①非グリーン購入の総購入件数

②非グリーン商品を選択した場合の理由

なお、非グリーン購入の総購入件数については、半期ごとに様式1号により環境局に報告するものとする。

イ 特定調達品目以外におけるグリーン購入の実施状況として、各局の率先した取組など重要で他局等の参考となる事例を把握するものとする。

(2) 実績把握の方法

環境マネジメントシステムとの関連を図り、グリーン購入を推進するための体制を確立するとともに、各組織においてその実施状況及び達成状況等を定期的に監視・測定し、報告を行うものとする。

(3) 是正措置

環境局は、(1) 及び (2) の結果、グリーン購入実績が低い組織に対しては、取組状況等を点検・評価の上、適宜助言、指導及び情報提供等を行うものとする。

7 グリーン購入実績の公表

(1) 指針第4に基づき、6で把握したグリーン購入の実績は定期的に公表するものとする。

(2) グリーン購入の実績を公表するにあたっては、廃棄物の減量、省資源、地球温暖化防止など環境への負荷の低減についての分かりやすい指標を用いるよう努めるものとする。

8 ガイドラインの見直し

このガイドラインは、社会情勢の変化、技術の進歩等に合わせて適宜見直しを行うものとする。

制定	平成13年 6月 4日	施行	平成13年7月1日
改正	平成19年 3月28日	施行	平成19年4月1日
改正	平成22年 1月22日	施行	平成22年4月1日
改正	平成22年 1月22日	施行	平成22年4月2日
改正	平成23年 3月31日	施行	平成23年4月1日
改正	平成24年 1月 4日	施行	平成24年4月1日
改正	平成25年 3月21日	施行	平成25年4月1日
改正	平成25年12月12日	施行	平成26年4月1日
改正	平成26年 3月10日	施行	平成26年4月1日
改正	平成27年 3月24日	施行	平成27年4月1日
改正	平成28年 3月17日	施行	平成28年4月1日
改正	平成29年 3月31日	施行	平成29年4月1日
改正	平成30年 3月 7日	施行	平成30年4月1日
改正	平成31年 3月14日	施行	平成31年4月1日
改正	令和 2年 3月 9日	施行	令和 2年4月1日
改正	令和 3年 3月31日	施行	令和 3年4月1日
改正	令和 4年 3月23日	施行	令和 4年4月1日
改正	令和 5年 3月24日	施行	令和 5年4月1日
最終改正	令和 6年 3月18日	施行	令和 6年4月1日

名古屋市グリーン購入ガイドライン
特定調達品目及び判断の基準等

目 次

別 記	1
1. 定義	1
2. 紙類	1
3. 文具類	8
4. オフィス家具等	18
5. 画像機器等	22
5-1 コピー機等	22
5-2 プリンタ等	28
5-3 ファクシミリ	34
5-4 スキャナ	36
5-5 プロジェクタ	38
5-6 カートリッジ等	40
6. 電子計算機等	45
6-1 電子計算機	45
6-2 磁気ディスク装置	53
6-3 ディスプレイ	54
6-4 記録用メディア	58
7. オフィス機器等	60
7-1 シュレッダー	60
7-2 デジタル印刷機	60
7-3 掛時計	63
7-4 電子式卓上計算機	63
7-5 電池	62
8. 移動電話等	66
9. 家電製品	69
9-1 電気冷蔵庫	69
9-2 テレビジョン受信機	71
9-3 電気便座	73
9-4 電子レンジ	74
10. エアコンディショナー等	76
10-1 エアコンディショナー	76
10-2 ガスヒートポンプ式冷暖房機	78
10-3 ストーブ	79
11. 温水器等	81
11-1 電気給湯器	81
11-2 ガス温水機器	82
11-3 石油温水機器	84
11-4 ガス調理機器	85
12. 照明	88
12-1 照明器具	88
12-2 ランプ	91
13. 自動車等	93
13-1 自動車	93
13-2 タイヤ	93
13-3 エンジン油	93
14. 消火器	95
15. 制服・作業服	97
16. インテリア・寝装寝具	100

16-1 カーテン等	100
16-2 カーペット	101
16-3 毛布等	103
16-4 ベッド	104
17. 作業手袋	108
18. その他繊維製品	109
18-1 テント・シート類	109
18-2 防球ネット	110
18-3 旗・のぼり・幕類	111
18-4 モップ	113
19. 設備	115
20. 災害備蓄用品	125
20-1 災害備蓄用品(飲料水)	125
20-2 災害備蓄用品(食料)	125
20-3 災害備蓄用品(生活用品・資材等)	126
21. 公共工事	130
22. 役務	134
22-1 省エネルギー診断	134
22-2 印刷	134
22-3 食堂	139
22-4 自動車専用タイヤ更生	140
22-5 自動車整備	140
22-6 庁舎管理等	142
22-7 輸配送	155
22-8 旅客輸送(自動車)	157
22-9 小売業務	159
22-10 クリーニング	161
22-11 自動販売機設置	162
22-12 引越輸送	165
22-13 会議運営	168
22-14 印刷機能等提供業務	169
23. ごみ袋等	171
特定調達品目索引	172

別 記

1. 定 義

この別記において、「特定調達品目」、「特定調達物品等」、「判断の基準」、「基準値1」、「基準値2」、「配慮事項」の定義はそれぞれ下記のとおりとする。

「特定調達品目」:	本ガイドラインにおいて、グリーン商品を調達する対象として指定されている品目
「特定調達物品等」:	特定調達品目ごとにその「判断の基準」を満たすもの
「判断の基準」:	本ガイドラインにおいて規定する「特定調達物品等」であるための基準
「基準値1」:	判断の基準において同一事項に複数の基準値を設定している場合に、当該事項におけるより高い環境性能の基準値であり、可能な限り調達を推進していく基準として示すもの。
「基準値2」:	判断の基準において同一事項に複数の基準値を設定している場合に、各機関において調達を行う最低限の基準として示すもの
「配慮事項」:	「特定調達物品等」であるための要件ではないが、「特定調達物品等」を調達するに当たって、更に配慮することが望ましい事項

2. 紙 類

(1) 品目及び判断の基準等

【情報用紙】

コピー用紙	<p>【判断の基準】</p> <p>① 総合評価値が 80 以上</p> <p>古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材等パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ利用割合、白色度及び坪量を備考5の算定式により総合的に評価した総合評価値が 80 以上であること。</p> <p>② バージンパルプの合法性の担保</p> <p>バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p> <p>③ 総合評価値・内訳の表示</p> <p>製品に総合評価値及びその内訳(指標項目ごとの、指標値又は加算値、及び評価値)が記載されていること。ただし、製品にその内訳が記載出来ない場合は、ウェブサイト等で容易に確認できるようにし、参照先を明確にすること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①古紙パルプ配合率が可能な限り高いものであること。</p> <p>②バージンパルプが原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。また、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの利用割合が可能な限り高いものであること。</p> <p>③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
-------	---

備考) 1 「持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ」とは、次のいずれかをいう。

ア. 森林の有する多面的機能を維持し、森林を劣化させず、森林面積を減少させないようにするなど
森林資源を循環的・持続的に利用する観点から経営され、かつ、生物多様性の保全等の環境的
優位性、労働者の健康や安全への配慮等の社会的優位性の確保について配慮された森林から
産出された木材に限って調達するとの方針に基づいて使用するパルプ

イ. 資源の有効活用となる再・未利用木材(廃木材、建設発生木材、低位利用木材(林地残材、か
ん木、木の根、病虫害・災害などを受けた丸太から得られる木材、曲がり材、小径材などの木
材)及び廃植物繊維)を調達するとの方針に基づいて使用するパルプ

2 「間伐材等」とは、間伐材又は竹をいう。

3 「指標項目」とは、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材等パルプ利用割合、
その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合、白色度及び坪量をいう。

また、「その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合」とは、森林認証材パルプ利用割合及び
間伐材等パルプ利用割合に数量計上したものを除く持続可能性を目指した原料の調達方針に基づ
いて使用するパルプをいう。

4 「総合評価値」とは備考5に示されるYの値をいう。

「指標値」とは、備考5に示される x_1, x_2, x_3, x_4 の指標項目ごとの値を、「加算値」とは、備考5に示さ
れる x_5, x_6 の指標項目ごとの値をいう。

「評価値」とは、備考5の y_1, y_2, y_3, y_4, y_5 について示される式により算出された数値をいう。

5 総合評価値、評価値、指標値、加算値は以下の式による。

$$Y = (y_1 + y_2 + y_3) + y_4 + y_5$$

$$y_1 = x_1 - 20 \quad (70 \leq x_1 \leq 100)$$

$$y_2 = x_2 + x_3 \quad (0 \leq x_2 + x_3 \leq 30)$$

$$y_3 = 0.5 \times x_4 \quad (0 \leq x_4 \leq 30)$$

$$y_4 = -x_5 + 75 \quad (60 \leq x_5 \leq 75, x_5 < 60 \rightarrow x_5 = 60, x_5 > 75 \rightarrow x_5 = 75)$$

$$y_5 = -2.5x_6 + 170 \quad (62 \leq x_6 \leq 68, x_6 < 62 \rightarrow x_6 = 62, x_6 > 68 \rightarrow x_6 = 68)$$

Y 及び $y_1, y_2, y_3, y_4, y_5, x_1, x_2, x_3, x_4, x_5, x_6$ は次の数値を表す。

Y(総合評価値): y_1, y_2, y_3, y_4, y_5 の合計値を算出し小数点以下を切り捨てた数値

y_1 : 古紙パルプ配合率に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

y_2 : 森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計利用割合に係る評価値を算出し小数点第
二位を四捨五入した数値

y_3 : その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合に係る評価値を算出し小数点第二位を四
捨五入した数値

y_4 : 白色度に係る加算値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

y_5 : 坪量に係る加算値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

x_1 : 最低保証の古紙パルプ配合率(%)

x_2 : 森林認証材パルプ利用割合(%)

$x_2 = (\text{森林認証材パルプ} / \text{バージンパルプ}) \times (100 - x_1)$

x_3 : 間伐材等パルプ利用割合(%)

$x_3 = (\text{間伐材等パルプ} / \text{バージンパルプ}) \times (100 - x_1)$

x_4 : その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合(%)

$x_4 = (\text{その他の持続可能性を目指したパルプ} / \text{バージンパルプ}) \times (100 - x_1)$

x_5 : 白色度(%)

白色度は生産時の製品ロットごとの管理標準値とし、管理標準値士3%の範囲内については
許容する。ただし、ロットごとの色合わせの調整以外に着色された場合(意図的に白色度を下
げる場合)は加点対象とならない。

x_6 : 坪量(g/m²)

坪量は生産時の製品ロットごとの管理標準値とし、管理標準値の士5%の範囲内については
許容する。

- 6 調達を行う各機関は、坪量の小さいコピー用紙は、複写機等の使用時に相対的にカール、紙詰まり、裏抜け等が発生するリスクが高まる場合があるため、過度に坪量の小さい製品の調達には留意が必要である。
- 7 調達を行う各機関は、コピー用紙を複写機、プリンタ等に使用する場合は、原料表示や製品仕様等、紙製造事業者等が製品及びウェブサイトに公表する情報提供を踏まえ、本体機器への適性や印刷品質に留意し、調達を行うこと。
- 8 紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、木材関連事業者にあっては、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(平成 28 年法律第 48 号。以下「クリーンウッド法」という。)」に則するとともに、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成 18 年 2 月 15 日)」に準拠して行うものとする。また、木材関連事業者以外にあっては、同ガイドラインに準拠して行うものとする。
- 9 紙の原料となる間伐材の確認は、林野庁作成の「間伐材チップの確認のためのガイドライン(平成 21 年 2 月 13 日)」に準拠して行うものとする。
- 10 紙の場合は、複数の木材チップを混合して生産するため、製造工程において製品ごとの実配合を担保することが困難等の理由を勘案し、間伐材の管理方法は「森林認証材・間伐材に係るクレジット方式運用ガイドライン(平成 21 年 2 月 13 日)」に準拠したクレジット方式を採用することができる。また、森林認証材については、各制度に基づくクレジット方式により運用を行うことができる。

なお、「クレジット方式」とは、個々の製品に実配合されているか否かを問わず、一定期間に製造された製品全体に使用された森林認証材・間伐材等とそれ以外の原料の使用量に基づき、個々の製品に対し森林認証材・間伐材が等しく使われているとみなす方式をいう。

フォーム用紙 (連続用紙)	<p>【判断の基準】</p> <p>① 古紙パルプ配合率 70%以上かつ白色度 70%程度以下</p> <p>② バージンパルプの合法性の担保</p> <p>バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p> <p>③ 塗工量が両面で 12g/m²以下</p> <p>塗工されているものについては、塗工量が両面で 12g/m²以下であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。また、森林認証材パルプ及び間伐材パルプの利用割合が可能な限り高いものであること。</p> <p>②製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
インクジェットカラープリント用塗工紙	<p>【判断の基準】</p> <p>① 古紙パルプ配合率 70%以上</p> <p>② バージンパルプの合法性の担保</p> <p>バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手續が適切になされたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p> <p>③ 塗工量が両面で 20g/m²以下、片面 12g/m²以下</p> <p>塗工量が両面で 20g/m²以下であること。ただし、片面の最大塗工量は 12g/m²とする。</p>

	<p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①古紙パルプ配合率が可能な限り高いものであること。 ②バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。また、森林認証材パルプ及び間伐材パルプの利用割合が可能な限り高いものであること。 ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
--	--

備考) 紙の材料原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、木材関連事業者にあっては、クリーンウッド法に則するとともに、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成 18 年 2 月 15 日)」に準拠して行うものとする。また、木材関連事業者以外にあっては、同ガイドラインに準拠して行うものとする。

【印刷用紙】

ノーカーボン紙、裏カーボン印刷の連続用紙、OCR 用紙、圧着はがき、はがきは下記の品目に含まれる。

塗工されていない印刷用紙	<p>【判断の基準】</p> <p>① 総合評価値が 80 以上</p> <p>次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>ア. 塗工されていないものにあっては、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ配合率、間伐材等パルプ配合率、管理木材パルプ配合率、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ配合率及び白色度を備考6の算定式により総合的に評価した総合評価値が 80 以上であること。</p> <p>イ. 塗工されているものにあっては、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ配合率、間伐材等パルプ配合率、管理木材パルプ配合率、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ配合率及び塗工量を備考6の算定式により総合的に評価した総合評価値が 80 以上であること。</p> <p>② 調達方針に基づいたパルプの使用</p> <p>古紙パルプ、森林認証パルプ、間伐材等パルプ、管理木材パルプ及びその他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ以外のパルプを原料として使用しないこと。</p> <p>③ バージンパルプの合法性の担保</p> <p>バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手續が適切になされたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p> <p>④ 総合評価値・内訳のウェブサイト等による情報提供</p> <p>製品の総合評価値及びその内訳(指標項目ごとの、指標値又は加算値、及び評価値)がウェブサイト等で容易に確認できること。</p> <p>⑤ 再生利用しにくい加工が施されていない</p> <p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①総合評価値がより高いものであること。 ②古紙パルプ配合率が可能な限り高いものであること。 ③バージンパルプが原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。また、森林認証材パルプ及び間伐材パルプの配合率が可能な限り高いものであること。 ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
--------------	---

備考) 1 「管理木材パルプ」とは、森林認証材とは異なるが、森林認証制度により容認されない分類に属さない木材であって、認証取得組織間のみで取り引きされ、その適格性について第三者認証機関によって検証された木材を原料とするパルプをいう。

2 「その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ」(以下「その他の持続可能性を目指したパルプ」という。)とは、次のいずれかをいう(森林認証パルプ、間伐材等パルプ及び管理木材パルプに該当するものを除く。)。

ア. 森林の有する多面的機能を維持し、森林を劣化させず、森林面積を減少させないようにするなど
森林資源を循環的・持続的に利用する観点から経営され、かつ、生物多様性の保全等の環境的
優位性、労働者の健康や安全への配慮等の社会的優位性の確保について配慮された森林から
産出された木材に限って調達するとの方針に基づいて使用するパルプ

イ. 資源の有効活用となる再・未利用木材(廃木材、建設発生木材、低位利用木材(林地残材、かん木、木の根、病虫獣害・災害などを受けた丸太から得られる木材、曲がり材、小径材などの木材)及び廃植物繊維)を調達するとの方針に基づいて使用するパルプ

3 「間伐材等」とは、間伐材又は竹をいう。

4 「指標項目」とは、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ配合率、間伐材等パルプ配合率、管理木材パルプ配合率、その他の持続可能性を目指したパルプ配合率、白色度及び塗工量をいう。

5 「総合評価値」とは備考6に示される Y_1 又は Y_2 の値をいう。

「指標値」とは、備考6に示される x_1, x_2, x_3, x_4, x_5 の指標項目ごとの値を、「加算値」とは、備考6に示される x_6, x_8 の指標項目ごとの値をいう。

「評価値」とは、備考6の y_1, y_2, y_3, y_4, y_5 について示される式により算出された数値又は定められた数値をいう。

6 総合評価値、評価値、指標値、加算値は以下の式による。

$$Y_1 = y_1 + y_2 + y_3 + y_4$$

$$Y_2 = y_1 + y_2 + y_3 + y_5$$

$$y_1 = x_1 + x_2 + x_3 \quad (0 \leq x_1 + x_2 + x_3 \leq 100)$$

$$y_2 = 0.75 \times x_4 \quad (0 \leq x_4 \leq 100)$$

$$y_3 = 0.5 \times x_5 \quad (0 \leq x_5 \leq 70)$$

$$y_4 = -x_6 + x_7 \quad (x_7 - 15 \leq x_6 \leq x_7, x_6 < x_7 - 15 \rightarrow x_6 = x_7 - 15, x_6 = x_6 > x_7 \rightarrow x_7)$$

$$y_5 = -0.5x_8 + 20 \quad (0 < x_8 \leq 10 \rightarrow x_8 = 10, 10 < x_8 \leq 20 \rightarrow x_8 = 20, 20 < x_8 \leq 30 \rightarrow x_8 = 30, \\ x_8 > 30 \rightarrow x_8 = 40)$$

Y_1, Y_2 及び $y_1, y_2, y_3, y_4, y_5, x_1, x_2, x_3, x_4, x_5, x_6, x_7, x_8$ は次の数値を表す。

Y_1 (塗工されていない印刷用紙に係る総合評価値): y_1, y_2, y_3, y_4 の合計値を算出し小数点以下を切り捨てた数値

Y_2 (塗工されている印刷用紙に係る総合評価値): y_1, y_2, y_3, y_5 の合計値を算出し小数点以下を切り捨てた数値

y_1 : 古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ配合率及び間伐材等パルプ配合率の合計値に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

y_2 : 管理木材パルプ配合率に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

y_3 : その他の持続可能性を目指したパルプ配合率に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

y_4 : 白色度に係る加算値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値(ファンシーペーパー又は抄色紙(色上質紙及び染料を使用した色紙一般を含む。)には適用しない。)

ファンシーペーパー又は抄色紙であって、印刷に係る判断の基準(印刷参照)に示された A ランク(紙へのリサイクルにおいて阻害とならないもの)の紙である場合は 5、それ以外の紙である場合は 0

y_5 : 塗工量に係る加算値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

x_1 : 古紙パルプ配合率(%)

x_2 : 森林認証材パルプ配合率(%)

x_3 : 間伐材等パルプ配合率(%)

x_4 :管理木材パルプ配合率(%)

x_5 :その他の持続可能性を目指したパルプ配合率(%)

x_6 :白色度(%)

白色度は生産時の製品ロットごとの管理標準値とし、管理標準値±3%の範囲内については許容する。ただし、ロットごとの色合わせの調整以外に着色された場合(意図的に白色度を下げる場合)は加点対象とならない。

x_7 :白色度の基準値(%)

白色度の基準値は古紙パルプ配合率(x_1)及びバージンパルプ配合率($x_2 + x_3 + x_4 + x_5$)に対応した基準値であって、古紙パルプ配合率 100%の場合の基準値は 70%、バージンパルプ配合率 100%の場合の基準値は 90%として次式により算定。

$$x_7 = 0.7 \times x_1 + 0.9 \times (x_2 + x_3 + x_4 + x_5)$$

x_8 :塗工量(g/m²)

塗工量(両面への塗布量)は、生産時の製品ロットごとの管理標準値とする。

7 調達を行う各機関は、印刷用紙を複写機、プリンタ等に使用する場合は、原料表示や製品仕様等、紙製造事業者等が製品及びウェブサイトに公表する情報提供を踏まえ、本体機器への適性や印刷品質に留意し、調達を行うこと。

8 紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、木材関連事業者にあっては、クリーンウッド法に則するとともに、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成 18 年 2 月 15 日)」に準拠して行うものとする。また、木材関連事業者以外にあっては、同ガイドラインに準拠して行うものとする。

9 紙の原料となる間伐材の確認は、林野庁作成の「間伐材チップの確認のためのガイドライン(平成 21 年 2 月 13 日)」に準拠して行うものとする。

10 紙の場合は、複数の木材チップを混合して生産するため、製造工程において製品ごとの実配合を担保することが困難等の理由を勘案し、間伐材等の管理方法は「森林認証材・間伐材に係るクレジット方式運用ガイドライン(平成 21 年 2 月 13 日)」に準拠したクレジット方式を採用することができる。また、森林認証材及び管理木材については、各制度に基づくクレジット方式により運用を行うことができる。

なお、「クレジット方式」とは、個々の製品に実配合されているか否かを問わず、一定期間に製造された製品全体に使用された森林認証材、間伐材などとそれ以外の原料の使用量に基づき、個々の製品に対し森林認証材、間伐材などが等しく使われているとみなす方式をいう。

事務用封筒(紙製)	【判断の基準】
窓付き封筒(紙製)	<input checked="" type="radio"/> 原則、窓の部分にプラスチック不使用 その他の【判断の基準】及び【配慮事項】については、「3. 文具類 事務用封筒(紙製) 窓付き封筒(紙製)」を参照

※再生紙利用促進の観点から、ガイドラインに適合しない場合においても、できる限り古紙パルプを含む再生紙を使用する。

印刷物における再生紙使用の表示は、古紙パルプを含んだ再生紙を使用している旨を記載するものとする。
(記載例)「この○○○は、古紙パルプを含む再生紙を使用しています。」

【衛生用紙】

トイレットペーパー	【判断の基準】
	<input checked="" type="radio"/> 古紙パルプ配合率 100%

ティッシュ ペーパー	<p>【配慮事項】</p> <p>①製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>②地下鉄使用済乗車券を古紙に含むこと。</p>
---------------	--

(2) 古紙及び古紙パルプ配合率

各品目において判断の基準となっている古紙及び関連する用語、古紙パルプ配合率の定義は、以下のとおりとする。

【古紙及び関連する用語の定義】

古紙	市中回収古紙及び産業古紙。
市中回収古紙	店舗、事務所及び家庭などから発生する使用済みの紙であって、紙製造事業者により紙の原料として使用されるもの(商品として出荷され流通段階を経て戻るものを含む。)。
産業古紙	原紙の製紙工程後の加工工程から発生し、紙製造事業者により紙の原料として使用されるもの。 ただし、紙製造事業者等(当該紙製造事業者の子会社、関連会社等の関係会社を含む。)の紙加工工場、紙製品工場、印刷工場及び製本工場など、紙を原料として使用する工場若しくは事業場において加工を行う場合、又は当該紙製造事業者が製品を出荷する前に委託により他の事業者に加工を行わせる場合に発生するものであって、商品として出荷されずに当該紙製造事業者により紙の原料として使用されるものは、古紙としては取り扱わない(当該紙製造事業者等の手を離れ、第三者を介した場合は、損紙を古紙として取り扱うための意図的な行為を除き、古紙として取り扱う。)。
損紙	以下のいずれかに該当するもの。 ・製紙工程において発生し、そのまま製紙工程に戻され原料として使用されるもの(いわゆる「回流損紙」。ウェットブローク及びドライブローク)。 ・製紙工場又は事業場内に保管されて原料として使用されるもの(いわゆる「仕込損紙」)。 ・上記産業古紙の定義において、「ただし書き」で規定されているもの。
紙製造事業者	「日本標準産業分類」(平成 21 年総務省告示第 175 号)の中分類に掲げる「紙製造業(142)」であり、小分類の「洋紙製造業(1421)」「板紙製造業(1422)」「機械すき和紙製造業(1423)」及び「手すき和紙製造業(1424)」をいう。
子会社、関連会社 及び関係会社	金融商品取引法(昭和 23 年法律第 25 号)第 193 条の規定に基づく財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和 38 年大蔵省令第 59 号)第 8 条の各項に定めるものをいう。

【古紙パルプ配合率の定義】

$$\text{古紙パルプ配合率} = \frac{\text{古紙パルプ}}{(\text{バージンパルプ} + \text{古紙パルプ})} \times 100(%)$$

パルプは含水率 10%の重量とする。

上記算定式の分母及び分子には損紙は含まないものとする。

3. 文具類

(1) 品目及び判断の基準等

文具類共通 (下記以外の品目)	<p>【判断の基準】</p> <p>○ 次のいずれかの要件を満たすこと。また、これに加えて、主要材料以外の材料に木質が含まれる場合は②、紙が含まれる場合で原料にバージンパルプが使用される場合は③イの要件をそれぞれ満たすこと。</p> <p><金属を除く主要材料がプラスチックの場合></p> <p>① 再生プラスチック配合率 40%以上(ポストコンシューマ材料の場合は20%以上)</p> <p>再生プラスチックがプラスチック重量の 40%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の 20%以上使用されていること。</p> <p><金属を除く主要材料が木質の場合></p> <p>② 間伐材、端材等の再生資源又は合法材</p> <p>間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること、又は、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手續が適切になされたものであること。</p> <p><金属を除く主要材料が紙の場合></p> <p>③ 古紙パルプ配合率 50%以上、バージンパルプの合法性の担保</p> <p>次の要件を満たすこと。</p> <p>ア. 紙の原料は古紙パルプ配合率 50%以上であること。</p> <p>イ. 紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手續が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p> <p><大部分の材料が金属類の場合></p> <p>④ 原材料の使用量の削減及び部品等の軽量化・減量化、異種材料間の分解・分別が可能</p> <p>次の要件を満たすこと。ただし、すべての材料が金属の場合はイの要件を除く。</p> <p>ア. 原材料の使用量の削減及び部品等の軽量化・減量化が図られるよう製品の設計がなされていること。</p> <p>イ. 使用後に異種材料間の分解・分別が可能なものであること。ただし、安全性などを考慮し、容易に分解・分別できないことが必要な部品を除く。</p> <p><共通></p> <p>⑤ エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①古紙パルプ配合率、再生プラスチック配合率が可能な限り高いものであること。</p> <p>②使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。</p> <p>③材料に木質が含まれる場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が行われている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源である木材は除く。</p> <p>④材料に紙が含まれる場合でバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が行われている森林から産出されたものであること。</p> <p>⑤間伐材又は間伐材パルプの利用割合が可能な限り高いものであること。</p> <p>⑥製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温</p>
--------------------	--

	<p>室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。</p> <p>⑦製品全体又は部品及び容器包装は、可能な限り单一素材化又は使用する素材の種類が少くなるよう配慮されていること。</p> <p>⑧製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>⑨製品の包装又は梱包にプラスチックを使用している場合は、再生プラスチック又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが可能な限り使用されていること。</p> <p>注)文具類に定める特定調達品目については、共通して上記の判断の基準及び配慮事項を適用する。ただし、大部分の材料が金属類に該当しない場合であつて、個別の特定調達品目について判断の基準(●印)を定めているものについては、上記の判断の基準に代えて、当該品目について定める判断の基準(●印)を適用する。また、適用箇所を定めているものについては、適用箇所のみに上記の判断の基準を適用する。</p>
シャープペンシル	<p>【配慮事項】</p> <p>○残芯が可能な限り少ないとこと。</p>
シャープペンシル 替芯	[判断の基準は容器に適用]
ボールペン	<p>【判断の基準】</p> <p>● 文具類共通の判断基準を満たす、かつ、芯が交換できる</p>
マーキングペン	<p>【配慮事項】</p> <p>○消耗品が交換又は補充できること。</p>
鉛筆	
スタンプ台 朱肉	<p>【判断の基準】</p> <p>● 再生プラスチック配合率 70%以上(ポストコンシューマ材料の場合は35%以上)又はバイオマスプラスチック</p> <p>金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の 70%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること(消耗部分を除く。)。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の 35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○インク又は液が補充できること。</p>
印章セット	<p>【配慮事項】</p> <p>○液が補充できること。</p>
印箱	
公印	
ゴム印	
回転ゴム印	
定規	
トレー	
消しゴム	[判断の基準は巻紙(スリーブ)又はケースに適用]
ステープラー (汎用型)	<p>【判断の基準】</p> <p>● 再生プラスチック配合率 70%以上又はバイオマスプラスチック</p> <p>金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の 70%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること(機構部分を除く。)。そ</p>

	<p>れ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。</p> <p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行いうるよう、分離又は分別の工夫がなされていること。
ステープラー (汎用型以外)	<p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行いうるよう、分離又は分別の工夫がなされていること。
ステープラー針 リムーバー	<p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行いうるよう、分離又は分別の工夫がなされていること。
連射式クリップ (本体)	<p>【判断の基準】</p> <p>● 再生プラスチック配合率 70%以上(ポストコンシューマ材料の場合は35%以上)又はバイオマスプラスチック</p> <p>金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の 70%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること(消耗部分を除く。)。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の 35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。</p>
事務用修正具 (テープ)	<p>【判断の基準】</p> <p>● 再生プラスチック配合率 70%以上(ポストコンシューマ材料の場合は35%以上)又はバイオマスプラスチック</p> <p>金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の 70%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること(消耗部分を除く。)。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の 35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。</p> <p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○消耗品が交換できること。
事務用修正具 (液状)	<p>[判断の基準は容器に適用]</p>
クラフトテープ 両面粘着紙テープ	<p>【判断の基準】</p> <p>● 古紙パルプ配合率 40%以上、バージンパルプ合法性の担保</p> <p>テープ基材については古紙パルプ配合率 40%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たつて、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p> <p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○クラフトテープについては、粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で、溶解又は細かく分散するものであり、樹脂ラミネート加工がされていないこと。
布粘着テープ (プラスチック製クロステープを含む。)	<p>【判断の基準】</p> <p>● 再生プラスチック配合率 40%以上又はバイオマスプラスチック</p> <p>テープ基材(ラミネート層を除くことができる。)については再生プラスチックがプラスチック重量の 40%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって</p>

	環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。
製本テープ	〔判断の基準はテープ基材に適用〕
ブックスタンド	<p>【判断の基準】</p> <p>● 再生プラスチック配合率 70%以上(ポストコンシューマ材料の場合は35%以上)又はバイオマスプラスチック</p> <p>金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。</p>
ペンスタンド	
クリップケース	
はさみ	<p>【配慮事項】</p> <p>○再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行いうるように、分離又は分別の工夫がなされていること。</p>
マグネット(玉)	
マグネット(バー)	
テープカッター	
パンチ(手動)	
モルトケース(紙めぐり用 スポンジケース)	
紙めぐりクリーム	〔判断の基準は容器に適用〕
鉛筆削(手動)	<p>【配慮事項】</p> <p>○再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行いうように、分離又は分別の工夫がなされていること。</p>
OAクリーナー (ウェットタイプ)	<p>【判断の基準】</p> <p>〔判断の基準は容器に適用〕</p> <p>● 再生プラスチック配合率 70%以上(ポストコンシューマ材料の場合は35%以上)又はバイオマスプラスチック</p> <p>金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○内容物が補充できること。</p>
OAクリーナー (液タイプ)	<p>〔判断の基準は容器に適用〕</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○内容物が補充できること。</p>
ダストプロワー	<p>【判断の基準】</p> <p>● フロン類不使用</p> <p>フロン類が使用されていないこと。ただし、可燃性の高い物質が使用されている場合にあっては、製品に、その取扱いについての適切な記載がなされていること。</p>
レターケース	
メディアケース	〔判断の基準〕

	<p>●次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>① 再生プラスチック配合率 70%以上(ポストコンシューマ材料の場合は35%以上)</p> <p>金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の 70%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の 35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。</p> <p>② スリムタイプケース</p> <p>CD、DVD 及び BD 用にあっては、厚さ5mm 程度以下のスリムタイプケースであること。</p> <p>③ バイオマスプラスチック</p> <p>バイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。</p>
マウスパッド	
OAフィルター (枠あり)	<p>【判断の基準】</p> <p>●次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>① 再生プラスチック配合率 40%以上又はバイオマスプラスチック</p> <p>文具類共通の判断の基準を満たすこと、又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。</p> <p>② 再生プラスチック配合率 50%以上(枠部分)</p> <p>枠部は、再生プラスチックが枠部全体重量の 50%以上使用されていること。</p>
丸刃式紙裁断機	<p>【配慮事項】</p> <p>○再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行いうるよう、分離又は分別の工夫がなされていること。</p>
カッターナイフ	
カッティングマット	<p>【配慮事項】</p> <p>○マットの両面が使用できること。</p>
デスクマット	
OHPフィルム	<p>【判断の基準】</p> <p>●次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>① 再生プラスチック配合率 30%以上</p> <p>再生プラスチックがプラスチック重量の 30%以上使用されていること。</p> <p>② バイオマスプラスチック</p> <p>インクジェット用のものにあっては、上記①の要件を満たすこと、又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。</p>
絵筆	<p>【判断の基準】</p> <p>● 再生プラスチック配合率 70%以上(ポストコンシューマ材料の場合は35%以上)又はバイオマスプラスチック</p> <p>金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の 70%以上使用されていること、又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の 35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。</p>
絵の具	[判断の基準は容器に適用]
墨汁	[判断の基準は容器に適用]
のり(液状) (補充用を含む。)	[判断の基準は容器に適用]

のり(澱粉のり) (補充用を含む。)	【配慮事項】 ○内容物が補充できること。
のり(固形) (補充用を含む。)	【判断の基準は容器・ケースに適用】
のり(テープ)	【配慮事項】 ○消耗品が交換できること。
ファイル	<p>【判断の基準】</p> <p>●次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p><金属を除く主要材料が紙の場合></p> <p>① 古紙パルプ配合率 70%以上</p> <p>紙の原料は古紙パルプ配合率 70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p> <p><その他の場合></p> <p>② 文具類共通の判断の基準を満たす</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①表紙とじ具を分離し、部品を再使用、再生利用又は分別廃棄できる構造になっていること。</p> <p>②地下鉄使用済乗車券を古紙に含むこと。</p>
バインダー	<p>【判断の基準】</p> <p>● 古紙パルプ配合率 70%以上</p> <p>金属を除く主要材料が紙の場合にあっては、紙の原料は古紙パルプ配合率 70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○表紙とじ具を分離し、部品を再使用、再生利用又は分別廃棄できる構造になっていること。</p>
ファイリング用品	
アルバム (台紙を含む。)	
つづりひも	<p>【判断の基準】</p> <p>●次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>① 古紙パルプ配合率 70%以上</p> <p>金属を除く主要材料が紙の場合にあっては、紙の原料が古紙パルプ配合率 70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p>

	<p>② 再生プラスチック配合率 70%以上又はバイオマスプラスチック(ポストコンシューマ材料の場合は 35%以上)</p> <p>金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の 70%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の 35%以上使用されていること。</p> <p>③ 上記①又は②以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たす</p>
カードケース	
事務用封筒(紙製)	<p>【判断の基準】</p> <p>● 古紙パルプ配合率 40%以上(紙部分)</p> <p>古紙パルプ配合率 40%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p>
窓付き封筒(紙製)	<p>【判断の基準】</p> <p>● 古紙パルプ配合率 40%以上(紙部分)</p> <p>古紙パルプ配合率 40%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手續が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p> <p>● 再生プラスチック配合率 40%以上又はバイオマスプラスチック(窓部分)</p> <p>窓部分にプラスチック製フィルムを使用している場合は、窓フィルムについては再生プラスチックがプラスチック重量の 40%以上使用されていること、又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。</p>
ノート	<p>【判断の基準】</p> <p>● 古紙パルプ配合率 70%以上</p> <p>古紙パルプ配合率 70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手續が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p> <p>● 塗工量が両面で 30g/m²以下</p> <p>塗工されているものにあっては、塗工量が両面が 30g/m²以下であること又は塗工されている印刷用紙に係る判断の基準を満たすこと。</p> <p>● 白色度が 70%程度以下</p> <p>塗工されていないものにあっては、白色度が 70%程度以下であること。</p>
パンチラベル	<p>【配慮事項】</p> <p>○粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で、溶解又は細かく分散するものであり、樹脂ラミネート加工がされていないこと。</p>
タックラベル	<p>【判断の基準】</p> <p>● 古紙パルプ配合率 70%以上</p>
インデックス	<p>金属を除く主要材料が紙の場合にあっては、紙の原料が古紙パルプ配合率 70%以上であること(粘着部分を除く。)。また、紙の原料にバージンパルプが使</p>

付箋紙	<p>用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で、溶解又は細かく分散するものであり、樹脂ラミネート加工がされていないこと。</p>
付箋フィルム	<p>【配慮事項】</p> <p>○粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で、溶解又は細かく分散するものであること。</p>
黒板拭き	
ホワイトボード用 イレーザー	
額縁	
テープ印字機等用 カセット	<p>【判断の基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●次のいずれかの要件を満たすこと。 <p>① 文具類共通の判断の基準を満たすこと</p> <p>② 次の要件を満たすこと</p> <p>ア. 再充填可能なことを表記</p> <p>使用済み製品にテープ部分(リボンを含む。)を再充填し、必要に応じて消耗部品を交換できることが、包装、同梱される印刷物又は取扱説明書のいずれかに表記されていること。</p> <p>イ. 5回以上繰り返して使用可能</p> <p>通常の使用条件により、5回以上繰り返して使用することが可能であること。</p> <p>ウ. 使用済み製品の回収システム</p> <p>工場で再充填される製品は、使用済み製品の回収システムがあること。</p> <p>エ. 回収した製品の部品の再資源化率が製品全体の重量の95%以上</p> <p>工場で再充填される製品は、回収した製品の部品の再資源化率(使用済みとなって排出され、再資源化を目的に回収後、再資源化工程に投入された製品の重量又は回収したカートリッジ等の重量のうち、再使用、マテリアルリサイクル、エネルギー回収や油化、ガス化、高炉還元又はコークス炉化学原料化された部品の重量の割合をいう。)が製品全体の重量(インクを除く。)の95%以上であること。また、回収した製品の部品のうち再使用又は再生使用できない部分は、減量化等が行われた上で、適正処理され、単純埋立されること。</p>
テープ印字機等用 テープ	<p>【判断の基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●次のいずれかの要件を満たすこと。 <p>① 文具類共通の判断の基準を満たすこと</p> <p>② テープ印字機等をそのまま使用可能</p> <p>テープ部分を交換することでテープ印字機等をそのまま使用できること。</p>
ごみ箱 リサイクルボックス	<p>【判断の基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 再生プラスチック配合率70%以上(ポストコンシューマ材料の場合は35%以上)又はバイオマスプラスチック <p>金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。</p>

	すこと。
缶・ボトルつぶし機 (手動)	
名札(机上用)	
名札(衣服取付型・ 首下げ型)	
鍵かけ (フックを含む。)	
チョーク	<p>【判断の基準】</p> <p>● 再生材料使用率 10%以上</p>
グラウンド用白線	<p>【判断の基準】</p> <p>● 再生材料使用率 70%以上</p>
梱包用バンド	<p>【判断の基準】</p> <p>● 古紙パルプ配合率 100% 金属を除く主要材料が紙の場合にあっては、古紙パルプ配合率 100%であること。</p> <p>● ポストコンシューマの再生プラスチック配合率 25%以上(ペットボトルリサイクル製品は除く。) 金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックがプラスチック重量の 25%以上使用されていること。ただし、廃ペットボトルのリサイクル製品は除く。</p>

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「ステープラー(汎用型)」とは、JIS S 6036 の 2.に規定するステープラつづり針の種類 10 号を使用するハンディタイプのものをいう。また、「ステープラー(汎用型以外)」とは、ステープラー(汎用型)以外のものをいい、針を用いない方式のものを含む。
- 2 「ファイル」とは、穴をあけてとじる各種ファイル(フラットファイル、パイプ式ファイル、とじこみ表紙、ファスナー(とじ具)、コンピュータ用キヤップ式等)及び穴をあけずにとじる各種ファイル(フォルダー、ホルダー、ボックスファイル、ドキュメントファイル、透明ポケット式ファイル、スクラップブック、Z式ファイル、クリップファイル、用箋挟、図面ファイル、ケースファイル等)等をいう。
- 3 「バインダー」とは、MP バインダー、リングバインダー等をいう。
- 4 「ファイリング用品」とは、ファイル又はバインダーに補充して用いる背見出し、ポケット及び仕切紙をいう。
- 5 「古紙」及び「古紙パルプ配合率」とは、本ガイドライン「2. 紙類」の「(2) 古紙及び古紙パルプ配合率」による。
- 6 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものと/orをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。
- 7 「ポストコンシューマ材料」とは、製品として使用された後に、廃棄された材料又は製品をいう。
- 8 「バイオマスプラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチックをいう。
- 9 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。
- 10 「主要材料」とは、製品の構成材料として、消耗品、粘着部分を除いた製品重量の 50%以上を占める材料をいう。なお、再生材料等に係る判断の基準は、金属を除く主要材料に適用する。
- 11 「消耗部分」とは、使用することにより消耗する部分をいう。なお、消耗部分が交換可能な場合(カートリッジ等)は、交換可能な部分全てを、消耗部分が交換不可能な場合(ワンウェイ)は、当該部分(インク等)のみ当該製品の再生材料の配合率を算定する分母及び分子から除く。
- 12 「粘着部分」とは、主としてラベル等に用いる感圧接着剤を塗布した面をいう。なお、粘着材及び剥離紙・剥離基材(台紙)を当該製品の再生材料の配合率を算定する分母及び分子から除く。

く。

- 13 「大部分の材料が金属類」とは、製品に使用されている金属類が消耗品、粘着部分を除いた製品全体重量の95%以上であるものをいう。
- 14 文具類共通の判断の基準は、金属以外の主要材料としてプラスチック、木質及び紙を使用している場合並びに大部分の材料が金属類である場合について定めたものであり、大部分の材料が金属類に該当しない場合かつ金属が主要材料であって、プラスチック、木質又は紙を使用していないものは、本項の判断の基準の対象とする品目に含まれないものとする。
- 15 文具類共通の判断の基準④アについては、自社の同等の機能を有する従来品と比較して原材料の使用量の削減及び軽量化・減量化が図られるよう製品の設計がなされていること又は自社で定めた製品の機能に関連する重量原単位が削減されるよう設計がなされていることとする。
- 16 文具類共通の判断の基準⑤の「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、商品類型No.112「文具・事務用品 Version2」に係る認定基準をいう。なお、特定調達品目であってエコマーク認定基準を満たす製品については備考10に示す主要材料の定義によらず、判断の基準を満たすものとみなす。
- 17 ダストプロワーに係る判断の基準における「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号)第2条第1項に定める物質をいう。判断の基準において使用できる物質は、二酸化炭素、ジメチルエーテル及びハイドロフルオロオレфин(HFO1234ze)等。
- 18 ダストプロワーに係る判断の基準については、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号)第2条第2項の指定製品の対象となる製品に適用するものとする。
- 19 本項の判断の基準の対象となる「メディアケース」は、CD、DVD及びBD用とする。
- 20 塗工されている印刷用紙に係る判断の基準は、本ガイドライン「2. 紙類」の「塗工されている印刷用紙」による。
- 21 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。
- 22 文具類共通の配慮事項⑥の定量的環境情報は、カーボンフットプリント(ISO14067)、ライフサイクルアセスメント(ISO14040及びISO14044)及び経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント ガイドライン(令和5年5月)」等に整合して算定したものとする。
- 23 木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとする。なお、都道府県等による森林、木材等の認証制度も合法性の確認に活用できることとする。
ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者があらかじめ当該原料・製品等を特定し、毎年1回林野庁に報告を行うとともに、証明書に特定された原料・製品等であることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。なお、本ただし書きの設定期間については、市場動向を勘案しつつ、適切に検討を実施することとする。

4. オフィス家具等

(1) 品目及び判断の基準等

いす	【判断の基準】
机	○ 次の①から④のいずれかの要件及びに⑤の要件を満たすこと、又は⑥の要件を満たすこと。ただし、①から④について主要材料以外の材料に木質が含まれる場合は③ア、イ及びウを、紙が含まれる場合で原料にバージンパルプが使用される場合は④イの要件をそれぞれ満たすこと。
棚	<大部分の材料が金属類の場合>
収納用什器 (棚以外)	① 棚又は収納用什器であって、表1に示された区分の製品は、次のア、イ及びウの要件を、それ以外の場合及びディスプレイスタンドにあっては、イ及びウの要件を満たすこと。
ローパーティション	ア. 区分ごとの基準を上回らない(棚板の機能重量が 0.1 以下) イ. 単一素材分解可能率 90%以上 ウ. リデュース、リサイクルに配慮された設計
コートハンガー	表2の評価項目ごとに評価基準に示された環境配慮設計がなされていること。
傘立て	<金属を除く主要材料がプラスチックの場合>
掲示板	② 次のいずれかの要件を満たすこと。
黒板	ア. 再生プラスチック配合率 10%以上 再生プラスチックがプラスチック重量の 10%以上使用されていること。
ホワイトボード	イ. バイオマスプラスチック配合率 25%以上、かつバイオベース合成ポリマー含有率 10%以上 バイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものがプラスチック重量の 25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が 10%以上であること。
個室ブース	<金属を除く主要材料が木材の場合>
ディスプレイスタンド	③ 次のエの要件を満たすとともに、使用している原料に応じア、イ及びウの要件をみたすこと。
	ア. 間伐材、端材等の再生資源 間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること。 イ. 間伐材の合法性の担保 間伐材は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続きが適切になされたものであること。 ウ. 原木の合法性の担保 上記ア以外の場合にあっては、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。
	エ. ホルムアルデヒド放散速度 0.02mg/m²h 以下 材料からのホルムアルデヒドの放散速度が、0.02mg/m ² h 以下又はこれと同等のものであること。
	<金属を除く主要材料が紙の場合>
	④ 次の要件を満たすこと。
	ア. 紙の原料は古紙パルプ配合率 50%以上 イ. バージンパルプの合法性の担保 紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手續が適切になされたものであること。 ウ. バージンパルプの適用除外 上記②については、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパ

	<p>ルプのうち、合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p> <p>＜主要材料によらずオフィス家具等に共通＞</p> <p>⑤ 保守部品又は消耗品の供給期間は、当該製品の製造終了後5年以上</p> <p>⑥ エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①修理及び部品交換が容易である等長期間の使用が可能な設計がなされている、又は、分解が容易である等部品の再使用若しくは素材の再生利用が容易になるような設計がなされていること。特に金属部分については、資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号。以下「資源有効利用促進法」という。)の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>②使用される塗料は、粉体塗料、水性塗料等の有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。</p> <p>③使用済製品の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。</p> <p>④材料に木質が含まれる場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源である木材は除く。</p> <p>⑤材料に紙が含まれる場合でバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。</p> <p>⑥製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。</p> <p>⑦ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品であること。</p> <p>⑧製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>⑨包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p>
--	--

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「ホワイトボード」とは、黒板以外の各種方式の筆記ボードをいう。
- 2 「大部分の材料が金属類」とは、製品に使用されている金属類が製品全体重量の 95%以上であるものをいう。
- 3 判断の基準①の「単一素材分解可能率」は次式の算定方法による。
- 単一素材分解可能率(%) = 単一素材まで分解可能な部品数 / 製品部品数 × 100
- 次のいずれかに該当するものは、単一素材分解可能率の算定対象となる部品に含まれないものとする。
- ① 盗難、地震や操作上起こり得る転倒を防止するための部品(錠前、転倒防止機構部品、安定保持部品等)
 - ② 部品落下防止の観点から、本体より張り出しが起きる部位を保持する部品(ヒンジ、引出レール等)
 - ③ 日本産業規格(以下「JIS」という。)又はこれに準ずる部品の固定又は連結等に使用する付属のネジ
- 4 「古紙」及び「古紙パルプ配合率」とは、本ガイドライン「2. 紙類」の「(2) 古紙及び古紙パルプ配合率」による。
- 5 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。
- 6 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者の LCA 専門家等により環境

負荷低減効果が確認されたものをいう。

- 7 「バイオマスプラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源(バイオマス)を使用するプラスチックをいう。
- 8 「バイオベース合成ポリマー含有率」とは、プラスチック重量に占める、バイオマスプラスチックに含まれるバイオマス由来原料分の重量の割合をいう。
- 9 放散速度が $0.02\text{mg/m}^2\text{h}$ 以下と同等のものとは、次によるものとする。

ア. 対応したJIS又は日本農林規格があり、当該規格にホルムアルデヒドの放散量の基準が規定されている木質材料については、F☆☆☆の基準を満たしたもの。JIS S 1031に適合するオフィス用机・テーブル、JIS S 1032に適合するオフィス用いす、JIS S 1039に適合する書架・物品棚、及びJIS S 1033に適合するオフィス用収納家具は、本基準を満たす。

イ. 上記ア.以外の木質材料については、JIS A 1460の規定する方法等により測定した数値が次の数値以下であるもの。

平均値	最大値
0.5mg/L	0.7mg/L

10 判断の基準<主要材料が木材の場合>①イについては、クリーンウッド法の対象物品に適用することとする。

11 判断の基準<主要材料が紙の場合>③については、クリーンウッド法の対象物品以外にあっては、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しないこととする。

12 判断の基準⑥の「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、商品類型 No.130「家具 Version2」に係る認定基準をいう。

13 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。

14 配慮事項⑥の定量的環境情報は、カーボンフットプリント(ISO 14067)、ライフサイクルアセスメント(ISO 14040 及び ISO 14044)及び経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント ガイドライン(令和5年5月)」等に整合して算定したものとする。

15 「ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品」とは、当該製品のライフサイクルにおける温室効果ガス排出量の算定基準に基づき、ライフサイクル全般にわたる温室効果ガス排出量の全部を認証された温室効果ガス排出削減・吸収量(以下本項において「クレジット」という。)を調達し、無効化又は償却した上で埋め合わせた(以下本項において「オフセット」という。)製品をいう。

16 オフセットに使用できるクレジットは、当面の間、J-クレジット、二国間クレジット(JCM)、地域版J-クレジットなど我が国の温室効果ガスインベントリーに反映できるものを対象とする。なお、クレジットの更なる活用を図る観点から、クレジットに関する国内外の議論の動向や市場動向を踏まえつつ、対象品目及び対象クレジットを拡大する等、需要拡大に向けた検討を実施するものとする。

17 木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、次による。

ア. クリーンウッド法の対象物品にあっては、木材関連事業者は、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性・持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとする。また、木材関連事業者以外にあっては、同ガイドラインに準拠して行うものとする。

イ. クリーンウッド法の対象物品以外にあっては、上記ガイドラインに準拠して行うものとする。なお、都道府県等による森林、木材等の認証制度も合法性の確認に活用できるものとする。

ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者があらかじめ当該原料・製品等を特定し、毎年1回林野庁に報告を行うとともに、証明書に特定された原料・製品等であることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であるとの証明は不要とする。なお、本ただし書きの設定期間については、市場動向を勘案しつつ、適切に検討を実施することとする。

表1 大部分の材料が金属類である棚又は収納用什器(収納庫)の棚板に係る機能重量の基準

区分	基準
収納庫(カルテ収納棚等の特殊用途は除く。)の棚板	0.1

棚(書架・軽量棚・中量棚)の棚板	0.1
------------------	-----

備考) 棚板に適用される機能重量の基準の算出方法は、次式による。

$$\text{機能重量の基準} = \text{棚板重量(kg)} \div \text{棚耐荷重(kg)}$$

表2 大部分の材料が金属類である棚又は収納用什器に係る環境配慮設計項目

目的	評価項目	評価基準
リデュース配慮設計	原材料の使用削減	原材料の使用量の削減をしていること。
	軽量化・減量化	部品・部材の軽量化・減量化をしていること。
リサイクル配慮設計	再生可能材料の使用	再生可能な材料を使用していること。
	再生可能材料部品の分離・分解の容易化	再生可能な材料を使用している部分は部品ごとに簡易に分離・分解できる接合方法であること。 その他の部品は容易に取り外しができること。
	再生資源としての利用	合成樹脂部分の材料表示を図っていること。 材質ごとに分別できる工夫を図っていること。

5. 画像機器等

5-1 コピー機等

(1) 品目及び判断の基準等

コピー機	<p>【判断の基準】</p> <p><共通事項></p> <p>○ 基準値1は、次の①から⑤の要件を、基準値2は、次の②から⑤の要件をそれぞれ満たすこと。</p>
複合機	
拡張性のある デジタルコピー機	<p>① ライフサイクルにおける定量的環境情報を開示</p> <p>製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。</p> <p>② 特定調達物品(用紙)が使用可能</p> <p>使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は、特定調達物品等を使用することが可能であること。</p> <p>③ 次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>ア. リユースに配慮</p> <p>リユースに配慮したコピー機及び複合機並びに拡張性のあるデジタルコピー機(以下「コピー機等」という。)であること。</p> <p>イ. 特定の化学物質の含有率が基準値以下</p> <p>④ 再生プラスチックの使用</p> <p>少なくとも25gを超える部品の一つに再生プラスチック部品又は再使用プラスチック部品が使用されていること。</p> <p>⑤ 回収・再使用又はリサイクルシステム</p> <p>使用済製品の回収及び部品の再使用又は材料のマテリアルリサイクルのシステムがあること。また、回収した機器の再使用又は再生利用できない部分については、減量化等が行われた上で、適正処理され、単純埋立てされること。</p> <p><個別事項></p> <p>① コピー機又は拡張性のあるデジタルコピー機</p> <p>コピー機又は拡張性のあるデジタルコピー機(リユースに配慮したコピー機又は拡張性のあるデジタルコピー機を含む。)にあっては、次のアからウのうち当該機器に対応する要件を満たすこと。</p> <p>ア. モノクロコピー機又は拡張性のあるモノクロデジタルコピー機(大判機を除く。)にあっては、表1-1に示された区分ごとの基準を満たすこと。</p> <p>イ. カラーコピー機又は拡張性のあるカラーデジタルコピー機(大判機を除く。)にあっては、表1-2に示された区分ごとの基準を満たすこと。</p> <p>ウ. 大判コピー機又は拡張性のある大判デジタルコピー機にあっては、表1-3に示された区分ごとの基準を満たすこと。</p> <p>② 複合機</p> <p>複合機(インクジェット方式を除く。)にあっては、次のアからカのうち当該機器に対応する要件を満たすこと。</p> <p>ア. モノクロ複合機(大判機を除く。)にあっては、表2-1、表3及び表4に示された区分ごとの基準を満たすこと。</p> <p>イ. カラー複合機(大判機を除く。)にあっては、表2-2、表3及び表4に示された区分ごとの基準を満たすこと。</p> <p>ウ. 大判複合機にあっては、表5に示された区分ごとの基準を満たすこと。</p> <p>エ. リユースに配慮したモノクロ複合機又は業務用モノクロ複合機(大判機を除く。)にあっては、表6-1に示された区分ごとの基準を満たすこと。</p> <p>オ. リユースに配慮したカラー複合機又は業務用カラー複合機(大判機を除く。)にあっては、表6-2に示された区分ごとの基準を満たすこと。</p>

	<p>力。リユースに配慮した大判複合機にあっては、表1－3に示された区分ごとの基準を満たすこと。</p> <p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品であること。 ②使用される電池には、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物が含まれないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合は、この限りでない。 ③資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、部品の再使用のための設計上の工夫がなされていること。特に希少金属類を含む部品の再使用のための設計上の工夫がなされていること。 ④分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ⑤紙の使用量を削減できる機能を有すること。 ⑥製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑦包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
--	--

- 備考) 1 「複合機」とは、コピー機能に加えて、プリント、ファクシミリ送信又はスキャンのうち、1 以上の機能を有する機器をいう。
- 2 「業務用複合機」とは、以下のアからカの項目を全て満たし、かつ、製品の標準又は付属品を含め、以下のキからスの機能の項目のうち、カラー製品の場合は5項目以上、モノクロ製品の場合は4項目以上を満たす複合機をいう。
- ア. 坪量 141g/m²以上を有する用紙のサポート
 - イ. A3 判用紙の処理可能
 - ウ. 製品がモノクロの場合、製品速度 86 枚/分以上(製品速度については後述表1－1の備考1 参照)
 - エ. 製品がカラーの場合、製品速度 50 枚/分以上
 - オ. 各色に対するプリント解像度 600×600 ドット/インチ(dpi)以上
 - カ. ベースモデルで 180 kgを超える重量
 - キ. 紙容量 8,000 枚以上
 - ク. デジタルフロントエンド
 - ケ. パンチ穴開け
 - コ. 無線綴じ又はリング綴じ(若しくは類似のテープ若しくはワイヤ綴じ。ステープル綴じを除く。)
 - サ. DRAM1,024MB 以上
 - シ. 第三者による色認証
 - ス. 塗工紙対応
- 3 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。
- 4 判断の基準<共通事項>①の定量的環境情報は、カーボンフットプリント(ISO 14067)、ライフサイクルアセスメント(ISO 14040 及び ISO 14044)及び経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント ガイドライン(令和5年5月)」等に整合して算定したものとする。
- 5 「リユースに配慮したコピー機等」とは、製造時にリユースを行なうシステムが構築・維持され、そのシステムから製造されたものであり、以下の「再生型機」及び「部品リユース型機」を指す。
- ア. 「再生型機」とは、使用済みの製品を部分分解・洗浄・修理し、新品同等品質又は一定品質に満たない部品を交換し、専用ラインで組み立てた製品をいう。
 - イ. 「部品リユース型機」とは、使用済みの製品を全分解・洗浄・修理し、新造機と同一品質を保証できる部品を新造機と同等の製造ラインで組み立てた製品をいう。
- 6 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリプロモビフェニル並びにポリプロモジフェニルエーテルをいう。
- 7 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950(電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法)の附属書Aの表 A.1(特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値)に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては JIS C 0950 に準ずるものとする。

- 8 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。
- 9 判断の基準<共通事項>④については、資源有効利用促進法の特定再利用業種に該当する機器に適用する。
- 10 「マテリアルリサイクル」とは、材料としてのリサイクルをいう。エネルギー回収や油化、ガス化、高炉還元、コークス炉化学原料化は含まない。
- 11 「大判機」とは、幅が 406mm 以上の連続媒体に対応する製品を含み、A2 判又はそれ以上の媒体用に設計された製品が含まれる。
- 12 「希少金属類」とは、昭和59年8月の通商産業省鉱業審議会レアメタル総合対策特別小委員会において特定された31鉱種(希土類は17元素を1鉱種として考慮)の金属をいう。
- 13 リユースに配慮したコピー機等は、使用済みの製品を回収し、厳密な品質検査を経て生産工程に供給され、当該機器の製造が可能となることから、安定的な製品供給が必ずしも保証されない場合がある。このため、調達に当たり、環境側面に関して調達を行う各機関が特定調達物品等であること以外の入札等の要件を示す場合は、判断の基準<共通事項>③ア及びイについて併記すること。
- 14 コピー機等の調達時に、機器本体の消耗品としてトナー容器単体で構成される消耗品を有する場合にあっては、本ガイドラインに示した品目「トナーカートリッジ」の判断の基準⑤の「トナーの化学安全性が確認されていること」を満たす場合は、特定調達物品等と同等の扱いとすること。
- 15 判断の基準<共通事項>②については、本体機器への影響や印刷品質に問題がなく使用できる用紙であることが前提となる。
- 16 リユースに配慮したコピー機等の判断の基準の個別事項については、使用済みの製品の回収までに相当程度期間を要することから、判断の基準を満たす製品が市場に供給されるまでの期間は、表1-1、表1-2、表6-1及び表6-2の該当する要件を満たすことで対応する判断の基準を満たすものとみなすこととする。なお、期間については、市場動向を勘案しつつ、検討を実施することとする。
- 17 「ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品」とは、当該製品のライフサイクルにおける温室効果ガス排出量の算定基準に基づき、ライフサイクル全般にわたる温室効果ガス排出量の全部を認証された温室効果ガス排出削減・吸収量(以下本項において「クレジット」という。)を調達し、無効化又は償却した上で埋め合わせた(以下本項において「オフセット」という。)製品をいう。
- 18 オフセットに使用できるクレジットは、当面の間、J-クレジット、二国間クレジット(JCM)、地域版 J-クレジットなど我が国の温室効果ガスインベントリーに反映できるものを対象とする。なお、クレジットの更なる活用を図る観点から、クレジットに関する国内外の議論の動向や市場動向を踏まえつつ、対象品目及び対象クレジットを拡大する等、需要拡大に向けた検討を実施するものとする。

表1-1 モノクロコピー機又は拡張性のあるモノクロデジタルコピー機(リユースに配慮したコピー機又は拡張性のあるデジタルコピー機を含み、大判機を除く。)に係る標準消費電力量の基準

製品速度(ipm)	基準(kWh)	自動両面要件
ipm≤5	≤0.3	
5<ipm≤20	≤0.04 × ipm + 0.1	要件なし
20<ipm≤24	≤0.06 × ipm - 0.3	
24<ipm≤30	≤0.11 × ipm - 1.8	基本製品に内蔵されている、あるいは任意の付属品
30<ipm<37	≤0.11 × ipm - 1.8	
37≤ipm≤40	≤0.16 × ipm - 3.8	
40<ipm≤65	≤0.2 × ipm - 6.4	
65<ipm≤90	≤0.55 × ipm - 37.9	
90<ipm		

- 備考) 1 「製品速度」とは、モノクロ画像を生成する際の最大公称片面印刷速度であり、全ての場合において、算出されたipm速度は、最も近い整数に四捨五入される。1ipm(分当たりの画像数)とは、1分間にA4判又は8.5"×11"の用紙1枚の片面を印刷することとする。A4判用紙と8.5"×11"用紙とで異なる場合は、その2つの速度のうち速い方を適用する。以下表7を除く全ての表において同じ。
- 2 A3判の用紙に対応可能な製品(幅が275mm以上の用紙を使用できる製品。)については、区分ごとの基準に0.3kWhを加えたものを基準とする。以下表1-2、表6-1及び表6-2において同じ。

3 標準消費電力量の測定方法については、「国際エネルギー・スタープログラム要件 画像機器の製品基準 画像機器のエネルギー使用量を判断するための試験方法バージョン2.0」による。以下表1-2、表6-1及び表6-2において同じ。

表1-2 カラーコピー機又は拡張性のあるカラー・デジタルコピー機(リユースに配慮したコピー機又は拡張性のあるデジタルコピー機を含み、大判機を除く。)に係る標準消費電力量の基準

製品速度(ipm)	基準(kWh)	自動両面要件
ipm \leq 10	≤ 1.3	
10 < ipm \leq 15	$\leq 0.06 \times ipm + 0.7$	要件なし
15 < ipm \leq 19	$\leq 0.15 \times ipm - 0.65$	
19 < ipm \leq 30	$\leq 0.2 \times ipm - 2.15$	基本製品に内蔵されている、あるいは任意の付属品
30 < ipm \leq 35	$\leq 0.2 \times ipm - 2.15$	
35 \leq ipm \leq 75	$\leq 0.7 \times ipm - 39.65$	基本製品に内蔵されている
75 < ipm	$\leq 0.7 \times ipm - 39.65$	

表1-3 大判コピー機又は拡張性のある大判デジタルコピー機(リユースに配慮した大判コピー機及び大判複合機等を含む。)に係るスリープ移行時間、基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力、待機時消費電力の基準

製品速度(ipm)	スリープへの移行時間	基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力	待機時消費電力
ipm \leq 30	30分	$\leq 8.2W$	$\leq 0.5W$
30 < ipm	60分		

- 備考) 1 「スリープ」とは、電源を実際に切らなくても、一定時間の無動作後自動的にに入る電力節減状態をいう。以下表3、表4、表5及び表7において同じ。
- 2 スリープモード消費電力の基準は、本表の基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力に表7の追加機能に対するスリープモード消費電力許容値を加算して算出された値を適合判断に用いるものとする。
- 3 消費電力の測定方法については、「国際エネルギー・スタープログラム要件 画像機器の製品基準 画像機器のエネルギー使用量を判断するための試験方法バージョン2.0」による。

表2-1 モノクロ複合機(大判機を除く。)に係る標準消費電力量の基準

製品速度(ipm)	基準(kWh)	自動両面要件
ipm \leq 20	≤ 0.263	
20 < ipm \leq 24	$\leq 0.018 \times ipm - 0.115$	要件なし
24 < ipm \leq 40	$\leq 0.016 \times ipm - 0.033$	
40 < ipm \leq 60	$\leq 0.037 \times ipm - 1.314$	基本製品に内蔵し、プリント機能は初期設定されていること
60 < ipm \leq 80	$\leq 0.086 \times ipm - 5.283$	
80 < ipm	$\leq 0.086 \times ipm - 5.283$	

- 備考) 1 A3版の用紙に対応可能な製品については、区分ごとの基準に0.05kWhを加えたものを基準とする。表2-2において同じ。
- 2 Wi-Fiが出荷時に背つとされた製品については、区分ごとの基準に0.1kWhを加えたものを基準とする。表2-2において同じ。
- 3 標準消費電力量の測定方法については、「国際エネルギー・スタープログラム要件 画像機器の製品基準 画像機器のエネルギー使用を判断するための試験方法(平成30年12月改定)」による。表2-2において同じ。

表2-2 カラー複合機(大判機を除く。)に係る標準消費電力量の基準

製品速度(ipm)	基準(kWh)	自動両面要件
ipm≤19	≤0.254	要件なし
ipm=20		
20<ipm≤40	≤0.024×ipm-0.250	
40<ipm≤60	≤0.011×ipm+0.283	基本製品に内蔵し、プリント機能は初期設定されていること
60<ipm<80	≤0.055×ipm-2.401	
80<ipm	≤0.118×ipm-7.504	

表3 リカバリー時間に係る基準

製品速度 (ipm)	短い初期設定		長い初期設定	
	スリープ移行時 間 Ts(分)	リカバリー時間(秒)	スリープ移行時 間 Ts(分)	リカバリー時間(秒)
0<ipm≤5	0<Ts≤5	≤min(0.42×ipm+5,30)	5<Ts	≤min(0.51×ipm+15,60)
5<ipm≤10	0<Ts≤10		10<Ts≤15	
10<ipm≤20	0<Ts≤10		10<Ts≤20	
20<ipm≤30	0<Ts≤10		10<Ts≤30	
30<ipm≤40	0<Ts≤10		10<Ts≤45	
40<ipm	0<Ts≤15		15<Ts≤45	

備考) 1 「リカバリー時間」とは、スリープモード又はオフモードから稼働準備状態になるまでの時間をいい、算定方法は、以下の式による。

$$\text{リカバリー時間(秒)} = T_{act1} - T_{act0}$$

T_{act1} :スリープモードから最初のシートが当該装置を出るまでの時間(秒)

T_{act0} :稼働準備状態から最初のシートが当該装置を出るまでの時間(秒)

2 本表においてmin(A,B)は最小関数であり、AとBの小さい値を表す。例えば、短い初期設定におけるリカバリー時間の基準の $\min(0.42 \times ipm + 5, 30)$ は、「 $0.42 \times ipm + 5$ 秒」又は「30 秒」のいずれかのうち小さい値。

3 長い初期設定のスリープ移行時間(Ts)を超える製品については、リカバリー時間に関する規定はない。

表4 モノクロ複合機又はカラー複合機に係るスリープ移行時間の基準

製品速度(ipm)	スリープ移行時間	
	初期設定	ユーザ調整
ipm≤10	≤15 分	
10<ipm≤20	≤30 分	≤60 分
20<ipm≤30	≤45 分	
30<ipm		≤120 分

備考) 「ユーザ調整」とは、ユーザが調整可能な最大のスリープ移行時間。表5において同じ。

表5 大判複合機に係るスリープ移行時間、基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力、オフモード消費電力の基準

製品速度(ipm)	スリープ移行時間	基本マーキングエンジンの スリープモード消費電力	オフモード 消費電力

	初期設定	ユーザ調整	インクジェット	他マーキング技術				
ipm \leq 10	\leq 15 分	\leq 60 分	\leq 5.4W	\leq 8.7W	\leq 0.3W			
10 $<$ ipm \leq 20	\leq 30 分							
20 $<$ ipm \leq 30	\leq 45 分		\leq 120 分					
30 $<$ ipm								

備考) 1 「他マーキング技術」とは、インパクト方式及びインクジェット方式以外のマーキング技術をいう。

2 スリープモード消費電力の基準は、本表の基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力に表7の追加機能に対するスリープモード消費電力許容値を加算して算出された値を適合判断に用いるものとする。ただし、表7の追加機能の種類のうち、スキャナ及び内部ディスクドライブについては、スリープモード消費電力許容値の加算は適用しない。

3 消費電力の測定方法については、「国際エネルギースタープログラム要件 画像機器の製品基準 画像機器のエネルギー使用を判断するための試験方法(平成30年12月改定)」による。

表6-1 リユースに配慮したモノクロ複合機又は業務用モノクロ複合機（大判機を除く。）に係る標準消費電力量の基準

製品速度(ipm)	基準(kWh)	自動両面要件	
ipm \leq 5	\leq 0.4	要件なし	
5 $<$ ipm \leq 24	\leq 0.07 \times ipm+0.05	基本製品に内蔵されている、あるいは任意の付属品	
24 $<$ ipm \leq 30			
30 $<$ ipm \leq 37	\leq 0.11 \times ipm-1.15		
37 \leq ipm \leq 50			
50 $<$ ipm \leq 80	\leq 0.25 \times ipm-8.15	基本製品に内蔵されている	
80 $<$ ipm	\leq 0.6 \times ipm-36.15		

表6-2 リユースに配慮したカラー複合機又は業務用カラー複合機(大判機を除く。)に係る標準消費電力量の基準

製品速度(ipm)	基準(kWh)	自動両面要件	
ipm \leq 10	\leq 1.5	要件なし	
10 $<$ ipm \leq 15	\leq 0.1 \times ipm+0.5		
15 $<$ ipm \leq 19	\leq 0.13 \times ipm+0.05	基本製品に内蔵されている、あるいは任意の付属品	
19 $<$ ipm \leq 30			
30 $<$ ipm \leq 35	\leq 0.2 \times ipm-2.05		
35 \leq ipm \leq 70			
70 $<$ ipm \leq 80	\leq 0.7 \times ipm-37.05	基本製品に内蔵されている	
80 $<$ ipm	\leq 0.75 \times ipm-41.05		

表7 追加機能に対するスリープモード消費電力許容値

追加機能の種類	接続の種類	最大データ速度r(Mbit/秒)	詳細	追加機能許容値(W)
インターフェース	有線	r $<$ 20	例:USB1.x、IEEE488、IEEE1284／パラレル／セントロニクス、RS232C	0.2
		20 \leq r $<$ 500	例:USB2.x、IEEE1394／ファイヤワイヤ／i.LINK、100Mbイーサネット	0.4
		r \geq 500	例:USB3.x、1Gbイーサネット	0.5
		任意	例:フラッシュメモリカード／スマートカードリーダー、カメラインターフェース、ピクトブリッジ	0.2
	ファックスモジュール	任意	複合機のみに適用	0.2

	無線、無線周波数(RF)	任意	例:ブルートゥース、802.11	2.0
	無線、赤外線(IR)	任意	例:IrDA	0.1
コードレス電話機	該当なし	該当なし	コードレス電話機と通信する画像製品の能力。画像製品が対応するように設計されているコードレス電話機の数に関係なく、1回のみ適用される。コードレス電話機自体の消費電力要件に対応していない。	0.8
メモリ	該当なし	該当なし	画像製品においてデータ保存用に利用可能な内部容量に適用される。内部メモリの全容量に適用され、RAMに応じて増減する。この許容値は、ハードディスク又はフラッシュメモリには適用されない。	0.5/GB
スキャナ	該当なし	該当なし	複合機及び複写機にのみ適用 例:冷陰極蛍光ランプ(CCFL)あるいは、発光ダイオード(LED)、ハロゲン、熱陰極蛍光管(HCFT)、キセノン又は管状蛍光灯(TL)技術等のCCFLではない他の技術(ランプの大きさ、又は採用されているランプ／電球の数に関係なく、1回のみ適用される)。	0.5
電源装置	該当なし	該当なし	標準形式のインクジェット又はインパクトマーキング技術を使用する製品における銘板出力電力(Pout)が10Wを超える内部及び外部電源装置の両方に對して適用される。	0.02×(Pout-10.0)
タッチパネルディスプレイ	該当なし	該当なし	モノクロ及びカラーの両方のタッチパネルディスプレイに適用される。	0.2
内部ディスクドライブ	該当なし	該当なし	ハードディスク及び半導体ドライブを含め、あらゆる大容量ストレージ製品が含まれる。外部ドライブに対するインターフェイスは対象ではない。	0.15

備考) 追加機能の種類のうち、インターフェース追加機能のファクシミリ機能を含めた許容値の数は2以下であり、非インターフェース追加機能の許容値の数は無制限である。

5-2 プリンタ等

(1) 品目及び判断の基準等

プリンタ プリンタ複合機	【判断の基準】
	<p>① 特定調達物品(用紙)が使用可能 使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は、特定調達物品等を使用することが可能であること。</p> <p>② プリンタ又はプリンタ複合機(大判機を除く。) プリンタ又はプリンタ複合機(大判機を除く。)にあっては、次の基準を満たすこと。</p> <p>ア. モノクロプリンタ(高性能インクジェット方式を含み、インクジェット方式及びインパクト方式を除く。)にあっては、表1-1、表2及び表3-1に示された区分ごとの基準。モノクロプリンタ複合機にあっては、表1-2、表2及び表3-2に示された区分ごとの基準。</p> <p>イ. カラープリンタ(高性能インクジェット方式を含み、インクジェット方式及びインパクト方式を除く。)にあっては、表2、表3-1及び表4-1に示された区分ごとの基準。カラープリンタ複合機にあっては、表2、表3-2及び表4-2に示された区分ごとの基準。</p> <p>ウ. インクジェット方式又はインパクト方式のプリンタにあっては、表5-1に示された区分ごとの基準。インクジェット方式又はインパクト方式のプリンタ複合機にあっては、表5-2に示された区分ごとの基準。</p>

	<p>は、表5-2に示された区分ごとの基準。</p> <p>エ. 業務用モノクロプリンタにあっては、表6-1に示された区分ごとの基準。業務用モノクロプリンタ複合機にあっては、表6-2に示された基準。</p> <p>オ. 業務用カラープリンタにあっては、表6-3に示された区分ごとの基準。業務用カラープリンタ複合機にあっては、表6-4に示された区分ごとの基準。</p> <p>③ 大判プリンタ、大判プリンタ複合機</p> <p>大判プリンタにあっては、表7-1に示された区分ごとの基準、大判プリンタ複合機にあっては、表7-2に示された区分ごとの基準を満たすこと。</p> <p>④ 特定の化学物質の含有率が基準値以下</p> <p>⑤ 少なくとも部品の一つに再生プラスチック部品又は再使用プラスチック部品が使用されていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 使用される電池には、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物が含まれないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合には、この限りでない。 ② 分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③ 一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること ④ 紙の使用量を削減できる機能を有すること。 ⑤ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑥ 包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
--	---

- 備考) 1 「プリンタ複合機」とは、プリント機能に加えて、コピー、ファクシミリ送信又はスキャンのうち、1 以上の機能を有する機器をいう。
- 2 「業務用プリンタ」又は「業務用プリンタ複合機」とは、以下のアからカの項目を全て満たし、かつ、製品の標準又は付属品を含め、以下のキからスの機能の項目のうち、カラー製品の場合は、5項目以上、モノクロ製品の場合は、4項目以上を満たすプリンタ又はプリンタ複合機をいう。
- ア. 坪量 141g/m²以上を有する用紙のサポート
 - イ. A3 判用紙の処理可能
 - ウ. 製品がモノクロの場合、製品速度 86 枚/分以上(製品速度については後述表1-1の備考1 参照)
 - エ. 製品がカラーの場合、製品速度 50 枚/分以上
 - オ. 各色に対するプリント解像度 600×600 ドット/インチ(dpi)以上
 - カ. ベースモデルで 180 kgを超える重量
 - キ. 紙容量 8,000 枚以上
 - ク. デジタルフロントエンド
 - ケ. パンチ穴開け
 - コ. 無線綴じ又はリング綴じ(若しくは類似のテープ若しくはワイヤ綴じ。ステープル綴じを除く。)
 - サ. DRAM1,024MB 以上
 - シ. 第三者による色認証
 - ス. 塗工紙対応
- 3 「大判機」とは、幅が 406mm 以上の連続媒体に対応する製品を含み、A2 判又はそれ以上の媒体用に設計された製品が含まれる。
- 4 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリプロモビフェニル並びにポリプロモジフェニルエーテルをいう。
- 5 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950(電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法)の附属書Aの表 A.1(特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値)に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記JISの附属書Bに準ずるものとする。
- 6 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したもの(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。

7 プリンタ等の調達時に、機器本体の消耗品としてトナー容器単体又はインク容器単体で構成される消耗品を有する場合にあっては、本ガイドラインの「5-6 カートリッジ等」に示した判断の基準⑤の「トナーの化学安全性が確認されていること」又は「インクの安全性が確認されていること」を満たす場合は、特定調達物品等と同等の扱いとすること。

8 判断の基準①については、本体機器への影響や印刷品質に問題がなく使用できる用紙であることが前提となる。

9 判断の基準⑤については、インパクト方式のプリンタ及びプリンタ複合機には適用しない。

表1-1 モノクロプリンタ(インクジェット方式、インパクト方式及び大判機を除く。)に係る標準消費電力量の基準

製品速度(ipm)	基準(kWh)	自動両面要件
ipm≤20	≤0.226	要件なし
20<ipm≤24	≤0.018×ipm-0.152	
24<ipm≤40		
40<ipm≤60	≤0.025×ipm-0.439	基本製品に内蔵し、初期設定さ
60<ipm≤135	≤0.049×ipm-1.903	れていること
135<ipm	≤0.183×ipm-20.127	

備考) 1 「製品速度」とは、モノクロ画像を生成する際の最大公称片面印刷速度であり、全ての場合において、算出されたipm速度は、最も近い整数に四捨五入される。1ipm(分当たりの画像数)とは、1分間にA4判又は8.5"×11"の用紙1枚の片面を印刷することとする。A4判用紙と8.5"×11"用紙とで異なる場合は、その2つの速度のうち速い方を適用する。以下表8を除く全ての表において同じ。

2 A3判の用紙に対応可能な製品については、区分ごとの基準に0.05kWhを加えたものを基準とする。以下表1-2、表4-1及び表4-2において同じ。

3 Wi-Fiが出荷時にセットされた製品については、区分ごとの基準に0.1kWhを加えたものを基準とする。以下表1-2、表4-1及び表4-2において同じ。

4 標準消費電力量の測定方法については、「国際エネルギーestarプログラム要件 画像機器の製品基準 画像機器のエネルギー使用を判断するための試験方法(平成30年12月改定)」による。以下表1-2、表4-1及び表4-2及び表6-1から表6-4において同じ。

表1-2 モノクロプリンタ複合機(インクジェット方式、インパクト方式及び大判機を除く。)に係る標準消費電力量の基準

製品速度(ipm)	基準(kWh)	自動両面要件
ipm≤20	≤0.263	要件なし
20<ipm≤24	≤0.018×ipm+0.115	
24<ipm≤40		
40<ipm≤60	≤0.016×ipm-0.033	基本製品に内蔵し、プリント機能
60<ipm≤80	≤0.037×ipm-1.314	は初期設定されていること
80<ipm	≤0.086×ipm-5.283	

表2 リカバリー時間に係る基準

製品速度 (ipm)	短い初期設定		長い初期設定	
	スリープ移行時間 Ts(分)	リカバリー時間(秒)	スリープ移行時間 Ts(分)	リカバリー時間(秒)
0<ipm≤5	0<Ts≤5	$\leq \min(0.42 \times ipm + 5, 30)$	5<Ts	$\leq \min(0.51 \times ipm + 15, 60)$
5<ipm≤10	0<Ts≤10		10<Ts≤15	
10<ipm≤20	0<Ts≤10		10<Ts≤20	
20<ipm≤30	0<Ts≤10		10<Ts≤30	
30<ipm≤40	0<Ts≤10		10<Ts≤45	
40<ipm	0<Ts≤15		15<Ts≤45	

- 備考) 1 「スリープ」とは、電源を実際に切らなくても、一定時間の無動作後自動的に入る電力節減状態をいう。以下表3-1、表3-2、表5-1、表5-2、表7-1、表7-2及び表8において同じ。
- 2 「リカバリー時間」とは、スリープモード又はオフモードから稼働準備状態になるまでの時間をいい、算定方法は、以下の式による。
- $$\text{リカバリー時間(秒)} = T_{act1} - T_{act0}$$
- T_{act1} :スリープモードから最初のシートが当該装置を出るまでの時間(秒)
- T_{act0} :稼働準備状態から最初のシートが当該装置を出るまでの時間(秒)
- 3 本表において $\min(A,B)$ は最小関数であり、AとBの小さい値を表す。例えば、短い初期設定におけるリカバリー時間の基準の $\min(0.42 \times ipm + 5.30)$ は、「 $0.42 \times ipm + 5$ 秒」又は「30 秒」のいずれかのうち小さい値。
- 4 長い初期設定のスリープ移行時間(T_s)を超える製品については、リカバリー時間に関する規定はない。

表3-1 モノクロプリンタ又はカラープリンタ(高性能インクジェット方式を含み、インクジェット方式及びインパクト方式を除く。)に係るスリープ移行時間の基準

製品速度(ipm)	スリープ移行時間	
	初期設定	ユーザ調整
$ipm \leq 10$	≤ 5 分	
$10 < ipm \leq 20$	≤ 15 分	≤ 60 分
$20 < ipm \leq 30$	≤ 30 分	
$30 < ipm$	≤ 45 分	≤ 120 分

備考) 「ユーザ調整」とは、ユーザが調整可能な最大のスリープ移行時間。以下表3-2、表5-1、表5-2、表7-1及び表7-2において同じ。

表3-2 モノクロプリンタ複合機又はカラープリンタ複合機(高性能インクジェット方式を含み、インクジェット方式及びインパクト方式を除く。)に係るスリープ移行時間の基準

製品速度(ipm)	スリープ移行時間	
	初期設定	ユーザ調整
$ipm \leq 10$	≤ 15 分	
$10 < ipm \leq 20$	≤ 30 分	≤ 60 分
$20 < ipm \leq 30$	≤ 45 分	
$30 < ipm$		≤ 120 分

表4-1 カラープリンタ(インクジェット方式、インパクト方式及び大判機を除く。)に係る標準消費電力量の基準

製品速度(ipm)	基準(kWh)	自動両面要件
$ipm \leq 19$	≤ 0.275	要件なし
$ipm = 20$		
$20 < ipm \leq 40$	$\leq 0.032 \times ipm - 0.397$	基本製品に内蔵し、初期設定されていること
$40 < ipm \leq 60$	$\leq 0.002 \times ipm + 0.833$	
$60 < ipm$	$\leq 0.100 \times ipm - 5.145$	

表4-2 カラープリンタ複合機(インクジェット方式、インパクト方式及び大判機を除く。)に係る標準消費電力量の基準

製品速度(ipm)	基準(kWh)	自動両面要件

$ipm \leq 19$	≤ 0.254	要件なし
$ipm = 20$		
$20 < ipm \leq 40$	$\leq 0.024 \times ipm - 0.250$	
$40 < ipm \leq 60$	$\leq 0.011 \times ipm + 0.283$	
$60 < ipm \leq 80$	$\leq 0.055 \times ipm - 2.401$	
$80 < ipm$	$\leq 0.118 \times ipm - 7.504$	

表5-1 インクジェット方式又はインパクト方式のプリンタ(大判機を除く。)に係るスリープ移行時間、基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力、オフモード消費電力の基準

製品速度(ipm)	スリープ移行時間		基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力	オフモード消費電力
	初期設定	ユーザ調整		
$ipm \leq 10$	≤ 5 分	≤ 60 分	≤ 0.6 W	≤ 0.3 W
$10 < ipm \leq 20$	≤ 15 分			
$20 < ipm \leq 30$	≤ 30 分			
$30 < ipm$	≤ 45 分			

備考) 1 スリープモード消費電力の基準は、本表の基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力に表8の追加機能に対するスリープモード消費電力許容値を加算して算出された値を適合判断に用いるものとする。以下表5-2、表7-1及び表7-2において同じ。

2 消費電力の測定方法については、「国際エネルギースタープログラム要件 画像機器の製品基準 画像機器のエネルギー使用を判断するための試験方法(平成30年12月改定)」による。以下表5-2、表7-1及び表7-2において同じ。

表5-2 インクジェット方式又はインパクト方式のプリンタ複合機(大判機を除く。)に係るスリープ移行時間、基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力、オフモード消費電力の基準

製品速度(ipm)	スリープ移行時間		基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力	オフモード消費電力		
	初期設定	ユーザ調整				
$ipm \leq 10$	≤ 15 分	≤ 60 分	≤ 1.1 W	≤ 0.3 W		
$10 < ipm \leq 20$	≤ 30 分					
$20 < ipm \leq 30$	≤ 45 分					
$30 < ipm$	≤ 120 分					

表6-1 業務用モノクロプリンタに係る標準消費電力量の基準

製品速度(ipm)	基準(kWh)	自動両面要件
$85 < ipm \leq 90$	$\leq 0.2 \times ipm - 6.4$	
$90 < ipm$	$\leq 0.55 \times ipm - 37.9$	基本製品に内蔵されている

備考) A3判の用紙に対応可能な製品については、区分ごとの基準に0.3kWhを加えたものを基準とする。以下表6-2、表6-3及び表6-4において同じ。

表6-2 業務用モノクロプリンタ複合機に係る標準消費電力量の基準

製品速度(ipm)	基準(kWh)	自動両面要件
$85 < ipm$	$\leq 0.6 \times ipm - 36.15$	基本製品に内蔵されている

表6-3 業務用カラープリンタに係る標準消費電力量の基準

製品速度(ipm)	基準(kWh)	自動両面要件
49<ipm≤75	≤0.2×ipm-2.15	
75<ipm	≤0.7×ipm-39.65	基本製品に内蔵されている

表6-4 業務用カラープリンタ複合機に係る標準消費電力量の基準

製品速度(ipm)	基準(kWh)	自動両面要件
49<ipm≤70	≤0.2×ipm-2.05	
70<ipm≤80	≤0.7×ipm-37.05	
80<ipm	≤0.75×ipm-41.05	基本製品に内蔵されている

表7-1 大判プリンタに係るスリープ移行時間、基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力、オフモード消費電力の基準

製品速度(ipm)	スリープ移行時間		基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力		オフモード消費電力
	初期設定	ユーザ調整	インクジェット	他マーキング技術	
ipm≤10	5 分	60 分	≤4.9W	≤2.5W	≤0.3W
10<ipm≤20	15 分				
20<ipm≤30	30 分				
30<ipm	45 分	120 分			

備考) 「他マーキング技術」とは、インクジェット方式以外のマーキング技術をいう。表7-2において同じ。

表7-2 大判プリンタ複合機に係るスリープ移行時間、基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力、オフモード消費電力の基準

製品速度(ipm)	スリープ移行時間		基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力		オフモード消費電力
	初期設定	ユーザ調整	インクジェット	他マーキング技術	
ipm≤10	≤15 分	≤60 分	≤5.4W	≤8.7W	≤0.3W
10<ipm≤20	≤30 分				
20<ipm≤30	≤45 分				
30<ipm	≤120 分				

表8 追加機能に対するスリープモード消費電力許容値

追加機能の種類	接続の種類	最大データ速度r(Mbit/秒)	詳細	追加機能許容値(W)
インターフェース	有線	r<20	例:USB1.x、IEEE488、IEEE1284／パラレル／セントロニクス、RS232C	0.2
		20≤r<500	例:USB2.x、IEEE1394／ファイヤワイヤ/iLINK、100Mbイーサネット	0.4
		r≥500	例:USB3.x、1Gbイーサネット	0.5
		任意	例:フラッシュメモリカード／スマートカードリーダー、カメラインターフェース、ピクトブリッジ	0.2
	ファックスモデム	任意	複合機のみに適用	0.2
	無線、無線周波数(RF)	任意	例:ブルートゥース、802.11	2.0

	無線、赤外線 (IR)	任意	例:IrDA	0.1
コードレス 電話機	該当なし	該当なし	コードレス電話機と通信する画像製品の能力。画像製品が対応するように設計されているコードレス電話機の数に関係なく、1回のみ適用される。コードレス電話機自体の消費電力要件に対応していない。	0.8
メモリ	該当なし	該当なし	画像製品においてデータ保存用に利用可能な内部容量に適用される。内部メモリの全容量に適用され、RAMに応じて増減する。この許容値は、ハードディスク又はフラッシュメモリには適用されない。	0.5/GB
電源装置	該当なし	該当なし	標準形式のインクジェット又はインパクトマーキング技術を使用する製品における銘板出力電力(P_{out})が10Wを超える内部及び外部電源装置の両方に対して適用される。	0.02 × (P_{out} – 10.0)
タッチパネル ディスプレイ	該当なし	該当なし	モノクロ及びカラーの両方のタッチパネルディスプレイに適用される。	0.2

備考) 追加機能の種類のうち、インターフェース追加機能の許容値の数はファクシミリ機能を含め2以下であり、非インターフェース追加機能の許容値の数は無制限である。

5-3 ファクシミリ

(1) 品目及び判断の基準等

ファクシミリ	【判断の基準】
	<p>① 国際エネルギースタープログラム適合</p> <p>ア. モノクロファクシミリ(インクジェット方式を除く。)にあっては、表1に示された区分ごとの基準を満たすこと。</p> <p>イ. カラーファクシミリ(インクジェット方式を除く。)にあっては、表2に示された区分ごとの基準を満たすこと。</p> <p>ウ. インクジェット方式のファクシミリにあっては、表3に示された基準を満たすこと。</p> <p>② 特定の化学物質の含有率が基準値以下</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①使用される電池には、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物が含まれないと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合には、この限りでない。</p> <p>②分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>③一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</p> <p>④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>⑤包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p>

備考) 1 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリプロモビフェニル並びにポリプロモジフェニルエーテルをいう。

2 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950(電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法)の附属書Aの表 A.1(特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値)に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記JISの附属書Bに準ずるものとする。

- 3 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。

表1 モノクロファクシミリ(インクジェット方式を除く。)に係る標準消費電力量の基準

製品速度(ipm)	基準(kWh)
ipm≤5	≤0.3
5<ipm≤20	≤0.04×ipm+0.1
20<ipm≤30	≤0.06×ipm-0.3
30<ipm≤40	≤0.11×ipm-1.8
40<ipm≤65	≤0.16×ipm-3.8
65<ipm≤90	≤0.2×ipm-6.4
90<ipm	≤0.55×ipm-37.9

- 備考) 1 「製品速度」とは、モノクロ画像を生成する際の最大公称片面印刷速度であり、全ての場合において、算出されたipm速度は、最も近い整数に四捨五入される。1ipm(分当たりの画像数)とは、1分間にA4判又は8.5"×11"の用紙1枚の片面を印刷することとする。A4判用紙と8.5"×11"用紙とで異なる場合は、その2つの速度のうち速い方を適用する。表2において同じ。
- 2 A3判の用紙に対応可能な製品(幅が275mm以上の用紙を使用できる製品。)については、区分ごとの基準に0.3kWhを加えたものを基準とする。表2において同じ。
- 3 標準消費電力量の測定方法については、「国際エネルギースタープログラム要件 画像機器の製品基準 画像機器のエネルギー使用量を判断するための試験方法バージョン2.0」による。以下表2及び表3において同じ。

表2 カラーファクシミリ(インクジェット方式を除く。)に係る標準消費電力量の基準

製品速度(ipm)	基準(kWh)
ipm≤10	≤1.3
10<ipm≤15	≤0.06×ipm+0.7
15<ipm≤30	≤0.15×ipm-0.65
30<ipm≤75	≤0.2×ipm-2.15
75<ipm	≤0.7×ipm-39.65

表3 インクジェット方式のファクシミリに係るスリープ移行時間、基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力、待機時消費電力の基準

スリープへの移行時間	基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力	待機時消費電力
5分	≤0.6W	≤0.5W

- 備考) 1 「スリープ」とは、電源を実際に切らなくても、一定時間の無動作後自動的にに入る電力節減状態をいう。
- 2 スリープモード消費電力の基準は、本表の基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力に表4の追加機能に対するスリープモード消費電力許容値を加算して算出された値を適合判断に用いるものとする。

表4 追加機能に対するスリープモード消費電力許容値

追加機能の種類	接続の種類	最大データ速度r(Mbit/秒)	詳細	追加機能許容値(W)
インターフェース	有線	r<20	例:USB1.x、IEEE488、IEEE1284／パラレル／セントロニクス、RS232C	0.2
		20≤r<500	例:USB2.x、IEEE1394／ファイヤワイヤ/iLINK、100Mbイーサネット	0.4
		r≥500	例:USB3.x、1Gbイーサネット	0.5

		任意	例:フラッシュメモリカード／スマートカードリーダー、カーメラインターフェース、ピクトブリッジ	0.2
	ファックス モデム	任意	ファクシミリに適用	0.2
	無線、無線周 波数(RF)	任意	例:ブルートゥース、802.11	2.0
	無線、赤外線 (IR)	任意	例:IrDA	0.1
コードレス 電話機	該当なし	該当なし	コードレス電話機と通信する画像製品の能力。画像製品が対応するように設計されているコードレス電話機の数に関係なく、1回のみ適用される。コードレス電話機自体の消費電力要件に対応していない。	0.8
メモリ	該当なし	該当なし	画像製品においてデータ保存用に利用可能な内部容量に適用される。内部メモリの全容量に適用され、RAMに応じて増減する。この許容値は、ハードディスク又はフラッシュメモリには適用されない。	0.5/GB
電源装置	該当なし	該当なし	標準形式のインクジェット又はインパクトマーキング技術を使用する製品における銘板出力電力(Pout)が10Wを超える内部及び外部電源装置の両方に適用される。	0.02 × (Pout - 10.0)
タッチパネル ディスプレイ	該当なし	該当なし	モノクロ及びカラーの両方のタッチパネルディスプレイに適用される。	0.2
内部ディスク ドライブ	該当なし	該当なし	ハードディスク及び半導体ドライブを含め、あらゆる大容量ストレージ製品が含まれる。外部ドライブに対するインターフェイスは対象ではない。	0.15

備考) 追加機能の種類のうち、インターフェース追加機能のファクシミリ機能を含めた許容値の数は2以下であり、非インターフェース追加機能の許容値の数は無制限である。

5-4 スキヤナ

(1) 品目及び判断の基準等

スキヤナ	【判断の基準】
	<p>① 国際エネルギーestarプログラム適合 表1に示された基準を満たすこと。</p> <p>② 特定の化学物質の含有率が基準値以下</p>
	<p>【配慮事項】</p> <p>①使用済製品の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。</p> <p>②分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>③一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</p> <p>④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>⑤包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p>

備考) 1 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリプロモビフェニル並びにポリプロモジフェニルエーテルをいう。

2 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950(電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法)の附属書Aの表 A.1(特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値)に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記JISの附属書Bに準ずるものとする。

3 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。

表1 スキヤナに係るスリープ移行時間、基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力、オフモード消費電力の基準

製品速度(ipm)	スリープ移行時間		基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力	オフモード消費電力
	初期設定	ユーザ調整		
ipm≤10	≤15 分			
10<ipm≤20	≤30 分	≤60 分	≤2.5W	≤0.3W
20<ipm≤30	≤45 分			
30<ipm		≤120 分		

備考) 1 「スリープ」とは、電源を実際に切らなくても、一定時間の無動作後自動的に入る電力節減状態をいう。

2 「ユーザ調整」とは、ユーザが調整可能な最大のスリープ移行時間。

3 スリープモード消費電力の基準は、本表の基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力に表2の追加機能に対するスリープモード消費電力許容値を加算して算出された値を適合判断に用いるものとする。

4 消費電力の測定方法については、「国際エネルギースタープログラム要件 画像機器の製品基準 画像機器のエネルギー使用を判断するための試験方法(平成30年12月改定)」による。

表2 追加機能に対するスリープモード消費電力許容値

追加機能の種類	接続の種類	最大データ速度 r (Mbit/秒)	詳細	追加機能許容値(W)
インターフェース	有線	r<20	例:USB1.x、IEEE488、IEEE1284／パラレル／セントロニクス、RS232C	0.2
		20≤r<500	例:USB2.x、IEEE1394／ファイヤワイヤ／i.LINK、100Mb イーサネット	0.4
		r≥500	例:USB3.x、1Gb イーサネット	0.5
		任意	例:フラッシュメモリカード／スマートカードリーダー、カーメラインターフェース、ピクトプリッジ	0.2
	無線、無線周波数(RF)	任意	例:ブルートゥース、802.11	2.0
	無線、赤外線(IR)	任意	例:IrDA	0.1
コードレス電話機	該当なし	該当なし	コードレス電話機と通信する画像製品の能力。画像製品が対応するように設計されているコードレス電話機の数に関係なく、1回のみ適用される。コードレス電話機自体の消費電力要件に対応していない。	0.8
メモリ	該当なし	該当なし	画像製品においてデータ保存用に利用可能な内部容量に適用される。内部メモリの全容量に適用され、RAMに応じて増減する。この許容値は、ハードディスク又はフラッシュメモリには適用されない。	0.5/GB

電源装置	該当なし	該当なし	標準形式のインクジェット又はインパクトマーキング技術を使用する製品における銘板出力電力(P_{out})が 10W を超える内部及び外部電源装置の両方に対して適用される。	$0.02 \times (P_{out} - 10.0)$
タッチパネルディスプレイ	該当なし	該当なし	モノクロ及びカラーの両方のタッチパネルディスプレイに適用される。	0.2

備考) 追加機能の種類のうち、インターフェース追加機能の許容値の数は2以下であり、非インターフェース追加機能の許容値の数は無制限である。

5-5 プロジェクタ

(1) 品目及び判断の基準等

プロジェクタ	【判断の基準】
	<p>○ 次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>① 次の要件を満たすこと。</p> <p>ア. 製品本体の重量が基準値以下</p> <p>製品本体の重量が備考3に示された算定式を用いて算出された基準の数値を上回らないこと。</p> <p>イ. 使用時及び待機時消費電力が基準値以下</p> <p>消費電力が備考4に示された算定式を用いて算出された基準の数値を上回らないこと。また、待機時消費電力が 0.4W 以下であること。ただし、ネットワーク待機時は適用外とする。</p> <p>ウ. 水銀ランプの使用に関する情報提供及び回収の仕組みの構築</p> <p>光源ランプに水銀を使用している場合は、水銀の使用に関する注意喚起及び適切な廃棄方法に関する情報提供がなされていること、かつ、使用済の光源ランプ又は製品を回収する仕組みがあること。</p> <p>エ. 保守部品、消耗品の供給期間は5年以上</p> <p>保守部品又は消耗品の供給期間は、当該製品の製造終了後5年以上とすること。</p> <p>オ. 特定の化学物質の含有率が基準値以下</p> <p>特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。</p> <p>② エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①光源ランプの交換時期が 3,000 時間以上であること。</p> <p>②光源ランプには、可能な限り固体光源が使用されていること。</p> <p>③可能な限り低騒音であること。</p> <p>④製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。</p> <p>⑤使用済製品の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。</p> <p>⑥製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>⑦筐体部分におけるハロゲン系難燃剤の使用が可能な限り削減されていること。</p> <p>⑧筐体又は部品にプラスチックが使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</p> <p>⑨製品とともに提供されるマニュアルや付属品等が可能な限り削減されていること。</p> <p>⑩製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>

⑪包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象となる「プロジェクタ」は、コンピュータ入力端子を有し、コンピュータ等の画像を拡大投写できるフロント投写方式の機器であって、会議室、教室、講堂等で使用するものをいい、1m 以内の距離で横幅 1.2m 以上のスクリーンに投写できるプロジェクタ(以下「短焦点プロジェクタ」という。短焦点プロジェクタのうち、特に 0.5m 以内の距離で同様に投写できるプロジェクタを「超短焦点プロジェクタ」という。)を含むものとする。
- 2 「固体光源」とは、発光ダイオード(LED)、半導体レーザー(LD)等の固体(物質)に電気などのエネルギーを供給し、励起されたときに物質特有の光放射をする固体デバイスをいう。
- 3 製品本体の重量の基準の算定方法は、有効光束に応じて次式による。
- 製品本体重量の基準(kg)= $0.0012 \times \phi \times \alpha \times \beta$ ($\phi < 5,000$)
製品本体重量の基準(kg)= $0.0030 \times \phi \times \alpha \times \beta$ ($\phi \geq 5,000$)
- ϕ :有効光束(lm)
 α :超短焦点プロジェクタの場合は 1.5、短焦点プロジェクタの場合は 1.2、それ以外の場合は 1.0
 β :固体光源の場合は 2.0、それ以外の場合は 1.0
- 4 消費電力の基準の算定方法は、次式による。
- 消費電力の基準(W)= $0.070 \times \phi \times \alpha \times \beta + 85$
- ϕ :有効光束(lm)
 α :超短焦点プロジェクタの場合は 1.2、短焦点プロジェクタの場合は 1.1、それ以外の場合は 1.0
 β :固体光源の場合は 1.5、それ以外の場合は 1.0
- 5 「待機時消費電力」とは、製品が主電源に接続され、外部機器に接続しない状態で不定時間保たれる可能性のある最低消費電力をいう。待機(スタンバイ)は、製品の最低消費電力モードである。
- 6 判断の基準①イの待機時消費電力 0.4W 以下については、AC 遮断装置付の製品及び主として携帯目的の軽量型の製品には適用しない。
- 7 判断の基準①ウの「情報提供がなされていること」とは、光源ランプ及び製品本体の包装、同梱される印刷物、取扱説明書又はウェブサイトのいずれかでユーザに対し水銀が使用されている旨、及び使用済の光源ランプの適正な廃棄方法に関する情報提供がなされていることをいう。
- 8 判断の基準①ウの「回収する仕組みがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。
- ア. 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済の光源ランプ又は製品を回収(自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。)するルート(販売店における回収ルート、逆流通ルートによる回収、使用者の要請に応じた回収等)を構築していること。
- イ. 回収が適切に行われるよう、光源ランプ及び製品本体に製品名及び事業者名(ブランド名なども可)がユーザに見やすく記載されていること。
- ウ. 光源ランプ及び製品本体の包装、同梱される印刷物、取扱説明書又はウェブサイトのいずれかでユーザに対し使用済の光源ランプ又は製品の回収に関する具体的な情報(回収方法、回収窓口等)提供がなされていること。
- 9 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリプロモフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。
- 10 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950(電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法)の附属書Aの表 A.1(特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値)に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては JIS C 0950 に準ずるものとする。
- 11 判断の基準②の「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク商品類型のうち、商品類型 No.145 「プロジェクタ Version2」に係る認定基準をいう。
- 12 「光源ランプの交換時期」とは、光源ランプが初期照度の 50%まで低下する平均点灯時間であつて、適正なランプ交換を促すための目安の時間をいう。
- 13 配慮事項④の定量的環境情報は、カーボンフットプリント(ISO 14067)、ライフサイクルアセスメント(ISO 14040 及び ISO 14044)及び経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント ガイドライン(令和5年5月)」等に整合して算定したものとする。
- 14 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一

工程内で再生利用されるものは除く。)。

15 調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。

ア. 調達に当たって、使用目的・業務内容を十分勘案し、必要な機器・機能のみを要件とすること。

イ. マニュアルや付属品については必要最小限とするような契約の方法を検討すること。

ウ. 物品の調達時に取扱説明書等に記載されている配慮事項を確認し、使用・廃棄等に当たって当該事項に配慮すること。

エ. 使用済の光源ランプ又は製品を回収する仕組みが構築されている場合は、回収の仕組みを利用した適切な処理を行うこと。

5-6 カートリッジ等

(1) 品目及び判断の基準等

トナーカートリッジ	<p>【判断の基準】</p> <p>○ 次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>① 次の要件を満たすこと</p> <p>ア. 使用済カートリッジの回収システム</p> <p>使用済トナーカートリッジの回収及びマテリアルリサイクルのシステムがあること。</p> <p>イ. 回収部品の再使用・マテリアルリサイクル率 50%以上</p> <p>回収したトナーカートリッジ部品の再使用・マテリアルリサイクル率が回収した使用済製品全体質量(トナーを除く。)の 50%以上であること。</p> <p>ウ. 回収部品の再資源化率 95%以上</p> <p>回収したトナーカートリッジ部品の再資源化率が回収した使用済製品全体質量(トナーを除く。)の 95%以上であること。</p> <p>エ. 回収部品のうち、再利用できない部分は適正処理</p> <p>回収したトナーカートリッジ部品の再使用又は再生利用できない部分については、減量化等が行われた上で、適正処理され、単純埋立されないこと。</p> <p>オ. トナーの化学安全性が確認されている</p> <p>カ. 特定の化学物質の使用制限</p> <p>感光体は、カドミウム、鉛、水銀、セレン及びその化合物を处方構成成分として含まないこと。</p> <p>キ. 特定調達物品(用紙)が使用可能</p> <p>使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は、特定調達物品等を使用することが可能であること。</p> <p>② エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①回収したトナーカートリッジのプラスチックが、材料又は部品として再びトナーカートリッジに使用される仕組みがあること。</p> <p>②各種システムの構築及び再資源化率等に係る判断の基準を満たすことを示す証明書等を備えていること。</p> <p>③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
インクカートリッジ	<p>【判断の基準】</p> <p>○ 次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>① 次の要件を満たすこと</p> <p>ア. 使用済カートリッジの回収システム</p> <p>イ. 回収部品の再使用・マテリアルリサイクル率 25%以上</p> <p>回収したインクカートリッジ部品の再使用・マテリアルリサイクル率が回収した使用済製品全体質量(インクを除く。)の 25%以上であること。</p>

	<p>ウ. 回収部品の再資源化率 95%以上</p> <p>回収したインクカートリッジ部品の再資源化率が回収した使用済製品全体質量(インクを除く。)の 95%以上であること。</p> <p>エ. 回収部品のうち、再利用できない部分は適正処理</p> <p>回収したインクカートリッジ部品の再使用又は再生利用できない部分については、減量化等が行われた上で、適正処理され、単純埋立されないこと。</p> <p>オ. インクの化学安全性が確認されている</p> <p>カ. 特定調達物品(用紙)が使用可能</p> <p>使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は、特定調達物品等を使用することが可能であること。</p> <p>② エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①各種システムの構築及び再資源化率等に係る判断の基準を満たすことを示す証明書等を備えていること。</p> <p>②製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
--	--

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「トナーカートリッジ」又は「インクカートリッジ」(以下「カートリッジ等」という。)は、新たに購入する補充用の製品であって、コピー機やプリンタなどの機器の購入時に装着又は付属しているものは含まない。
- 2 「トナーカートリッジ」とは、電子写真方式を利用したコピー機、プリンタ及びファクシミリ等の機器に使用されるトナーを充填したトナー容器、感光体又は現像ユニットのいずれか2つ以上を組み合わせて構成される印字のためのカートリッジであって、「新品トナーカートリッジ」又は「再生トナーカートリッジ」をいう。ただし、現像ユニット及び感光体から構成されるカートリッジについては、トナー容器とのセット販売品に限り対象とし、トナー容器単体、感光体単体又は現像ユニット単体で構成される製品は対象外とする。
- ア. 「新品トナーカートリッジ」とは、本体機器メーカーによって製造又は委託製造されたトナーカートリッジをいう。
- イ. 「再生トナーカートリッジ」とは、使用済トナーカートリッジにトナーを再充填し、必要に応じて消耗部品を交換し、包装又は同梱される印刷物又は取扱説明書のいずれかに再生カートリッジであるとの表記をされたトナーカートリッジをいう。
- 3 「インクカートリッジ」とは、インクジェット方式を利用したコピー機、プリンタ及びファクシミリ等の機器に使用されるインクを充填したインクタンク及び印字ヘッド付きインクタンクである印字のためのカートリッジであって、「新品インクカートリッジ」又は「再生インクカートリッジ」をいう。ただし、インク容器単体で構成される製品は、インクカートリッジには含まれないものとする。
- ア. 「新品インクカートリッジ」とは、本体機器メーカーによって製造又は委託製造されたインクカートリッジをいう。
- イ. 「再生インクカートリッジ」とは、使用済インクカートリッジにインクを再充填し、必要に応じて消耗部品を交換し、包装又は同梱される印刷物又は取扱説明書のいずれかに再生カートリッジであるとの表記をされたインクカートリッジをいう。
- 4 「マテリアルリサイクル」とは、材料としてのリサイクルをいう。エネルギー回収や油化、ガス化、高炉還元、コークス炉化学原料化は含まない。
- 5 「再使用・マテリアルリサイクル率」とは、使用済みとなって排出され、回収されたカートリッジ等の質量のうち、再使用又はマテリアルリサイクルされた部品質量の割合をいう。ただし、「回収されたカートリッジ等」の対象から、ウェブサイト又はカタログ等において回収対象外として公表しているカートリッジ等は除く。
- 6 「再資源化率」とは、使用済みとなって排出され、回収されたカートリッジ等質量のうち、再使用、マテリアルリサイクル、エネルギー回収や油化、ガス化、高炉還元又はコークス炉化学原料化された部品質量の割合をいう。ただし、「回収されたカートリッジ等」の対象から、ウェブサイト又はカタログ等において回収対象外として公表しているカートリッジ等は除く。
- 7 トナーカートリッジに係る判断の基準①ア及びインクカートリッジに係る判断の基準①アの「回収シス

テムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。

ア. 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みのカートリッジ等を回収(自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。)するルート(販売店における回収ルート、逆流通ルートによる回収、使用者の要請に応じた回収等)を構築していること。

イ. カートリッジ本体に、製品名及び事業者名(ブランド名なども可)をユーザが見やすいうように記載していること。

ウ. 製品の包装、同梱される印刷物、本体機器製品の取扱説明書又はウェブサイトのいずれかでユーザに対し使用済カートリッジ等の回収に関する具体的な情報(回収方法、回収窓口等)提供がなされていること。

8 トナーカートリッジに係る判断の基準①工及びインクカートリッジに係る判断の基準①工の「適正処理」とは、再使用又は再生利用できない部分については、使用済カートリッジ等を回収した事業者が自らの責任において適正に処理・処分していることをいい、他の事業者が実施する回収システムによって行う処理(事業者間において交わされた契約、合意等によって行う場合を除く。)は含まれない。ただし、その対象から、ウェブサイト又はカタログ等において回収対象外として公表しているカートリッジ等は除く。

9 トナーカートリッジの判断の基準②及びインクカートリッジの判断の基準②の「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク商品類型のうち、前者が令和3年4月1日時点において発効している商品類型 No.132「トナーカートリッジ」に係る認定基準を、後者が同じく商品類型 No.142「インクカートリッジ」に係る認定基準をいう。

10 トナー及びインクの「化学安全性」とは、次の基準による。

ア. トナー及びインクは、以下の①～④を満たすこと。ただし、②及び③に該当する物質の使用が技術的に不可避であり、かつ直ちに代替え困難である場合は、適用免除に関する根拠資料等の情報が開示され、容易に確認できる場合はその限りではない。

①カドミウム、鉛、水銀、六価クロム、ニッケル及びその化合物が処方構成成分として添加されていないこと。ただし、着色剤として用いられる分子量の大きいニッケルの錯化合物を除く。

②規制(EC)No.1272/2008 の Annex VI、の表 3.1 の CMR カテゴリ 1A、1B または 2(別表1)に分類される各物質が処方構成成分として添加されていないこと。

別表1 使用を制限する危険有害性カテゴリ

危険有害性クラス	危険有害性 カテゴリコード	CLP 規制(EC)No.1272/2008 H フレーズ
発がん性	Carc.1A 及び1B	H350: 発がんのおそれ
発がん性	Carc.1A 及び1B	H350i: 吸入による発がんのおそれ
発がん性	Carc.2	H351: 発がんのおそれの疑い
生殖細胞変異原性	Muta.1A 及び1B	H340: 遺伝性疾患のおそれ
生殖細胞変異原性	Muta2	H341: 遺伝性疾患のおそれの疑い
生殖毒性	Repr.1A 及び1B	H360: 生殖能または胎児への悪影響のおそれ
生殖毒性	Repr.2	H361: 生殖能または胎児への悪影響のおそれの疑い

REACH 規則第 59 条第 1 項に記載のリスト(いわゆる SVHC 候補リスト)に掲げられた物質は対象に含まない。

③トナー及びインクは、混合物として、規則(EC)No.1272/2008 の Annex I に定められた危険有害性カテゴリ STOT SE1、SE2、RE1、RE2 (別表2)に分類されないこと。

別表2 対象となる危険有害性カテゴリ

危険有害性クラス	危険有害性 カテゴリコード	CLP 規制(EC) No.1272/2008
特定標的臓器有害性、単回暴露	STOT SE1	H370: 臓器の障害
特定標的臓器有害性、単回暴露	STOT SE2	H371: 臓器の障害のおそれ
特定標的臓器有害性、反復暴露	STOT RE1	H372: 長期にわたる、または反復暴露により臓器の障害
特定標的臓器有害性、反復暴露	STOT RE2	H373: 長期にわたる、または反復暴露によ

④REACH 規則(EC)No.1097/2006 の Annex XVII Appendix 8(別表 3)にリストされた発がん性芳香族アミンを生成するアゾ着色料(染料または顔料)が処方構成成分として添加されていないこと。

別表 3 アゾ基の分解により生成してはならないアミン

	化学物質名	CAS No.
1	4-アミノジフェニル	92-67-1
2	ベンジジン	92-87-5
3	4-クロロ-o-トルイジン	95-69-2
4	2-ナフチルアミン	91-59-8
5	o-アミノアゾトルエン	97-56-3
6	2-アミノ-4-ニトロトルエン	99-55-8
7	p-クロロアニリン	106-47-8
8	2,4-ジアミノアニソール	615-05-4
9	4,4'-ジアミノジフェニルメタン	101-77-9
10	3,3'-ジクロロベンジジン	91-94-1
11	3,3'-ジメトキシベンジジン	119-90-4
12	3,3'-ジメチルベンジジン	119-93-7
13	3,3'-ジメチル-4,4'-ジアミノジフェニルメタン	838-88-0
14	p-クレジン	120-71-8
15	4,4'-メチレン-ビス-(2-クロロアニリン)	101-14-4
16	4,4'-オキシジアニリン	101-80-4
17	4,4'-チオジアニリン	139-65-1
18	o-トルイジン	95-53-4
19	2,4-トルイレンジアミン	95-80-7
20	2,4,5-トリメチルアニリン	137-17-7
21	o-アニジン	90-04-0
22	4-アミノアゾベンゼン	60-09-3

イ. トナー及びインクに殺虫・殺菌性物質を使用する場合には、「殺生物製品の市場での入手と使用を可能とすることに関する 2012 年 5 月 22 日付の欧洲議会及び理事会規則(EU)No528/2012」の Annex I にリストされた成分のみを処方構成成分として添加していること。ただし、リストされていない物質を使用する場合には、当該指令に基づいて承認申請が提出されなければ添加は許されるが、不認可が決定された場合にはその限りではない。

ウ. トナー及びインクに関し、Ames 試験において陰性であること。

エ. トナー及びインクの MSDS(化学物質等安全データシート)を備えていること。

11 調達を行う各機関は、カートリッジ等の調達に当たって、本体機器への影響や印刷品質を勘案し、次の事項に十分留意すること。

ア. 以下のカートリッジ等の品質保証がなされていること。

①自社規格によって品質管理が十分なされたものであり、印字不良・ジャム・トナー／インク漏れ・ノズル詰り・本体破損などの品質不良についての品質保証(使用される製品に起因する品質不良が発生した場合において、代替品の手配、機器本体の修理等)がなされていること(一般に本体機器の保証外のカートリッジ等の使用に起因する不具合への対応は、保守契約又は保証期間内であっても有償となる場合が多い。)。

②本項の判断の基準を満たす製品の使用に起因するコピー機、プリンタ等の機器本体への破損故障等の品質に係る問題が発生した場合は、当該製品の情報(製品名、事業者名、ブランド名、機器本体名等)及び発生した問題を記録するよう努めること。

イ. 使用目的・用途等を踏まえインクカートリッジを選択すること。

①写真画質等の高い印刷品質が必要な場合、長期保存する場合、直射日光の当たる場所での使用を想定する場合等は、耐光性、耐オゾン性、耐水性等に優れ、本体機器と連携のとれたインクカートリッジを選択すること。

②新品インクカートリッジに充填されているインクと再生インクカートリッジに充填されているインクは同一のものではないことから発色が異なることを認識し、使用するインクカートリッジを選択すること。

12 調達を行う各機関は、カートリッジ等の調達に当たって、製品の化学安全性及び事業者の回収システム・リサイクルシステム・適正処理システム等の構築に関する信頼性の確保の観点から、事業者が次の書類を備えていること(例えば、事業者の判断で公開するウェブサイト等で確認できることなど)に十分留意すること。

ア. トナー又はインクに関する Ames 試験に係る報告書等

イ. トナー又はインクに関する MSDS(化学物質等安全データシート)

ウ. 配慮事項に示された各種システムの構築及び再資源化率等に係る判断の基準を満たすことを示す証明書等

6. 電子計算機等

6-1 電子計算機

(1) 品目及び判断の基準等

電子計算機	<p>【判断の基準】</p> <p>① エネルギー消費効率が基準値を下回らないこと サーバ型電子計算機にあっては、エネルギー消費効率が表1に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。</p> <p>② クライアント型電子計算機にあっては、アの要件又はイ、ウ及びエのいずれかの要件を満たすこと</p> <p>ア. 表2に示されたエネルギー消費効率が区分ごとの算定式により算定した基準エネルギー消費効率を上回らないこと。</p> <p>イ. デスクトップコンピュータ、一体型デスクトップコンピュータ又はノートブックコンピュータの場合は、備考5アの算定式により算定した標準年間消費電力量が備考5イの算定式により算定した最大年間消費電力量以下であること。</p> <p>ウ. ワークステーションの場合は、備考6アの算定式により算定した加重消費電力が備考6イの算定式により算定した最大加重消費電力以下であること。</p> <p>エ. シンクライアントの場合は、備考5アの算定式により算定した標準年間消費電力量が備考7の算定式により算定した最大年間消費電力量以下であること。</p> <p>③ 特定の化学物質の含有率が基準値以下 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。</p> <p>④ 搭載機器・機能の簡素化(一般行政事務用ノートパソコンの場合) 一般行政事務用ノートパソコンの場合にあっては、搭載機器・機能の簡素化がなされていること。</p> <p>⑤ 再生プラスチック又はバイオマスプラスチックの使用 筐体又は部品にプラスチックが使用される場合には、少なくとも筐体又は部品の一つに再生プラスチック又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>②一般行政事務用ノートパソコンにあっては、二次電池(バッテリ)の駆動時間が必要以上に長くないこと。</p> <p>③一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること。</p> <p>④筐体又は部品にプラスチックが使用される場合には、再生プラスチック又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが可能な限り高い配合率で使用されていること。</p> <p>⑤筐体又は筐体部品にマグネシウム合金が使用される場合には、再生マグネシウム合金が可能な限り使用されていること。</p> <p>⑥製品とともに提供されるマニュアルやリカバリ CD 等の付属品が可能な限り削減されていること。</p> <p>⑦製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>⑧包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p>
-------	--

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「電子計算機」に含まれないものとする。

- ①演算処理装置、主記憶装置、入出力制御装置及び電源装置がいずれも多重化された構造のもの
- ②入出力用信号伝送路(最大データ転送速度が1秒につき 10 ギガビット以上のものに限る。)が

- ③4を超える中央演算処理装置を用いて演算を実行することができるもの
- ④サーバ型電子計算機において、ビット数の異なる命令を実行できるように設定された中央演算処理装置を用いたもののうち、電子計算機毎に専用に設定された中央演算処理装置を搭載したもの
- ⑤サーバ型電子計算機において、ビット数の異なる命令を実行できるように設計された中央演算処理装置を用いたもののうち、64 ビットのコンピューターアーキテクチャ専用に設計された中央演算処理装置を搭載したもの
- ⑥サーバ型電子計算機において、ビット数の異なる命令を実行できるように設計されている中央演算処理装置以外の中央演算処理装置を用いたもののうち、十進浮動小数点演算を実行する機構を備えていない中央演算処理装置を搭載したもの
- ⑦専ら内蔵された電池を用いて、電力線から電力供給を受けることなしに使用されるもの

2 「サーバ型電子計算機」とは、ネットワークを介してサービス等を提供するために設計された電子計算機をいう。

3 「クライアント型電子計算機」とは、サーバ型電子計算機以外の電子計算機をいう。

4 判断の基準②イ、ウ及びエ、備考5から備考8において使用するコンピュータの種類及び動作モードは、以下のとおり。

ア. コンピュータの種類

- 1. 「デスクトップコンピュータ」とは、主要装置(本体)が机又は床の上等に設置されることを想定したコンピュータであって、携帯用には設計されておらず、外付けのモニタ、キーボード、マウス等を使用するものをいう。
- 2. 「一体型デスクトップコンピュータ」とは1つのケーブルを通じて交流電力の供給を受ける单一機器としてコンピュータとコンピュータディスプレイが機能するデスクトップコンピュータをいう。
- 3. 「ノートブックコンピュータ」とは、携帯用に設計され、交流電力源への直接接続有り又は無しのいずれかで長時間動作するように設計されたコンピュータであって、一体型ディスプレイを装備しているものをいう。
- 4. 「ワークステーション」とは、集約的演算タスクのうち、グラフィックス、CAD、ソフトウェア開発、金融や科学的用途などに通常使用される高機能単一ユーザコンピュータをいう。
- 5. 「シンクライアント」とは、主要機能を得るために遠隔コンピュータ資源への接続に依存する独立給電型コンピュータであって、携帯用ではなく、卓上等の常設場所への設置を想定しているものをいう(回転式記憶媒体のない機器に限る。)。また、ハードウェアとディスプレイが +1つのケーブルを通じて交流電力の供給を受ける一体型シンクライアントを含む。なお、携帯用として設計され、シンクライアント及びノートブックコンピュータの定義をともに満たすコンピュータは、本項においてノートブックコンピュータに含まれるものとする。

イ. 動作モード

- 1. 「オフモード」とは、主電源に接続され、製造事業者の説明書に従って使用される製品において、最低消費電力状態であり、使用者は電源をオフにしていない(影響を与えていない)状態をいう。
- 2. 「スリープモード」とは、一定時間使用されない時に、自動的に又は手動選択により入る低電力状態をいう。
- 3. 「アイドル状態」とは、オペレーティングシステムやその他のソフトウェアの読み込みが終了し、ユーザプロファイルが作成され、初期設定によって当該コンピュータが開始する基本アプリケーションに動作が限定されており、スリープモードではない状態をいう。アイドル状態は、長期アイドルモードと短期アイドルモードの2つのモードにより構成される。
- 4. 「長期アイドルモード」とは、コンピュータがアイドル状態に達しており、画面を表示しない低電力状態に移行しているが、作業モードに維持されている時のモードをいう。
- 5. 「短期アイドルモード」とは、コンピュータがアイドル状態に達しており、画面はオン状態で、長期アイドルは開始していないモードをいう。
- 6. 「代替低電力モード」とは、コンピュータが一定時間使用されないときに自動的又は手動選択により入る低電力状態であり、ディスプレイがオフになりコンピュータが機能低下状態に入ることをいう。

各動作モードにおける消費電力の測定方法については、「国際エネルギーestarプログラム制度運用細則(令和3年4月施行)別表第2-1」による。

5 デスクトップコンピュータ、一体型デスクトップコンピュータ、ノートブックコンピュータ及びシンクライアント

トに係る標準年間消費電力量の算定方法、デスクトップコンピュータ、一体型デスクトップコンピュータ及びノートブックコンピュータに係る最大年間消費電力量の算定方法は、以下の式による。

ア. 標準年間消費電力量

$$E = (8,760 / 1,000) \times (P_{OFF} \times T_{OFF} + P_{SL} \times T_{SL} + P_{LI} \times T_{LI} + P_{SI} \times T_{SI})$$

E : 標準年間消費電力量(単位:kWh/年)

P_{OFF} : オフモード消費電力(単位:W)

P_{SL} : スリープモード消費電力(単位:W)

P_{LI} : 長期アイドルモード消費電力(単位:W)

P_{SI} : 短期アイドルモード消費電力(単位:W)

T_x : 表3-1及び表3-2に規定するモード別比率(年間の時間割合)(単位:%)

スリープモードに替わり、代替低電力モード(10W 以下の場合に限る。)を用いるデスクトップコンピュータ、一体型デスクトップコンピュータ及びノートブックコンピュータを持たないシンクライアントについては、上記算定式において、スリープモード消費電力(P_{SL})及び長期アイドルモード消費電力(P_{LI})の代わりに代替低電力モードを、独立したシステムのスリープモードを持たないシンクライアントについては、上記算定式において、スリープモード消費電力(P_{SL})の代わりに長期アイドルモード消費電力(P_{LI})をそれぞれ使用することができる。

イ. 最大年間消費電力量

$$E_{MAX} = (1 + A_{PSU} + A_{PRXY}) \times (TEC_{BASE} + TEC_{MEM} + TEC_{GR} + TEC_{ST} + TEC_{DIS} + TEC_{SW} + TEC_{MBWS} + TEC_{1G10G} + TEC_{10G})$$

E_{MAX} : 最大年間消費電力量(単位:kWh/年)

A_{PSU} : 表3-3に規定する効率を満たす電源装置に付与される許容値

A_{PRXY} : APRXY: プロキシ許容値。デスクトップコンピュータ又は一体型デスクトップコンピュータであり、表3-1の備考に示す条件1を満たす場合の許容値は0.12、条件2を満たす場合は表3-4に規定する代替低電力モードの許容値

TEC_{BASE} : 表3-5(デスクトップコンピュータ)表3-6(一体型デスクトップコンピュータ)、又は表3-7(ノートブックコンピュータ)に規定する基本許容値(単位:kWh)

TEC_{MEM} : 表3-8に規定するシステム搭載メモリの追加許容値(単位:kWh/ギガバイト)

TEC_{GR} : 表3-8に規定する独立型グラフィックス追加許容値(単位:kWh)

TEC_{ST} : 表3-8に規定する内部記憶装置(ストレージ)の追加許容値(単位:kWh)

TEC_{DIS} : 表3-8に規定する性能強化ディスプレイの追加許容値(単位:kWh)

TEC_{SW} : 表3-8に規定する切替可能グラフィックスの追加許容値(単位:kWh)

TEC_{MBWS} : 表3-8に規定するモバイルワークステーションの追加許容値(単位:kWh)

TEC_{1G10G} : 表3-8に規定するスループット 1GB/秒以上 10GB/秒未満のイーサネットポートを有する場合の追加許容値(単位:kWh)

TEC_{10G} : 表3-8に規定する 10GB/秒イーサネットポートを有する場合の追加許容値(単位:kWh)

6 ワークステーションに係る加重消費電力及び最大加重消費電力の算定方法は、以下の式による。

ア. 加重消費電力

$$\text{加重消費電力}(W) = 0.10 \times P_{OFF} + 0.35 \times P_{SL} + 0.20 \times P_{LI} + 0.35 \times P_{SI}$$

P_{OFF} : オフモード消費電力(単位:W)

P_{SL} : スリープモード消費電力(単位:W)

P_{LI} : 長期アイドルモード消費電力(単位:W)

P_{SI} : 短期アイドルモード消費電力(単位:W)

イ. 最大加重消費電力

$$\text{最大加重消費電力}(W) = 0.28 \times (P_{MAX} + N_{HDD} \times 5)$$

P_{MAX} : 最大消費電力測定値(単位:W)

N_{HDD} : HDD(ハードディスクドライブ)又は SSD(半導体ドライブ)の搭載数

7 シンクライアントに係る最大年間消費電力量の算定方法は、次式による。

$$E_{TMAX} = TEC_{BASE} + TEC_{GR} + TEC_{WOL} + TEC_{DIS}$$

E_{TMAX} : 最大年間消費電力量(単位:kWh/年)

TEC_{BASE} : 基本許容値 31W

TEC_{GR} :独立型グラフィックス許容値 36W

TEC_{WOL} :ウェイクオンラン(WOL)許容値 2W

TEC_{DIS} :表3-8に規定する一体型デスクトップコンピュータに対する一体型ディスプレイ許容値
(単位:kWh)

ただし、 TEC_{GR} 、 TEC_{WOL} 及び TEC_{DIS} の許容値の加算については、出荷時に初期設定で有効にされている場合に限る。

- 8 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリプロモビフェニル並びにポリプロモジフェニルエーテルをいう。
- 9 判断の基準③については、パーソナルコンピュータに適用することとし、特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950(電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法)の附属書Aの表 A.1(特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値)に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記JISの附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては、JIS C 0950に準ずるものとする。
- 10 「一般行政事務用ノートパソコン」とは、クライアント型電子計算機のうち電池駆動型のものであつて、通常の行政事務の用に供するもの(携帯を行う場合や一般行政事務以外の用途に使用されるものを除く。)をいう。
- 11 「搭載機器・機能の簡素化」とは、次の要件を満たすことをいう。なお、赤外線通信ポート、シリアルポート、パラレルポート、PC カード、S-ビデオ端子等のインターフェイスは、装備されていないことが望ましい。
 - ア. 内蔵モデム、CD/DVD、BD 等は、標準搭載されていないこととし、調達時に選択又は外部接続可能であること。
 - イ. 周辺機器を接続するための USB インターフェイスを複数備えていること。
- 12 一般行政事務用ノートパソコンの「二次電池(バッテリ)に必要な駆動時間」とは、停電等の緊急時において、コンピュータを終了させ、電源を遮断する(シャットダウン)ための時間が確保されていることをいう。
- 13 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。
- 14 「バイオマスプラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチックをいう。
- 15 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。
- 16 判断の基準⑤の筐体又は部品には本体機器に付属する AC アダプタ等を含む。また、判断の基準⑤については、サーバ型電子計算機には適用しない。
- 17 調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。
 - ア. 化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。
 - イ. 調達に当たって、使用目的・業務内容を十分勘案し、必要な機器・機能のみを要件とすること。
 - ウ. マニュアルやりカバリ CD 等の付属品については必要最小限とするようなライセンス契約の方法を検討すること。
- 18 判断の基準②アのエネルギー消費効率に係る基準については、判断の基準を満たす製品の市場動向を勘案しつつ、適切に検討を実施すること。

表1 サーバ型電子計算機に係る基準エネルギー消費効率

区分		基準エネルギー消費効率
中央演算処理装置の種別	中央演算処理装置のソケット数	
x86	1	8.9
	2	11.9
	4	8.9

SPARC	1	6.3
	2	4.2
	4	3.5
Power	1	4.6
	2	4.9
	4	4.2

- 備考) 1 「x86」とは、ビット数の異なる命令を実行できるように設計された中央演算処理装置のうち、電子計算機毎に専用に設計された中央演算処理装置以外のものであって、32 ビットのアーキテクチャと互換性をもった 64 ビットのものをいう。
- 2 「SPARC」とは、ビット数の異なる命令を実行できるように設計された中央演算処理装置以外の中央演算処理装置のうち、十進浮動小数点演算を実行する機能とレジスタ制御機能を備えたものをいう。「レジスタ制御機能」とは、レジスタの内容を中央演算処理装置内に退避及び復元する機構をもつことで、主プログラムで使用中のレジスタの内容をメモリに退避及び復元することなくサブルーチンプログラムでそのレジスタを使用可能とする機能をいう。
- 3 「Power」とは、ビット数の異なる命令を実行できるように設計された中央演算処理装置以外の中央演算処理装置のうち、十進浮動小数点演算を実行する機能を備えているが、レジスタ制御機能は備えていないものをいう。
- 4 エネルギー消費効率の算定法については、「電子計算機のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」(平成 31 年経済産業省告示第 69 号)の「3 エネルギー消費効率の測定方法(1)」による。

表2 クライアント型電子計算機に係る基準エネルギー消費効率算定式

区分					基準エネルギー消費効率の算定式
製品形態の種別	P スコア	画面サイズ	筐体容量	区分名	
ノートブックパソコン コンピュータ	8未満	15 型未満	—	A	$E=5.21+TEC_{MEM}+TEC_{DIS}+TEC_{ST}+TEC_{GR}$
		15 型以上	—	B	$E=7.75+TEC_{MEM}+TEC_{DIS}+TEC_{ST}+TEC_{GR}$
	8以上	—	—	C	$E=11.34+TEC_{MEM}+TEC_{DIS}+TEC_{ST}+TEC_{GR}$
デスクトップパーソナルコンピュータ	一体形	8未満	—	D	$E=39.87+TEC_{MEM}+TEC_{DIS}+TEC_{ST}+TEC_{GR}$
		8以上	—	E	$E=53.32+TEC_{MEM}+TEC_{DIS}+TEC_{ST}+TEC_{GR}$
	分離型	—	5L 未満	F	$E=29.59+TEC_{MEM}+TEC_{ST}+TEC_{GR}$
		—	5L 以上 20L 未満	G	$E=31.33+TEC_{MEM}+TEC_{ST}+TEC_{GR}+TEC_{PW}$
		—	20L 以上 35L 未満	H	$E=28.45+TEC_{MEM}+TEC_{ST}+TEC_{GR}+TEC_{PW}$
		—	35L 以上	I	$E=40.47+TEC_{MEM}+TEC_{ST}+TEC_{GR}+TEC_{PW}$

- 備考) 1 「一体形デスクトップパソコンコンピュータ」とは、コンピュータ本体とディスプレイが一つの交流電源ケーブルを介して交流電力を受け単一機器として機能するデスクトップコンピュータをいう。
- 2 「分離型デスクトップパソコンコンピュータ」とは、ディスプレイを有さないコンピュータ本体と外部ディスプレイからなるデスクトップコンピュータをいう。
- 3 「P スコア」とは、中央演算処理装置のコア数に中央演算処理装置のクロック周波数(単位:ギガヘルツ)を乗じた数値とする。
- 4 「画面サイズ」とは、表示画面の対角外径寸法をセンチメートル単位で表した数値を 2.54 で除して小数点第2位以下を四捨五入した数値とする。
- 5 「筐体容量」とは、電子計算機においてハードウェアを構成する部品を収納する筐体の容量をリットルで表した数値とする。
- 6 E は次の数値を表すものとする。
E:基準エネルギー消費効率(単位:kWh/年)
- 7 TEC_{MEM} の数値は次の式により算出するものとする。

$$TEC_{MEM}=M_{MAX} \times \alpha_M$$

$$M_{MAX}:キャッシュメモリを除いた最大記憶容量(単位:ギガバイト)$$

α_M の数値は次の表の左欄に掲げる区分に応じて、同表の右欄に掲げる数値とする。

区分	α_M
区分 A、B 及び C	0.186
区分 D、E、F、G、H 及び I	0.248

8 TEC_{DIS} は次の表の左欄に掲げる区分に応じて、同表の右欄に掲げる算定式により算出するものとする。

区分	画面サイズ	TEC_{DIS}
区分 A、B 及び C	—	$TEC_{DIS} = (8.76 \times 0.30) \times ((S \div 2.54^2) \times 0.0300 + r \times 0.244)$
区分 D 及び E	17.4 型未満	$TEC_{DIS} = (8.76 \times 0.35) \times ((S \div 2.54^2) \times 0.0300 + r \times 0.244)$
	17.4 型以上	$TEC_{DIS} = (8.76 \times 0.35) \times ((S \div 2.54^2) \times 0.0393)$

S:表示仮面の縦寸法に横寸法を乗じて小数点第2位以下を四捨五入した数値(単位:平方センチメートル)

r:画面に表示される総画素数(単位:メガピクセル)

9 TEC_{ST} は次の表の左欄に掲げる区分に応じて、同表の右欄に掲げる数値とし、2.5 型磁気ディスク装置及び 3.5 型磁気ディスク装置のいずれも有さない場合は 0 とする。

区分	磁気ディスク装置の種別	TEC_{ST}
区分 A、B 及び C	—	2.510
区分 D、E、F、G、H 及び I	2.5 型磁気ディスク装置を有するもの	3.140
	3.5 型磁気ディスク装置を有するもの	20.380

10 TEC_{GR} は次の表の左欄に掲げる区分に応じて、同表の右欄に掲げる算定式により算出するものとし、独立型 GPU を有さない場合は 0 とする。

区分	TEC_{GR}
区分 A、B 及び C	$TEC_{GR}=4.198$
区分 D、E、F、G、H 及び I	$TEC_{GR}=0.587 \times FB + 30.463$

FB:画面に表示する画像データを一時的に保管するメモリ領域(単位:ギガビット/秒)

ただし、上記の算定式の結果、 TEC_{GR} が 130 以上の場合は 130 の数値を用いるものとする。

11 TEC_{PW} の数値は次の式により算出するものとする。

$$TEC_{PW}=P_{AC} \times 0.0543$$

P_{AC} :内部電源装置の定格入力(単位:W)

12 エネルギー消費効率の算定法については、「電子計算機のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」(平成 31 年経済産業省告示第 69 号) の「3 エネルギー消費効率の測定方法(2)」による。

表3-1 デスクトップコンピュータ、一体型デスクトップコンピュータ及びシンクライアントのモード別比率

モード	デスクトップ及び 一体型デスクトップ	シンクライアント
T _{OFF}	15%	45%
T _{SL}	45%	5%
T _{LI}	10%	15%
T _{SI}	30%	35%

備考) プロキシ対応型のモード別比率又はプロキシ許容値を適用する製品は、以下の条件1又は条件2のいずれかを満たしていること。表3-2において同じ。

【条件1】

- ・ECMA393 の規格を満たしていること。
- ・ノートブックコンピュータは表3-2のプロキシ対応型の能力を出荷時の初期設定で有効にしていること。

・デスクトップコンピュータ又は一体型デスクトップコンピュータは、ECMA393 のフルキヤパシティ(プロキシ対応型・全対応)の規格を満たす場合に限り、本項の判断の基準の備考5イの最大年間消費電力量の算定式において適切なプロキシ許容値適用すること。

【条件2】

- ・ノートブックコンピュータ又は一体型デスクトップコンピュータは、スリープモード又は 2.5W 以下の電力でネットワーク接続を維持する代替低電力モードを可能にすること。
- ・デスクトップコンピュータは、スリープモード又は 3.0W 以下の電力でネットワーク接続を維持する代替低電力モードを可能にすること。

表3-2 ノートブックコンピュータのモード別比率

モード	従来型	プロキシ対応型			
		基本能力	遠隔復帰	サービス検知 ネームサービス	全対応
T _{OFF}	25%	25%	25%	25%	25%
T _{SL}	35%	39%	41%	43%	45%
T _{LI}	10%	8%	7%	6%	5%
T _{SI}	30%	28%	27%	26%	25%

表3-3 内部電源装置許容値(A_{PSU})

電源装置	対象機器	負荷条件別最低効率				電源装置 許容値
		10%	20%	50%	100%	
内部電源 装置 (IPS)	デスクトップ	0.86	0.90	0.92	0.89	0.015
		0.90	0.92	0.94	0.90	0.03
	一体型 デスクトップ	0.86	0.90	0.92	0.89	0.015
		0.90	0.92	0.94	0.90	0.04

表3-4 代替低電力モードの測定電力量に対するプロキシ許容値(A_{PRXY})

対象機器	代替低電力モード又はスリープ における最大測定電力量(W)	プロキシ許容値(A _{PRXY})
デスクトップ	2.5	0.12
	3.0	0.06
一体型 デスクトップ	2.0	0.06
	2.5	0.03

備考) 許容値はネットワークの常時接続性を維持する代替低電力モード又はスリープモードを有する製品に適用できる。

表3-5 デスクトップコンピュータに対する基本許容値(TEC_{BASE})

区分	グラフィックス性能	デスクトップコンピュータ	
		性能	基本許容値
I1	一体型又は切替可能 グラフィックス	P≤8	26.0
I2		P>8	46.0
D1	独立型グラフィックス	P≤8	35.0
D2		P>8	45.0

備考) P の算定方法は、次式による。表3-6及び表3-7において同じ。

$$P = \text{CPU のコア数} \times \text{CPU クロック周波数(GHz)}$$

コア数は物理的なCPUのコア数を表し、CPUクロック周波数(GHz)は、最大TDP周波数を表し、ターボブースト周波数ではない。

表3-6 一体型デスクトップコンピュータに対する基本許容値(TEC_{BASE})

区分	一体型デスクトップコンピュータ	
	性能	基本許容値
1	$P < 8$	9.0
2	$P \geq 8$	27.0

表3-7 ノートブックコンピュータに対する基本許容値(TEC_{BASE})

区分	ノートブックコンピュータ	
	性能	基本許容値
0	$P \leq 2$	6.5
1	$2 < P < 8$	8.0
2	$P \geq 8$	14.0

表3-8 デスクトップコンピュータ、一体型デスクトップコンピュータ、ノートブックコンピュータ及びシンクライアントにおける追加許容値

機能	デスクトップ	一体型デスクトップ	ノートブック
$TEC_{MEM}(kWh)$		$1.7 + (0.24 \times GB)$	$2.4 + (0.294 \times GB)$
$TEC_{GR}(kWh)$		$50.4 \times \tanh(0.0038 \times FB_BW - 0.137) + 23$	$29.3 \times \tanh(0.0038 \times FB_BW - 0.137) + 13.4$
$TEC_{SW}(kWh)$		14.4	適用なし
$TEC_{ST}(kWh)$	3.5" HDD	16.5	適用なし
	2.5" HDD	2.1	
	ハイブリッドHDD/SSD	0.8	
	SSD(M.2接続を含む)	0.4	2.6
$TEC_{DIS}(kWh)$	$A < 190$	適用なし	$8.76 \times 0.30 \times (1+EP) \times (0.43 \times r + 0.0263 \times A)$
	$190 \leq A < 210$		
	$210 \leq A < 315$		
	$A \geq 315$		
$TEC_{MBWS}(kWh)$		適用なし	4.0
$TEC_{1G10G}(kWh)$		4.0	適用なし
$TEC_{10G}(kWh)$		18.0	適用なし

備考) 1 TEC_{MEM} は、システム搭載メモリのGB毎に適用するものとする。

2 TEC_{GR} は、システムに搭載した独立型グラフィックスに適用するものとする。切替可能なグラフィックスには適用しない。

3 FB_BW は、ギガバイト毎秒(GB/s)によるディスプレイフレームバッファ幅であり、算定方法は、次式による。

$$FB_BW = \text{データレート}(MHz) \times \text{フレームバッファ幅} / (8 \times 1000)$$

4 切替可能なグラフィックス(TEC_{SW})には、独立型グラフィックス許容値(TEC_{GR})を適用することはできな

いものとする。ただし、切替可能グラフィックスを提供し、初期設定で自動切替の場合、デスクトップコンピュータ及び一体型デスクトップコンピュータについては、許容値 14.4 を適用することができる。

5 TEC_{ST}は、製品に追加内部記憶装置(ストレージ)が存在する場合に1回のみ適用することができる。

6 TEC_{DIS}におけるEPは、性能強化ディスプレイに関する許容値であり、次のとおり。

EP=0:性能強化ディスプレイなし

EP=0.3:性能強化ディスプレイであり、画面の対角線が 27 インチ未満

EP=0.75:性能強化ディスプレイであり、画面の対角線が 27 インチ以上

r はスクリーン解像度(メガピクセル)

A は可視スクリーン面積(平方インチ)。出荷時及び測定時に複数のディスプレイがある場合はディスプレイごとに許容値を適用する

7 TEC_{MBWS}は、モバイルワークステーションの定義を満たす場合に 1 回のみ適用することができる。

8 TEC_{1G10G}は、スループット 1GB/秒以上 10GB/秒未満のイーサネットポートをシステムに有する場合に 1 回のみ適用することができる。

9 TEC_{10G}は、10GB/秒イーサネットポートをシステムに有する場合に 1 回のみ適用することができる。

6-2 磁気ディスク装置

(1) 品目及び判断の基準等

磁気ディスク装置	<p>【判断の基準】</p> <p>○ 省エネ法トップランナー基準達成</p> <p>エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率を上回らないこと。</p> <p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none">①特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。②使用済製品の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。③分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。④一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。⑤製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。⑥製品の梱包又は包装にプラスチックを使用している場合は、再生プラスチック又はバイオマスプラスチックであって、環境負荷低減効果が確認されたものが可能な限り使用されていること。
----------	--

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「磁気ディスク装置」に含まれないものとする。

①記憶容量が1ギガバイト以下のもの

②電子計算機に接続した通信ケーブルを通じた電力供給のみを受けて動作するもの

2 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリプロモビフェニル並びにポリプロモジフェニルエーテルをいう。

3 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950(電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法)の附属書 A の表 A.1(特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値)に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の附属書 B に準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては JIS C 0950 に準ずるものとする。

- 4 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
- 5 「バイオマスプラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチックをいう。
- 6 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

表 磁気ディスク装置に係る基準エネルギー消費効率又は算定式

区分			基準エネルギー消費効率 又は算定式
磁気ディスク装置1台当たりのディスクドライブ搭載可能数	ディスクドライブの外形寸法	ディスク枚数	
1台		1枚	$E = \exp(2.98 \times \ln(N) - 30.8)$
		2枚又は3枚	$E = \exp(2.98 \times \ln(N) - 31.2)$
		4枚以上	$E = \exp(2.11 \times \ln(N) - 23.5)$
2台以上 11台以下	—	—	$E = \exp(1.56 \times \ln(N) - 17.7)$
12台以上	3.5型(幅75mm超)を含む構成	—	0.00213
	2.5型(幅75mm以下)のみの構成	—	$E = \exp(0.952 \times \ln(N) - 14.2) / 0.5$

備考) 1 E 及びN は次の数値を表すものとする。

E:基準エネルギー消費効率

N:ディスクドライブの定常回転数(単位:回毎分)

2 \ln は底をeとする対数を表す。

3 回転数の異なるディスクドライブが混載される場合にあっては、回転数(N)は、各ディスクドライブの回転数を搭載台数で加重平均した値とする。

4 幅はディスクドライブ外形の3つの辺のうち、長さが中間であるものとする。

5 エネルギー消費効率の算定法については、「磁気ディスク装置のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」(平成22年経済産業省告示第75号)の「3 エネルギー消費効率の測定方法」による。

6-3 ディスプレイ

(1) 品目及び判断の基準等

ディスプレイ	<p>【判断の基準】</p> <p>① コンピュータモニタの最大年間消費電力量 コンピュータモニタにあっては、備考3の算定式により算定した年間消費電力量が備考4アの算定式により算定した最大年間消費電力量以下であること。</p> <p>② サイネージディスプレイの消費電力 サイネージディスプレイにあっては、次の要件を満たすこと。 ア. 備考6アの算定式示したオンモード消費電力を満たすこと。 イ. スリープモード消費電力が備考7の算定式により算定したスリープモード消費電力基準以下であること。</p> <p>③ オフモード消費電力 0.5W 以下</p> <p>④ 動作が再開されたとき、自動的に使用可能な状態に戻る</p> <p>⑤ 特定の化学物質の含有率が基準値以下 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。</p>
--------	---

	<p>【配慮事項】</p> <p>① 使用済製品の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。</p> <p>② 資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>③ 一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</p> <p>④ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>⑤ 包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p>
--	--

備考) 1 本稿の判断の基準の対象とする「ディスプレイ」は、ディスプレイスクリーン及び関連電子装置を有する製品であって、主な機能として、一つ以上の入力を介したコンピュータ、ワークステーション又はサーバ、外部ストレージ、若しくはネットワーク接続からの視覚情報を表示するもの(コンピュータモニタ及びサイネージディスプレイ)とする。

コンピュータモニタは、卓上での使用を基本とし、かつ、一人の人が見ることを想定したものである。また、サイネージディスプレイ(ターボディスプレイシステム構成されたものを含む。)は、通常、卓上の使用を基本とせず、かつ、複数の人が見ることを想定したものであって、次の①から⑤の要件のうち、3つ以上を満たすものとする。

- ① 対角線画面サイズが 30 インチを超えるもの
- ② 最大公表輝度が 1 平方メートル当たり 400 カンデラ($400\text{cd}/\text{m}^2$)を超えるもの
- ③ 画素密度が 1 平方インチ当たり 7,000 ピクセル(7,000 ピクセル/in²)以下であるもの
- ④ 搭載スタンドなしで出荷されるものであって、デスクトップ上のディスプレイを支えるよう設計される又は壁に垂直に取り付けるように構成されているもの
- ⑤ RJ45 又は RS232 ポートを有するもの

2 判断の基準②、判断の基準③及び備考3から備考7までにおいて使用する動作モードは、以下のとおり。ただし、オフモードを備えていない製品の場合は、判断の基準③は適用しない。

- ① 「オンモード」とは、ディスプレイが稼働し、主な機能を提供しているモードをいう。
- ② 「スリープモード」とは、ディスプレイが一つ以上の主要ではない保護機能又は継続機能を提供する低電力モードをいう。なお、スリープモードは、以下の機能を有している。
 - ・遠隔スイッチ、タッチ機能、内部センサー又はタイマーを経由してオンモードにする。
 - ・時計を含む情報を提供する又は状態を表示する。
 - ・センサー機能を維持する。
 - ・ネットワークの存在を維持することができる。

③ 「オフモード」とは、ディスプレイが電力源に接続され、視覚情報を提供せず、かつ遠隔装置、内部信号又は外部信号により他のいかなるモードへも切り替えができないモードをいう。なお、ディスプレイは、使用者による統合型電源スイッチ又は制御装置の直接的な操作によってのみ、本モードを抜け出ることができる。また、一部の製品については、オフモードを持たないこともある。

3 コンピュータモニタに係る年間消費電力量の算定方法は、次式による。

$$E_{TEC} = 8.76 \times (0.35 \times P_{ON} + 0.65 \times P_{SLEEP})$$

E_{TEC} : 年間消費電力量(単位:kWh)

P_{ON} : オンモード消費電力(単位:W)

P_{SLEEP} : スリープモード消費電力(単位:W)

4 コンピュータモニタに係る最大年間消費電力量、自動明るさ調節許容値及びタッチ機能許容値の算定方法は、次式による。

ア. 最大年間消費電力量

$$\text{最大年間消費電力量(kWh)} = (E_{TEC_MAX} + E_{EP} + E_{ABC} + E_N + E_T + E_C + E_{HDR} + E_{USB}) \times eff_{AC_DC}$$

E_{TEC_MAX} :表1により算定された最大消費電力量基準(単位:kWh)
 E_{EP} :下記イにより算定された性能強化ディスプレイに適用される許容値(単位:kWh)
 E_{ABC} :下記ウにより算定された自動明るさ調節に適用される許容値(単位:kWh)
 E_N :完全なネットワーク接続性に適用される許容値 $E_N=2.9$ (kWh)
 E_T :下記エにより算定されたタッチ機能に適用される許容値(単位:kWh)
 E_C :下記オにより算定された曲面ディスプレイに適用される許容値(単位:kWh)
 E_{HDR} :表2により算定されたHDR ディスプレイに適用される許容値(単位:kWh)
 E_{USB} :USB Type-C を有するディスプレイに適用される許容値 $E_{USB}=2.75$ (kWh)
 eff_{AC_DC} :ディスプレイの給電で発生する交流・直流変換損失の標準補正係数であり、交流給電ディスプレイは 1.0、標準直流ディスプレイは 0.85

イ. 性能強化ディスプレイ許容値

次の全ての要件を満たすコンピュータモニタについては、次式により算定された性能強化ディスプレイの消費電力量の許容値を最大年間消費電力量に用いることができる。

- ・画面カバーガラスの有無にかかわらず、平面画面では少なくとも 85° から直角の水平視野角度において、曲面画面においては少なくとも 83° から直角の水平視野角度において、最低 60 対 1 のコントラスト比であること
- ・基本解像度は 2.3 メガピクセル以上であること
- ・色域は CIE LUV の 32.9%以上であること

$$E_{EP} = ((1.70 \times (G / 100\%) - 0.52) \times E_{TEC_MAX})$$

G :色域であり CIE LUV を百分率で表したもの

E_{TEC_MAX} :最大消費電力量基準(単位:kWh)

ウ. 自動明るさ調節許容値

自動明るさ調節が初期設定で可能なコンピュータモニタの場合、オンモード電力低減率 R_{ABC} を算定し、 R_{ABC} が 20%以上の場合に、自動明るさ調節許容値 E_{ABC} を適用する。オンモード電力低減率 R_{ABC} 及び自動明るさ調節許容値 E_{ABC} の算定方法は、次式による。

$$R_{ABC} = 100 \times ((P_{300} - P_{12}) / P_{300})$$

P_{300} :300lx の周囲光水準で試験したときのオンモード消費電力(単位:W)

P_{12} :12lx の周囲光水準で試験したときのオンモード消費電力(単位:W)

$$E_{ABC}(kWh) = 0.05 \times E_{TEC_MAX}$$

E_{TEC_MAX} :最大消費電力量基準(単位:kWh)

エ. タッチ機能許容値

$$E_T(kWh) = 0.17 \times E_{TEC_MAX}$$

E_{TEC_MAX} :最大消費電力量基準(単位:kWh)

オ. 曲面ディスプレイ許容値

$$E_C(kWh) = 0.15 \times E_{TEC_MAX}$$

E_{TEC_MAX} :最大消費電力量基準(単位:kWh)

5 サイネージディスプレイに係る最大オンモード消費電力の算定方法は、次式による。

$$P_{ON_MAX} = (4.0 \times 10^{-5} \times L \times A) + 120 \times \tanh(0.0005 \times (A - 140.0) + 0.03) + 20$$

P_{ON_MAX} :最大オンモード消費電力(単位:W)

A :可視画面面積(単位:平方インチ)

L :最大測定輝度(単位:cd/m²)

6 サイネージディスプレイに係るオンモード消費電力の要件及び自動明るさ調節許容値の算定方法は、次式による。

ア. オンモード消費電力の要件

$$\text{オンモード消費電力}(W) \leq P_{ON_MAX} + P_{ABC} + P_{Module}$$

P_{ON_MAX} : 最大オンモード消費電力(単位:W)

P_{ABC} : 下記イにより算定された自動明るさ調節に適用される許容値(単位:W)

P_{Module} : 組み込み又はプラグインモジュールを有するディスプレイに適用される許容値

$$P_{Module} = 2.5(W)$$

イ. 自動明るさ調節許容値

自動明るさ調節が初期設定で可能なサイネージディスプレイの場合、備考4イによりオンモード電力低減率 RABC を算定し、 R_{ABC} が 20%以上の場合に、自動明るさ調節許容値 P_{ABC} を適用する。自動明るさ調節許容値 P_{ABC} の算定方法は、次式による。

$$P_{ABC}(W) = 0.05 \times P_{ON_MAX}$$

P_{ON_MAX} : 最大オンモード消費電力(単位:W)

- 7 サイネージディスプレイに係るスリープモード消費電力基準の算定方法は、次式による。なお、最大スリープモード消費電力及び各許容値は、下表による。

$$\text{スリープモード消費電力基準} = P_{SLEEP_MAX} + P_N + P_{OS} + P_T$$

P_{SLEEP_MAX} : 最大スリープモード消費電力(単位:W)

P_N : 完全なネットワーク接続性に適用される許容値(単位:W)

P_{OS} : 占有センサーに適用される許容値(単位:W)

P_T : タッチ機能に適用される許容値(単位:W)

表 画面サイズによるスリープモード消費電力基準及び各許容消費電力

画面サイズ (インチ)	P_{SLEEP_MAX} (W)	P_N (W)	P_{OS} (W)	P_T (W)
画面サイズ ≤ 30	0.5	3.0	0.3	0.0
画面サイズ > 30				1.5

- 8 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。
- 9 判断の基準⑤については、パーソナルコンピュータ表示装置に適用することとし、特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950(電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法)の附属書Aの表 A.1(特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値)に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の付属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては JIS C 0950 に準ずるものとする。
- 10 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。
- 11 調達を行う各機関は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。
- 12 消費電力等の測定方法については、「国際エネルギー・スタープログラム制度運用細則(令和3年4月施行)別表第2-2(令和3年4月発効)」による。

表1 コンピュータモニタに係る最大消費電力量基準

可視画面面積(平方インチ)	最大消費電力量基準
$A < 190$	$(4.00 \times r) + (0.172 \times A) + 1.50$
$190 \leq A < 210$	$(4.00 \times r) + (0.020 \times A) + 30.40$
$210 \leq A < 315$	$(4.00 \times r) + (0.091 \times A) + 15.40$
$A \geq 315$	$(4.00 \times r) + (0.182 \times A) - 13.20$

備考) r は画面解像度(メガピクセル)を、 A は可視画面面積(平方インチ)をそれぞれ表す。

表2 コンピュータモニタに係るHDRディスプレイの消費電力量の許容値

VESA Display HDR 適合	許容値(kWh)
HDR600	$0.05 \times E_{TEC_MAX}$
HDR1000	$0.10 \times E_{TEC_MAX}$

備考) 1 HDR ディスプレイの消費電力量の許容値は Display HDR600 又は 1000 を満たすモデルに適用される。

2 E_{TEC_MAX} は最大消費電力量基準(kWh)を表す。1 次の①から③の全てを満たすコンピュータモニタについて、本表に従って算定された性能強化ディスプレイの消費電力量の許容値を最大年間消費電力量に用いることができる。

6-4 記録用メディア

(1) 品目及び判断の基準等

記録用メディア	<p>【判断の基準】</p> <p>○次のいずれかの要件を満たすこと[判断の基準はケースに適用]。</p> <p>① 再生プラスチック配合率 40%以上 再生プラスチックがプラスチック重量の 40%以上使用されていること。</p> <p>② スリムタイプ又はスピンドルタイプ 厚さ 5mm 程度以下のスリムタイプケースであること、又は集合タイプ(スピンドルタイプなど)であること。</p> <p>③ バイオマスプラスチック バイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。</p> <p>④ 古紙パルプ配合率 70%以上 紙製にあっては、古紙パルプ配合率 70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手續が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①材料に紙が含まれる場合でバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p> <p>②製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
---------	---

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「記録用メディア」は、直径 12cm の CD-R、CD-RW、DVD±R、DVD±RW、DVD-RAM、BD-R、BD-RE とする。
- 2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものという(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。
- 3 「バイオマスプラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチックをいう。
- 4 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

5 木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成 18 年 2 月 15 日)」に準拠して行うものとする。なお、都道府県等による森林、木材等の認証制度も合法性の確認に活用できることとする。

7. オフィス機器等

7-1 シュレッダー

(1) 品目及び判断の基準等

シュレッダー	<p>【判断の基準】</p> <p>○次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>① 次の要件を満たすこと。</p> <p>ア. 待機時消費電力 1.5W 以下</p> <p>イ. 低電力モード又はオフモードを備える機器については、これらのモードへの移行時間が出荷時に 10 分以下に設定</p> <p>ウ. 特定の化学物質が含有率基準を超えない</p> <p>② エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。</p> <p>②使用済製品の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。</p> <p>③分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>④一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</p> <p>⑤裁断された紙の減容及び再生利用の容易さに配慮されていること。</p> <p>⑥製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>⑦包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p>
--------	---

- 備考) 1 次のいずれかに該当するものについては、本項の判断の基準の対象とする「シュレッダー」に含まれないものとする。
- ①裁断モーターの出力が 500W 以上のもの
 - ②裁断を行っていないときに、自動的に裁断モーターが停止しないもの
- 2 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリプロモビフェニル並びにポリプロモジフェニルエーテルをいう。
- 3 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950(電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法)の付属書 A の表 A.1(特定の化合物、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値)に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、蒸気 JIS の付属書 B に準ずるものとする。
- 4 判断の基準②の「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク商品類型のうち、商品類型商品類型 No.161「シュレッダーVersion1」に係る認定基準をいう。
- 5 配慮事項①の定量的環境情報は、カーボンフットプリント(ISO 14067)、ライフサイクルアセスメント(ISO 14040 及び ISO 14044)及び経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント ガイドライン(令和5年5月)」等に整合して算定したものとする。
- 6 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。
- 7 「待機時消費電力」とは、電源を入れた状態で、裁断を行っていないときに消費される電力をいう。ただし、低電力モード又はオフモードを備える機器については、これらのモードにおける消費電力をい

う。

- 8 「低電力モード」とは、一定時間操作が行われなかった後に自動的に切り替えられ実現される低電力状態をいう。
- 9 「オフモード」とは、一定時間が経過した後に自動オフ機能によって電源を切った状態をいう。
- 10 判断の判断の基準①ウについては、令和6年度1年間は経過措置を設けることとし、この期間においては、当該項目に係る判断の基準は適用しない。

7-2 デジタル印刷機

(1) 品目及び判断の基準等

デジタル印刷機	<p>【判断の基準】</p> <p>① エネルギー消費効率の基準を満たす エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準の数値を上回らないこと。</p> <p>② 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと</p> <p>③ 特定調達物品(用紙)が使用可能 使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は、特定調達物品等を使用することが可能であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①インク容器の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p> <p>②使用される電池には、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物が含まれないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合は、この限りでない。</p> <p>③分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>④一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</p> <p>⑤低電力モード(一定時間操作が行われなかった後に自動的に切り替えられる低電力状態をいう。以下同じ。)及びオートシャットオフモード(一定時間操作が行われなかった後に自動オフ機能によって電源を切った状態をいう。以下同じ。)への移行時間は出荷時に5分以下に設定されていること。ただし、出荷後、変更することができない構造の機械については既定値とする。</p> <p>⑥製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>⑦包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p>
---------	--

- 備考) 1 「デジタル印刷機」とは、デジタル製版機能を有した孔版方式の全自動印刷機をいう。
- 2 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリプロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。
- 3 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950(電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法)の附属書Aの表 A.1(特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値)に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の附属書Bに準ずるものとする。
- 4 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものという(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。

表 デジタル印刷機のエネルギー消費効率の基準

		デジタル印刷機エネルギー消費効率(W)			
		A3 対応機		B4 対応機, A4 対応機	
		プリンタ機能 作動時	プリンタ機能 非作動時	プリンタ機能 作動時	プリンタ機能 非作動時
プリンタ機能標準装備型		35.5	28	22	20
上記以外	プリンタ機能あり	35.5		22	
	プリンタ機能なし		24		19

備考) 1 「プリンタ機能標準装備型」とは、パソコンの出力プリンタとして動作する機能が標準装備として付加され、製品として切り離すことのできないものをいう。

2 「上記以外」とは、拡張機能としてパソコンの出力プリンタとして動作する機能を付加できるもの及びパソコンの出力プリンタとして動作することができないものをいう。

3 「A3 対応機」、「B4 対応機」、「A4 対応機」とは、次による。

A3 対応機:最大印刷領域の各辺がそれぞれ 287mm、409mm 以上のもの

B4 対応機:最大印刷領域の各辺がそれぞれ 250mm、353mm 以上のもの

A4 対応機:最大印刷領域の各辺がそれぞれ 204mm、288mm 以上のもの

4 エネルギー消費効率の算定方法については次式による。

$$E = (A + 7 \times B) / 8$$

A:機械立ち上げ時の 1 時間における消費電力量(Wh)

・電源の投入後、印刷速度はデフォルトで、テストチャートを使用して 1 版目を製版し、①の条件で印刷を行う。印刷終了後直ちに同じ条件で 2 版目の製版を開始し、①の条件で印刷を行う。その後その状態で放置するものとする。

・電源投入後速度変更はしない。

B:通常時の 1 時間における消費電力量(Wh)

・Aの測定終了後 1 版目を製版し、①の条件で印刷を行う。印刷終了後直ちに同じ条件で 2 版目の製版を開始し、①の条件で印刷を行う。その後その状態で放置するものとする。

A、B の測定条件

- ① 1 版当たりの印刷枚数 200 枚／版
- ② 1 時間の製版枚数 2 版／時
- ③ 1 時間の印刷枚数 400 枚／時
- ④ 印刷速度 工場出荷時に設定された電源投入時の速度
- ⑤ テストチャート A4、画像面積比率 4～7%
- ⑥ 標準印刷用紙 64g/m²の上質紙
- ⑦ 測定時の環境条件 温度:21±3°C／湿度:65±10%
測定前に 12 時間以上放置
- ⑧ プリンタ機能非作動時の測定の場合、放置時におけるオートシャットオフモード又は低電力モードへの移行を認める。
- ⑨ 低電力モード及びオートシャットオフモードへの移行時間は5分にセットする。ただし、出荷後、変更することができない構造の機械については既定値を用いる。⑩プリンタ機能作動時の測定の場合、オートシャットオフモード機能を作動させてはならない、また、放置時における低電力モードへの移行を認める。

7-3 掛時計

(1) 品目及び判断の基準等

掛時計	<p>【判断の基準】</p> <p>○次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>① 太陽電池式(蓄電機能付きで一次電池不要)</p> <p>太陽電池及び小形充電式電池(二次電池)を有し、一次電池を使用せず作動するものであること。</p> <p>② 電池が5年以上使用可能</p> <p>太陽電池及び一次電池が使用される場合には、通常の使用状態で一次電池が55年以上使用できるものであること。また、一次電池のみで使用される場合には、電池が5年以上使用できるものであること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①使用される一次電池の個数が、可能な限り少ないとこと。</p> <p>②プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</p> <p>③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
-----	---

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「掛時計」は、通常の執務室・会議室等において使用する壁掛け型の時計とし、講堂等において使用する大型のもの等は除く。
- 2 「通常の使用状態」とは、室内の開放された壁、柱等に掛けられて使用されている状態をいう。
- 3 判断の基準②における一次電池の電池寿命の求め方は JIS B 7026 による。
- 4 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。

7-4 電子式卓上計算機

(1) 品目及び判断の基準等

電子式卓上計算機	<p>【判断の基準】</p> <p>① 使用電力の 50%以上を太陽電池から供給</p> <p>② 再生プラスチック配合率 40%以上又はバイオマスプラスチック</p> <p>再生プラスチックがプラスチック重量の 40%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。</p> <p>③ 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
----------	--

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「電子式卓上計算機」は、通常の行政事務の用に供するものとする。
- 2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。
- 3 「バイオマスプラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチックをいう。
- 4 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

- 5 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリプロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。
- 6 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950(電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法)の附属書 A の表 A.1(特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値)に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の附属書 B に準ずるものとする。

7-5 電池

(1) 品目及び判断の基準等

一次電池又は 小形充電式電池	<p>【判断の基準】</p> <p>○次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>① 一次電池はアルカリ相当以上のもの(マンガン電池でないもの) 一次電池にあっては、表に示された負荷抵抗の区分ごとの最小平均持続時間を下回らないこと。</p> <p>② 小形充電式電池(二次電池)である</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①使用済みの小形充電式電池の回収システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。</p> <p>②製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
-------------------	--

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「一次電池又は小形充電式電池」は、我が国における形状の通称「単1形」「単2形」「単3形」又は「単4形」とする。
- 2 「最小平均持続時間」は JIS C 8515 に規定する放電試験条件に準拠して測定するものとする。JIS C 8515 に規定されるアルカリ乾電池に適合する一次電池は、本基準を満たす。

表 一次電池に係る最小平均持続時間

通称	主な用途など	放電試験条件			最小平均持続時間	
		放電負荷	1日当たりの放電時間	終止電圧	初度	12か月貯蔵後
単形	携帯電灯	2.2Ω	注1	0.9V	750 分	675 分
	モータ使用機器・玩具	2.2Ω	1 時間	0.8V	16 時間	14 時間
	ポータブルステレオ	600mA	2 時間	0.9V	11 時間	9.9 時間
単形	モータ使用機器・玩具	3.9Ω	1 時間	0.8V	14 時間	12 時間
	携帯電灯	3.9Ω	注1	0.9V	790 分	710 分
	ポータブルステレオ	400mA	2 時間	0.9V	8 時間	7.2 時間
単形	デジタルカメラ	1,500mW 650mW	注2	1.05V	40 回	36 回
	携帯電灯(LED)	3.9Ω	注3	0.9V	230 分	205 分
	モータ使用機器・玩具	3.9Ω	1 時間	0.8V	5 時間	4.5 時間
	玩具(モーターなし)	250mA	1 時間	0.9V	5 時間	4.5 時間
	CD プレーヤー・電子ゲーム	100mA	1 時間	0.9V	15 時間	13 時間
単形	ラジオ・時計・リモコン	50mA	注4	1.0V	30 時間	27 時間
	携帯電灯	5.1Ω	注3	0.9V	130 分	115 分
	モータ使用機器・玩具	5.1Ω	1 時間	0.8V	120 分	105 分
	デジタルオーディオ	50mA	注5	0.9V	12 時間	10 時間
リモコン		24Ω	注6	1.0V	14.5 時間	13.0 時間

注1:4分放電・11 分放電休止の周期を8時間連続して繰り返す。

注2:5分放電(1,500mW の2秒放電・650mW の 28 秒放電の交互放電)・55 分放電休止の周期を 24 時間連続して繰り返す。

注3:4分放電・56 分放電休止の周期を8時間連続して繰り返す。

注4:1時間放電・7時間放電休止の周期を 24 時間連続して繰り返す。

注5:1時間放電・11 時間放電休止の周期を 24 時間連続して繰り返す。

注6:15 秒放電・45 秒放電休止の周期を 8 時間連続して繰り返す。

8. 移動電話等

(1) 品目及び判断の基準等

携帯電話	<p>【判断の基準】</p> <p>① 携帯電話又はPHSにあっては、ア又はイのいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>ア. 搭載機器・機能の簡素化(通話及びメール機能等に限定)</p> <p>イ. アプリケーションのバージョンアップが可能</p> <p>機器本体を交換せずに、端末に搭載するアプリケーションのバージョンアップが可能となる取組がなされていること。</p>
PHS	
スマートフォン	<p>② 環境配慮設計</p> <p>分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていることなど、表に掲げる評価基準に示された環境配慮設計がなされていること。環境配慮設計の実施状況については、その内容がウェブサイトを始め環境報告書等により公表され、容易に確認できること。</p> <p>③ 回収及びマテリアルリサイクルシステムがある</p> <p>使用済製品の回収及びマテリアルリサイクルのシステムがあること。回収及びマテリアルリサイクルのシステムについては、取組効果の数値が製造事業者、通信事業者又は販売事業者等のウェブサイトを始め環境報告書等により公表され、容易に確認できること。</p> <p>④ 再使用又は再利用できない部分は適正処理</p> <p>回収した製品の部品の再使用又は再生利用できない部分については、製造事業者、通信事業者又は販売事業者において適正処理されるシステムがあること。</p> <p>⑤ バッテリ等の消耗品の修理システム</p> <p>バッテリー等の消耗品について、製造事業者、通信事業者又は販売事業者において修理するシステム、及び更新するための部品を保管するシステムがあること(製品製造終了後6年以上保有)。</p> <p>⑥ 特定の化学物質の含有率が基準値以下</p> <p>特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。</p> <p>⑦ 再生プラスチック等の配合率の情報開示</p> <p>製品にプラスチック等が使用される場合には、プラスチック重量に占める再生プラスチックの配合率及びバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものの配合率の情報が開示されてれいること。また、当該情報がウェブサイト等で容易に確認できること。</p>

【配慮事項】

- ①製品の省電力化や充電器の待機時消費電力の低電力化等による省エネルギー化がなされていること。
- ②筐体又は部品に希少金属類が使用されている場合、希少金属類を可能な限り減量または代替する取組がなされていること。
- ③機器本体や消耗品以外の部品についても、修理するシステム、及び更新するための部品を保管するシステムがあること。
- ④筐体部分におけるハロゲン系難燃剤の使用が可能な限り削減されていること。
- ⑤筐体又は部品(充電器を含む。)にプラスチックが使用される場合には、再生プラスチック又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが可能な限り使用されていること。
- ⑥製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- ⑦包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
- ⑧製品の包装又は梱包にプラスチックを使用している場合は、再生プラスチック又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが可能な限り使

	用されていること。
--	-----------

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「携帯電話」とは、携帯用に搭載される移動局電話装置で携帯電話無線基地局に接続されずに内線等として、通常の行政事務の用に供するものをいう。
- 2 本項の判断の基準の対象とする「PHS」とは、携帯用に搭載される移動局電話装置で公衆用PHS基地局に接続されるものであって、通常の行政事務の用に供するものをいう。
- 3 本項の判断の基準の対象とする「スマートフォン」とは、携帯電話又はPHSに携帯情報端末を融合させたもので、音声電話・ウェブ閲覧機能を有し、利用者が自由にアプリケーションソフトを追加して機能拡張等が可能なものをいう。
- 4 「搭載機器・機能の簡素化」とは、可能な限り通話及びメール機能等に限定することとする。
- 5 判断の基準②については、表の評価項目ごとに評価基準に示された環境配慮設計がなされていることを指す。
- 6 判断の基準③の「回収及びマテリアルリサイクルのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。
- 回収のシステムについては、次の要件ア、イ及びウを満たすこと。
- ア. 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品等を回収(自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。)するルート(販売店における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等)を構築していること。
- イ. 回収が適切に行われるよう、製品本体に製品名及び事業者名(ブランド名なども可)が廃棄時に見やすく記載されていること。
- ウ. 製品の包装、同梱される印刷物、製品本体の取扱説明書又はウェブサイトのいずれかでユーザに対し使用済製品等の回収に関する具体的な情報(回収方法、回収窓口等)の提供がなされていること。
- マテリアルリサイクルのシステムについては、次の要件エ及びオを満たすこと。
- エ. 金属やプラスチック等を材料としてリサイクルするための取組がなされていること。
- オ. 部品の素材情報については、廃棄時に分別が容易なよう可能な限り記載されていること。
- 7 判断の基準⑤の「製品製造終了後6年以上保有」については、スマートフォンにあっては、当該基準を満たす製品が市場に十分供給されるまでの期間は、「製品製造終了後3年以上保有」とする。なお、当該期間については、市場動向を勘案しつつ、検討を実施することとする。また、通信システムの切替等にともない、当該機器が継続的に使用できない場合には適用しないものとする。判断の基準⑤については、通信システムの切替等にともない、当該機器が継続的に使用できない場合にあっては、「製品製造終了後6年以上保有」は適用しないものとする。
- 8 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリプロモビフェニル並びにポリプロモジフェニルエーテルをいう。
- 9 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950(電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法)の附属書Aの表 A.1(特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値)に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては JIS C 0950 準ずるものとする。
- 10 「希少金属類」とは、昭和59年8月の通商産業省鉱業審議会レアメタル総合対策特別小委員会において特定された31種(希土類は17元素を1種として考慮)の金属をいう。
- 11 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。
- 12 「バイオマスプラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチックをいう。
- 13 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

- 14 「バイオマスプラスチック」の重量は、当該プラスチック重量にバイオベース合成ポリマー含有率（プラスチック重量に占めるバイオマスプラスチックに含まれるバイオマス由来原料分の重量の割合）を乗じたものとする。
- 15 調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。
- ア. 調達に当たって、使用目的・業務内容を十分勘案し、必要な機器・機能を要件とすること。
 - イ. マニュアルや充電器等の付属品については必要最小限とするような契約の方法を検討すること。
 - ウ. 物品の調達時に取扱説明書等に記載されている配慮事項を確認し、配慮すること。
 - エ. 移動電話端末の更新等により端末を処分するに当たっては、回収システムを利用した適切な処理を行うこと。

表 移動電話等に係る環境配慮設計項目

目的	評価項目	評価基準
リデュース配慮設計	製品等の省資源化（小型化、軽量化）	製品の容積や質量を、削減抑制していること。
	製品の省電力化	製品の消費電力を抑制していること。また、低消費電力技術等の開発に取り組んでいること。
	製品の長寿命化	製品の信頼性、耐久性が維持又は向上していること。
リユース配慮設計	共有化設計	充電器等について、リユースが容易な設計になっていること。
	分離・分解しやすい設計	リユースのための分離・分解が容易であること。
リサイクル配慮設計	リサイクル時の環境負荷低減	希少な材料を含む部品や鉄、銅、アルミニウム等汎用金属類の種類が把握できていること。
		複合材料の使用やリサイクルを阻害する加工等を削減していること。
	分離・分解が容易な構造	再資源化原料として利用が可能な材料、部品にするための分離・分解が容易であること。
		異種材料の分離が容易な構造であること。
	分別の容易性	リサイクルのための分離・分解が容易であること。 製品の筐体に使用するプラスチックの種類、グレードが可能な限り統一されていること。

9. 家電製品

9-1 電気冷蔵庫等

(1) 品目及び判断の基準等

電気冷蔵庫	<p>【判断の基準】</p> <p>① 以下の数値を上回らない</p> <p>電気冷蔵庫及び電気冷凍冷蔵庫にあっては、エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの算定式を用いて算出した以下の数値を上回らないこと。</p> <p>ア. トップランナー基準 105%達成</p> <p>基準値1は、基準エネルギー消費効率に $100/105$ を乗じて小数点以下を切り捨てた数値。</p> <p>イ. トップランナー基準達成</p> <p>基準値2は、基準エネルギー消費効率の数値。</p> <p>また、電気冷凍庫にあっては、エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの算定式を用いて算出した以下の数値を上回らないこと。</p> <p>ウ. トップランナー基準 110%達成</p> <p>基準値1は、基準エネルギー消費効率に $100/110$ を乗じて小数点以下を切り捨てた数値。</p> <p>エ. トップランナー基準達成</p> <p>基準値2は、基準エネルギー消費効率の数値。</p> <p>② 冷媒及び断熱材発泡剤にフロン類が使用されていない</p> <p>③ 特定の化学物質の含有率が基準値以下</p> <p>特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>②プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</p> <p>③使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。</p> <p>④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>⑤包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p>
-------	--

- 備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「電気冷蔵庫」「電気冷凍庫」及び「電気冷凍冷蔵庫」に含まれないものとする。
- ①熱電素子を使用するもの
 - ②業務の用に供するために製造されたもの
 - ③吸収式のもの
 - ④ワイン貯蔵が主な用途であるもの
- 2 「フロン類」とは、フロン類の使用的合理化及び管理の適正化に関する法律(平成 13 年法律第 64 号)第 2 条第 1 項に定める物質をいう。
- 3 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。
- 4 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950(電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法)の附属書Aの表A. 1(特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値)に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記JISの附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについてはJIS C 0950 に準ずるものとする。ただし、判断の基準③については、電気冷凍庫には適用しない。

- 5 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
- 6 調達を行う各機関は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。

表 電気冷蔵庫等に係る基準エネルギー消費効率算定式

区分			基準エネルギー消費効率算定式
種別	冷却方式	定格内容積	
電気冷蔵庫及び 電気冷凍冷蔵庫	冷気自然対流方式のもの		$E_1 = 0.735 \times V_1 + 122$
	冷気強制循環方式のもの	375リットル以下	$E_1 = 0.199 \times V_1 + 265$
		375リットル超	$E_1 = 0.281 \times V_1 + 112$
電気冷凍庫	冷気自然対流方式のもの		$E_2 = 0.589 \times V_2 + 74$
	冷気強制循環方式のもの		$E_2 = 1.328 \times V_2 + 80$

備考) 1 E_1 、 V_1 及び E_2 、 V_2 は、次の数値を表すものとする。

E_1 : 基準エネルギー消費効率(単位:kWh/年)

V_1 : 調整内容積(各貯蔵室の定格内容積に調整内容積係数を乗じた数値の総和であって、次に掲げる算定式により算出し、小数点以下を四捨五入した数値)(単位:L)

$V_1 = \sum (K_{C1} \times V_i) (i=1, \dots, n)$

K_{C1} : 調整内容積係数(次の表の左欄に掲げる貯蔵室の種類ごとに右欄に掲げる数値)

V_i : 定格内容積(次の表の左欄に掲げる貯蔵室の種類ごとの数値)(単位:L)

n: 電気冷蔵庫及び電気冷凍冷蔵庫の貯蔵室数

貯蔵室の種類	調整内容積係数(K_{C1})
パントリー	0.38
セラー	0.62
冷蔵	1
チラー	1.1
ゼロスター	1.19
ワンスター	1.48
ツースター	1.76
スリースター又はフォースター	2.05

E_2 : 基準エネルギー消費効率(単位:kWh/年)

V_2 : 調整内容積(各貯蔵室の定格内容積に調整内容積係数を乗じた数値の総和であって、次に掲げる算定式により算出し、小数点以下を四捨五入した数値)(単位:L)

$V_2 = \sum (K_{C2} \times V_i) (i=1, \dots, n)$

K_{C2} : 調整内容積係数(次の表の左欄に掲げる貯蔵室の種類ごとに右欄に掲げる数値)

V_i : 定格内容積(次の表の左欄に掲げる貯蔵室の種類ごとの数値)(単位:L)

n: 電気冷凍庫の貯蔵室数

貯蔵室の種類	調整内容積係数(K_{C2})
ワンスター	1.48
ツースター	1.76
スリースター又はフォースター	2.05

- 2 電気冷蔵庫及び電気冷凍冷蔵庫のエネルギー消費効率の算定法については、「電気冷蔵庫のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」(平成28年経済産業省告示第38号の「3 エネルギー消費効率の測定方法(3)」による。
- 3 電気冷凍庫のエネルギー消費効率の算定法については、「電気冷凍庫のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」(平成28年経済産業省告示第39号の「3 エネルギー消費効率の測定方法(3)」による。

9-2 テレビジョン受信機

(1) 品目及び判断の基準等

テレビジョン受信機	<p>【判断の基準】</p> <p>① 液晶パネルを有するテレビジョン受信機は、次の要件を満たすこと</p> <p>液晶パネルを有するテレビジョン受信機(以下「液晶テレビ」という。)にあっては、エネルギー消費効率が表1に示された区分ごとの算定式を用いて算出した以下の数値を上回らないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. 2K未満の液晶テレビにあっては、基準エネルギー消費効率に133/100を乗じて小数点第2位以下を切り捨てた数値。 イ. 2K以上4K未満の液晶テレビにあっては、基準エネルギー消費効率の数値。 ウ. 4K以上の液晶テレビにあっては、基準エネルギー消費効率に141/100を乗じて小数点第2位以下を切り捨てた数値。 <p>② 有機ELパネルを有するテレビジョン受信機は、次の要件を満たすこと</p> <p>有機ELパネルを有するテレビジョン受信機(以下「有機ELテレビ」という。)にあっては、エネルギー消費効率が表1に示された区分の算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率に118/100を乗じて小数点第2位以下を切り捨てた数値を上回らないこと。</p> <p>③ リモコン待機時の消費電力 0.5W以下</p> <p>④ 特定の化学物質の含有率が基準値以下</p> <p>特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイトを始めラベル等で容易に確認できること。</p> <p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ②資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑤包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
-----------	--

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「テレビジョン受信機」に含まれないものとする。

- ①産業用のもの
- ②ブラウン管方式のもの
- ③テレビジョン放送による国内基幹放送を受信することができないもの
- ④映像を表示する装置であって直視型でないもの
- ⑤プラズマディスプレイ方式のもの

- ⑥受信機型サイズが 10 型若しくは 10V 型以下のもの
- ⑦ワイヤレス方式のもの
- ⑧電子計算機用ディスプレイであってテレビジョン放送受信機能を有するもの
- ⑨垂直方向の画素数が 4,320 かつ水平方向の画素数が 7,680 のもの(以下「8K」という。)
- 2 「2K」とは、垂直方向の画素数が 1,080 かつ水平方向の画素数が 1,920 のものをいう。以下同じ。
- 3 「4K」とは、垂直方向の画素数が 2,160 かつ水平方向の画素数が 3,840 のものをいう。以下同じ。
- 4 判断の基準③については、赤外線リモコンに適用することとし、「リモコンの待機時の消費電力」とは、リモコンで電源を切った状態の消費電力をいう。
- 5 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリプロモビフェニル並びにポリプロモジフェニルエーテルをいう。
- 6 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950(電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法)の附属書Aの表A. 1(特定の化学物質、化学物質番号、算出対象物質及び含有率基準値)に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記JISの附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについてはJIS C 0950に準ずるものとする。
- 7 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。
- 8 配慮事項①の定量的環境情報は、カーボンフットプリント(ISO 14067)、ライフサイクルアセスメント(ISO 14040 及び ISO 14044)及び経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント ガイドライン(令和5年5月)」等に整合して算定したものとする。
- 9 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。
- 10 調達を行う各機関は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。

表1 液晶テレビ又は有機ELテレビに係る基準エネルギー消費効率の算定式

区分		基準エネルギー消費効率の算定式
パネル種類	画素数	
液晶	2K 未満	$E=0.00407 \times A + 30.08$
	2K 以上 4K 未満	$E=0.00605 \times A + 56.13$
	4K 以上	$E=0.00728 \times A + 62.99$
有機 EL	—	$E=0.02136 \times A - 16.40$ (A<4,258 の場合 75.0)

備考) 1 E 及び A は次の数値を表すものとする。

E:基準エネルギー消費効率(単位:kWh/年)

A:画面面積(単位:平方センチメートル)

- 2 表2に掲げる付加機能を有するものについては、エネルギー消費効率から表2の右欄の想定消費電力量の数値を減じた数値で判断するものとする。
- 3 エネルギー消費効率の算定方法については、「テレビジョン受信機のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」(平成 22 年経済産業省告示第 24 号)の「2 エネルギー消費効率の測定方法 2-2」による。

表2 液晶テレビ又は有機ELテレビに係る付加機能に対する想定消費電力量

付 加 機 能	想定消費電力量 (kWh/年)
2K チューナーを2つ以上内蔵	2.8
4K チューナーを2つ以上内蔵	5.5
録画装置内蔵(HDD3.5 インチ)	11.0
録画装置内蔵(HDD2.5 インチ)	4.8

録画装置内蔵(SSD)	3.7
ブルーレイディスクレコーダー又は DVD レコーダー内蔵(4K 以上に対応)	23.9
ブルーレイディスクレコーダー又は DVD レコーダー内蔵(4K 未満に対応)	16.7
動画倍速表示(4K 以上に対応)	18.3
動画倍速表示(4K 未満に対応)	17.0

備考)「動画倍速表示」とは、1 秒間に 120 コマ以上の静止画を表示するものをいう。

9-3 電気便座

(1) 品目及び判断の基準等

電気便座	<p>【判断の基準】</p> <p>○ エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を上回らないこと。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。</p> <p>②分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>③一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</p> <p>④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>⑤包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p>
------	--

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「電気便座」に含まれないものとする。

- ①他の給湯設備から温水の供給を受けるもの
- ②温水洗浄装置のみのもの
- ③可搬式のもののうち、福祉の用に供するもの
- ④専ら鉄道車両等において用いるためのもの
- ⑤幼児用大便器において用いるためのもの
- ⑥暖房用の便座のみを有するもの

2 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。

3 配慮事項①の定量的環境情報は、カーボンフットプリント(ISO 14067)、ライフサイクルアセスメント(ISO 14040 及び ISO 14044)及び経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント ガイドライン(令和5年5月)」等に整合して算定したものとする。

4 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。

5 判断の基準については、令和6年度1年間は経過措置を設けることとし、この期間においては、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(令和5年2月 24 日閣議決定)の電気便座に係る判断の基準を満たす製品は、本項の判断の基準を満たすものとみなすこととする。

表 電気便座に係る基準エネルギー消費効率

区分	基準エネルギー消費効率
温水洗浄便座(洗浄機能有り)	貯湯式(貯湯タンク有り) 172
	瞬間式(貯湯タンク無し) 87

備考) 1 「温水洗浄便座」とは、暖房用の便座に温水洗浄装置を組み込んだものという。

2 エネルギー消費効率の算定法については、「電気便座のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」(平成19年経済産業省告示第288号の「3 エネルギー消費効率の測定方法(2)」による。

9-4 電子レンジ

(1) 品目及び判断の基準等

電子レンジ	【判断の基準】
	<p>① 省エネ法トップランナー基準達成 エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を上回らないこと。</p> <p>② 待機時消費電力 0.05W未満</p> <p>③ 特定の化学物質の含有率が基準値以下 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>②一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</p> <p>③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>④包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p>

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「電子レンジ」に含まれないものとする。

- ①ガスオーブンを有するもの
- ②業務の用に供するために製造されたもの
- ③定格入力電圧が200ボルト専用のもの
- ④庫内高さが135ミリメートル未満のもの
- ⑤システムキッチンその他のものに組み込まれたもの

2 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリプロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。

3 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950(電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法)の附属書Aの表A.1(特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値)に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記JISの附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては、JIS C 0950に準ずるものとする。

4 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものという(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。

5 調達を行う各機関は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。

表 電子レンジに係る基準エネルギー消費効率

区分			基準エネルギー消費効率
機能	加熱方式	庫内容積	
オープン機能を有するもの以外(単機能レンジ)			60.1
オープン機能を有するもの(オープンレンジ)	ヒーターの露出があるもの(熱風循環加熱方式のものを除く。)	30L 未満のもの	73.4
		30L 以上のもの	78.2
	ヒーターの露出があるもの以外(熱風循環加熱方式のものを除く。)	30L 未満のもの	70.4
		30L 以上のもの	79.6
	熱風循環加熱方式のもの		73.5

備考) 1 「庫内容積」とは、家庭用品品質表示法(昭和37年法律第104号)に基づく電気機械機具品質表示規程で定める加熱室の有効寸法より算出した数値をいう。

2 エネルギー消費効率の算定法については、「電気レンジのエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」(平成18年経済産業省告示第63号)の「2 エネルギー消費効率の測定方法」による。

10. エアコンディショナー等

10-1 エアコンディショナー

(1) 品目及び判断の基準等

家庭用エアコンディショナー	<p>【判断の基準】</p> <p>① 家庭用エアコンディショナーは、次の要件を満たすこと</p> <p>家庭用エアコンディショナーにあっては、エネルギー消費効率が表1に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率又は算定式を用いて算定した数値を下回ないこと。</p> <p>② 業務用エアコンディショナーは、次の要件を満たすこと</p> <p>業務用エアコンディショナーにあっては、基準値1はアの要件を、基準値2はイの要件を満たすこと。ただし、ビル用マルチエアコンディショナーについては、アの要件を満たすこと又はイの要件及び③の要件を満たすことで基準値1の要件とする。</p> <p>ア. エネルギー消費効率が表2に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率又は算定式を用いて算定した数値を下回らないこと。</p> <p>イ. エネルギー消費効率が表2に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率又は算定式を用いて算定した数値に88/100を乗じて小数点以下1桁未満の端数を切り捨てた数値を下回らないこと。</p> <p>③ 冷媒に使用される物質の地球温暖化係数は750以下</p> <p>④ 特定の化学物質の含有率が基準値以下</p> <p>特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。</p>
業務用エアコンディショナー	<p>【配慮事項】</p> <p>①冷媒に可能な限り地球温暖化係数の小さい物質が使用されていること。</p> <p>②資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>③製品を設計し、製造する場合は、冷媒の充填量の低減、一層の漏えい防止、回収のしやすさなどに配慮し、併せてこれらの情報の開示がされていること。</p> <p>④プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</p> <p>⑤製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>⑥包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p>

備考) 1 次のいずれかに該当するものについては、本項の判断の基準の対象とする「エアコンディショナー」に含まれないものとする。

- ①冷房能力が28kW(マルチタイプのものは50.4kW)を超えるもの
- ②冷房の用にのみに供するもの、窓に設置される構造のもの及び壁を貫通して設置される構造のもの
- ③水冷式のもの
- ④圧縮用電動機を有しない構造のもの
- ⑤電気以外のエネルギーを暖房の熱源とする構造のもの
- ⑥機械器具の性能維持若しくは飲食物の衛生管理のための空気調和を目的とする温度制御機能又は除じん性能を有する構造のもの
- ⑦専ら室外の空気を冷却して室内に送風する構造のもの
- ⑧スポットエアコンディショナー
- ⑨車両その他の輸送機関用に設計されたもの
- ⑩高気密・高断熱住宅用に設計されたもので、複数の居室に分岐ダクトで送風し、かつ、換気装置と連動した制御を行う構造のもの

- ⑪冷房のための熱を蓄える専用の蓄熱槽(暖房用を兼ねるものも含む。)を有する構造のもの
- ⑫専用の太陽電池モジュールで発生した電力によって圧縮機、送風機その他主要構成機器を駆動する構造のもの
- ⑬床暖房又は給湯の機能を有するもの
- ⑭分離熱源型のマルチタイプのもののうち冷房によって吸収された熱を暖房の熱源として用いるもの
- 2 「マルチタイプのもの」とは、1の室外機に2以上の室内機を接続するものをいう。
- 3 「ビル用マルチエアコンディショナー」とは、分離型であってマルチタイプのもののうち、室内機ごとに空気の温度又は湿度を調整することができるものをいう。
- 4 判断の基準③については、経済産業省関係フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則(平成27年経済産業省令第29号)第3条に規定する家庭用エアコンディショナー及び店舗・事務所用エアコンディショナーのうち、「エアコンディショナーの製造業者等の判断の基準となるべき事項」(平成27年経済産業省告示第50号)により目標値及び目標年度が定められる製品(中央方式エアコンディショナーのうち遠心式の圧縮機を用いるものを除く。)に適用するものとする。なお、業務用エアコンディショナーのうち、ビル用マルチエアコンディショナーの基準値2の場合は、本項の判断の基準を適用しない。
- 5 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。
- 6 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。
- 7 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950(電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法)の附属書Aの表A.1(特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値)に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記JISの附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについてはJIS C 0950に準ずるものとする。
- 8 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したもの(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)をいう。
- 9 調達を行う各機関は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。

表1 家庭用エアコンディショナーに係る基準エネルギー消費効率又は算定式

ユニットの形態	区分		基準エネルギー消費効率 又は算定式
	冷房能力	仕様	
直吹き形で壁掛け形のもの	2.8kW 以下	寒冷地仕様以外のもの	6.6
		寒冷地仕様のもの	6.2
	2.8kW 超 28.0kW 以下	寒冷地仕様以外のもの	E=6.84-0.210×(A-2.8) ただし、E=6.6を上限、 E=5.3を下限とする。
		寒冷地仕様のもの	E=6.44-0.210×(A-2.8) ただし、E=6.2を上限、 E=4.9を下限とする。
直吹き形で壁掛け形以外のもの(マルチタイプのもののうち室内機の運転を個別制御するものを除く。)	3.2kW 以下	—	5.4
	3.2kW 超 4.0kW 以下	—	5.0
	4.0kW 超 28.0kW 以下	—	4.5
マルチタイプのものであって室内機の運転を個別制御するもの	4.0kW 以下	—	5.6
	4.0kW 超 7.1kW 以下	—	5.6
	7.1kW 超 28.0kW 以下	—	5.5

備考) 1 「寒冷地」とは、「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項(平成28年国土交通省告示第265号)」別表第10に規定する地域の区分のうち、1、2、3又は4

の地域をいう。

- 2 「寒冷地仕様のもの」とは、寒冷地での使用を想定したものであって、次の①から③までの仕様をすべて満たすものをいう。
- ①積雪、低温に起因する故障を防止するように設計・製造されたもの。
- ②JIS B 8615-1:2013 暖房極低温(-7°C)で定格暖房標準能力以上を発揮するもの。
- ③JIS C 9612:201 解説表に記載されている地域の寒冷地最低外気温度(-15°C以下)で JIS B 8615-1:2013 6.3.5 の運転性能要求事項を満たすもの。

- 3 E 及び A は次の数値を表すものとする。

E:基準エネルギー消費効率(単位:通年エネルギー消費効率)

A:冷房能力(単位:kW)

- 4 エネルギー消費効率の算定法については、「エアコンディショナーのエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」(平成 21 年経済産業省告示第 213 号)の「3 エネルギー消費効率の測定方法 (3)」による。

表2 業務用エアコンディショナーに係る基準エネルギー消費効率又は算定式

区分		基準エネルギー消費効率 又は算定式	
形態及び機能	室内機の種類	冷房能力	
複数組合せ形のもの及び下記以外のもの	四方向カセット形	3.6kW 未満	E=6.0
		3.6kW 以上 10.0kW 未満	E=6.0-0.083 × (A-3.6)
		10.0kW 以上 20.0kW 未満	E=6.0-0.12 × (A-10)
		20.0kW 以上 28.0kW 以下	E=5.1-0.060 × (A-20)
	四方向カセット形以外	3.6kW 未満	E=5.1
		3.6kW 以上 10.0kW 未満	E=5.1-0.083 × (A-3.6)
		10.0kW 以上 20.0kW 未満	E=5.1-0.10 × (A-10)
		20.0kW 以上 28.0kW 以下	E=4.3-0.050 × (A-20)
マルチタイプのもので室内機の運転を個別制御するもの		10.0kW 未満	E=5.7
		10.0kW 以上 20.0kW 未満	E=5.7-0.11 × (A-10)
		20.0kW 以上 40.0kW 未満	E=5.7-0.065 × (A-20)
		40.0kW 以上 50.4kW 以下	E=4.8-0.040 × (A-40)
室内機が床置きでダクト接続形のもの及びこれに類するもの	直吹き形	20.0kW 未満	E=4.9
		20.0kW 以上 28.0kW 以下	E=4.9
	ダクト形	20.0kW 未満	E=4.7
		20.0kW 以上 28.0kW 以下	E=4.7

備考) 1 「ダクト接続形のもの」とは、吹き出し口にダクトを接続するものをいう。

- 2 E 及び A は次の数値を表すものとする。

E:基準エネルギー消費効率(単位:通年エネルギー消費効率)

A:冷房能力(単位:kW)

- 3 エネルギー消費効率の算定法については、「エアコンディショナーのエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」(平成 21 年経済産業省告示第 213 号)の「3 エネルギー消費効率の測定方法(2)」による。

10-2 ガスヒートポンプ式冷暖房機

(1) 品目及び判断の基準等

ガスヒートポンプ式 冷暖房機	【判断の基準】 ① 期間成績係数が 1.07 以上 ② 冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていない
-------------------	---

	<p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①冷媒に可能な限り地球温暖化係数の小さい物質が使用されていること。 ②特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。 ③分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ④プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ⑤製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑥包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
--	--

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「ガスヒートポンプ式冷暖房機」は、JIS B 8627 に規定されるもので、定格冷房能力が、7.1kW を超え 28kW 未満のものとする。
- 2 期間成績係数については、JIS B 8627 に規定する方法により算出するものとする。
- 3 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。
- 4 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリプロモビフェニル並びにポリプロモジフェニルエーテルをいう。
- 5 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950(電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法)の附属書Aの表 A.1(特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値)に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては JIS C 0950 に準ずるものとする。
- 6 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものという(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。

10-3 ストーブ

(1) 品目及び判断の基準等

ストーブ	<p>【判断の基準】</p> <p>○ 省エネ法トップランナー基準達成</p> <p>次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①ガスストーブにあっては、エネルギー消費効率が表1に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。 ②石油ストーブにあっては、エネルギー消費効率が表2に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率又は算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率を下回らないこと。 <p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ②プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ④包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
------	---

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「ストーブ」は、ガス又は灯油を燃料とするものに限り、次のいずれかに該当するものは、これに含まれないものとする。
- ①開放式のもの
- ②ガス(都市ガスのうち 13A のガスグループ(ガス事業法施行規則(昭和 45 年通商産業省令第 97 号)第 25 条第3項のガスグループをいう。以下同じ。)に属するもの及び液化石油ガスを除く。)を燃

料とするもの

③半密閉式ガスストーブ

④最大の燃料消費量が 4.0 L/h を超える構造の半密閉式石油ストーブ

⑤最大の燃料消費量が 2.75 L/h を超える構造の密閉式石油ストーブ

2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものという（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

表1 ガスストーブに係る基準エネルギー消費効率

区分	基準エネルギー消費効率
密閉式	82.0

備考) エネルギー消費効率の算定法については、「ストーブのエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」(平成 18 年経済産業省告示第 55 号)の「3 エネルギー消費効率の測定方法」による。以下表2において同じ。

表2 石油ストーブに係る基準エネルギー消費効率又はその算定式

区分	基準エネルギー消費効率 又はその算定式
給排気方式	伝熱方式
	自然対流式 83.5
密閉式	強制対流式 86.0
	放射式 69.0
	放射式以外のものであって最大の燃料消費量が 1.5 L/h 以下のもの 67.0
半密閉式	放射式以外のものであって最大の燃料消費量が 1.5 L/h を超えるもの $E = -3.0 \times L + 71.5$

備考) E 及び L は、次の数値を表す。

E:基準エネルギー消費効率(単位:%)

L:最大燃料消費量(単位:L/h)

11. 温水器等

11-1 電気給湯器

(1) 品目及び判断の基準等

ヒートポンプ式 電気給湯器	<p>【判断の基準】</p> <p>① 家庭用ヒートポンプ式電気給湯器にあっては、省エネ法トップランナー基準達成 家庭用ヒートポンプ式電気給湯器にあっては、エネルギー消費効率が表1に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。</p> <p>② 業務用ヒートポンプ式電気給湯器にあっては、表2に示された加熱能力に対応した年間熱効率を下回らない</p> <p>③ 冷媒にフロン類が使用されていない</p> <p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①冷媒に可能な限り地球温暖化係数の小さい物質が使用されていること。 ②製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ③分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ④プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ⑤製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑥包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
------------------	--

- 備考) 1 暖房の用に供することができるものは、本項の判断の基準の対象とする「家庭用ヒートポンプ式電気給湯器」に含まれないものとする。
- 2 「業務用ヒートポンプ式電気給湯器」とは、業務の用に供する温水最高出口温度が 65°C 以上の一過式の給湯器をいう。
- 3 「フロン類」とは、フロン類の使用的合理化及び管理の適正化に関する法律(平成 13 年法律第 64 号)第 2 条第 1 項に定める物質をいう。
- 4 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。
- 5 配慮事項②の定量的環境情報は、カーボンフットプリント(ISO 14067)、ライフサイクルアセスメント(ISO 14040 及び ISO 14044)及び経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント ガイドライン(令和5年5月)」等に整合して算定したものとする。
- 6 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものという(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。
- 7 判断の基準③は、業務の用に供するために製造されたものについては適用しないものとする。ただし、冷媒にオゾン層を破壊する物質は使用されていないこととする。

表1 家庭用ヒートポンプ式電気給湯器に係る基準エネルギー消費効率

想定世帯	貯湯缶数	貯湯容量	仕様	基準エネルギー消費効率
少人数	一	—	寒冷地仕様以外のもの	3.0
			寒冷地仕様	2.7
標準	一缶	320 リットル未満	寒冷地仕様以外のもの	3.1
			寒冷地仕様	2.7
		320 リットル以上	寒冷地仕様以外のもの	3.5

		550リットル未満	寒冷地仕様	2.9
		550リットル以上	寒冷地仕様以外のもの	3.2
			寒冷地仕様	2.7
多缶	—		寒冷地仕様以外のもの	3.0
			寒冷地仕様	2.7

備考) 1 「貯湯容量」とは、JIS C 9220 に規定する湯水を貯蔵できるタンクの容量をいう。

2 「寒冷地仕様」とは、JIS C 9220 に規定する冬の寒さが厳しい地域での使用を想定した仕様をいう。

3 エネルギー消費効率の算定法については、「電気温水機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」(平成 25 年経済産業省告示第 38 号)の「3 エネルギー消費効率の測定方法」による。

表2 業務用ヒートポンプ式電気給湯器に係る年間加熱効率の基準

加熱能力	年間加熱効率
20kW 以下	4.0
20kW 超	3.5

備考) 1 加熱能力は、測定条件が中間期で乾球温度が 16°CDB 及び湿球温度 12°CWB における能力とする。

2 年間加熱効率は、JRA 4060 に規定する年間標準貯湯加熱エネルギー消費効率の算出方法による。

11-2 ガス温水機器

(1)品目及び判断の基準等

ガス温水機器	<p>【判断の基準】</p> <p>① 潜熱回収型ガス温水機器にあっては、エネルギー効率 90%以上 潜熱回収型ガス温水機器にあっては、エネルギー消費効率が 90%以上であること。ただし、ガス瞬間湯沸器のうち強制通気式のもの及びガスふろがまにあっては、表に示された算定式を用いて算定した基準エネルギー消費効率の数値を下回らないこと。</p> <p>② 電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用給湯器にあっては、年間給湯効率が 108%以上</p> <p>③ その他のガス温水機器にあっては、省エネ法トップランナー基準達成 上記①及び②以外のガス温水機器にあっては、エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率又は算定式を用いて算定した以下の数値を下回らないこと。</p> <p>ア. ガス瞬間湯沸器のうち、自然通気式のものにあっては、基準エネルギー消費効率の数値。</p> <p>イ. ガス瞬間湯沸器のうち、強制通気式のものにあっては、基準エネルギー消費効率に 93/100 を乗じて小数点第2位以下を切り捨てた数値。</p> <p>ウ. ガスふろがまにあっては、基準エネルギー消費効率に 86/100 を乗じて小数点第2位以下を切り捨てた数値。</p> <p>エ. ガス暖房機器にあっては、基準エネルギー消費効率に 91/100 を乗じて小数点第2位以下を切り捨てた数値。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。</p> <p>②分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p>
--------	---

	<p>③プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</p> <p>④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>⑤包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p>
--	---

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「ガス温水機器」に含まれないものとする。

①貯蔵式湯沸器

②JIS S 2109:2019 又は JIS S 2112:2019 の対象となるもの以外のもの

③業務の用に供するために製造されたもの

④都市ガスのうち13A のガスグループに属さないガスを燃料とするもの

⑤ガス瞬間湯沸器のうち通気方式が自然通気式であって、給排気方式が開放式以外のもの

⑥ガスふろがまのうち次のいずれかに該当するもの

・給湯の機能を有しないもの

・通気方式が自然通気式のもの

・循環方式が自然循環式のもの

・屋内に設置する構造のもの

⑦暖房の用のみに供するもの

2 電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機(以下「ハイブリッド給湯器」という。)の年間給湯効率は、一般社団法人日本ガス石油機器工業会規格「電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機の年間給湯効率測定方法」(JGKAS A705)による。3 配慮事項①の定量的環境情報は、カーボンフットプリント(ISO 14067)、ライフサイクルアセスメント(ISO 14040 及び ISO 14044)及び経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント ガイドライン(令和5年5月)」等に整合して算定したものとする。

3 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。

表 ガス温水機器に係る基準エネルギー消費効率

区分		基準エネルギー消費効率 又は算定式
用途	通気方式	
ガス瞬間湯沸器	自然通気式	77.50%
	強制通気式	84.37% × α II
ガスふろがま	—	87.21% × α III
ガス暖房機器	—	90.32%

備考) 1 α II 及び α III は別表に示した構造の種類に応じた数値とする。

2 エネルギー消費効率の算定方法については、「ガス温水機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」(平成 18 年経済産業省告示第 57 号)の「3 エネルギー消費効率の測定方法 (2)」による。

別表 構造係数(α II 及び α III)

構造	α II	α III
壁貫通型	0.9998	0.9839
壁組込型	0.9869	—
壁組込型(従来型に限る。)	—	0.9576
強制給排気式	0.9900	—
強制排気式(従来型に限る。)	0.9661	—
レンジフート一体型(従来型に限る。)	0.8415	—

その他	1.0000	1.0000
-----	--------	--------

- 備考) 1 「壁貫通型」とは、JIS S 2092:2010 の4の表3の屋内式機器の給排気方式による区分に規定する密閉式かつ自然給排気式(BF)の機器の給排気筒トップに置き換えて設置する機器であってJIS S 2092:2010 の表2—屋内外設置による区分に規定する屋外式の機器をいう。
- 2 「壁組込型」とは、壁組込型取付ボックスと一体の機器としてガス機器防火性能評定試験により評定された機器であってJIS S 2092:2010 の表2—屋内外設置による区分に規定する屋外式の機器をいう。
- 3 「強制給排気式」とは、JIS S 2092:2010 の4の表3の屋内式機器の給排気方式による区分に規定する密閉式かつ強制給排気式(FF)の機器をいう。
- 4 「強制排気式」とは、JIS S 2092:2010 の4の表3の屋内式機器の給排気方式による区分に規定する半密閉式かつ強制排気式(FE)の機器をいう。
- 5 「レンジフード一体型」とは、JIS S 2092:2010 の4の表3の屋内式機器の給排気方式による区分に規定する密閉式かつ強制給排気式の強制給排気外壁式(FF-W)の機器であって操作部がレンジフードに内蔵されており給気管及び排気管の直径が40 ミリメートル以下の機器をいう。
- 6 「従来型」とは、JIS S 2091:2013 の4.4のa)の燃焼機器の種類に規定する潜熱回収型燃焼機器以外の機器をいう。

11-3 石油温水機器

(1)品目及び判断の基準等

石油温水機器	<p>【判断の基準】</p> <p>① 潜熱回収型石油温水機器にあっては、エネルギー効率 90%以上</p> <p>潜熱回収型石油温水機器にあっては、エネルギー消費効率が90%以上であること。ただし、給湯用のものにあっては、表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率又は算定式を用いて算定した数値を下回らないこと。</p> <p>② 潜熱回収型石油温水機器以外にあっては、省エネ法トップランナー基準達成</p> <p>潜熱回収型石油温水機器以外にあっては、エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率又は算定式を用いて算定した以下の数値を下回らないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. 給湯用のもののうち、瞬間形のものにあっては、基準エネルギー消費効率に95/100 を乗じて小数点第2位以下を切り捨てた数値。 イ. 給湯用のもののうち、貯湯式急速加熱形のものにあっては、基準エネルギー消費効率に90/100 を乗じて小数点第2位以下を切り捨てた数値。 ウ. 暖房用のもののうち、貯湯式急速加熱形のものにあっては、基準エネルギー消費効率に95/100 を乗じて小数点第2位以下を切り捨てた数値。 <p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ②分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑤包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
--------	--

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「石油温水機器」に含まれないものとする。

①バーナー付ふろがま(ポット式バーナーを組み込んだものに限る)。

- ②JIS S 3021:2017、JIS S 3024:2017 又は JIS S 3027:2017 の対象となるもの以外(JISS 2091:2013 に規定する高圧力型石油小形給湯機及び高圧力型石油給湯機付ふろがまを除く。)のもの
- ③業務の用に供するために製造されたもの
- ④給湯用のもののうち、加熱形態が貯湯式であって、急速加熱形以外のもの
- ⑤暖房用のもののうち、加熱形態が貯湯式であって、急速加熱形以外のもの
- 2 配慮事項①の定量的環境情報は、カーボンフットプリント(ISO 14067)、ライフサイクルアセスメント(ISO 14040 及び ISO 14044)及び経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント ガイドライン(令和5年5月)」等に整合して算定したものとする。
- 3 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。

表 石油温水機器に係る基準エネルギー消費効率

区分		基準エネルギー消費効率 又は算定式
用途	加熱方式	
給湯用のもの	浴用なし	瞬間形 $89.68 \times \beta I$
		貯湯式急速加熱形 76.88
	浴用あり	瞬間形 $90.01 \times \beta III$
		貯湯式急速加熱形 76.07
暖房用のもの	貯湯式急速加熱形	$87.06 \times \beta V$

備考) 1 βI 、 βIII 及び βV は別表に示した構造の種類に応じた数値とする。

2 エネルギー消費効率の算定方法については、「石油温水機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」(平成18年経済産業省告示第58号)の「3 エネルギー消費効率の測定方法(2)」による。

別表 構造係数(βI 、 βIII 及び βV)

構造	βI	βIII	βV
圧力噴霧式	0.9585	0.9492	—
オンーオフ制御式(従来型に限る。)	—	—	1.0051
その他	1.0000	1.0000	1.0000

- 備考) 1 「圧力噴霧式」とは、JIS S 3031:2009 の4.1の表2の燃焼方式による機器の区分に規定する圧力噴霧式の機器をいう。
- 2 「オンーオフ制御式」とは、JIS S 2091:2013 の4.4のe)の3)の制御及び制御装置に規定するオンーオフ制御の方式の機器をいう。
- 3 「従来型」とは、JIS S 2091:2013 の4.4のa)の燃焼機器の種類に規定する潜熱回収型燃焼機器以外の機器をいう。

11-4 ガス調理機器

(1)品目及び判断の基準等

ガス調理機器	【判断の基準】
	○ 省エネ法トップランナー基準達成
	①こんろ部にあっては、エネルギー消費効率が表1に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。
	②グリル部にあっては、エネルギー消費効率が表2に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率の算定式を用いて算定した基準エネルギー消費効率を上回らないこと。
③オープン部にあっては、エネルギー消費効率が表3に示された区分ごとの基準エネ	

	<p>ルギー消費効率の算定式を用いて算定した基準エネルギー消費効率を上回らないこと。</p> <p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ②分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑤包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
--	---

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「ガス調理機器」に含まれないものとする。

- ①業務の用に供するために製造されたもの
 - ②ガス(都市ガスのうち 13A のガスグループに属するもの及び液化石油ガスを除く。)を燃料とするもの
 - ③ガスグリル
 - ④ガスクッキングテーブル
 - ⑤ガス炊飯器
 - ⑥カセットこんろ
- 2 配慮事項①の定量的環境情報は、カーボンフットプリント(ISO 14067)、ライフサイクルアセスメント(ISO 14040 及び ISO 14044)及び経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント ガイドライン(令和5年5月)」等に整合して算定したものとする。
- 3 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものを行う(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。

表1 ガス調理機器のこんろ部に係る基準エネルギー消費効率

区分			こんろ部 基準エネルギー消費効率
ガス調理機器の種別	設置形態	バーナーの数	
ガスこんろ	卓上形		51.0
	組込形		48.5
ガスグリル付こんろ	卓上形	2 口以下	56.3
		3 口以上	52.4
	組込形	2 口以下	53.0
		3 口以上	55.6
	キャビネット形又は据置形		49.7
ガスレンジ			48.4

- 備考) 1 「ガスレンジ」とは、ガスオーブンとガスこんろを組み合わせたものをいう。
- 2 「卓上形」とは、台の上に置いて使用するものをいう。
- 3 「組込形」とは、壁又は台に組み込んで使用するものをいう。
- 4 「キャビネット形」とは、専用のキャビネットの上に取り付けて使用するものをいう。
- 5 「据置形」とは、台又は床面に据え置いて使用するものをいう。
- 6 こんろ部のエネルギー消費効率の算定法については、「ガス調理機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」(平成18年経済産業省告示第56号)の「3 エネルギー消費効率の測定方法(1)」による。

表2 ガス調理機器のグリル部に係る基準エネルギー消費効率算定式

区分		グリル部 基準エネルギー消費効率の算定式
燃焼方式	調理方式	
片面焼き	水あり	$E=25.1Vg+123$
	水なし	$E=25.1Vg+16.4$
両面焼き	水あり	$E=12.5Vg+172$
	水なし	$E=12.5Vg+101$

備考) 1 E 及び Vg は、次の数値を表すものとする。

E:グリル部基準エネルギー消費効率(単位:Wh)

Vg:庫内容積(単位:L)

- 2 「片面焼き」とは、食材の片側から加熱調理する方式のものをいう。
- 3 「両面焼き」とは、食材の両面から加熱調理する方式のものをいう。
- 4 「水あり」とは、グリル皿に水を張った状態で調理する方式のものをいう。
- 5 「水なし」とは、グリル皿に水を張らない状態で調理する方式のものをいう。
- 6 「庫内容積」とは、焼網面積にグリル皿底面から入口上部までの高さを乗じた数値を小数点以下 2 衔で四捨五入した数値をいう。
- 7 グリル部のエネルギー消費効率の算定法については、「ガス調理機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」(平成 18 年経済産業省告示第 56 号)の「3 エネルギー消費効率の測定方法(2)」による。

表3 ガス調理機器のオープン部(ガスオープンを含む)に係る基準エネルギー消費効率算定式

設置状態	オープン部 基準エネルギー消費効率の算定式
卓上又は据置形	$E=18.6Vo+306$
組込形	$E=18.6Vo+83.3$

備考) 1 E 及び Vo は、次の数値を表すものとする。

E:オープン部基準エネルギー消費効率(単位:Wh)

Vo:庫内容積(単位:L)

- 2 「卓上形」とは、台の上に置いて使用するものをいう。
- 3 「組込形」とは、壁又は台に組み込んで使用するものをいう。
- 4 「据置形」とは、台又は床面に据え置いて使用するものをいう。
- 5 「庫内容積」とは、庫内底面積に庫内高さを乗じた数値を小数点以下 2 衔で四捨五入した数値をいう。
- 6 オープン部のエネルギー消費効率の算定法については、「ガス調理機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」(平成 18 年経済産業省告示第 56 号)の「3 エネルギー消費効率の測定方法(2)」による。

12. 照明

12-1 照明器具

(1) 品目及び判断の基準等

LED 照明器具	<p>【判断の基準】</p> <p>① 投光器及び防犯灯を除く LED 照明器具である場合は、次の要件を満たすこと</p> <p>ア. 基準値1は、固有エネルギー消費効率が表1-1に示された基準を満たすこと、又は、固有エネルギー消費効率が表1-2に示された基準を満たし、かつ、初期照度補正制御、人感センサ制御、あかるさセンサ制御、調光制御等の省エネルギー効果の高い機能があること。</p> <p>イ. 基準値2は、固有エネルギー消費効率が表1-2に示された基準を満たすこと。</p> <p>ウ. 演色性は平均演色評価数 Ra が 80 以上。ただし、ダウンライト及び高天井器具の場合は、平均演色評価数 Ra が 70 以上。</p> <p>② 投光器及び防犯灯である場合は、次の要件を満たすこと</p> <p>ア. 固有エネルギー消費効率が表2に示された基準を満たすこと。</p> <p>イ. 演色性は平均炎色評価数 Ra が70以上であること。</p> <p>③ LED モジュール寿命は 40,000 時間以上</p> <p>④ 特定の化学物質の含有率が基準値以下</p> <p>特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①初期照度補正制御、人感センサ制御、あかるさセンサ制御、調光制御等の省エネルギー効果の高い機能があること。</p> <p>②製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。</p> <p>③ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品であること。</p> <p>④分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>⑤使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。</p> <p>⑥製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>⑦包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p>
LED を光源とした内照式表示灯	<p>【判断の基準】</p> <p>① 定格寿命は 30,000 時間以上</p> <p>② 特定の化学物質の含有率が基準値以下</p> <p>特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。</p> <p>②ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品であること。</p> <p>③分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>④使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。</p> <p>⑤プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</p> <p>⑥製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>⑦包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p>

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「LED 照明器具」とは、照明用白色 LED を用いた、つり下げ形、じか付け形、埋込み形及び壁付け形として使用する器具とする。ただし、従来の蛍光ランプで使用されている口金と同一形状の口金を有する LED ランプを装着できる照明器具のうち、口金を経て LED ランプへ給電する構造を持つ照明器具については、当面の間、対象外とする。また、「誘導灯及び誘導標識の基準」(平成 11 年消防庁告示第 2 号)に定める誘導灯又は建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)第 126 の 5 に定める非常用の照明装置のうち、蓄電池や非常用電源により停電時のみ点灯する専用型は、LED 照明器具には含まれないものとする。
- 2 本項の LED 照明器具の「LED 照明器具の固有エネルギー消費効率」とは、器具から出る全光束を定格消費電力で割った値とする(定格消費電力は、器具外部に独立型電源装置を設置する必要がある場合はその電源装置の定格消費電力とする。)。なお、調光・調色機能付器具の固有エネルギー消費効率については、最大消費電力時における全光束から算出された値とする。
- 3 「平均演色評価数 Ra」は、JIS C 7801(一般照明用光源の測光方法)及び JIS C 8152-2(照明用白色発光ダイオード(LED)の測光方法—第 2 部:LED モジュール及び LED ライトエンジン)に規定する光源色及び演色評価数測定に準ずるものとする。
- 4 本項の LED 照明器具の「ダウンライト」とは、JIS Z 8113:1998「照明用語」に規定されるダウンライトをいう。
- 5 本項の LED 照明器具の「高天井器具」とは、JIS Z 8113:1998「照明用語」に規定される天井灯のうち、定格光束 11,000lm 以上のものをいう。
- 6 本項の LED 照明器具の「投光器」とは、JIS Z 8113:1998「照明用語」に規定される投光器をいう。
- 7 本光の LED 照明器具の「防犯灯」とは、道路等に設置し、防犯の防止と安全の通行の確保等を図る観点から必要な照度を確保することを目的とした照明灯をいう。
- 8 本項の LED 照明器具の「LED モジュール寿命」とは、光源の初期の光束が 70%まで減衰するまでの時間とする。また、その測定方法は、JIS C 8152-3(照明用白色発光ダイオード(LED)の測光方法—第 3 部:光束維持率の測定方法)に準ずるものとする。
- 9 LED 照明器具の全光束測定方法については、JIS C 8105-5:2011「照明器具第 5 部:配光測定方法」の附属書に準ずるものとする。
- 10 「特定の化学物質」とは鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリプロモビフェニル並びにポリプロモジフェニルエーテルをいう。
- 11 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950(電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法)の附属書 A の表 A.1(特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値)に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の附属書 B に準ずるものとする。なお、その他附属品等の扱いについては JIS C 0950 に準ずるものとする。
- 12 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。
- 13 LED 照明器具に係る配慮事項②及び LED を光源とした内照式表示灯に係る配慮事項①の定量的環境情報は、カーボンフットプリント(ISO 14067)、ライフサイクルアセスメント(ISO 14040 及び ISO 14044)及び経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント ガイドライン(令和5年5月)」等に整合して算定したものとする。
- 14 LED 照明器具に係る配慮事項③及び LED を光源とした内照式表示灯に係る配慮事項②の「ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品」とは、当該製品のライフサイクルにおける温室効果ガス排出量の算定基準に基づき、第三者機関により検証等を受けたライフサイクル全般にわたる温室効果ガス排出量の全部を認証された温室効果ガス排出削減・吸収量(以下本項において「クレジット」という。)を調達し、無効化又は償却した上で埋め合わせた(以下本項において「オフセット」という。)製品をいう。
- 15 オフセットに使用できるクレジットは、当面の間、J-クレジット、二国間クレジット(JCM)、地域版 J-クレジットなど我が国の温室効果ガスインベントリに反映できるものを対象とする。なお、クレジットの更なる活用を図る観点から、クレジットに関する国内外の議論の動向や市場動向を踏まえつつ、対象品目及び対象クレジットを拡大する等、需要拡大に向けた検討を実施するものとする。
- 16 本項の「LED を光源とした内照式表示灯」とは、内蔵する LED 光源によって文字等を照らす表示板、案内板等とし、放熱等光源の保護に対応しているものとする。ただし、「誘導灯及び誘導標識の基準」(平成 11 年消防庁告示第 2 号)に定める誘導灯は、内照式表示灯には含まれないものとす

る。

- 17 本項のLEDを光源とした内照式表示灯の「定格寿命」とは、光源の初期の光束が50%まで減衰するまでの時間とする。
- 18 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものという（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
- 19 調達を行う各機関は、安全管理・品質管理が十分なされたものを、比較検討の上、選択するよう留意すること。
- 20 調達を行う各機関は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。

表1-1 屋内で使用するLED照明器具に係る固有エネルギー消費効率の基準値1

光源色	固有エネルギー消費効率
昼光色	144lm/W 以上
昼白色	
白色	
温白色	102lm/W 以上
電球色	

- 備考) 1 「光源色」は JIS Z 9112(蛍光ランプ・LEDの光源色及び演色性による区分)に規定する光源色の区分に準ずるものとする(表1-2及び表2において同じ。)。
- 2 昼光色、昼白色、白色、温白色及び電球色以外の光を発するものは、本項の「LED 照明器具」に含まれないものとする。
- 3 ダウンライトのうち、器具埋込穴寸法が 300mm以下であって、光源色が昼光色、昼白色及び白色のものについては、固有エネルギー消費効率の基準を 114lm/W 以上、温白色及び電球色のものについては、固有エネルギー消費効率の基準を 96lm/W 以上とする。
- 4 高天井器具のうち、光源色が昼光色、昼白色及び白色のものについては、固有エネルギー消費効率の基準を 156lm/W 以上とする。

表1-2 屋内で使用するLED照明器具に係る固有エネルギー消費効率の基準値2

光源色	固有エネルギー消費効率
昼光色	120lm/W 以上
昼白色	
白色	
温白色	85lm/W 以上
電球色	

- 備考) 1 ダウンライトのうち、器具埋込穴寸法が 300mm以下であって、光源色が昼光色、昼白色及び白色のものについては、固有エネルギー消費効率の基準を 95lm/W 以上、温白色及び電球色のものについては、固有エネルギー消費効率の基準を 80lm/W 以上とする。
- 2 高天井器具のうち、光源色が昼光色、昼白色及び白色のものについては、固有エネルギー消費効率の基準を 130lm/W 以上とする。

表2 屋外で使用するLED照明器具に係る固有エネルギー消費効率の基準

光源色	固有エネルギー消費効率	
	投光器	防犯灯
昼光色	105lm/W 以上	80lm/W 以上
昼白色		
白色		
温白色	90lm/W 以上	対象外
電球色		

12-2 ランプ

(1) 品目及び判断の基準等

電球形 LED ランプ	<p>【判断の基準】</p> <p>○次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>① 次の要件を満たすこと。</p> <p>ア. 口金の種類がE26、E17 又は GX53 の場合は、表 1 に記された光源色の区分ごとの基準を満たすこと。</p> <p>イ. 上記ア以外の場合は、ランプ効率が表2に示された光源色の区分ごとの基準を満たすこと。ただし、ビーム開きが 90 度未満の反射形タイプの場合は、ランプ効率が 50lm/W 以上であること。</p> <p>ウ. 演色性は平均演色評価数 Ra が 70 以上</p> <p>エ. 定格寿命は 40,000 時間以上 ただし、ビーム開きが 90 度未満の反射形タイプの場合は、30,000 時間以上であること。</p> <p>② エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。</p> <p>②ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品であること。</p> <p>③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
-------------	---

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「電球形 LED ランプ」は、電球用のソケットにそのまま使用可能なランプであって、一般照明として使用する白色 LED 使用の電球形状のランプとする。ただし、振動又は衝撃に耐えることを主目的とするもの、人感センサ、非常用照明(非直流電源回路)等は除く。
- 2 「口金の種類がE26、E17 又は GX53」とは、JIS C 8158(一般照明用電球形 LED ランプ(電源電圧 50V 超))に規定する口金の種類を表す記号が「E26、E17 又は GX53」であるものをいう。
- 3 「平均演色評価数 Ra」の測定方法は、JIS C 7801(一般照明用光源の測光方法)に規定する光源色及び演色性評価方法に準ずるものとする。
- 4 「光源色」は、JIS Z 9112(蛍光ランプ・LED の光源色及び演色性による区分)に規定する光源色の区分に準ずるものとする。
- 5 昼光色、昼白色、白色、温白色及び電球色以外の光を発するものは、本項「電球形 LED ランプ」に含まれないものとする。
- 6 「定格寿命」とは、光源の初期の光束が 70%まで減衰するまでの時間とする。また、その測定方法は、JIS C 8152-3(照明用白色発光ダイオード(LED)の測光方法－第 3 部:光束維持率の測定方法)に準ずるものとする。
- 7 判断の基準②の「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、商品類型 No.150「電球形 LED ランプ Version1」に係る認定基準をいう。
- 8 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。
- 9 配慮事項①の定量的環境情報は、カーボンフットプリント(ISO 14067)、ライフサイクルアセスメント(ISO 14040 及び ISO 14044)及び経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント ガイドライン(令和5年5月)」等に整合して算定したものとする。
- 10 「ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品」とは、当該製品のライフサイクルにおける温室効果ガス排出量の算定基準に基づき、第三者機関により検証等を受けたライフサイクル全般にわたる温室効果ガス排出量の全部を認証された温室効果ガス排出削減・吸収量(以下本項において「クレジット」という。)を調達し、無効化又は償却した上で埋め合わせた(以下本項において「オフセット」という。)製品をいう。

11 オフセットに使用できるクレジットは、当面の間、J-クレジット、二国間クレジット(JCM)、地域版 J-クレジットなど我が国の温室効果ガスイベントリに反映できるものを対象とする。なお、クレジットの更なる活用を図る観点から、クレジットに関する国内外の議論の動向や市場動向を踏まえつつ、対象品目及び対象クレジットを拡大する等、需要拡大に向けた検討を実施するものとする。

表1 E26、E17 又は GX53 口金の電球型 LED ランプに係るランプ効率の基準

光源色	ランプ効率
昼光色	110.0lm/W以上
昼白色	
白色	
温白色	98.6lm/W以上
電球色	

備考) 次のいずれかに該当する場合は、表2に示された光源色の区分ごとの基準を満たすこと。

- ①電源電圧 50V 以下のもの
- ②平均演色評価数 Ra が 90 以上のもの
- ③釣行記対応機能付きのもの

表2 E26、E17 又は GX53 口金以外の電球形 LED ランプに係るランプ効率の基準

光源色	ランプ効率
昼光色	80lm/W以上
昼白色	
白色	
温白色	70lm/W以上
電球色	

備考) 調光・調色対応の電球型 LED ランプについては、表2の光源色別の区分のランプ効率の基準から 5lm/W を差し引いた値とする。なお、当該ランプのランプ効率については、最大消費電力時における全光束から算出された値とする。

13. 自動車等

13-1 自動車

(1) 品目及び判断の基準等

自動車	【判断の基準】 別途市が定める「公用車への電動車の導入方針」による。
-----	--

13-2 タイヤ

(1) 品目及び判断の基準等

乗用車用タイヤ	【判断の基準】 ① 次の要件を満たすこと ア. 基準値1は、転がり抵抗係数が 7.7 以下であること。 イ. 基準値2は、転がり抵抗係数が 9.0 以下であること。 ② スパイクタイヤでない 【配慮事項】 ①製品の長寿命化に配慮されていること。 ②走行時の静粛性の確保に配慮されていること。 ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ④包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
---------	--

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「乗用車用タイヤ」は、市販用のタイヤ(スタッドレスタイヤを除く。)であって、自動車の購入時に装着されているタイヤを規定するものではない。
- 2 「転がり抵抗係数」の試験方法は、ISO 28580 による。
- 3 判断の基準①については、ISO 23671 に基づき基準タイヤ対比によるウェットグリップ指数を算出し、100 倍したウェットグリップ性能が 110 以上であるタイヤとする。
- 4 判断の基準②は、スパイクタイヤ粉じんの発生を防止し、もって国民の健康を保護するとともに、生活環境を保全するというスパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律(平成2年法律第 55 号)の趣旨を踏まえたものである。

13-3 エンジン油

(1) 品目及び判断の基準等

2サイクル エンジン油	【判断の基準】 ① 生分解度が 28 日以内で 60%以上 ② 魚類による急性毒性試験の 96 時間 LC₅₀ 値が 100mg/L 以上 【配慮事項】 ①製品の容器の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ②製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ③包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
----------------	--

- 備考) 1 生分解度の試験方法は、次のいずれかの方法とする。ただし、これらの試験方法については、10-d window を適用しない。

※OECD(経済協力開発機構)化学品テストガイドライン
・301B(CO₂ 発生試験)

- 301C(修正 MITI(I)試験)
 - 301F(Manometric Respirometry 試験)
- ※ASTM(アメリカ材料試験協会)
- D5864(潤滑油及び潤滑油成分の水環境中の好気的生分解度を決定する標準試験法)
 - D6731(密閉 respirometer 中の潤滑油、又は潤滑油成分の水環境中の好気的生分解度を決定する標準試験法)

2 魚類の急性毒性試験方法は、次のいずれかの方法とする。

※JIS

- K 0102(工場排水試験方法)
- K 0420-71 シリーズ(10、20、30)
(水質-淡水魚[ゼブラフィッシュ(真骨類、コイ科)]に対する化学物質の急性毒性の測定-第1部:止水法、第2部:半止水法、第3部:流水法)

※OECD(経済協力開発機構)

- 203(魚類急性毒性試験)

なお、難水溶性の製品は、ASTM D6081(水環境中における潤滑油の毒性試験のための標準実施法:サンプル準備及び結果解釈)の方法などを参考に調製された WAF(水適応性画分)や WSF(水溶解性画分)を試料として使ってもよい。この場合、96 時間 LL₅₀ 値が 100mg/L 以上であること。

14. 消火器

(1) 品目及び判断の基準等

消火器	<p>【判断の基準】</p> <p>○次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>① 次の要件を満たすこと。</p> <p>ア. 重量比で消火薬剤の 40%以上が再生薬剤</p> <p>イ. 廃消火器の回収システム</p> <p>製品の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。</p> <p>② エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>②プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</p> <p>③使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。</p> <p>④製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。</p> <p>⑤消火器の設置台又は収納箱等にプラスチックが使用される場合には、再生プラスチックが使用されていること。また、使用後に製品とともに回収され、再使用、再生利用が行われること。</p> <p>⑥製品の包装又は梱包は、可能な限り単一素材化が図られていること。また、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>⑦包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p>
-----	---

- 備考) 1 本項の判断基準の対象とする「消火器」は、粉末(ABC)消火器(「消火器の技術上の規格を定める省令(昭和 39 年 9 月 17 日自治省令第 27 号)」による粉末消火器であって、A 火災、B 火災及び電気火災の全てに適用するものをいい、エアゾール式簡易消火具、船舶用消火器、航空用消火器は含まない。)とし、点検の際の消火薬剤の詰め替えも含むものとする。
- 2 「回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。
- 「回収システム」については、次のア及びイを満たすこと。
- ア. 製造事業者又は販売事業者等が自主的に廃消火器を回収(自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。)するルート(製造事業者、販売事業者等における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等)を構築していること。
- イ. 回収が適切に行われるよう、製品本体、カタログ又はウェブサイトのいずれかでユーザに対し回収に関する具体的情報(回収方法、回収窓口等)が表示又は提供されていること。
- 「再使用又は再生利用のためのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。
- ウ. 回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。
- エ. 回収された製品のうち再使用又はリサイクルできない部分は、エネルギー回収すること。
- 3 判断の基準②の「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、商品類型 No.127「消火器 Version2」に係る認定基準をいう。
- 4 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものという(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。
- 5 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。
- 6 配慮事項④の定量的環境情報は、カーボンフットプリント(ISO 14067)、ライフサイクルアセスメント

(ISO 14040 及び ISO 14044)及び経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント ガイドライン（令和5年5月）等に整合して算定したものとする。

- 7 配慮事項⑤は、消火器の設置に当たり、設置台又は収納箱等を併せて導入する場合に適用する。
- 8 調達を行う各機関は、消火器の設置、保守及び廃棄までを一括して行う役務の調達について検討を行うこと。

15. 制服・作業服等

(1) 品目及び判断の基準等

制服	<p>【判断の基準】</p> <p>○使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエステル繊維または植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>① 再生 PET 樹脂配合率 25%以上(裏生地を除く。)</p> <p>再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維が、裏生地を除く繊維部分全体重量比で 25%以上使用されていること。ただし、裏生地を除く繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が 50%未満の場合は、再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で 10%以上、かつ、裏生地を除くポリエステル繊維重量比で 50%以上使用されていること。</p> <p>② 再生 PET 樹脂配合率 10%以上かつ回収システム</p> <p>再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で 10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p> <p>③ 再生 PET 樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維配合率 10%以上</p> <p>再生 PET 樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で 10%以上使用されていること。</p> <p>④ 植物を原料とする合成繊維 25%以上かつバイオベース合成ポリマー含有率 10%以上</p> <p>植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で 25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が 10%以上であること。</p> <p>⑤ 植物を原料とする合成繊維 10%以上かつバイオベース合成ポリマー含有率 4%以上さらに回収システム</p> <p>植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で 10%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が 4%以上であること。さらに製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p> <p>⑥ 編を 30 パーセント以上使用した製品については国際フェアトレード認証を取得</p> <p>使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、全体重量比で編が 30%以上使用している場合は、コットンの国際フェアトレード認証を取得していること。</p> <p>⑦ エコマーク認定基準を満たす</p> <p>エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のことであること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p> <p>②製品に使用される繊維には、可能な限り未利用繊維、反毛繊維又は国際フェアトレード認証を受けた繊維が使用されていること。</p> <p>③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
作業服	

帽子	<p>【判断の基準】</p> <p>○使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>① 再生 PET 樹脂配合率 25%以上</p> <p>再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で 25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が 50%未満の場合は、再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で 10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で 50%以上使用されていること。</p> <p>② 再生 PET 樹脂配合率 10%以上かつ回収システム</p> <p>再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で 10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p> <p>③ 再生 PET 樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維配合率 10%以上</p> <p>再生 PET 樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で 10%以上使用されていること。</p> <p>④ 植物を原料とする合成繊維 25%以上かつバイオベース合成ポリマー含有率 10%以上</p> <p>植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で 25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が 10%以上であること。</p> <p>⑤ 植物を原料とする合成繊維 10%以上かつバイオベース合成ポリマー含有率 4%以上さらに回収システム</p> <p>植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で 10%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が 4%以上であること。さらに製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p> <p>⑥ 編を 30 パーセント以上使用した製品については国際フェアトレード認証を取得</p> <p>使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、全体重量比で編が 30%以上使用している場合は、コットンの国際フェアトレード認証を取得していること。</p> <p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ②製品に使用される繊維には、可能な限り未利用繊維、反毛繊維又は国際フェアトレード認証を受けた繊維が使用されていること。 ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
----	---

- 備考) 1 「再生 PET 樹脂」とは、ペットボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるものをいう。
- 2 「繊維部分全体重量」とは、製品全体重量からボタン、ファスナ、ホック、縫糸等の付属品の重量を除いたものをいう。
- なお、再生プラスチック(使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。))、植物を原料とする合成繊維又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものを使用した付属品の重量は、「繊維部分全体重量」及び「再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維の重量、故繊維から得られるポリエステル繊維の重量又は植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものの重量」に含めてよい。
- 3 「故繊維」とは、使用済みの古着、古布及び織布工場や縫製工場の製造工程から発生する糸くず、裁断くず等をいう。
- 4 「故繊維から得られるポリエステル繊維」とは、故繊維を主原料とし、マテリアルリサイクルまたはケミカルリサイクルにより再生されたポリエステル繊維をいう。
- 5 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短纖維(リンター等)等を再生した繊維をいう。
- 6 「反毛繊維」とは、故繊維を綿状に分解し再生した繊維をいう。

- 7 「回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。
「回収のシステム」については、次のア及びイを満たすこと。
- ア. 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収(自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。)するルート(製造事業者、販売事業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等)を構築していること。
- イ. 回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウェブサイトのいずれかでユーザーに対し回収に関する具体的情報(回収方法、回収窓口等)が表示又は提供されていること。
- 「再使用又は再生利用のためのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。
- ウ. 回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。
- エ. 回収された製品のうち再使用又はリサイクルできない部分は、エネルギー回収すること。
- 8 制服及び作業服に係る判断の基準⑦の「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、商品類型 No.103「衣服 Version3」に係る認定基準をいう。
- 9 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。
- 10 「バイオマスプラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源(バイオマス)を使用するプラスチックをいう。
- 11 「バイオベース合成ポリマー含有率」とは、繊維部分全体重量に占める、植物を原料とする合成繊維に含まれる植物由来原料分の重量の割合をいう。
- 12 調達を行う各機関は、クリーニング等を行う場合には、次の事項に十分留意すること。
- ア. クリーニングに係る判断の基準(クリーニング参照)を満たす事業者を選択すること。
- イ. JIS L 0217 または JIS L 0001(繊維製品の取扱いに関する表示記号及びその表示方法)に基づく表示を十分確認すること。
- 13 防火具、雨具等の特定の環境に対応するための作業服は、適用除外とする。

16. インテリア・寝装寝具

16-1 カーテン等

(1) 品目及び判断の基準等

カーテン 布製ブラインド	<p>【判断の基準】</p> <p>○使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>① 再生 PET 樹脂配合率 25%以上</p> <p>再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で 25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が 50%未満の場合は、再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で 10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で 50%以上使用されていること。</p> <p>② 再生 PET 樹脂配合率 10%以上かつ回収システム</p> <p>再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で 10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p> <p>③ 再生 PET 樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維配合率 10%以上</p> <p>再生 PET 樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で 10%以上使用されていること。</p> <p>④ 植物を原料とする合成繊維 25%以上かつバイオベース合成ポリマー含有率 10%以上</p> <p>植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で 25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が 10%以上であること。</p> <p>⑤ 植物を原料とする合成繊維 10%以上かつバイオベース合成ポリマー含有率 4%以上さらに回収システム</p> <p>植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で 10%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が 4%以上であること。さらに、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p> <p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①臭素系防炎剤の使用が可能な限り削減されていること。 ②製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ③製品に使用される繊維には、可能な限り未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。 ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
金属製ブラインド	<p>【判断の基準】</p> <p>○ 日射反射率が表に示された数値以上</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>

備考) 1 「再生 PET 樹脂」とは、ペットボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるものをいう。

2 「繊維部分全体重量」とは、製品全体重量からフック、ランナー、プラケット、縫糸等の付属品の重量を除いたものをいう。

なお、再生プラスチック(使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したもの)、植物を原料とする合成繊維又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものを使用した付属品の重量は、

「繊維部分全体重量」及び「再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維の重量、故繊維から得られるポリエステル繊維の重量又は植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものの重量」に含めてよい。

- 3 「故繊維」とは、使用済みの古着、古布及び織布工場や縫製工場の製造工程から発生する糸くず、裁断くず等をいう。
- 4 「故繊維から得られるポリエステル繊維」とは、故繊維を主原料とし、マテリアルリサイクルまたはケミカルリサイクルにより再生されたポリエステル繊維をいう。
- 5 「バイオマスプラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源(バイオマス)を使用するプラスチックをいう。
- 6 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。
- 7 「バイオベース合成ポリマー含有率」とは、繊維部分全体重量に占める、植物を原料とする合成繊維に含まれる植物由来原料分の重量の割合をいう。
- 8 「回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。
「回収のシステム」については、次のア及びイを満たすこと。
 - ア. 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収(自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。)するルート(製造事業者、販売事業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等)を構築していること。
 - イ. 回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウェブサイトのいずれかでユーザに対し回収に関する具体的情報(回収方法、回収窓口等)が表示又は提供されていること。
「再使用又は再生利用のためのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。
 - ウ. 回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。
 - エ. 回収された製品のうち再使用又はリサイクルできない部分は、エネルギー回収すること。
- 9 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短纖維(リンター等)等を再生した繊維をいう。
- 10 「反毛繊維」とは、故繊維を綿状に分解し再生した繊維をいう。
- 11 日射反射率の測定及び算出方法は、JIS R 3106、明度 L*の測定及び算出方法は、JIS Z 8781-4 にそれぞれ準ずるものとする。
- 12 調達を行う各機関は、クリーニングを行う場合には、クリーニングに係る判断の基準を満たす事業者を選択するよう十分留意すること。

表 日射反射率の基準

明度 L* 値	日射反射率(%)
70.0 以下	40.0
70.0 超 80.0 以下	50.0
80.0 超	60.0

16-2 カーペット

(1) 品目及び判断の基準等

タイルカーペット	<p>【判断の基準】</p> <p>○基準値1は①及び②の要件を、基準値2は②の要件を満たすこと。</p> <p>① ライフサイクルにおける定量的環境情報を開示</p> <p>製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。</p> <p>② 未利用繊維、故繊維から得られる繊維、再生プラスチック及びその他の再生材料の合計重量が製品全体重量比で 25%以上</p>
----------	--

	<p>【配慮事項】</p> <p>①ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品であること。</p> <p>②製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p> <p>③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
ニードルパンチ カーペット	<p>【判断の基準】</p> <p>○ニードルパンチカーペットにあっては、①又は②の要件を、タフテッドカーペット及び織じゅうたんにあっては①の要件を満たすこと。</p> <p>① 未利用纖維、故纖維から得られる纖維、再生プラスチック及びその他の再生材料の合計重量が製品全体重量比で 25%以上</p> <p>② 植物を原料とする合成纖維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>ア. 合成纖維又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものの配合率が 25%以上、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率 10%以上</p> <p>植物を原料とする合成纖維又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが製品全体重量比で 25%以上使用されていること、かつバイオベース合成ポリマー含有率が 10%以上であること。</p> <p>イ. 合成纖維又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものの配合率が 10%以上かつバイオベース合成ポリマー含有率 4%以上、さらに回収システム</p> <p>植物を原料とする合成纖維又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが、製品全体重量比で 10%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が 4%以上であること。さらに、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p>
タフテッド カーペット	<p>【配慮事項】</p> <p>①製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。</p> <p>②ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品であること。</p> <p>③製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p> <p>④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>

- 備考) 1 「製品全体重量」とは、纖維部分重量に樹脂部分及び無機質等を加えた製品全体の重量をいう。
- 2 「未利用纖維」とは、紡績時に発生する短纖維(リンター等)等を再生した纖維をいう。
- 3 「故纖維」とは、使用済みの古着、古布及び織布工場や縫製工場の製造工程から発生する糸くず、裁断くず等をいう。
- 4 「故纖維から得られる纖維」とは、故纖維を主原料とし、マテリアルリサイクルまたはケミカルリサイクルにより再生された纖維をいう。
- 5 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものという(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。
- 6 「再生材料」とは、使用された後に廃棄された製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生する端材若しくは不良品を再生利用したものという(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。
- 7 「バイオマスプラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源(バイオマス)を使用するプラスチックをいう。
- 8 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷について

トレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

9 「バイオベース合成ポリマー含有率」とは、製品全体重量に占める、植物を原料とする合成繊維またはバイオマスプラスチックに含まれる植物由来原料分の重量の割合をいう。

10 「回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。

「回収のシステム」については、次のア及びイを満たすこと。

ア. 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収(自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。)するルート(製造事業者、販売事業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等)を構築していること。

イ. 回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウェブサイトのいずれかでユーザに対し回収に関する具体的な情報(回収方法、回収窓口等)が表示又は提供されていること。

「再使用又は再生利用のためのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。

ウ. 回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。

エ. 回収された製品のうち再使用又はリサイクルできない部分は、エネルギー回収すること。

11 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。

12 タイルカーペットに係る判断の基準①、タフティッドカーペット、織じゅうたん及びニードルパンチカーペットに係る配慮事項①の定量的環境情報は、カーボンフットプリント(ISO 14067)、ライフサイクルアセスメント(ISO 14040 及び ISO 14044)及び経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント ガイドライン(令和5年5月)等に整合して算定したものとする。

13 タイルカーペットに係る配慮事項①、タフティッドカーペット、織じゅうたん及びニードルパンチカーペットに係る配慮事項②の「ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品」とは、当該製品のライフサイクルにおける温室効果ガス排出量の算定基準に基づき、ライフサイクル全般にわたる温室効果ガス排出量の全部を認証された温室効果ガス排出削減・吸収量(以下本項において「クレジット」という。)を調達し、無効化又は償却した上で埋め合わせた(以下本項において「オフセット」という。)製品をいう。

14 オフセットに使用できるクレジットは、当面の間、J-クレジット、二国間クレジット(JCM)、地域版 J-クレジットなど我が国の温室効果ガスインベントリーに反映できるものを対象とする。なお、クレジットの更なる活用を図る観点から、クレジットに関する国内外の議論の動向や市場動向を踏まえつつ、対象品目及び対象クレジットを拡大する等、需要拡大に向けた検討を実施するものとする。

16-3 毛布等

(1) 品目及び判断の基準等

毛布 ふとん	<p>【判断の基準】</p> <p>○使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>① 再使用した詰物 50%以上(ポリエステルが繊維部分の 50%未満の場合、再生 PET 樹脂は繊維部分重量比 10%かつポリエステル繊維重量比 50%以上)</p> <p>② 再生 PET 樹脂配合率 10%以上かつ回収システム</p> <p>再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で 10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p> <p>③ 再生 PET 樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維配合率 25%以上</p> <p>再生 PET 樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で 25%以上であること。</p> <p>④ 再使用した詰物 80%以上(ふとんのみ)</p> <p>使用済ふとんの詰物を適正に洗浄、殺菌等の処理を行い、再使用した詰物が詰物の</p>
-----------	---

	全体重量比で80%以上使用されていること。
【配慮事項】	
	①製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
	②製品に使用される纖維には、可能な限り未利用纖維又は反毛纖維が使用されていること。

- ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- 備考) 1 「再生 PET 樹脂」とは、ペットボトル又は纖維製品等を原材料として再生利用されるものをいう。
- 2 「纖維部分全体重量」とは、製品全体重量からボタン、ファスナ、ホック、縫糸等の付属品の重量を除いたものをいう。
なお、再生プラスチック(使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。))を使用した付属品の重量は、「纖維部分全体重量」及び「再生 PET 樹脂から得られるポリエステル纖維の重量または故纖維から得られるポリエステル纖維の重量」に含めてよい。
- 3 「故纖維」とは、使用済みの古着、古布及び織布工場や縫製工場の製造工程から発生する糸くず、裁断くず等をいう。
- 4 「故纖維から得られるポリエステル纖維」とは、故纖維を主原料とし、マテリアルリサイクルまたはケミカルリサイクルにより再生されたポリエステル纖維をいう。
- 5 「未利用纖維」とは、紡績時に発生する短纖維(リンター等)を再生した纖維をいう。
- 6 「反毛纖維」とは、衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分解し再生した纖維をいう。
- 7 ふとんの判断の基準の「詰物」とは、綿、羊毛、羽毛、合成纖維等のふとんに充てんされているものをいう。
- 8 「回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。
「回収のシステム」については、次のア及びイを満たすこと。
- ア. 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収(自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。)するルート(製造事業者、販売事業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等)を構築していること。
- イ. 回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウェブサイトのいずれかでユーザーに対し回収に関する具体的情報(回収方法、回収窓口等)が表示又は提供されていること。
- 「再使用又は再生利用のためのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。
- ウ. 回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。
- エ. 回収された製品のうち再使用又はリサイクルできない部分は、エネルギー回収すること。
- 9 調達を行う各機関は、クリーニングを行う場合には、クリーニングに係る判断の基準を満たす事業者を選択するよう十分留意すること。

16-4 ベッド

(1) 品目及び判断の基準等

ベッドフレーム	【判断の基準】 <ul style="list-style-type: none"> ○ 金属を除く主要材料が、プラスチックの場合は①、木材の場合は②、紙の場合は③の要件を満たすこと、又は④の要件を満たすこと。また、主要材料以外の材料に木質が含まれる場合は②ア、イ、及びウ、紙が含まれる場合で原料にバージンパルプが使用される場合は③イの要件をそれぞれ満たすこと。 <p><金属を除く主要材料がプラスチックの場合></p>
---------	--

	<p>① 再生プラスチックがプラスチック重量の 10%以上使用されていること <金属を除く主要材料が木材の場合></p> <p>② 次のイの要件を満たすとともに、使用している原料に応じア(ア)、(イ)及び(ウ)の要件を満たすこと。</p> <p>ア. 間伐材、端材等の再生資源又は合法材</p> <p>(ア)間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること。 (イ)間伐材は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続きが適切になされたものであること。 (ウ)上記(ア)以外の場合にあっては、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続きが適切になされたものであること。</p> <p>イ. ホルムアルデヒド放散速度 0.02mg/m²h 以下</p> <p>材料からのホルムアルデヒドの放散速度が、0.02mg/m²h 以下又はこれと同等のことであること。</p> <p><金属を除く主要材料が紙の場合></p> <p>③ 次の要件を満たすこと。</p> <p>ア. 紙の原料は古紙パルプ配合率 50%以上</p> <p>イ. バージンパルプの合法性の担保</p> <p>(ア)紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続きが適切になされたものであること。</p> <p>(イ)上記(ア)については、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプのうち、合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p> <p><共通></p> <p>④ エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①修理及び部品交換が容易、耐久性の向上等長期間の使用が可能な設計がなされている、又は、分解が容易である等部品の再使用若しくは材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。</p> <p>②材料に木質が含まれる場合にあっては、原料として使用される原木(間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源である木材は除く。)は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</p> <p>③材料に紙が含まれる場合でバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</p> <p>④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>⑤包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p>
マットレス	<p>【判断の基準】</p> <p>① 詰物に使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>ア. 再生 PET 樹脂配合率 25%以上</p> <p>ポリエステル繊維を使用した製品については、再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で 25%以上使用されていること。</p> <p>イ. 再生 PET 樹脂のうち故繊維から得られるポリエステル繊維配合率 10%以上</p> <p>再生 PET 樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で 10%以上</p> <p>ウ. 植物を原料とする合成繊維 25%以上かつバイオベース合成ポリマー含有率</p>

10%以上

植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。

② フェルトに使用される繊維は全て未利用繊維又は反毛繊維

③ 材料からの遊離ホルムアルデヒドの放出量 75ppm 以下

④ フロン類が使用されていない

ウレタンフォームの発泡剤にフロン類が使用されていないこと。

【配慮事項】

①修理が容易である等長期間の使用が可能な設計がなされている、又は、分解が容易である等材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。

②製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

備考) 1 医療用、介護用及び高度医療に用いるもの等特殊な用途のものについては、本項の判断の基準の対象とする「ベッドフレーム」に含まれないものとする。

2 高度医療に用いるもの(手術台、ICU ベッド等)については、本項の判断の基準の対象とする「マットレス」に含まれないものとする。

3 「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成 13 年法律第 64 号)第 2 条第 1 項に定める物質をいう。

4 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。

5 「再生 PET 樹脂」とは、ペットボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるものをいう。

6 「繊維部分全体重量」とは、製品全体重量からボタン、ファスナ、ホック、縫糸等の付属品の重量を除いたものをいう。

なお、再生プラスチック、植物を原料とする合成繊維又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものを使用した付属品の重量は、「繊維部分全体重量」及び「再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維の重量、故繊維から得られるポリエステル繊維の重量または植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものの重量」に含めてよい。

7 「故繊維」とは、使用済みの古着、古布及び織布工場や縫製工場の製造工程から発生する糸くず、裁断くず等をいう。

8 「故繊維から得られるポリエステル繊維」とは、故繊維を主原料とし、マテリアルリサイクルまたはケミカルリサイクルにより再生されたポリエステル繊維をいう。

9 放散速度が 0.02mg/m² h 以下と同等のものとは、次によるものとする。

ア. 対応したJIS又は日本農林規格があり、当該規格にホルムアルデヒドの放散量の基準が規定されている木質材料については、F☆☆☆☆の基準を満たしたもの。JIS S 1102 に適合する住宅用普通ベッドは、本基準を満たす。

イ. 上記 ア. 以外の木質材料については、JIS A 1460 の規定する方法等により測定した数値が次の数値以下であるもの。

平均値	最大値
0.5mg/L	0.7mg/L

10 「バイオマスプラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源(バイオマス)を使用するプラスチックをいう。

11 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

12 「バイオベース合成ポリマー含有率」とは、繊維部分全体重量に占める、植物を原料とする合成繊維に含まれる植物由来原料分の重量の割合をいう。

- 13 「フェルト」とは、綿状にした繊維材料をニードルパンチ加工によりシート状に成形したものをいう(ただし、熱可塑性素材又は接着剤による結合方法を併用したものを除く。)。
- 14 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短纖維(リンター等)等を再生した纖維をいう。
- 15 「反毛纖維」とは、衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分解し再生した纖維をいう。
- 16 ベッドフレームに係る判断の基準は、金属以外の主要材料としてプラスチック、木質又は紙を使用している場合について定めたものであり、金属が主要材料であって、プラスチック、木質又は紙を使用していないものは、本項の判断の基準の対象とする品目に含まれないものとする。
- 17 ベッドフレーム及びマットレスを一体としてベッドを調達する場合については、それぞれの部分が上記の基準を満たすこと。
- 18 ベッドフレームに係る判断の基準②ア(イ)については、クリーンウッド法の対象物品に適用することとする。
- 19 ベッドフレームに係る判断の基準③イ(イ)については、クリーンウッド法の対象物品以外にあっては、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しないこととする。
- 20 ベッドフレームに係る判断の基準④の「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、商品類型 No.130「家具 Version2」に係る認定基準をいう。
- 21 木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、次による。
- ア. クリーンウッド法の対象物品にあっては、木材関連事業者はクリーンウッド法に則するとともに、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成 18 年 2 月 15 日)」に準拠して行うものとする。また、木材関連事業者以外にあっては、同ガイドラインに準拠して行うものとする。
- イ. クリーンウッド法の対象物品以外にあっては、上記ガイドラインに準拠して行うものとする。なお、都道府県等による森林、木材等の認証制度も合法性の確認に活用できるものとする。
- ただし、平成 18 年 4 月 1 日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木については、平成 18 年 4 月 1 日の時点で原料・製品等を保管している者があらかじめ当該原料・製品等を特定し、毎年 1 回林野庁に報告を行うとともに、証明書に特定された原料・製品等であることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。なお、本ただし書きの設定期間については、市場動向を勘案しつつ、適正に検討を実施することとする。

17. 作業手袋

(1) 品目及び判断の基準等

作業手袋	<p>【判断の基準】</p> <p>○主要材料が纖維(天然纖維及び化学纖維)の場合は、次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>① 再生 PET 樹脂配合率 50%以上</p> <p>使用される纖維(天然纖維及び化学纖維)のうち、ポリエステル纖維を使用した製品については、再生 PET 樹脂から得られるポリエステル纖維が、製品全体重量比(すべり止め塗布加工部分を除く。)で 50%以上使用されていること。</p> <p>② ポストコンシューマ纖維 50%以上</p> <p>ポストコンシューマ材料からなる纖維が、製品全体重量比(すべり止め塗布加工部分を除く。)で 50%以上使用されていること。</p> <p>③ 未利用纖維 50%以上</p> <p>未利用纖維が、製品全体重量比(滑り止め塗布加工部分を除く。)で 50%以上使用されていること。</p> <p>④ 植物を原料とする合成纖維 25%以上かつバイオベース合成ポリマー含有率 10%以上</p> <p>植物を原料とする合成纖維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、製品全体重量比(すべり止め塗布加工部分を除く。)で 25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が 10%以上であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①未利用纖維又は反毛纖維が可能な限り使用されていること(すべり止め塗布加工部分を除く。)。</p> <p>②漂白剤を使用していないこと。</p>
------	---

- 備考) 1 「再生 PET 樹脂」とは、ペットボトル又は纖維製品等を原材料として再生利用されるものをいう。
- 2 「ポストコンシューマ材料」とは、製品として使用された後に、廃棄された材料又は製品をいう。
- 3 「未利用纖維」とは、紡績時に発生する短纖維(リンター等)等を再生した纖維をいう。
- 4 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。
- 5 「バイオベース合成ポリマー含有率」とは、製品全体重量に占める、植物を原料とする合成纖維又はバイオマスプラスチックに含まれる植物由来原料分の重量の割合をいう。
- 6 「バイオマスプラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源(バイオマス)を使用するプラスチックをいう。
- 7 「反毛纖維」とは、衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分解し再生した纖維をいう。

18. その他繊維製品

18-1 テント・シート類

(1) 品目及び判断の基準等

集会用テント	<p>【判断の基準】</p> <p>○使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>① 再生 PET 樹脂 25%以上(ポリエステル繊維が繊維部分の 50%未満の場合、再生 PET 樹脂 10%以上かつポリエステル繊維の 50%以上)</p> <p>再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で 25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が 50%未満の場合は、再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で 10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で 50%以上使用されていること。</p> <p>② 再生 PET 樹脂配合率 10%以上かつ回収システム</p> <p>再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で 10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p> <p>③ 再生 PET 樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維配合率 10%以上</p> <p>再生 PET 樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で 10%以上使用されていること。</p> <p>④ 植物を原料とする合成繊維 25%以上かつバイオベース合成ポリマー含有率 10%以上</p> <p>植物が原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で 25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が 10%以上であること。</p> <p>⑤ 植物を原料とする合成繊維 10%以上かつバイオベース合成ポリマー含有率 4%以上</p> <p>植物が原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で 10%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が 4%以上であること。さらに、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p> <p>②製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
ブルーシート	<p>【判断の基準】</p> <p>○ 再生ポリエチレンが 50%以上</p> <p>使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエチレン繊維を使用した製品については、再生ポリエチレン繊維が繊維部分全体重量比で 50%以上使用されていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>

備考) 1 「再生 PET 樹脂」とは、ペットボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるものをいう。

2 「繊維部分全体重量」とは、製品全体重量からポール、ファスナ、金属部品等の付属品の重量を除いたものをいう。

なお、再生プラスチック(使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。))を使用した付属品の重量は、「繊維部分全体重量」及び「再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維の重量または故繊維から得られ

るポリエステル繊維の重量」に含めてよい。

- 3 「故繊維」とは、使用済みの古着、古布及び織布工場や縫製工場の製造工程から発生する糸くず、裁断くず等をいう。
- 4 「故繊維から得られるポリエステル繊維」とは、故繊維を原料とし、マテリアルリサイクルまたはケミカルリサイクルにより再生されたポリエステル繊維をいう。
- 5 「再生ポリエチレン」とは、使用された後に廃棄されたポリエチレン製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するポリエチレン端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。
- 6 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含めた定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。
- 7 「バイオベース合成ポリマー含有率」とは、繊維部分全体重量に占める、植物を原料とする合成繊維に含まれる植物由来原料分の重量の割合をいう。
- 8 「回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。
「回収のシステム」については、次のア及びイを満たすこと。
 - ア. 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収(自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。)するルート(製造事業者、販売事業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等)を構築していること。
 - イ. 回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウェブサイトのいずれかでユーザーに対し回収に関する具体的情報(回収方法、回収窓口等)が表示又は提供されていること。
- 「再使用又は再生利用のためのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。
 - ウ. 回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。
 - エ. 回収された製品のうち再使用又はリサイクルできない部分は、エネルギー回収すること。

18-2 防球ネット

(1) 品目及び判断の基準等

防球ネット	【判断の基準】
	<p>○ 使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエステル繊維、ポリエチレン繊維、又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>① 再生 PET 樹脂 25%以上(ポリエステル繊維が繊維部分の 50%未満の場合、再生 PET 樹脂 10%以上かつポリエステル繊維の 50%以上)</p> <p>再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で 25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が 50%未満の場合は、再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で 10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で 50%以上使用されていること。</p> <p>② 再生 PET 樹脂配合率 10%以上かつ回収システム</p> <p>再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で 10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p> <p>③ 再生 PET 樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維配合率 10%以上</p> <p>再生 PET 樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で 10%以上</p> <p>④ 再生ポリエチレン繊維 50%以上</p> <p>再生ポリエチレン繊維が繊維部分全体重量比で 50%以上使用されていること。</p> <p>⑤ 植物を原料とする合成繊維 25%以上かつバイオベース合成ポリマー含有率 10%以上</p>

	<p>植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のされるためのシステムがあること。</p> <p>②製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
--	---

- 備考) 1 「再生 PET 樹脂」とは、ペットボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるものをいう。
- 2 「繊維部分全体重量」とは、製品全体重量から金属部品等の付属品の重量を除いたものをいう。
- なお、再生プラスチック(使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものという(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。))、植物を原料とする合成繊維又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものを使用した付属品の重量は、「繊維部分全体重量」及び「再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維の重量、故繊維から得られるポリエステル繊維の重量または植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものの重量」に含めてよい。
- 3 「故繊維」とは、使用済みの古着、古布及び織布工場や縫製工場の製造工程から発生する糸くず、裁断くず等をいう。
- 4 「故繊維から得られるポリエステル繊維」とは、故繊維を原料とし、マテリアルリサイクルまたはケミカルリサイクルにより再生されたポリエステル繊維をいう。
- 5 「再生ポリエチレン」とは、使用された後に廃棄されたポリエチレン製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するポリエチレン端材若しくは不良品を再生利用したものという(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。
- 6 「バイオマスプラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源(バイオマス)を使用するプラスチックをいう。
- 7 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。
- 8 「バイオベース合成ポリマー含有率」とは、繊維部分全体重量に占める、植物を原料とする合成繊維に含まれる植物由来原料分の重量の割合をいう。
- 9 「回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。
- 「回収のシステム」については、次のア及びイを満たすこと。
- ア. 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収(自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。)するルート(製造事業者、販売事業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等)を構築していること。
- イ. 回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウェブサイトのいずれかでユーザーに対し回収に関する具体的情報(回収方法、回収窓口等)が表示又は提供されていること。
- 「再使用又は再生利用のためのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。
- ウ. 回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。
- エ. 回収された製品のうち再使用又はリサイクルできない部分は、エネルギー回収すること。

18-3 旗・のぼり・幕類

(1) 品目及び判断の基準等

旗 のぼり 幕	<p>【判断の基準】</p> <p>○使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエステル繊維または植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。</p>
---------------	---

	<p>① 再生 PET 樹脂 25%以上(ポリエステル繊維が繊維部分の 50%未満の場合、再生 PET 樹脂 10%以上かつポリエステル繊維の 50%以上)</p> <p>再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で 25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が 50%未満の場合は、再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で 10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で 50%以上使用されていること。</p> <p>② 再生 PET 樹脂配合率が 10%以上かつ回収システム</p> <p>再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で 10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p> <p>③ 再生 PET 樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維配合率が 10%以上</p> <p>再生 PET 樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で 10%以上使用されていること。</p> <p>④ 植物を原料とする合成繊維配合率が 25%以上かつバイオベース合成ポリマー含有率が 10%以上</p> <p>植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが繊維部分全体重量比で 25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が 10%以上であること。</p> <p>⑤ 合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものの配合率が 10%以上かつバイオベース合成ポリマー含有率が 4%以上さらに回収システム</p> <p>植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で 10%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が 4%以上であること。さらに、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p> <p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①臭素系防炎剤の使用が可能な限り削減されていること。 ②製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
--	--

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「幕」とは、横断幕又は懸垂幕をいう。
- 2 「再生 PET 樹脂」とは、ペットボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるものをいう。
- 3 「繊維部分全体重量」とは、製品全体重量から棹、金属部品等の付属品の重量を除いたものをいう。
- なお、再生プラスチック(使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。))、植物を原料とする合成繊維又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものを使用した付属品の重量は、「繊維部分全体重量」及び「再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維の重量、故繊維から得られるポリエステル繊維の重量または植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものの重量」に含めてよい。
- 4 「故繊維」とは、使用済みの古着、古布及び織布工場や縫製工場の製造工程から発生する糸くず、裁断くず等をいう。
- 5 「故繊維から得られるポリエステル繊維」とは、故繊維を原料とし、マテリアルリサイクルまたはケミカルリサイクルにより再生されたポリエステル繊維をいう。
- 6 「バイオマスプラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源(バイオマス)を使用するプラスチックをいう。
- 7 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

- 8 「バイオベース合成ポリマー含有率」とは、纖維部分全体重量に占める、植物を原料とする合成纖維に含まれる植物由来原料分の重量の割合をいう。
- 9 「回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。
 「回収のシステム」については、次のア及びイを満たすこと。
- ア. 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収(自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。)するルート(製造事業者、販売事業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等)を構築していること。
- イ. 回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウェブサイトのいずれかでユーザーに対し回収に関する具体的情報(回収方法、回収窓口等)が表示又は提供されていること。
- 「再使用又は再生利用のためのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。
- ウ. 回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。
- エ. 回収された製品のうち再使用又はリサイクルできない部分は、エネルギー回収すること。

18-4 モップ

(1) 品目及び判断の基準等

モップ	<p>【判断の基準】</p> <p>○次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>① 未利用纖維、リサイクル纖維及びその他の再生材料の合計が 25%以上 未利用纖維、リサイクル纖維及びその他の再生材料の合計重量が纖維部分全体重量比で 25%以上使用されていること。</p> <p>② 製品使用後に回収及び再使用のためのシステム</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p> <p>②製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
-----	---

- 備考) 1 「纖維部分全体重量」とは、製品全体重量から柄、取っ手、金属部品等の付属品の重量を除いたものをいう。
 なお、再生プラスチックを使用した付属品の重量は、「纖維部分全体重量」及び「未利用纖維、リサイクル纖維及びその他の再生材料の合計重量」に含めてよい。
- 2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものという(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。
- 3 「未利用纖維」とは、紡績時に発生する短纖維(リンター等)等を再生した纖維をいう。
- 4 「リサイクル纖維」とは、反毛纖維等使用された後に廃棄された製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生する端材若しくは不良品を再生利用した纖維をいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。
- 5 「反毛纖維」とは、衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分解し再生した纖維をいう。
- 6 「再生材料」とは、使用された後に廃棄された製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生する端材若しくは不良品を再生利用したものという(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。
- 7 「回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。
 「回収のシステム」については、次のア及びイを満たすこと。
- ア. 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収(自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。)するルート(製造事業

者、販売事業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等)を構築していること。

イ. 回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウェブサイトのいずれかでユーザーに対し回収に関する具体的情報(回収方法、回収窓口等)が表示又は提供されていること。

「再使用又は再生利用のためのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。

ウ. 回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。

エ. 回収された製品のうち再使用又はリサイクルできない部分は、エネルギー回収すること。

19. 設備

(1) 品目及び判断の基準等

太陽光発電システム(公共・産業用)	<p>【判断の基準】</p> <p>① 太陽光モジュールのセル実効変換効率が基準変換効率以上 太陽光モジュールのセル実効変換効率が表1に示された区分ごとの基準変換効率を下回らないこと。</p> <p>② 太陽電池モジュール・付属機器の維持・管理等に必要な情報の開示 太陽電池モジュール及び周辺機器について、表2に示された項目について、情報が開示され、ウェブサイト等により、容易に確認できること。</p> <p>③ 発電電力量等の確認</p> <p>④ 太陽電池モジュールは公称最大出力の 80%以上を最低 10 年間維持するよう設計・製造</p> <p>⑤ パワーコンディショナの負荷効率が出荷時の効率の 90%以上を5年以上維持するよう設計・製造 パワーコンディショナについては、定格負荷効率及び2分の1負荷時の部分負荷効率について、出荷時の効率の90%以上を5年以上の使用期間にわたり維持できるように設計・製造されていること。</p> <p>⑥ 太陽電池モジュールのエネルギーべイバックタイムが 3 年以内</p> <p>⑦ 太陽光電池モジュールの事前評価 太陽光電池モジュールについて表3に掲げた環境配慮設計の事前評価が行われており、その内容が確認できること。</p> <p>⑧ 長期の使用が可能 修理及び部品交換が容易である等長期使用が可能となる設計がなされていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①分解が容易である等部品の再使用または材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。</p> <p>②来庁者の多い施設等に設置するものにあっては、可能な限り発電電力量等を表示するなど、来庁者に対して効果の説明が可能となるよう考慮したシステムであること。</p> <p>③設備撤去時には、撤去事業者又は排出事業者による回収及び再使用又は再生利用が可能であり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理が可能であること。</p> <p>④特定の化学物質を含有する二次電池が使用される場合には、二次電池の回収及びリサイクルシステムがあること。</p> <p>⑤太陽電池モジュールの外枠・フレーム・架台等にアルミニウム合金を使用する製品では、アルミニウム二次地金(再生地金)を原材料の一部として使用している合金を用いること。</p> <p>⑥重金属等有害物質を製品の製造に使用しない又は可能な限り使用量を低減すること。</p> <p>⑦パワーコンディショナは、商用電源停電時に発電電力を使用できる自立運転機能付きにすること。</p>
-------------------	---

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「太陽光発電システム」は、商用電源の代替として、10kW 以上の太陽電池モジュールを使用した太陽光発電による電源供給ができる公共・産業用のシステムをいう。

2 「太陽電池モジュールのセル実効変換効率」とは、JIS C 8960において定められた実効変換効率を基に、モジュール化後のセル実効変換効率をいい、次式により算出する。

$$\text{セル実効変換効率} = \text{モジュールの公称最大出力} / (\text{太陽電池セルの合計面積} \times \text{放射照度})$$

$$\text{太陽電池セルの合計面積} = 1\text{セルの全面積} \times 1\text{モジュールのセル数}$$

$$\text{放射照度} = 1000\text{W/m}^2$$

1セルの全面積には、セル内の非発電部を含む。ただし、シリコン薄膜系、化合物系のセル全面積には集積部を含まない。

- 3 「定格負荷効率」「部分負荷効率」は JIS C 8961 に準拠して算出するものとする。
- 4 太陽電池モジュールの適格性確認試験及び形式認証については JIS C 61215-1、JIS C 61215-2、JIS C 61730-1、JIS C 61730-2 に加え、セルの形式に合わせて JIS C 61215-1-1～JIS C 61215-1-4 のうち一つに準拠ものとする。
- 5 判断の基準⑧の「長期使用が可能となる設計」とは、自社の同等の性能を有する従来機種と比較して、部品・材料の耐久性の向上、消耗品や部品の交換性の向上、保守・修理の容易化等を図るために設計がなされることにより、太陽光発電システムの長期使用を促すことをいう。ただし、架台等の従来機種と比較して耐久性の向上等を確認することが困難な場合は当該評価項目を除く。なお、長期使用のための保守点検・修理、維持管理に係る範囲、体制及び内容に関する情報提供については、判断の基準②において担保すること。
- 6 調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。
 - ア. 発電量の適正な把握・管理のため、物品の調達時に確認した別表1又は2の設置報告項目の情報を、当該設備を廃棄するまで管理・保管すること。
 - イ. 調達に当たっては、発電にかかる機器の設置条件・方法を十分勘案し、設置に当たっては太陽光発電システムの長期使用等を踏まえつつ、架台の部分が過剰に大きくなることを避けるなど適切な設計を行うこと。
 - ウ. 太陽光発電システムの導入に当たっては、太陽電池の特性を十分勘案した上で設置条件・方法を検討すること。なお、薄膜系太陽電池にあっては、設置事業者側に適切な設計体制が整っていること等、環境負荷低減効果を十分確認すること。
 - エ. 調達に当たっては、設置事業者に設置要領の詳細の提出を求め、その内容を確認するとともに、当該設備の維持・管理に必要となる情報(製造事業者が有する情報を含む。)を、設置事業者を通じ把握すること。
 - オ. 太陽光発電システムの更なる有効利用及び災害時のレジリエンス強化の観点から、蓄電池設備の導入について検討を行うこと。
 - カ. 太陽光発電システムによる長期安定的かつ効率的な発電が可能となるよう、適切に保守点検・修理及び維持管理を実施すること。また、必要に応じ、設備の更新について検討を行うこと。
 - キ. 使用済みの太陽光発電システムを撤去・廃棄する場合は、資源循環の観点から再使用又は再生利用に努めることとし、再使用又は再生利用できない部分については、重金属等有害物質の含有情報等を踏まえその性質等に応じた適正な処理を行うこと。

表1 太陽電池モジュールのセル実効変換効率に係る基準

区分	基準変換効率
シリコン単結晶系太陽電池	16.0%
シリコン多結晶系太陽電池	15.0%
シリコン薄膜系太陽電池	8.5%
化合物系太陽電池	12.0%

表2 太陽光発電装置機器に係る情報開示項目

区分	項目	確認事項
太陽電池モジュール	発電電力量の推定方法の提示 (基準状態)	JIS C 8904-2 で規定された基準状態で測定した年間の推定発電電力量 算定条件(用いた日射量データ、太陽電池及びパワーコンディショナの損失等)
	基準状態での発電電力量が得られない条件及び要因	影の影響、日射条件(モジュールへの影のかかり方や日射条件と発電量の下がり方の対応について、具体的に記載) 温度の影響(モジュールの温度と発電量の下がり方の対応について具体的に記載) 気候条件、地理条件(気候条件や地理条件と発電量の対応について具体的に記載)

		その他(配線、受光面の汚れによる損失等、具体的に記載)
周辺機器	パワーコンディショナ	形式、定格容量、出力電気方式、周波数、系統連結方式等
	接続箱	形式 等
	連系保護装置	可能となる設置方法
	二次電池	使用の有無、(有の場合)回収・リサイクル方法
保守点検・修理、維持管理の要件	保守点検	範囲、体制、内容
	修理	範囲、体制、内容
	維持管理	範囲、体制、内容
モジュール及び周辺機器	廃棄	廃棄方法、廃棄時の注意事項 等
	保証体制	保証履行期限 等

表3 太陽電池モジュールに係る環境配慮設計の事前評価方法等

目的	評価項目	事前評価方法等
減量化・共通化	減量化	モジュールに使用する原材料を削減するため、質量を評価していること。
	部品の削減	モジュールに使用されている部品の点数・種類を評価していること。
	部品の共通化	他機種と共に通化している部品の割合を評価していること。
再生資源の使用	再生資源の使用	モジュールに使用されている部品のうち、再生資源を使用した部品の割合を評価していること。
長期使用	耐久性の向上	モジュールの信頼性試験結果を評価していること。
	対汚染性の向上	モジュールの表面の対汚染性を評価していること。
撤去の容易性	撤去作業の容易性	使用済みモジュールの撤去が容易な構造となっているか(取外しに要する時間)を評価していること。
再生資源等の活用	リサイクル可能率の向上	モジュール全体質量のうち、リサイクル可能な部品や材料の質量の比率を評価していること。
解体・分別処理の容易化	フレーム解体の容易性	分別処理のために、モジュールのフレームの解体が容易な構造となっているか(取外しに要する時間)をひょうかしていること。
	フレーム解体で取り外すネジの数量・種類の削減	フレーム解体時に取り外すネジの数量・種類を評価していること。
	フレーム解体のための情報提供	フレームの取り外す際に、フレームの固定方法等の解体・分別に必要な情報を提供している又は提供する仕組みがあること。
	端子箱解体の容易性	端子ボックスのモジュールからの取外しが容易な構造となっているか(取外しに要する時間)を評価していること。
	端子箱解体で取り外すネジの数量・種類の削減	端子ボックスの取外し時に取り外すネジの数量・種類を評価していること。
	端子箱解体のための情報提供	端子箱を取り外す際に、端子ボックスの固定方法等の解体・分別に必要な情報を提供している又は提供する仕組みがあること。
環境保全性	環境負荷物質等の減量化	モジュールに含まれる環境負荷物質、適正処理・リサイクル処理に当たって負荷要因となる原材料の質量を評価していること。
情報の提供	使用、保守点検、安全性に関する情報提供	使用上の注意、故障診断およびその措置、保守点検・修理、安全性等に関する情報を提供している又は提供する仕組みがあること。
	撤去、解体、適正処理・リサイクルに必要な情報提供	撤去、解体、適正処理・リサイクルに必要な情報を提供している又は提供する仕組みがあること。
ライフサイクルの各段階における環境負荷低減	ライフサイクルアセスメントの実施	資源採取、製造段階、使用段階、撤去、解体、適正処理・リサイクルまでの一連のライフサイクルの各段階における環境負荷を定量的に評価していること。

太陽熱利用システム(公共・産業用)	<p>【判断の基準】</p> <p>① 日集熱効率が次の要件を満たすこと</p> <p>ア. 基準値1は、表1の基準値1の欄に示された集熱器の区分ごとの基準。 イ. 基準値2は、表1の基準値の2の欄に示された集熱器の区分ごとの基準。</p> <p>② 集熱器及び周辺機器についての情報開示</p> <p>集熱器及び周辺機器について、表2に示された項目が、ウェブサイト等により、容易に確認できること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①修理及び部品交換が容易である等長期間の使用が可能な設計がなされている、又は、分解が容易である等部品の再使用または材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。</p> <p>②集熱器の稼働に係るエネルギーが最小限となるような設計がなされていること。</p> <p>③設備撤去時には、撤去事業者又は排出事業者による回収及び再使用又は再生利用が可能であり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理が可能であること。</p> <p>④外枠・フレーム・架台等にアルミニウム合金を使用する製品では、アルミニウム二次地金(再生地金)を原材料の一部として使用している合金を用いること。</p> <p>⑤重金属等有害物質を製品の製造に使用しない又は可能な限り使用量を低減すること。</p>
-------------------	---

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「太陽熱利用システム」は、給湯又は冷暖房用の熱エネルギーとして、太陽エネルギーを利用した公共・産業用のシステムをいう。
- 2 「日集熱効率」とは、集熱器の1日の単位面積当たりの集熱量(集熱媒体平均温度から、周囲温度を差し引いた値が 10Kかつ日射量が 20,000kJ/(m²・日)であるときの値を JIS A 4112に準拠し算出したもの)を、集熱器総面積に入射する単位面積当たりの太陽放射エネルギー又はソーラーシミュレーターによって受けるエネルギーの1日の積分値で除した値をいう。
- 3 調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。
- ア. 集熱量の適正な把握・管理のため、物品の調達時に確認した別表1又は2の設置報告項目の情報を、当該設備を廃棄するまで管理・保管すること。
- イ. 調達に当たっては、集熱量にかかる機器の設置条件・方法を十分勘案し、設置に当たっては架台の部分が過剰に大きくなることを避けること。
- ウ. 太陽熱利用システムの導入に当たっては、現在の使用熱エネルギー量を十分考慮した設計を行うこと。
- エ. 調達に当たっては、設置事業者に設置要領の詳細の提出を求め、その内容を確認するとともに、当該設備の維持・管理に必要となる情報(製造事業者が有する情報を含む。)を、設置事業者を通じ把握すること。

表1 集熱器に係る日集熱効率の基準

集熱器の区分		日集熱効率	
集熱媒体・機能	集熱器の形状・透過体	基準値1	基準値2
液体	平板形透過体付き	60%以上	40%以上
	真空ガラス管形	50%以上	40%以上
空気	平板形	40%以上	30%以上
		透過体なし	—
太陽光発電機能付き	—	—	10%以上

- 備考) 空気集熱式の集熱器であって平板形透過体なしのもの及び太陽光発電機能付き集熱器に係る判断の基準は基準値2のみとする。

表2 太陽熱利用装置機器に係る情報開示項目

区分	項目	確認事項
集熱器	集熱量の推定方法の提示	年間の推定集熱量 算定条件(用いた日射量データ、集熱器及び蓄熱槽の損失等)
		影の影響、日射条件(集熱器への影のかかり方や日射条件と集熱効率の下がり方の対応について、具体的に記載)
	集熱量が判断の基準①を満たさない条件及び要因	温度の影響(集熱器の温度と集熱効率の下がり方の対応について具体的に記載) 気候条件、地理条件(気候条件や地理条件と集熱効率の対応について具体的に記載) その他(配管や配線、受光面の汚れによる損失等、具体的に記載)
集熱器及び周辺機器	廃棄	廃棄方法、廃棄時の注意事項 等
	保守点検	保守点検の条件(点検の頻度等) 等
	保証体制	保証条件(修理・交換の対応範囲、内容)、保証履行期限等

燃料電池	<p>【判断の基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 商用電源の代替として、燃料中の水素及び空気中の酸素を結合させ、電気エネルギー又は熱エネルギーを取り出す <p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。
エネルギー管理システム	<p>【判断の基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 建物内で使用するエネルギーを導入拠点等において可視化できる <p>建物内で使用する電力等のエネルギーを、受入、変換・搬送及び消費の各ポイントにおいて用途別・設備機器別等で計測することにより、導入拠点等において可視化できるシステムであること。</p> <p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 設備・機器等の制御を効率的に行う管理システムであること。
生ゴミ処理機	<p>【判断の基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ バイオ式又は乾燥式等の処理方法により生ゴミの減容及び減量等を行う機器 <p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 分解が容易である等材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。 ② 使用時のエネルギー節減のための設計上の工夫がなされていること。 ③ 処理後の生成物は、肥料化、飼料化又はエネルギー化等により再生利用されるものであること。
節水器具	<p>【判断の基準】</p> <p><共通事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ① 電気を使用しない ② 吐水口装着型にあっては、単一装置で多様な吐水口に対応できる <p><個別事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 吐水流量の基準を満たす <ul style="list-style-type: none"> ① 節水コマにあっては、次の要件を満たすこと。

	<p>ア. ハンドルを 120° に開いた場合に、普通コマを組み込んだ場合に比べ 20%を超える 70%以下の吐水流量であること。</p> <p>イ. ハンドルを全開にした場合に、普通コマを組み込んだ場合に比べ 70%以上の吐水流量であること。</p> <p>②定流量弁にあっては、次の要件を満たすこと。</p> <p>ア. 水圧 0.1MPa 以上、0.7MPa 以下の各水圧において、ハンドル開度全開の場合、適正吐水流量は 8L/分以下であること。</p> <p>イ. 水量的に用途に応じた設置ができるよう、用途ごとの設置条件が説明書に明記されていること。</p> <p>ウ. 定流量弁 1 個は、水栓 1 個に対応していること。</p> <p>③泡沫キャップにあっては、次の要件を満たすこと。</p> <p>ア. 水圧 0.1MPa 以上、0.7MPa 以下の各水圧において、ハンドル(レバー)開度全開の場合、適正吐水流量が、泡沫キャップなしの同型水栓の 80%以下であること。</p> <p>イ. 水圧 0.1MPa、ハンドル(レバー)全開において 5L/分以上の吐水流量であること。</p> <p>④流量調整弁にあっては、次の要件を満たすこと。</p> <p>ア. 水圧 0.1MPa 以上、0.7MPa 以下の各水圧において、ハンドル(レバー)開度全開の場合、吐水流量が、流量調整弁なしの同型水栓の 80%以下であること。</p> <p>イ. 水圧 0.1MPa、ハンドル(レバー)全開において器具設置場所での吐水流量が、表に示す数値以上であること。</p> <p>ウ. 水量的に用途に応じた設置ができるよう、用途ごとの設置条件が説明書に明記されていること。</p>
【配慮事項】	
	<p>①取替用のコマにあっては、既存の水栓のコマとの取替が容易に行えること。</p> <p>②使用用途における従前どおりの使用感であること。</p>

- 備考) 1 「節水コマ」とは、給水栓において、節水を目的として製作したコマをいう。なお、普通コマを組み込んだ給水栓に比べ、節水コマを組み込んだ水栓は、ハンドル開度が同じ場合、吐水量が大幅に減ずる。固定式を含む。
- 2 本項の判断の基準の対象とする「節水コマ」は、呼び径 13 の水用単水栓に使用されるものであって、弁座パッキン固定用ナットなどを特殊な形状にするなどして、該当品に取り替えるだけで節水が図れるコマとする。また、既存の水栓のコマとの取替が容易に行えるものであること。
- 3 「定流量弁」とは、弁の入口側又は出口側の圧力変化にかかわらず、常にある範囲で流量を一定に保持する調整弁をいう。なお、一般に流量設定が可変のものは流量調整弁、流量設定が固定式のものを定流量弁という。
- 4 本項の判断の基準の対象とする「定流量弁」は、手洗い、洗顔又は食器洗浄に用いるものであって、ある吐水量より多く吐水されないよう、該品に取り替えるだけで節水が図れる弁とする。
- 5 本項の判断の基準の対象とする「泡沫キャップ」は、水流にエアーを混入することにより、節水が図れるキャップとする。
- 6 「流量調整弁」とは、弁の入口側又は出口側の圧力変化にかかわらず、常にある範囲で流量を一定に保持する調整弁のうち、流量設定が可変のものであって、止水栓より吐水口側に設置することにより節水が図れる弁をいう。
- 7 判断の基準<個別事項>①の吐水流量の試験方法は、JIS B 2061 の吐水流量試験に準ずるものとする。

表 流量調整弁に係る機器設置場所別の吐水流量

機器設置場所	吐水流量
洗面所	5L/分
台所・調理場	5L/分
シャワー	8L/分

給水栓	<p>【判断の基準】</p> <p>① 節水コマ内蔵水栓にあっては、次の要件を満たすこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. ハンドルを 120° に開いた場合に、普通コマを組み込んだ場合に比べ 20%を超える 70%以下の吐水流量であること。 イ. ハンドルを全開にした場合に、普通コマを組み込んだ場合に比べ 70%以上の吐水流量であること。 ウ. 電気を使用しないこと。 <p>② 定流量弁内蔵水栓にあっては、次の要件を満たすこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. 水圧 0.1MPa 以上、0.7MPa 以下の各水圧において、ハンドル開度全開の場合、適正吐水流量は 8L/分以下であること。 イ. 水量的に用途に応じた設置ができるよう、用途ごとの設置条件が説明書に明記されていること。 ウ. 電気を使用しないこと。 <p>③ 泡沫機能付水栓にあっては、次の要件を満たすこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. 水圧 0.1MPa 以上、0.7MPa 以下の各水圧において、ハンドル(レバー)開度全開の場合、適正吐水流量が、泡沫キャップなしの同型水栓の 80%以下であること。 イ. 水圧 0.1MPa、ハンドル(レバー)全開において 5L/分以上の吐水流量であること。 ウ. 電気を使用しないこと。 <p>④ 時間止め水栓にあっては、次の要件を満たすこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. 設定した時間に達すると自動的に止水すること。 イ. 次の性能を有していること。 $(\text{設定時間} - \text{実時間}) / \text{設定時間} \leq 0.05$ <p>⑤ 定量止め水栓にあっては、次の要件を満たすこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. 次の性能を有していること。 $(\text{設定吐水量} - \text{実吐水量}) / \text{設定吐水量} \leq 0.2$ イ. 電気を使用しないこと。 <p>⑥ 自動水栓(自己発電機構付)にあっては、次の要件を満たすこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. 電気的制御により、水栓の吐水口に手を近づけた際に非接触にて自動で吐水し、手を遠ざけた際に自動で止水するものであること。 また、止水までの時間は 2 秒以内であること。 イ. 水圧 0.1MPa 以上、0.7MPa 以下の各水圧において、吐水流量が 5L/分以下であること。 ウ. 単相交流(100V)の外部電源が不要で、自己発電できる機構を有していること。 <p>⑦ 自動水栓(AC100V タイプ・乾電池式)にあっては、次の要件を満たすこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. 電気的制御により、水栓の吐水口に手を近づけた際に非接触にて自動で吐水し、手を遠ざけた際に自動で止水するものであること。 また、止水までの時間は 2 秒以内であること。 イ. 水圧 0.1MPa 以上、0.7MPa 以下の各水圧において、吐水流量が 5L/分以下であること。 <p>⑧ 手元止水機構を有する水栓にあっては、次の要件を満たすこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. 吐水切換機能、流量及び温度の調節機能から独立して吐水及び止水操作ができる機構を有していること。 イ. ボタンやセンサーなどのスイッチによって使用者の操作範囲内で吐水及び止水操作だけができること。 <p>⑨ 小流量吐水機構を有する水栓にあっては、吐水力が、次のいずれかの要件を満たすこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. 流水中に空気を混入させる構造を持たないものにあっては、0.6N 以上であること。
-----	---

	<p>イ. 流水中に空気を混入させる構造を持つものにあっては、0.55N 以上であること。</p> <p>⑩ 水優先吐水機構を有する水栓にあっては、次のいずれかの要件を満たすこと</p> <p>ア. 吐水止水操作部と一体の温度調節を行うレバーハンドルが水栓の胴の上面に位置し、レバーハンドルが水栓の正面にあるときに湯が吐出しない構造であること。</p> <p>イ. 吐水止水操作部と一体の温度調節を行うレバーハンドルが水栓の胴の左右の側面に位置し、温度調節を行う回転軸が水平で、かつ、レバーハンドルが水平から上方 45° までの角度で湯が吐出しない構造であること。</p> <p>ウ. 湯水の吐水止水操作部から独立して水専用の吐水止水操作部が設けられた構造であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
--	---

- 備考) 1 「節水コマ内蔵水栓」とは、給水栓において、節水を目的として製作されたコマを内蔵した水栓をいう。普通コマを組み込んだ給水栓に比べ、節水コマを組み込んだ水栓は、ハンドル開度が同じ場合、吐水量が大幅に減ずる。固定式を含む。
- 2 「定流量弁内蔵水栓」とは、弁の入口側又は出口側の圧力変化にかかわらず、ある範囲で流量を一定に保持する調整弁のうち、流量設定が固定式のものを内蔵した水栓をいう。
- 3 「泡沫機能付水栓」とは、水流にエアーを混入することにより、節水が図れる水栓をいう。
- 4 「時間止め水栓」とは、設定した時間に達すると自動的に止水する水栓をいう。
- 5 「定量止め水栓」とは、浴槽などへの貯水及び貯湯に用い、ハンドルで設定した所定の水量で自動的に止水する水栓をいう。
- 6 「自動水栓」とは、光電式などのセンサー、電磁弁などを組み込み、自動的に開閉する給水栓をいう。なお、水用と湯用があり、また、自己発電機構により作動するものとAC100Vの電源又は乾電池を使用するものがある。
- 7 「節湯水栓」とは、サーモスタット湯水混合水栓(あらかじめ温度調整ハンドルによって吐水温度を設定することにより、湯水の圧力及び温度変動などがあった場合でも、湯水の混合量を自動的に調整し、設定温度の混合水を供給する機構を組み込んだ湯水混合水栓)、ミキシング湯水混合水栓(一つのハンドル操作によって、吐水温度の調整ができる湯水混合水栓)又はシングル湯水混合水栓(一つのハンドル操作によって、吐水、止水、吐水流量及び吐水温度の調節ができる湯水混合水栓)であって、流量調節部および温度調節部が使用者の操作範囲内にあり湯の使用量を削減できる水栓をいい、手元止水機構を有する水栓、小流量吐水機構を有する水栓、又は水優先吐水機構を有する水栓などの型式を総称するもの。
- 8 「手元止水機構を有する水栓」とは、節湯水栓のうち、台所水栓、浴室シャワー水栓又は浴室シャワーバス水栓であって、使用者の操作範囲内で吐水及び止水ができる水栓(シャワー部を含む。)をいう。
- 9 「小流量吐水機構を有する水栓」とは、節湯水栓のうち、浴室シャワー水栓又は浴室シャワーバス水栓において小流量吐水性能を持つ水栓(シャワー部を含む。)をいう。
- 10 「水優先吐水機構を有する水栓」とは、節湯水栓のうち、台所水栓及び洗面水栓において、意図しない操作による湯の使用を削減する水栓をいう。
- 11 吐水流量の試験方法は、JIS B 2061 の吐水流量試験に準ずるものとする。
- 12 定量止水性能の試験方法は、JIS B 2061 の定量止水性能試験に準ずるものとする。
- 13 止水までの時間は、吐水の本流が収束した時点までとし、5 回測定した平均とする。

日射調整フィルム 低放射フィルム	<p>【判断の基準】</p> <p><日射調整フィルム></p> <p>① 次の要件を満たすこと。</p> <p>ア. 遮蔽係数は 0.7 未満、かつ可視光線透過率は 10%以上</p>
---------------------	---

	<p>イ. 热貫流率 5.9W/ (m²·K) 未満</p> <p><低放射フィルム></p> <p>②次の要件を満たすこと。</p> <p>ア. 可視光線透過率 60%以上</p> <p>イ. 热貫流率 4.8W/ (m²·K) 以下</p> <p><共通></p> <p>③ 日射調整性能及び低放射性能について、適切な耐候性が確認されている</p> <p>④ 貼付前と貼付後を比較して環境負荷低減効果が確認されている</p> <p>⑤ 各項目の情報の公表又は第三者の審査</p> <p>上記①、③及び④並びに②、③及び④について、ウェブサイト等により容易に確認できること、又は第三者により客観的な立場から審査されていること。</p> <p>⑥ 適切な施工に関する情報開示</p> <p>フィルムの貼付について、適切な施工に関する情報開示がなされていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○遮蔽係数が可能な限り低いものであること。
--	--

- 備考) 1 「日射調整フィルム」とは、建築物の窓ガラスに貼付するフィルムであって、室内の冷房効果を高めるために日射遮蔽の機能を持ったフィルムをいう。
- 2 「低放射フィルム」とは、建築物の窓ガラスに貼付するフィルムであって、断熱機能を持ったフィルムをいう。
- 3 遮蔽係数、可視光線透過率、熱貫流率の計測方法は、JIS A 5759による。
- 4 判断の基準①アにおいて、可視光線透過率が 70%以上の場合は、遮蔽係数は 0.8 未満とする。
- 5 日射調整性能及び低放射性能の「耐候性」の確認とは、JIS A 5759 に規定された耐候性試験において 1,000 時間の試験を実施し、日射調整性能については、遮蔽係数の変化が判断の基準①アに示されたものから±0.10 の範囲であること、また、低放射性能については、熱還流率の変化が判断の基準②イに示されたものから±0.40W/(m²·K)の範囲であること。
- 6 「貼付前と貼付後を比較して環境負荷低減効果が確認されていること」とは、輻射熱を考慮した熱負荷計算システムにおけるシミュレーションで、冷房負荷低減効果が確認されていることをいう。併せて、年間を通じた環境負荷に関する情報を開示すること。
- 7 調達を行う各機関は、次の事項に留意すること。
- ア. ガラスの熱割れ等を考慮し、「建築フィルム1・2級技能士」の技術資格を有する若しくはこれと同等と認められる技能を有する者による施工について検討を行うこと。
- イ. 電波遮蔽性能を有するものを貼付する場合は、電波遮蔽による影響について考慮すること。
- ウ. 著しい光の反射が懸念される場所において施工する場合には、周辺の建物等への影響について確認を行うこと。
- エ. 照明効率及び採光性を考慮する場合は、可視光線透過率の高いフィルムを検討すること。

テレワーク用ライセンス	<p>【判断の基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ インターネットを介し、遠隔地において業務が遂行できるシステム用アカウントであること。 <p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○テレワークの導入前後における環境負荷低減効果が確認できること。
-------------	--

- 備考) 1 「テレワーク」とは、情報通信技術を活用した、場所と時間に捕らわれない柔軟な働き方をいう。
- 2 テレワークの導入により削減が期待される環境負荷としては、移動に伴うエネルギー、事務所等において使用するエネルギー等に対し、増加が見込まれる環境負荷としては家庭や拠点施設において使用するエネルギー等があげられ、これらの増減を比較して、環境負荷低減効果を算定することが

望ましい。

Web 会議システム	<p>【判断の基準】</p> <p>① インターネットを介し、遠隔地間等において会議が行えるシステムであること。 ② 他の機関と相互に利用可能な会議システムであること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>① Web 会議システムの導入前後における環境負荷低減効果が確認できること。 ② オンライン名刺交換機能が導入できること。</p>
------------	---

備考) 1 「Web 会議システム」とは、テレワークを行っている職員であってもその他の職員と遙隔なく業務を遂行できるよう、当該機関等で行われる会議への遠隔参加が可能となるシステムをいう。

2 Web 会議システムの導入により削減が期待される環境負荷としては、移動に伴うエネルギー、紙資源の削減(ペーパーレス化)等があげられる。

20. 災害備蓄用品

20-1 災害備蓄用品(飲料水)

(1) 品目及び判断の基準等

災害備蓄用 飲料水	<p>【判断の基準】</p> <p>① 賞味期限が5年以上であること。 ② 製品及び梱包用外箱に名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造者名又は販売者名が記載されていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①回収・再生利用による廃棄物排出抑制等に係る仕組みがあること。 ②容器については、可能な限り軽量化・薄肉化が図られていること。 ③使用する容器、ラベル・印刷、キャップ等については、使用後の再処理、再利用適性に優れた容器とするための環境配慮設計がなされていること。</p>
--------------	---

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「災害備蓄用飲料水」は、災害用に長期保管する目的で調達するものとする。
- 2 判断の基準②の原材料名については、梱包用外箱には適用しない。
- 3 個別の業務において使用する目的で購入した物品を災害用に利活用する場合は、災害備蓄用品の対象から除外することとする。
- 4 調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。
- ア. 缶災害備蓄用飲料水の調達に当たり、流通備蓄や災害発生時に自動販売機内の商品を無償提供できる「フリーベンド」機能を持った災害対策用自動販売機の利用を勘案すること。
- イ. 災害備蓄用品を調達するに当たり、当該品目の保存期限等を勘案した備蓄・購入計画を立案し、備蓄量及び購入量を適正に管理するとともに、継続的に更新していく仕組みを構築すること。
- ウ. 納入時点において当該製品の残存期限を長くする観点から、納入事業者に対し、可能な限り新しい製品の納入のための準備が可能となるよう、納期まで一定の期間を与える等の配慮を行う契約方法について検討すること。
- エ. 災害備蓄用の飲料水は、長期にわたって備蓄・保管することから、当該製品の賞味期限内における品質・安全性等について事前に十分確認の上、調達を行うこと。
- 5 ペットボトル容器にあっては、使用するボトル、ラベル・印刷、キャップ等の環境配慮設計については、PETボトルリサイクル推進協議会作成の「指定PETボトルの自主設計ガイドライン」を参考すること。

20-2 災害備蓄用品(食料)

(1) 品目及び判断の基準等

アルファ化米 保存パン 乾パン	<p>【判断の基準】</p> <p>① 賞味期限が5年以上 ② 製品及び梱包用外箱に、名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造者名が記載</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○回収・再生利用による廃棄物排出抑制等に係る仕組みがあること。</p>
レトルト食品等	<p>【判断の基準】</p> <p>① 次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>ア. 賞味期限が5年以上 イ. 賞味期限が3年以上であって、容器、付属の食器及び発熱材等について回収し再利用される仕組みがある</p> <p>② 製品及び梱包用外箱に、名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び</p>

	製造者名が記載
	<p>【配慮事項】</p> <p>○回収・再生利用による廃棄物排出抑制等に係る仕組みがあること。</p>
栄養調整食品 フリーズドライ 食品	<p>【判断の基準】</p> <p>① 賞味期限が3年以上</p> <p>② 製品及び梱包用外箱に、名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び 製造者名が記載</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○回収・再生利用による廃棄物排出抑制等に係る仕組みがあること。</p>

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「アルファ化米」「保存パン」「乾パン」「レトルト食品等」「栄養調整食品」及び「フリーズドライ食品」は、災害備蓄用品として調達するものに限る。
- 2 「レトルト食品等」とは、気密性を有する容器に調製した食品を充填し、熱溶融により密封され、常温で長期保存が可能となる処理を行った製品をいう。
- 3 「栄養調整食品」とは、通常の食品形態であって、ビタミン、ミネラル等の栄養成分を強化した食品をいう。
- 4 「アルファ化米」及び「乾パン」の賞味期限に係る判断の基準については、市場動向を勘案しつつ今後見直しを実施することとする。
- 5 判断の基準②の原材料名については、梱包用外箱には適用しない。
- 6 個別の業務において使用する目的で購入した物品を災害用に利活用する場合は、災害備蓄用品の対象から除外することとする。
- 7 調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。
- ア. 災害備蓄用品を調達するに当たり、当該品目の保存期限等を勘案した備蓄・購入計画を立案し、備蓄量及び購入量を適正に管理するとともに、継続的に更新していく仕組みを構築すること。
- イ. 納入時点において当該製品の残存期限を長くする観点から、納入事業者に対し、可能な限り新しい製品の納入のための準備が可能となるよう、納期まで一定の期間を与える等の配慮を行う契約方法について検討すること。
- ウ. 災害備蓄用の食料は、長期にわたって備蓄・保管することから、当該製品の賞味期限内における品質・安全性等について事前に十分確認の上、調達を行うこと。

20-3 災害備蓄用品(生活用品・資材等)

(1) 品目及び判断の基準等

毛布 作業手袋 テント ブルーシート	16-3 毛布等、17 作業手袋、18-1 テント・シート類を参照
-----------------------------	-----------------------------------

一次電池	<p>【判断の基準】</p> <p>① 表に示された負荷抵抗の区分ごとの最小平均持続時間を下回らない</p> <p>② 使用推奨期限が5年以上</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
------	--

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「一次電池」は、我が国における形状の通称「単1形」「単2形」「単

3形」又は「単4形」とする。

- 2 「最小平均持続時間」は、JIS C 8515 に規定する放電試験条件に準拠して測定するものとする。
JIS C 8515 で規定されるアルカリ乾電池に適合する一次電池は、判断の基準①を満たす。
- 3 個別の業務において使用する目的で購入した物品を災害用に利活用する場合は、災害備蓄用品の対象から除外することとする。
- 4 調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。
 - ア. 災害備蓄用品を調達するに当たり、当該品目の保存期限等を勘案した備蓄・購入計画を立案し、備蓄量及び購入量を適正に管理するとともに、継続的に更新していく仕組みを構築すること。
 - イ. 納入時点において当該製品の残存期限を長くする観点から、納入事業者に対し、可能な限り新しい製品の納入のための準備が可能となるよう、納期まで一定の期間を与える等の配慮を行う契約方法について検討すること。

表 一次電池に係る最小平均持続時間

通称	主な用途など	放電試験条件			最小平均持続時間	
		放電負荷	1日当たりの放電時間	終止電圧	初度	12が月貯蔵後
単形	携帯電灯	2.2Ω	注1	0.9V	750分	675分
	モータ使用機器・玩具	2.2Ω	1時間	0.8V	16時間	14時間
	ポータブルステレオ	600mA	2時間	0.9V	11時間	9.9時間
単形	モータ使用機器・玩具	3.9Ω	1時間	0.8V	14時間	12時間
	携帯電灯	3.9Ω	注1	0.9V	790分	710分
	ポータブルステレオ	400mA	2時間	0.9V	8時間	7.2時間
単形	デジタルカメラ	1,500mW 650mW	注2	1.05V	40回	36回
	携帯電灯(LED)	3.9Ω	注3	0.9V	230分	205分
	モータ使用機器・玩具	3.9Ω	1時間	0.8V	5時間	4.5時間
	玩具(モーターなし)	250mA	1時間	0.9V	5時間	4.5時間
	CDプレーヤ・電子ゲーム	100mA	1時間	0.9V	15時間	13時間
単形	ラジオ・時計・リモコン	50mA	注4	1.0V	30時間	27時間
	携帯電灯	5.1Ω	注3	0.9V	130分	115分
	モータ使用機器・玩具	5.1Ω	1時間	0.8V	120分	105分
	デジタルオーディオ	50mA	注5	0.9V	12時間	10時間
単形	リモコン	24Ω	注6	1.0V	14.5時間	13.0時間

注1:4分放電・11分放電休止の周期を8時間連続して繰り返す。

注2:5分放電(1,500mWの2秒放電・650mWの28秒放電の交互放電)・55分放電休止の周期を24時間連続して繰り返す。

注3:4分放電・56分放電休止の周期を8時間連続して繰り返す。

注4:1時間放電・7時間放電休止の周期を24時間連続して繰り返す。

注5:1時間放電・11時間放電休止の周期を24時間連続して繰り返す。

注6:15秒放電・45秒放電休止の周期を8時間連続して繰り返す。

非常用携帯燃料	【判断の基準】 ① 品質保証期限が5年以上 ② 名称、原材料名、内容量、品質保証期限、保存方法及び製造者名が記載
	【配慮事項】 ○製品の包装又は梱包及び容器は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

- 備考) 1 個別の業務において使用する目的で購入した物品を災害用に利活用する場合は、災害備蓄用品の対象から除外することとする。
- 2 調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。
- ア. 災害備蓄用品を調達するに当たり、当該品目の保存期限等を勘案した備蓄・購入計画を立案し、備蓄量及び購入量を適正に管理するとともに、継続的に更新していく仕組みを構築すること。
- イ. 納入時点において当該製品の残存期限を長くする観点から、納入事業者に対し、可能な限り新しい製品の納入のための準備が可能となるよう、納期まで一定の期間を与える等の配慮を行う契約方法について検討すること。

携帯発電機	<p>【判断の基準】</p> <p>① 次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>ア. 排出ガスが基準値以下(ガソリンエンジン) ガソリンエンジンを搭載する発電機(天然ガス又はLPガスを燃料として使用するものを含む。)にあっては、排出ガスが表1に示された排気量の区分ごとの基準値以下であること。</p> <p>イ. 排出ガスが基準値以下(ディーゼルエンジン) ディーゼルエンジンを搭載する発電機にあっては、排出ガスが表2に示された基準値以下であること。</p> <p>② 騒音レベルが98デシベル以下</p> <p>③ 連続運転可能時間が3時間以上 ただし、カセットボンベ型のものにあっては1時間以上であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①燃料消費効率が可能な限り高いものであること。 ②使用時の負荷に応じてエンジン回転数を自動的に制御する機能を有していること。 ③製品の小型化及び軽量化が図られていること。 ④製品の長寿命化、部品の再使用又は原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ⑤製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
-------	---

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「携帯発電機」は、発電機の定格出力が3kVA以下の発動発電機とする。
- 2 騒音レベルの測定方法は「建設機械の騒音及び振動の測定値の測定方法」(平成9年建設省告示第1537号)による。
- 3 個別の業務において使用する目的で購入した物品を災害用に利活用する場合は、災害備蓄用品の対象から除外することとする。
- 4 調達を行う各機関は、発電する電気の周波数に留意すること。

表1 ガソリンエンジン搭載発電機に係る排出ガス基準値

排気量の区分	排出ガス基準値(g/kWh)	
	HC+NOx	CO
66cc未満	50	610
66cc以上100cc未満	40	
100cc以上225cc未満	16.1	
225cc以上	12.1	

備考) 排出ガスの測定方法はJIS B 8008-4のG2モードによる。

表2 ディーゼルエンジン搭載発電機に係る排出ガス基準値

排出ガス基準値(g/kWh)		
NMHC+NOx	CO	PM
7.5	8	0.4

備考) 排出ガスの測定方法は JIS B 8008-4 の D2 モードによる。

非常用携帯 電源	【判断の基準】
	① 電気容量が100Wh以上 ② 保証期間または推奨使用期限が5年以上
【配慮事項】	○分別が容易であって、再生利用及び廃棄時の負荷軽減に配慮されていること。

備考) 本項の判断の基準の対象とする「非常用携帯電源」は、空気電池により発電し、携帯電話等の機器への充電・給電を目的とした非常用の電源をいう。

21. 公共工事

- (1)公共工事における資材等の使用に当たっては、事業ごとの特性、予算措置状況等に留意してグリーン購入を推進するものとする。
- (2)グリーン商品の選択にあたっては、公共施設から排出された廃棄物等を原料として含む再生品を、積極的に使用するものとする。

品 目	品種・判断の基準	
土	建設発生土を再利用したもの(改良材として、生石灰、汚泥焼却灰、転炉スラグを利用)	
	流動化処理土(シールド発生土の再利用)	
アスファルト混合物	再生加熱アスファルト混合物	アスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれているもの
	ごみ焼却灰の溶融スラグを使用したもの	
碎石	再生碎石	コンクリート塊若しくはアスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれているもの
		ごみ焼却灰の溶融スラグを使用したもの
改良碎石		既設路盤材等の建設発生土を再利用したもの
路盤材	ごみ焼却灰の溶融スラグを使用したもの	
割ぐり石	ごみ焼却灰の溶融スラグを使用したもの	
セメント	高炉セメント	高炉スラグを30%以上使用したもの
コンクリート二次製品	ごみ焼却灰の溶融スラグを使用したもの	
ブロック	下水汚泥焼却灰(高分子系)を使用したもの	
	ガラスカレットを使用したもの	
堆肥	バーク堆肥	
道路照明	○LED を用いた道路照明施設であつて、次のいずれかの要件を満たすこと。 ① 道路照明器具(連続照明、歩道照明、局部照明)である場合は、次の基準を満たすこと。 ア. 標準皮相電力が表 1 に示された設計条件タイプごとの値以下 イ. 演色性は平均演色評価数 Ra が 60 以上 ウ. 定格寿命は 60,000 時間以上 ② トンネル照明器具(基本照明)である場合は、次の基準を満たすこと。 ア. 標準皮相電力が表 2 に示された設計条件タイプごとの値以下 イ. 演色性は平均演色評価数 Ra が 60 以上 ウ. 定格寿命は 90,000 時間以上 ③ トンネル照明器具(入口照明)である場合は、次の基準を満たすこと。 ア. 標準皮相電力が表 3 に示された設計条件タイプごとの値以下 イ. 演色性は平均演色評価数 Ra が 60 以上 ウ. 定格寿命は 75,000 時間以上	

備考) 1 「平均演色評価数 Ra」の測定方法は、JIS C 7801(一般照明用光源の測定方法)及び JIS C 8152-2(照明用白色発光ダイオード(LED)の測定方法—第 2 部: LED モジュール及び LED ライトエンジン)に規定する光源色及び演色評価数測定に準ずるものとする。

2 「定格寿命」とは、一定の期間に製造された、同一形状の LED モジュールの寿命及び同一形式の LED モジュール用制御装置の寿命の残存率が 50%となる時間の平均値をいう。

なお、「LED モジュールの寿命」は、規定する条件で点灯させた LED モジュールが点灯しなくなるまでの時間又は、光束が点灯初期に測定した値(LED モジュールの規定光束)の 80%未満になった時点(不点灯とみなす)までの総点灯時間のいずれか短い時間とし、「LED モジュール用制御装置の寿命」は、規定する条件で使用したとき、LED モジュール用制御装置が故障するか、出力が定格出力未満となり、使用不能となるまでの総点灯時間とする。

表1 道路照明器具(連続照明、歩道照明、局部照明)の標準皮相電力

区分	設計条件タイプ		標準皮相電力
連続照明	a	2車線 路面輝度 1.0cd/m ² 歩道有り	125VA
	b	2車線 路面輝度 1.0cd/m ² 歩道無し	
	c	3車線 路面輝度 1.0cd/m ² 歩道有り	180VA
	d	3車線 路面輝度 1.0cd/m ² 歩道無し	
	e	2車線 路面輝度 1.0cd/m ² 高規格	175VA
	f	2車線 路面輝度 0.7cd/m ² 歩道有り	95VA
	g	2車線 路面輝度 0.7cd/m ² 歩道無し	
	h	3車線 路面輝度 0.7cd/m ² 歩道有り	125VA
	i	3車線 路面輝度 0.7cd/m ² 歩道無し	
	j	2車線 路面輝度 0.7cd/m ² 高規格	120VA
	k	平均路面輝度 0.5cd/m ² 歩道有り	70VA
	l	平均路面輝度 0.5cd/m ² 歩道無し	
歩道照明	—	平均路面照度 5 lx	20VA
	—	平均路面照度 10 lx	40VA
局部照明	m	十字路 (2車線×2車線) 20 lx	160VA
	n	十字路 (2車線×2車線) 15 lx	125VA
	o	十字路 (2車線×2車線) 10 lx	95VA
	p	十字路 (4車線×2車線) 20 lx	連続照明用 125VA
			交差点隅切り部用 120VA
	q	十字路 (4車線×2車線) 15 lx	連続照明用 95VA
			交差点隅切り部用 95VA
	q'	十字路 (4車線×2車線) 10 lx	連続照明用 70VA
			交差点隅切り部用 70VA
	r	十字路 (4車線×4車線) 20 lx	連続照明用 125VA
			交差点隅切り部用 120VA
	s	十字路 (4車線×4車線) 15 lx	連続照明用 95VA
			交差点隅切り部用 95VA
	t	十字路 (6車線×4車線) 20 lx	連続照明用 125VA
			交差点隅切り部用 120VA
	u	十字路 (6車線×4車線) 15 lx	連続照明用 95VA
			交差点隅切り部用 95VA
	—	T字路 (2車線×2車線) 20 lx	95VA
	—	T字路 (2車線×2車線) 15 lx	70VA
	—	T字路 (2車線×2車線) 10 lx	70VA
	—	T字路 (4車線×2車線) 20 lx	連続照明用 125VA
			交差点隅切り部用 120VA
	—	T字路 (4車線×2車線) 15 lx	連続照明用 95VA
			交差点隅切り部用 95VA
	—	T字路 (4車線×2車線) 10 lx	連続照明用 70VA
			交差点隅切り部用 70VA
	—	Y字路 (4車線×2車線) 20 lx	125VA
	—	Y字路 (4車線×2車線) 15 lx	95VA
	—	Y字路 (4車線×2車線) 10 lx	70VA
	v	歩行者の背景を照明する方式 20 lx	180VA
	—	歩行者の背景を照明する方式 10 lx	95VA
	w	歩行者の自身を照明する方式 20 lx	180VA
	—	歩行者の自身を照明する方式 10 lx	95VA

- 備考) 1 「設計条件タイプ」は、「LED道路・トンネル照明導入ガイドライン(案)」(平成27年3月 国土交通省)による。
- 2 「標準皮相電力」は、LED道路照明の定格寿命末期の皮相電力の値とする。
- 3 電球色LEDを用いる場合の皮相電力は、上表の皮相電力の1.2倍の値を標準とする。

表2 トンネル照明器具(基本照明)の標準皮相電力

区分	設計条件タイプ	標準皮相電力	
一般国道等 車道幅員 6~7m (歩道有りの断面含む)	x (1/2 低減)	設計速度 40(km/h) 2車線 0.75(cd/m ²) 千鳥	40VA
	z (1/2 低減)	設計速度 50(km/h) 2車線 0.95(cd/m ²) 千鳥	50VA
	bb (1/2 低減)	設計速度 60(km/h) 2車線 1.15(cd/m ²) 千鳥	65VA
	x	設計速度 40(km/h) 2車線 1.5(cd/m ²) 千鳥	65VA
	y	設計速度 40(km/h) 2車線 1.5(cd/m ²) 向合せ	40VA
	z	設計速度 50(km/h) 2車線 1.9(cd/m ²) 千鳥	75VA
	aa	設計速度 50(km/h) 2車線 1.9(cd/m ²) 向合せ	50VA
	bb	設計速度 60(km/h) 2車線 2.3(cd/m ²) 千鳥	95VA
	cc	設計速度 60(km/h) 2車線 2.3(cd/m ²) 向合せ	65VA
高速自動車国道等	dd	設計速度 70(km/h) 2車線 3.2(cd/m ²) 千鳥	95VA
	ee	設計速度 70(km/h) 2車線 3.2(cd/m ²) 向合せ	65VA
	ff	設計速度 80(km/h) 2車線 4.5(cd/m ²) 千鳥	125VA
	gg	設計速度 80(km/h) 2車線 4.5(cd/m ²) 向合せ	95VA

- 備考) 1 「設計条件タイプ」は、「LED道路・トンネル照明導入ガイドライン(案)」(平成27年3月 国土交通省)による。

- 2 「標準皮相電力」は、LED道路照明の定格寿命末期の皮相電力の値とする。

表3 トンネル照明器具(入口照明)の標準皮相電力

種別	標準皮相電力
NH 70W相当	50VA
NH 110W相当	75VA
NH 150W相当	105VA
NH 180W相当	160VA
NH 220W相当	205VA
NH 270W相当	250VA
NH 360W相当	290VA

備考) 「種別」は高圧ナトリウムランプ相当のLEDトンネル照明器具をさす。

タイル	下水汚泥焼却灰(高分子系)を使用したもの
	浄水発生土を使用したもの
	ガラスカレット等再生材を使用したもの

配管材	排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管	排水用又は通気用の硬質ポリ塩化ビニル管であって、リサイクル材料使用率が表4に示された区分の数値以上であること
型枠	複合合板、代替型枠、反復利用の可能な型枠など	
工事用看板	間伐材を利用したもの	
木質ボード	建築解体木材等再生材を使用したもの	
照明器具	12-1 照明器具を参照	
建設機械	排出ガス対策型建設機械	
	低騒音型建設機械	
塗料	低揮発性有機溶剤型の路面標示用塗料 面標示用水性塗料	水性型の路面標示用塗料であって、揮発性有機溶剤(VOC)の含有率(塗料総質量に対する揮発性溶剤の質量の割合)が5%以下であること

- 備考) 1 「排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管」は、JIS K 9797で規定される「リサイクル硬質ポリ塩化ビニル三層管」、JIS K 9798で規定される「リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管」、AS 58で規定される「排水用リサイクル硬質ポリ塩化ビニル管」に定める基準による。
- 2 「リサイクル材料使用率」とは、管体の質量に対して、硬質ポリ塩化ビニル管・継手類から作られた「再利用ポリ塩化ビニル」の割合をいう。
- 3 「再利用ポリ塩化ビニル」とは、JIS K 9797の3.a)4)、JIS K 9798の3.a)4)及びAS 58の3.1による。

表4 リサイクル材料使用率

管の区分	管の種類	使用率
三層管	リサイクル硬質ポリ塩化ビニル三層管	50%
	リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管	30%
単層管	排水用リサイクル硬質ポリ塩化ビニル管	80%

22. 役務

22-1 省エネルギー診断

(1) 品目及び判断の基準等

省エネルギー診断	【判断の基準】 ○ 表1に掲げる技術資格を有する者又はこれと同等と認められる技能を有する者が、庁舎等における設備等の稼働状況、運用状況並びにエネルギー使用量その他の必要な項目について調査・分析を行い、それらの結果に基づき、表2の内容を含む省エネルギー対策に係る設備・機器の導入、改修及び運用改善、並びにエネルギー管理体制・管理方法について提案が行われるものであること。
----------	--

備考) 当該庁舎等においてエネルギー管理を実施するに当たって必要となる各種目標の設定に係る提案は、エネルギー管理方法に含まれる。

表1

一級建築士
一級建築施工管理技士
一級電気工事施工管理技士
一級管工事施工管理技士
技術士(建設、電気・電子、機械、衛生工学、環境)
エネルギー管理士
建築設備士
電気主任技術者

表2

過去3年間程度のエネルギー消費実績及び光熱水費実績、設備の保有と稼働状況
設備・機器ごとのエネルギー消費量の実績又は推計及び推計根拠
設備・機器の導入、改修に伴う省エネルギー量の推計及び推計根拠
運用改善項目及びそれに伴う省エネルギー量の推計及び推計根拠
設備・機器の導入、改修に伴う必要投資額及びその投資額に関する推定根拠

22-2 印刷

(1) 品目及び判断の基準等

印刷 (冊子、ポスター、パンフレット類等)	【判断の基準】 <共通事項> ① 総合評価値80以上の印刷・情報用紙を使用(冊子の表紙は除く。) 印刷・情報用紙に係る判断の基準(「紙類」参照)を満たす用紙が使用されていること。ただし、冊子形状のものについては表紙を除くものとし、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手續が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ② リサイクル適性Aランクの材料を使用 表1に示されたB、C及びDランクの紙へのリサイクルにおいて阻害要因となる材料が使用されていないこと。ただし、印刷物の用途・目的から使用する場合は、使用を最小限に止めること。 ③ 印刷工程における環境配慮 印刷の各工程において、表2に示された環境配慮のための措置が講じられていること。
--------------------------	--

<個別事項>

①オ フセット印刷

ア. バイオマスを含有したインキであって、かつ、芳香族成分が1%未満の溶剤のみを用いるインキを使用

イ. インキの化学安全性が確認されている

② デジタル印刷

ア. 電子写真方式(乾式トナーに限る。)にあっては、トナーカートリッジの化学安全性に係る判断の基準(「トナーカートリッジ」参照)を満たすトナーが使用されている

イ. 電子写真方式(湿式トナーに限る。)又はインクジェット方式にあっては、トナー又はインクの化学安全性が確認されている

【配慮事項】

①印刷物の用途及び目的を踏まえ、可能な限り軽量化されていること。

②デジタル化の推進等(DTP、CTP、DDCP方式の採用等)により廃棄物の発生が可能な限り抑制されていること。

③揮発性有機化合物(VOC)の発生抑制に配慮されていること。

④インキ缶やインク、トナー等の容器、感光ドラム等の資材・部品等が再使用又はリサイクルされていること。

⑤印刷物の表紙の表面加工等への有害物質の発生原因となる物質の使用が可能な限り抑制されていること。

⑥紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。

⑦製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

⑧調達を行う各機関は、印刷物の必要な部数・量を適正に見積り、過大な発注とならないよう努めること。

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「印刷」は、紙製の報告書類、ポスター、チラシ、パンフレット等の印刷物を印刷する役務とし、文具類等他の品目として調達する場合を除く。ただし、他の品目として調達する場合にあっても、可能な限り本項の判断の基準を満たすよう努めること。

2 「オフセット印刷」とは、印刷版の印刷インキを転写体に転移し、さらにこれを紙などに再転移する印刷方式をいう。

3 「デジタル印刷」とは、無版印刷であって電子写真方式又はインクジェット方式による印刷方式をいう。

4 印刷物の長期使用、強度補強等のため光沢ラミネート等を行うことが望ましい場合もあることを勘案し、使用目的等にあった資材を適切に選択すること。

5 「バイオマスを含有したインキ」とは、バイオマス割合(再生可能な生物由来の有機性原材料(植物由来の油を含み、化石資源を除く。)の含有量の割合)及び石油系溶剤割合(インキに含まれる石油(化石燃料系)を原料とした溶剤の含有量の割合)が、インキの種類ごとに下表に定める要件を満たすものをいう。なお、UVインキは VOC 成分(WHO(世界保健機関)の化学物質の分類において「高揮発性有機化合物」及び「揮発性有機化合物」に分類される揮発性有機化合物)が 3%未満かつリサイクル対応型 UV インキであることをもって、判断の基準<個別事項>①アの基準に適合するものとみなす。

インキの種類	バイオマス割合	石油系溶剤割合
枚葉インキ	30%以上	30%以下
オフ輪インキ	20%以上	45%以下
金インキ(枚葉・オフ輪)	10%以上	25%以下
新聞インキ(ノンヒートオフ輪)	30%以上	30%以下

備考) 1 インキには OP ニス及びメジウムを含む。

- 2 油性ビジネスフォームインキは枚葉インキの基準を適用する。
- 6 「芳香族成分」とは、JIS K 2536に規定されている石油製品の成分試験法をインキ溶剤に準用して検出される芳香族炭化水素化合物をいう。
- 7 判断の基準＜共通事項＞③及び配慮事項②③④⑤については、日本印刷産業連合会作成の「日印産連『オフセット印刷サービスグリーン基準』及び『グリーンプリントイング(GP)認定制度』ガイドライン」を参考とすること。
- 8 判断の基準＜個別事項＞①イの「化学安全性」とは、次のア及びウを満たすことをいう。また、判断の基準＜個別事項＞②イの「化学安全性」とは、次のア又はイのいずれかを満たし、かつ、ウを満たすことをいう。
- ア. 印刷インキ工業連合会の「印刷インキに関する自主規制(NL規制)」(平成23年9月1日改訂)に適合していること。
- イ. 特定の化学物質(鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテル)が含有率基準値を超えないこと。特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950(電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法)の附属書Aの表 A.1(特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値)に定める率基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては JIS C 0950 に準ずるものとする。
- ウ. 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成11年法律第86号)の対象物質を特定していること(SDS(安全データシート)を備えていること。)。
- 9 印刷物の校正に当たっては、可能な限り本機校正によらずデジタル校正とし、VOC 排出量の抑制に努めること。
- 10 紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとする。なお、都道府県等による森林、木材等の認証制度も合法性の確認に活用できることとする。

表1 古紙リサイクル適性ランクリスト

	【Aランク】	【Bランク】	【Cランク】	【Dランク】
	紙、板紙へのリサイクルにおいて阻害にならない	紙へのリサイクルには阻害となるが、板紙へのリサイクルには阻害ならない	紙、板紙へのリサイクルにおいて阻害になる	微量の混入でも除去することが出来ないため、紙、板紙へのリサイクルが不可能になる
① 紙	【普通紙】 アート紙／コート紙／上質紙／中質紙／更紙	—	—	—
	【加工紙】 抄色紙(A)*／ファンシーペーパー(A)*／樹脂含浸紙(水溶性のもの)	【加工紙】 抄色紙(B)*／ファンシーペーパー(B)*／ポリエチレン等樹脂コーティング紙／ポリエチレン等樹脂ラミネート紙／グラシンペーパー／インディアペーパー	【加工紙】 抄色紙(C)*／ファンシーペーパー(C)*／樹脂含浸紙(水溶性のものを除く。)／硫酸紙／ターポリン紙／ロウ紙／セロハン／合成紙／カーボン紙／ノーカーボン紙／感熱紙／圧着紙	【加工紙】 捺染紙／昇華転写紙／感熱性発泡紙／芳香紙
② インキ類	【通常インキ】 凸版インキ／平版インキ(オフセットインキ)／溶剤型グラビアインキ／溶剤型フレキソインキ／スクリーンインキ	【通常インキ】 水性グラビアインキ／水性フレキソインキ	—	—

	【特殊インキ】 リサイクル対応型 UV インキ☆／オフセット用 金・銀インキ／パールイ ンキ／OCR インキ(油 性)	【特殊インキ】 UV インキ／グラビア用 金・銀インキ／OCR UV インキ／EB インキ／螢 光インキ	【特殊インキ】 感熱インキ／減感インキ ／磁性インキ	【特殊インキ】 昇華性インキ／発泡イ ンキ／芳香インキ
	【特殊加工】 OP ニス	—	—	—
	【デジタル印刷インキ 類】 リサイクル対応型ドライ ター☆	【デジタル印刷インキ 類】 ドライタ—	—	—
③ 加 工 資 材	【製本加工】 製本用針金／ホッチキ ス等／難細裂化 EVA 系ホットメルト☆／PUR 系ホットメルト☆／水溶 性のり	【製本加工】 製本用糸／EVA 系ホッ トメルト	【製本加工】 クロス貼り(布クロス、紙クロ ス)	—
	【表面加工】 光沢コート(ニス引き、ブ レスコート)	【表面加工】 光沢ラミネート(PP 貼り) ／UV コート、UV ラミコー ト／箔押し	—	—
	【その他加工】 リサイクル対応型シール (全離解可能粘着紙) ☆	【その他加工】 シール(リサイクル対応 型を除く。)	【その他加工】 立体印刷物(レンチキュ ーラーレンズ使用)	—
④ 其 他	—	【異物】 粘着テープ(リサイクル 対応型)	【異物】 石／ガラス／金物(製本 用ホッチキス、針金等除 く。)／土砂／木片／ブ ラスチック類／布類／建 材(石こうボード等)／不 織布／粘着テープ(リサ イクル対応型を除く。)	【異物】 芳香付録品(芳香剤、 香水、口紅等)

備考) 1 ☆印の資材(難細裂化 EVA 系ホットメルト、PUR 系ホットメルト、リサイクル対応型 UV インキ、リサイクル対応型シール、リサイクル対応型ドライタ—)は、日本印刷産業連合会の「リサイクル対応型印刷資材データベース」に掲載されていることを確認すること。

2 * 印の資材(抄色紙、ファンシーペーパー)は、環境省の「グリーン購入法.net」に掲載されている各製品のリサイクル適性を確認すること。

表2 オフセット印刷又はデジタル印刷に関する印刷の各工程における環境配慮項目及び基準

工程	項目	基 準
製版	デジタル化	工程のデジタル化(DTP 化)率が 50%以上であること。
	廃液及び製版フィルムから の銀回収	製版フィルムを使用する工程において、廃液及び製版フィルムから銀の回収を行っていること。
刷版	印刷版の再使用又はリサ イクル	印刷版(アルミ基材のもの)の再使用又はリサイクルを行っていること。
印 刷	オ フ セ ット	VOC の発生抑制 次のいずれかの対策を講じていること。 ・水なし印刷システムを導入していること。 ・湿し水循環システムを導入していること。 ・VOC 対策に資する環境に配慮した湿し水を導入していること。 ・自動布洗浄を導入している。又は自動液洗浄の場合は循環シス

		ムを導入していること。 ・VOC 対策に資する環境に配慮した洗浄剤を導入していること。 ・廃ウェス容器や洗浄剤容器に蓋をする等の VOC の発生抑制策を講じていること。
		輪転印刷工程の熱風乾燥印刷の場合にあっては、VOC 処理装置を設置し、適切に運転管理していること。
デジタル	製紙原料へのリサイクル	損紙等(印刷工程から発生する損紙、残紙)の製紙原料へのリサイクル率が 80%以上であること。
	印刷機の環境負荷低減	省電力機能の活用、未使用時の電源切断など、省エネルギー活動を行っていること。
表面加工	製紙原料等へのリサイクル	損紙等(印刷工程から発生する損紙、残紙)の製紙原料等へのリサイクル率が 80%以上であること。
	VOC の発生抑制	アルコール類を濃度 30%未満で使用していること。
製本加工	製紙原料等へのリサイクル	損紙等(光沢加工工程から発生する損紙、残紙、残フィルム)の製紙原料等へのリサイクル率が 80%以上であること。
	騒音・振動抑制	窓、ドアの開放を禁止する等の騒音・振動の抑制策を講じていること。
	製紙原料へのリサイクル	損紙等(製本工程から発生する損紙)の製紙原料へのリサイクル率が 70%以上であること。

- 備考) 1 本基準は、印刷役務の元請か下請かを問わず、印刷役務の主たる工程を行う者に適用するものとし、オフセット印刷又はデジタル印刷に関連する印刷役務の一部の工程を行う者には適用しない。
- 2 製版工程においては、「デジタル化」又は「廃液及び製版フィルムからの銀回収」のいずれかを満たせばよいこととする。
- 3 製版工程の「銀の回収」とは、銀回収システムを導入している又は銀回収システムを有するリサイクル事業者、廃棄物回収業者に引き渡すことをいう。なお、廃液及び製版フィルムからの銀の回収は、技術的に不可能な場合を除き、実施しなければならない。
- 4 刷版工程の印刷版の再使用又はリサイクル(印刷版に再生するものであって、その品質が低下しないリサイクルを含む)は、技術的に不可能な場合を除き、実施しなければならない。
- 5 オフセット印刷工程における「VOC の発生抑制」の環境に配慮した湿し水及び環境に配慮した洗浄剤については、日本印刷産業連合会が運営する「グリーンプリントイング資機材認定制度」において認定されたエッチ液(湿し水)及び洗浄剤を参考とすること。
- 6 オフセット印刷工程における「VOC の発生抑制」の廃ウェス容器や洗浄剤容器に蓋をする等及び輪転印刷工程の VOC 処理装置の設置・適切な運転管理、デジタル印刷工程における「印刷機の環境負荷低減」及び製本加工工程における「騒音・振動抑制」については、当該対策を実施するための手順書等を作成・運用している場合に適合しているものとみなす。
- 7 デジタル印刷工程、表面加工工程の「製紙原料等へのリサイクル」には、製紙原料へのリサイクル以外のリサイクル(RPF への加工やエネルギー回収等)を含む。

22-3 食堂

(1) 品目及び判断の基準等

食堂	<p>【判断の基準】</p> <p>○ 庁舎又は敷地内において委託契約等により営業している食堂にあっては、次の要件を満たすこと。</p> <p>① 生ゴミを減容及び減量する等再生利用に係る適正な処理が行われていること。</p> <p>② 繰り返し利用できる食器が使われていること。</p> <p>③ 食堂内における飲食物の提供に当たっては、ワンウェイのプラスチック製の容器等を使用しないこと。ただし、利用者の飲食に支障を来す場合又は代替する手段がない場合はこの限りではない。</p> <p>④ 食堂内の掲示を利用する等、飲食物の食べ残しが減るよう食堂の利用者に対する呼びかけ、啓発等が行われていること。</p> <p>⑤ 食堂の運用に伴うエネルギー使用量(電力、ガス等)、水使用量を把握し、省エネルギー・節水のための措置を講じていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>① 生ゴミ処理機等による処理後の生成物は肥料化、飼料化又はエネルギー化等により再生利用されるものであること。</p> <p>② 生分解性の生ゴミ処理袋又は水切りネットを用いる場合は、生ゴミと一緒にコンポスト処理されること。</p> <p>③ 食堂で使用する食材等は、地域の農林水産物の利用の促進に資するもの又はフェアトレードの認証を受けていていること。</p> <p>④ 食堂で使用する農産物や加工品は、可能な限り近隣において有機農業により生産された農産物及びそれを原料として使用した加工品の利用の推進に資することである。</p> <p>⑤ 提供する飲食物の量を調整可能とすること又は消費者に求められた場合に持ち帰り容器を提供すること等により、食べ残し等の食品ロスの削減が図られていること。</p> <p>⑥ 食堂で使用する加工食品・化成品の原料に植物油脂が使用される場合にあっては、持続可能な原料が使用されていること。</p> <p>⑦ 修繕することにより再使用可能な食器、又は再生材料が使用された食器が使われていること。</p> <p>⑧ 食器は、可能な限り修繕又は再生利用されること。</p> <p>⑨ 再使用のために容器包装の返却・回収が行われていること。</p> <p>⑩ 食材等の輸送に伴う環境負荷の低減が図られていること。</p> <p>⑪ 食品廃棄物の発生量の把握並びに発生抑制及び再生利用等のための計画の策定、目標の設定が行われていること。</p> <p>⑫ 食品廃棄物等の発生抑制の目標値が設定されている業種に該当する場合は、食品廃棄物等の単位当たり発生量がこの目標値以下であること。</p> <p>⑬ 食品循環資源の再生利用等の実施率が、食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断となるべき事項を定める省令(平成13年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第4号。以下「判断基準省令」という。)で定める基準実施率を達成していること又は目標年に目標値を達成する計画を策定すること。</p>
----	---

- 備考) 1 会議等において提供される飲物等を庁舎又は敷地内において委託契約等により営業している食堂・喫茶店等の飲食店から調達する場合は、本項の判断の基準を準用する。
- 2 判断の基準⑤については、食堂の運用に伴うエネルギー使用量、水使用量の把握が可能な場合に適用する。
- 3 配慮事項③の「地域の農林水産物の利用」とは、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平成22年法律第67号)第25条の趣旨を踏まえ、国内の地域で生産された農林水産物をその生産された地域内において消費すること

と及び地域において供給が不足している農林水産物がある場合に他の地域で生産された当該農林水産物を消費することをいう。

- 4 配慮事項③の「フェアトレードの認証」とは、「国際フェアトレード認証」又は「WFTO フェアトレード保証」をいう。
- 5 配慮事項④の「有機農業」とは、有機農業の推進に関する法律(平成 18 年法律第 112 号)第2条を踏まえ、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業をいう。
- 6 配慮事項⑤に関して、食堂は客から持ち帰りを求められた場合には、食中毒等のリスクや取扱方法等、衛生上の注意事項を十分に説明の上、持ち帰り容器を提供する。なお、生や半生の食品などについて持ち帰りが求められた場合や外気温が高い真夏など、食中毒等のリスクが高い場合には、要望に応じずに提供する分量を調節し、極力食べ残しが発生しないように努めることが求められる。
- 7 配慮事項⑪及び⑬の「再生利用等」とは、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成 12年法律第116号。以下「食品リサイクル法」という。)に基づく再生利用等のことをいう。
- 8 配慮事項⑪及び⑫の「発生抑制」とは、判断基準省令に基づく食品廃棄物等の発生の抑制のことをいう。
- 9 配慮事項⑭については、食品リサイクル法に基づく食品廃棄物等多量発生事業者に該当しない場合において、食品廃棄物等の単位当たりの発生量が目標値以下であること又は当該目標値を達成するための自主的な計画を策定していることで、適合しているものとみなす。

22-4 自動車専用タイヤ更生

(1) 品目及び判断の基準等

自動車専用 タイヤ更生	<p>【判断の基準】</p> <p>,○次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>① 第一寿命を磨耗終了した自動車専用タイヤの台タイヤ(ケーシング)に、踏面部のゴムを張り替えて機能を復元し、更生タイヤとして第二寿命における使用を可能にするものである</p> <p>② 再生することなく再溝切り(リグルーブ)が可能である</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①ラジアル構造の推奨等製品の長寿命化に配慮されていること。 ②走行時の静粛性の確保に配慮されていること。 ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
----------------	--

備考) 1 本項の判断の基準の「自動車専用タイヤ更生」において対象とするタイヤは、「小形トラック用タイヤ」「トラック及びバス用タイヤ」「産業車両用タイヤ」及び「建設車両用タイヤ」とする。

2 JIS K 6329(更生タイヤ)に適合する更生タイヤは、判断の基準①を満たす。

22-5 自動車整備

(1) 品目及び判断の基準等

自動車整備	<p>【判断の基準】</p> <p>① 自動車リサイクル部品又はリビルト部品の使用</p> <p>自動車リサイクル部品(リユース部品(使用済自動車から取外され、品質確認及び清掃等を行い商品化された自動車部品をいう。)又はリビルト部品(使用済自動車から取り外され、磨耗又は劣化した構成部品を交換、再組み立て、品質確認及び清掃等を行い商品化された自動車部品をいう。)をいう。)が使用されていること。</p>
-------	---

	<p>② エンジン洗浄を実施する場合にあっては、以下の要件を満たすこと。</p> <p>ア. 大気汚染物質(炭化水素及び一酸化炭素)がエンジン洗浄実施前後に おいて、20%以上削減される</p> <p>なお、エンジン洗浄を実施すべき自動車の状態については、大気汚染物質の発散防止のために通常必要となる整備の実施後において、炭化水素測定器及び一酸化炭素測定器による炭化水素及び一酸化炭素の測定結果が、表の区分ごとの値を超える場合とする。</p> <p>イ. 整備の適切な実施かつ補償を行う体制の確保</p> <p>エンジン洗浄の実施直後及び法定12ヶ月点検において判断の基準の効果を確認し、通常必要となる整備が適切に実施されており、かつエンジン洗浄実施前の測定値から20%以上削減されていなかった場合、無償で再度エンジン洗浄を実施する等の補償を行う体制が確保されている</p> <p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①エンジン洗浄の環境負荷低減効果に係る情報の収集・蓄積が図られていること。また、エンジン洗浄に関する環境負荷低減効果や費用等に係る詳細な情報提供を積極的に行うとともに、当該情報が開示されていること。 ②ロングライフケーラントの再利用に努めていること。 ③自動車整備に当たって、使用するエネルギー・溶剤等の資源の適正使用に努め、環境負荷低減に配慮されていること。 ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
--	--

- 備考) 1 本項の判断の基準①は、定期点検整備のほか、故障、事故等による自動車修理等を行うために、自動車整備事業者等に発注する役務であって、部品交換を伴うもの(消耗品の交換を除く。)を対象とする。
- 2 本項における「自動車」とは、普通自動車、小型自動車及び軽自動車(ただし、二輪車は除く。)をいう。
- 3 部品の種類により、商品のないもの又は適時での入手が困難な場合においては、新品部品のみによる整備についても本項の集計の対象とする。
- 4 本項の判断の基準②の対象とする「エンジン洗浄」は、炭化水素測定器及び一酸化炭素測定器による測定を伴う定期点検整備等を行うため自動車整備事業者等に発注する役務であって、表の基準を超える場合に実施する自動車のエンジン燃焼室の洗浄により内部に蓄積されたカーボン・スラッジ等を取り除くものをいう。
- 5 本項の判断の基準②については、ガソリンを燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車(2サイクル・エンジンを有するこれらのものを除く。)を対象とする。
- 6 本項の判断の基準②アのエンジン洗浄を実施すべき排出ガスの基準は、「大気汚染防止法に基づく自動車排出ガスの量の許容限度」(昭和49年環境庁告示第1号)による。
- 7 エンジン洗浄を実施していない自動車整備事業者や自動車販売事業者からの当該作業の依頼については、対応を図る体制が確保されていること。

表 エンジン洗浄を実施すべき排出ガスの基準

自動車の種類	一酸化炭素(CO)	炭化水素(HC)
普通自動車、小型自動車	1%	300ppm
軽自動車	2%	500ppm

22-6 庁舎管理等

(1) 品目及び判断の基準等

庁舎管理	<p>【判断の基準】</p> <p>① 庁舎管理において使用する物品が特定調達品目に該当する場合は、判断の基準を満たしている物品が使用されている</p> <p>② 管理標準に基づくエネルギー使用の合理化</p> <p>次のアからエに係る設備の管理、計測及び記録、保守及び点検について、管理標準に基づきエネルギー使用の合理化を図ること。</p> <ul style="list-style-type: none">ア. 空気調和設備、換気設備イ. ボイラー設備、給湯設備ウ. 照明設備、昇降機、給湯設備エ. 受変電設備 <p>③ 実施すべき措置の選定・管理の実施及び報告</p> <p>当該施設における省エネルギーに関する計画を定めるとともに、実施すべき省エネルギー対策を選定し、当該対策に係る管理基準等に基づき、その実施状況及び対策効果を施設管理者に毎月報告すること。また、対策の実施結果を踏まえ、必要な省エネルギー対策の見直しを行うこと。</p> <p>④ 使用量・排出量の報告及び提案</p> <p>常駐管理にあっては、エネルギーの使用量、水の使用量及び廃棄物の排出量について施設管理者に毎月報告し、前月比又は前年同月比で著しく増加した場合は、施設管理者に次の提案が行われるものであること。また、使用量及び排出量が著しく減少した場合は、その要因についても検証すること。</p> <ul style="list-style-type: none">ア. エネルギー使用量が増加した場合は、その要因分析及びその分析結果を踏まえた適切な省エネルギー対策(施設利用者と連携して行う省エネルギー対策を含む。)。イ. 水の使用量が増加した場合は、その要因分析及びその分析結果を踏まえた適切な節水対策(施設利用者と連携して行う節水対策を含む。)。ウ. 廃棄物の排出量が増加した場合は、その要因分析及びその分析結果を踏まえた適切な廃棄物排出抑制対策、省資源対策(施設利用者と連携して行う廃棄物排出抑制対策、省資源対策を含む。)。 <p>⑤ 使用量・排出量の要因分析及び提案</p> <p>常駐管理以外にあっては、エネルギーの使用量、水の使用量及び廃棄物の排出量が前月比又は前年同月比で著しく増加した場合は、施設管理者と協力してその要因分析を行ない、削減対策について提案が行われるものであること。また、使用量及び排出量が著しく減少した場合は、その要因についても検証すること。</p> <p>⑥ 省エネ診断の結果に基づく運用改善</p> <p>省エネルギー診断を実施した施設にあっては、診断結果に基づき、設備・機器等の運用改善の措置が講じられていること。</p> <p>⑦ エネルギー管理システム導入施設におけるエネルギー消費効率化措置</p> <p>エネルギー管理システムを導入している施設にあっては、エネルギー消費の可視化及び把握したデータの分析結果に基づくエネルギー消費効率化の措置が講じられていること。</p> <p>⑧ フロン類の漏えい防止のための適切な措置</p> <p>庁舎管理に空気調和設備、熱源設備の維持管理を含む場合にあっては、冷媒として用いられるフロン類の漏えいの防止のための適切な措置が講じられていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)に基づく建築物環境衛生管理基準等に配慮されていること。</p> <p>②エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)に基づく「工場</p>
------	---

	<p>等における電気の需要の平準化に資する措置に関する事業者の指針」(平成25年経済産業省告示第271号)を踏まえ、庁舎における電気の需要の平準化に資する措置の適切かつ有効な実施が図られていること。</p> <p>③エネルギーの使用状況等を詳細に分析・評価し、設備・機器等、システムを適切に管理・運用すること等により、温室効果ガスの排出削減が図られていること。</p> <p>④施設のエネルギー管理、使用実態に関する分析・評価に当たっては、各種管理・評価ツール等の活用に努めていること。</p> <p>⑤庁舎管理に必要な省エネルギー、省資源、廃棄物排出抑制等に係る専門技術を有する担当者が配置されるとともに、当該技術を有する人材の育成に向けた教育・研修等の継続的な実施に努めていること。</p> <p>⑥庁舎管理において使用する物品の調達に当たっては、特定調達品目に該当しない場合であっても、資源採取から廃棄に至るライフサイクル全体についての環境負荷の低減に考慮するよう努めていること。</p>
--	---

- 備考) 1 「常駐管理」とは定められた時刻において、業務実施者が常駐し、常時施設の運転・監視及び日常点検・保守等の業務にあたる管理形態をいう。
- 2 判断の基準②から⑤については、契約の対象となる業務の範囲に当該基準に関連する内容が含まれる場合に適用するものとする。
- 3 庁舎管理に係る判断の基準②の管理標準は、別表1に示したエネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)に基づく「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」(平成21年経済産業省告示第66号)を参考とし、必要に応じ、施設管理者と協議の上、定めるものとする。
- 4 判断の基準③の施設における省エネルギーに関する計画は、当該施設の管理形態、建物の規模、設備・機器等の利用状況を勘案し、施設管理者と協議の上、省エネルギーに係る目標、実施すべき省エネルギー対策、推進体制等を盛り込むものとする。また、実施すべき省エネルギー対策(当該対策に係る実施基準を含む。)は、別表2を参考として選定するものとする。
- 5 「施設利用者」とは、入居者又は来庁者をいう。
- 6 判断の基準②から⑤については、施設の改修、大規模な設備・機器の更新・導入等の措置・対策は含まれないものとする。
- 7 判断の基準⑥の省エネルギー診断は、本ガイドラインに示した「22-1 省エネルギー診断」の「省エネルギー診断」をいう。
- 8 判断の基準⑦のエネルギー管理システムは、本ガイドラインに示した「19 設備」の「エネルギー管理システム」をいう。
- 9 「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号)第2条第1項に定める物質をいう。
- 10 配慮事項④の「各種管理・評価ツール等」には、学会、業界団体等において作成されたマニュアル、ガイドライン等を含む。
- 11 調達を行う各機関は、省エネルギー・低炭素化の推進の観点から、次の事項に留意すること。
- ア. 庁舎管理を複数年契約で調達する場合は、当該契約期間に応じた温室効果ガスの排出削減等に係る目標を設定するとともに、毎年度達成状況を評価し、目標達成に向けた継続的な運用改善が図られるように努めること。なお、単年度契約の場合にあっても、適切な対応が図られるよう努めること。
- イ. 省エネルギー診断の実施、エネルギー管理システムの導入について、可能な施設から積極的に対応を図るよう努めること。
- 12 判断の基準④はエネルギー等の使用量については、N-EMS 実績集計システムに入力するなどして、報告するものとする。

別表 1

工場等におけるエネルギー野使用の合理化に関する事業者の判断の基準（抄）

対象	管理	計測及び記録	保守及び点検
空気調和設備、換気設備	<p>ア.空気調和を施す区画を限定し、ブラインドの管理等による負荷の軽減、設備の運転時間、室内温度、換気回数、湿度、外気の有効利用等についての管理標準を設定。なお、冷暖房温度は、政府の推奨する設定温度を勘案した管理標準とする。</p> <p>イ.燃焼を行う熱源設備の管理は、空気比についての管理標準を設定。</p> <p>ウ.熱源設備、熱搬送する設備、空気調和機設備の管理は、外気条件変動等に応じ、冷却水温度や冷温水温度、圧力等の設定により、空気調和設備の総合的なエネルギー効率を向上させるよう管理標準を設定。</p> <p>エ.複数の熱源機で構成されている場合は、外気条件の季節変動や負荷変動等に応じ、稼働台数の調整又は稼働機器の選択により熱源設備の総合的なエネルギー効率を向上させるように管理標準を設定。</p> <p>オ.熱搬送設備が複数のポンプで構成されている場合は、季節変動等に応じ、稼働台数の調整又は稼働機器の選択により総合的なエネルギー効率を向上させるように管理標準を設定。</p> <p>カ.空気調和機設備が複数の空気調和機で構成されている場合は、混合損失の防止や負荷の状態に応じ、稼働台数の調整又は稼働機器の選択により総合的にエネルギー効率を向上させるように管理標準を設定。</p> <p>キ.換気設備の管理は、換気を施す区画を限定し、換気量、運転時間、温度等についての管理標準を設定。</p>	<p>ア.空気調和を施す区画ごとに、温度、湿度その他の空気の状態の把握及び空気調和の効率の改善に必要な事項の計測及び記録に関する管理標準を設定。これらの事項を定期的に計測し、その結果を記録。</p> <p>イ.空気調和設備を構成する熱源設備、熱搬送設備、空気調和機設備は、個別機器の効率及び空気調和設備全体の総合的な効率の改善に必要な事項の計測及び記録に関する管理標準を設定。これらの事項を定期的に計測し、その結果を記録。</p> <p>ウ.換気を施す区画ごとに温度、二酸化炭素濃度その他の空気の状態の把握及び換気効率の改善に必要な事項の計測及び記録に関する管理標準を設定。これらの事項を定期的に計測し、その結果を記録。</p>	<p>ア.空気調和設備を構成する熱源設備、熱搬送設備、空気調和機設備は、保温材や断熱材の維持、フィルターの目づまり及び凝縮器や熱交換器に付着したスケールの除去等個別機器の効率及び空気調和設備全体の総合的な効率の改善に必要な事項の保守及び点検に関する管理標準を設定。定期的に保守及び点検を行い、良好な状態に維持。</p> <p>イ.空気調和設備、換気設備の自動制御装置の管理に必要な事項の保守及び点検に関する管理標準を設定。定期的に保守及び点検を行い、良好な状態に維持。</p> <p>ウ.換気設備を構成するファン、ダクト等は、フィルターの目づまり除去等個別機器の効率及び換気設備全体の総合的な効率の改善に必要な事項の保守及び点検に関する管理標準を設定。定期的に保守及び点検を行い、良好な状態に維持。</p>
ボイラーエquipment、給湯設備	<p>ア.ボイラー設備は、ボイラーの容量及び使用する燃料の種類に応じて空気比についての管理標準を設定。</p> <p>イ.ア.の管理標準は、ボイラーに関する基準空気比の値を基準として空気比を低下させるように設定。</p> <p>ウ.ボイラー設備は、蒸気等の圧力、温度及び運転時間に関する管理標準を設定し、適切に運転し過</p>	<p>ア.ボイラー設備は、燃料の供給量、蒸気の圧力、温水温度、排ガス中の残存酸素量、廃ガスの温度、ボイラー給水量その他のボイラーの効率の改善に必要な事項の計測及び記録に関する管理標準を設定。これらの事項を定期的に計測し、その結果を記</p>	<p>ア.ボイラー設備の効率の改善に必要な事項の保守及び点検に関する管理標準を設定。定期的に保守及び点検を行い、良好な状態に維持。</p> <p>イ.ボイラー設備の保温及び断熱の維持、スチームトラップの蒸気の漏えい、詰まりを防止するように保守及び点</p>

対象	管理	計測及び記録	保守及び点検
	<p>剩な蒸気等の供給及び燃料の供給をなくす。</p> <p>エ.ボイラーへの給水は水質に関する管理標準を設定し、水質管理を行う。なお、給水水質の管理は、JIS B 8223（ボイラーの給水及びボイラー水の水質）に規定するところ（これに準ずる規格を含む。）により行う。</p> <p>オ.複数のボイラー設備を使用する場合は、総合的なエネルギー効率を向上させるように管理標準を設定し、適切な運転台数とする。</p> <p>カ.給湯設備の管理は、季節及び作業の内容に応じ供給箇所の限定や供給期間、給湯温度、給湯圧力その他給湯の効率の改善に必要な事項についての管理標準を設定。</p> <p>キ.給湯設備の熱源設備の管理は、負荷の変動に応じ、熱源機とポンプ等の補機を含めた総合的なエネルギー効率を向上させるよう管理標準を設定。</p> <p>ク.給湯設備の熱源設備が複数の熱源機で構成されている場合は、負荷の状態に応じ、稼働台数の調整により熱源設備の総合的なエネルギー効率を向上させるよう管理標準を設定。</p>	<p>録。</p> <p>イ.給湯設備は、給水量、給湯温度その他給湯の効率の改善に必要な事項の計測及び記録に関する管理標準を設定。これらの事項を定期的に計測し、その結果を記録。</p>	<p>検に関する管理標準を設定。定期的に保守及び点検を行い、良好な状態に維持。</p> <p>ウ.給湯設備は、熱交換器に付着したスケールの除去等給湯効率の改善に必要な事項、自動制御装置の管理に必要な事項の保守及び点検に関する管理標準を設定。定期的に保守及び点検を行い、良好な状態に維持。</p>
照明設備、昇降機、動力設備	<p>ア.照明設備は、JIS Z 9110（照度基準）又はZ 9125（屋内作業場の照明基準）及びこれらに準ずる規格に規定するところにより管理標準を設定して使用。また、過剰又は不要な照明をなくすよう管理標準を設定し、調光による減光又は消灯を行う。</p> <p>イ.昇降機は、時間帯や曜日等により停止階の制限、複数台ある場合には稼働台数の制限等について管理標準を設定し、効率的な運転を行う。</p>	<p>照明設備は、照明を施す作業場所等の照度の計測及び記録に関する管理標準を設定。定期的に計測し、その結果を記録。</p>	<p>ア.照明設備は、照明器具及びランプ等の清掃並びに光源の交換等保守及び点検に関する管理標準を設定。定期的に保守及び点検を行う。</p> <p>イ.昇降機は、電動機の負荷となる機器、動力伝達部及び電動機の機械損失を低減するよう保守及び点検に関する管理標準を設定。定期的に保守及び点検を行う。</p> <p>ウ.給排水設備、機械駐車設備等の動力設備は、負荷機械（電動機の負荷となる機械をいう。以下同じ。）、動力伝達部及び電動機における機械損失を低減するよう保守及び点検に関する管理標準を設定。定期的に保守及び点検を行う。また、負荷機</p>

対象	管理	計測及び記録	保守及び点検
			機械ポンプ、ファン等の流体機械の場合は、流体の漏えいを防止し、流体を輸送する配管、ダクトの抵抗を低減するように保守及び点検に関する管理標準を設定。定期的に保守及び点検を行う。
受変電設備	ア.変圧器及び無停電電源装置は、部分負荷における効率を考慮して、変圧器及び無停電電源装置の全体の効率が高くなるように管理標準を設定し、稼働台数の調整及び負荷の適正配分を行う。 イ.受電端における力率は、95 パーセント以上とすることを基準として進相コンデンサ等を制御するように管理標準を設定して管理。	事務所その他の事業場における電気の使用量並びに受変電設備の電圧、電流等電気の損失を低減するために必要な事項の計測及び記録に関する管理標準を設定。これらの事項を定期的に計測し、その結果を記録。	受変電設備は、良好な状態に維持するように保守及び点検に関する管理標準を設定。定期的に保守及び点検を行う。

別表 2

庁舎管理・利用に係る省エネルギー対策例

対象設備等	省エネルギー対策（例）	実施基準（例）	
		常駐管理	常駐管理以外
熱源・空調設備共通	室内設定温湿度条件の変更	季節・外気温に応じ実施	季節ごとに実施
	運転時間の短縮など機器の起動・停止期間の最適な値に設定	毎日実施	季節ごとに実施
	季節ごと・室内負荷状況に応じた最適な運転方法の設定	週 1 回以上実施	季節ごとに実施
	空調終了前に関連機器（外調機・熱源機器）などの停止	毎日実施	—
	インテリア・ペリメータの年間冷暖房の取りやめ	季節・外気温に応じ実施	—
	冷房・暖房同時使用に伴うミキシングロスの確認及び防止	随時実施	随時実施
	温湿度センサを適正な位置に取付	必要に応じ実施	必要に応じ実施
	吹出し口の位置、方向の調整による温度分布均一化	必要に応じ実施	必要に応じ実施
	冷暖房期間の短縮化	季節・外気温に応じ実施	—
	空室・倉庫等の空調換気の停止	必要に応じ実施	必要に応じ実施
	運転時間の短縮	毎日実施	—
	残業時間帯の空調制限	毎日実施	—
	ブラインド・カーテンの休日前の閉止による休日明けの空調負荷の低減	毎日実施	—
	早朝・深夜の清掃作業における空調制限	毎日実施	—
	空調時間帯の扉・窓開放の禁止	季節・外気温に応じ実施	—
	空調の障害となる間仕切り・家具の配置の変更	随時実施	—
	共用部の温度設定を居室よりも緩和する措置の実施	毎日実施	季節ごとに実施

対象設備等	省エネルギー対策（例）	実施基準（例）	
		常駐管理	常駐管理以外
クールビズ・ウォームビズの実施 夏季における屋上等への散水の実施	季節ごとに実施	季節ごとに実施	—
	当該期間外気温に応じ実施	—	—
個別空調機	各種センサを含む自動制御装置の適正保守の実施	隨時実施	隨時実施
	エアーフィルタの定期清掃の実施	年2回以上実施	年2回以上実施
	冷温水フィンコイルの定期清掃の実施	年2回以上実施	年2回以上実施
	空調の還気、吹出し口の障害物の撤去	隨時実施	—
	ウォーミングアップ制御の採用	毎日実施	—
	空調立ち上げ時にに対し定常運転後に設定温度を2℃～3℃上げる又は下げる措置の実施	季節・外気温に応じ実施	—
	窓の開閉による自然換気の採用	季節・外気温に応じ実施	—
	外気温度の低い夜間に適温外気を取り入れるナイトページの実施	季節・外気温に応じ実施	—
	吸気口と排気口の近接により生じるショートサーキットの防止	隨時実施	隨時実施
	スケジュール運転の実施	隨時実施	隨時実施
個別空調機	ダクトのエアー漏れ・水漏れ・保温材の脱落等について保守管理の徹底	年1回以上実施	年1回以上実施
	全熱交換器の清掃管理	年2回以上実施	年2回以上実施
	全熱交換器の停止措置	季節・外気温に応じ実施	季節ごとに実施
	温湿度を一定の範囲内で制御するゼロエナジーバンドの設定	毎日実施	—
セントラル空調システム関連	冷水は高め、温水は低め、冷却水は低めの温度管理	毎日実施	—
	冷温水の大温度差運転の制御運転の実施（ポンプの搬送動力の低減）	隨時実施	—
	冷温水・冷却水の定期的な水質管理の実施（熱伝導率低下の防止）	月1回以上実施	月1回以上実施
	空調終了30分程度前の熱源機器の停止	毎日実施	—
冷凍機	冷凍機の運転圧力の適正管理	隨時実施	隨時実施
	蒸発器・凝縮器の薬洗・ブラシ清掃などのチューブ内部洗浄の実施	必要に応じ実施	必要に応じ実施
	温度計・圧力計などの計測機器の機能維持、点検整備の実施	年2回以上実施	年2回以上実施
	マノメーター・センサーなどの計測機器の機能維持、点検整備の実施	年2回以上実施	年2回以上実施
	機器のCOP値（効率）の管理	隨時実施	—
冷温水発生機・吸収式冷凍機	機内の機密の適正な維持管理	隨時実施	隨時実施
	蒸発器・凝縮器の薬洗・ブラシ清掃などのチューブ内部洗浄の実施	年2回以上実施	年2回以上実施
	温度計・圧力計などの計測機器の機能維持、点検整備の実施	年2回以上実施	年2回以上実施
	マノメーター・センサーなどの計測機器の機能維持、点検整備の実施	年2回以上実施	年2回以上実施
	機器のCOP値（効率）の管理	隨時実施	—
冷却塔	冷却水出入口温度の適正化	隨時実施	隨時実施
	充填材の汚れ、水質の汚れ等の管理	隨時実施	隨時実施
	冷却塔水槽の清掃	隨時実施	隨時実施
	バルブの開閉状態の確認	隨時実施	隨時実施
	冷却水の薬注管理の実施	隨時実施	隨時実施

対象設備等	省エネルギー対策（例）	実施基準（例）	
		常駐管理	常駐管理以外
蓄熱槽	空調負荷予測等を踏まえた蓄熱槽における水・氷蓄熱量の最適な運転の実施	随時実施	—
	槽内温度分布の適正管理	随時実施	—
ファンコイル	ペリメータ用ファンコイルの最適な運転（時間帯・設定温度）	季節・外気温に応じ実施	—
	エアーフィルタの定期的な清掃	月1回以上実施	月1回以上実施
	冷温水フィンコイルの定期的な清掃	年2回以上実施	年2回以上実施
	空調の還気、吹出し口の障害物の撤去	随時実施	—
空冷ヒートポンプ	室外機フィンコイルの定期的な洗浄	年1回以上実施	年1回以上実施
	室内機フィンコイルの定期的な洗浄	年1回以上実施	年1回以上実施
	室内機のエアーフィルタの定期的な清掃	月1回以上実施	月1回以上実施
	運転圧力・運転電流などによる運転状況の確認・管理	毎日実施	—
	全熱交換器の清掃	年2回以上実施	年2回以上実施
空冷ヒートポンプ	全熱交換器の停止措置	季節・外気温に応じ実施	季節ごとに実施
水冷パッケージ方式	室内機フィンコイルの定期的な洗浄	年1回以上実施	年1回以上実施
	エアーフィルタの定期的な清掃	月1回以上実施	月1回以上実施
	運転圧力・運転電流などによる運転状況の確認・管理	毎日実施	—
	全熱交換器の清掃	年2回以上実施	年2回以上実施
	全熱交換器の停止措置	季節・外気温に応じ実施	季節ごとに実施
	冷却水薬洗の実施	年1回以上実施	年1回以上実施
給排気設備	機械室、電気室、倉庫の換気量の制限	随時実施	随時実施
	不使用室の換気停止（倉庫、機械室等）	必要に応じ実施	必要に応じ実施
	窓の開閉による自然換気の採用	季節・外気温に応じ実施	—
	ファンベルトの点検・交換	年1回以上実施	年1回以上実施
	排熱用換気ファンの起動設定温度の変更	必要に応じ実施	必要に応じ実施
	ファン、ダクト等のフィルターの目詰まり除去	必要に応じ実施	必要に応じ実施
	換気風量の適正な値への設定、外気量の削減	必要に応じ実施	—
ポンプ関連	二次ポンプの起動・停止・圧力・流量が最適な状態になるように設定	随時実施	—
	グランドパッキン等の水量適正管理の実施	月1回以上実施	月1回以上実施
	断熱材の状態管理	年2回以上実施	年2回以上実施
	3管・4管式設備の場合、状況に応じた運転停止などの実施	随時実施	—
ボイラ	空気比・排ガス温度等燃焼装置の適切な設定	随時実施	随時実施
	蒸気等の圧力、温水の温度の適切な設定	随時実施	随時実施
	伝熱面の清掃・スケール等の除去	年1回以上実施	年1回以上実施
	熱交換器類の伝熱面の管理	月1回以上実施	月1回以上実施
	ボイラーの水質管理（JIS B 8223による）	月1回以上実施	月1回以上実施
	蒸気トラップの機能維持（ドレンの回収）	月1回以上実施	月1回以上実施
	機器のCOP値（効率）の管理	随時実施	—
給湯設備	給湯時間の制限と給湯範囲の縮小	季節・外気温に応じ実施	季節ごとに実施
	夏季における手洗い場等の給湯の停止	当該期間毎日実施	当該期間毎日実施
	給湯温度の設定変更	季節・外気温に応じ実施	季節ごとに実施
	使用上、支障のない範囲で給湯の分岐バルブを絞込み	必要に応じ実施	必要に応じ実施

対象設備等	省エネルギー対策（例）	実施基準（例）	
		常駐管理	常駐管理以外
照明設備	作業スペースの過剰照明の消灯、自然採光の活用、窓際の消灯	利用状況に応じ実施	利用状況に応じ実施
	調光による減光	利用状況に応じ実施	利用状況に応じ実施
	廊下・ホールの消灯及び間引き	利用状況に応じ実施	利用状況に応じ実施
	トイレ・給湯室不在時の消灯	毎日実施	—
	空室・倉庫等の消灯	毎日実施	必要に応じ実施
	昼休みの消灯	毎日実施	—
	残業実施場所を集約化することによる残業時間帯における部分消灯の実施	毎日実施	—
	始業点灯時間の短縮・制限	毎日実施	—
照明設備	器具の清掃による照明効率の向上	年1回以上実施	年1回以上実施
	定期的なランプ交換の実施（蛍光ランプ、HIDランプ等）	1回／2～3年	1回／2～3年
	ランプ交換時の初期照度補正の初期化	交換時に実施	—
	間仕切りの取りやめ	必要に応じ実施	—
	部分消灯を行いやすくするような照明の点灯範囲における机及び作業場所の適正な配置	必要に応じ実施	—
	ソーラータイマーのこまめな調整	月1回以上実施	月1回以上実施
	局部照明の採用	随時実施	—
	照明スイッチに点灯範囲を表示	必要に応じ実施	—
	照明制御設備の作動点検	必要に応じ実施	—
	手動によるこまめな点消灯	随時実施	—
搬送設備	エレベータ・エスカレータの運転台数制御（停止階の制限、稼働台数の制御）	毎日実施	—
	階段利用の促進	毎日実施	—
	庁舎内配送共同化の実施	毎日実施	—
	電動機の負荷となる機器、動力伝達部及び電動機の機器損失を低減するような保守及び点検	必要に応じ実施	—
給排水・衛生設備	配管のさび・腐食・水漏れの確認	必要に応じ実施	必要に応じ実施
	熱源機とポンプ等の補機を含めたエネルギー消費効率の向上	必要に応じ実施	—
	使用上、支障のない範囲で給水の分岐バルブを絞込み	必要に応じ実施	必要に応じ実施
	夏季における温水洗浄便座暖房の停止	季節・外気温に応じ実施	季節ごとに実施
受変電設備	受変電室の室内温度の見直し	季節ごとに実施	—
	デマンドの状況による負荷の調節	随時実施	—
	進相コンデンサによる力率管理	随時実施	—
	不要期間・不要時間帯の変圧器の切離し	必要に応じ実施	—
	変圧器の稼働台数の調整及び適正負荷の維持	随時実施	—
受変電設備	無停電電源装置の稼働台数の調整及び適正負荷の維持	随時実施	—
その他	自動販売機の節電（照明の消灯・夜間運転停止時）の実施	毎日実施	—
	OA機器等の昼休み等不使用時における電源の切断	毎日実施	—
	ブラインド・カーテンの有効利用	毎日実施	—
	対象設備・機器等の設定値の確認、運転結果の測定・記録	毎日実施	月1回以上実施

対象設備等	省エネルギー対策（例）	実施基準（例）	
		常駐管理	常駐管理以外
	省エネルギーに必要なエネルギーデータの把握・活用	毎日実施	月1回以上実施

植栽管理	【判断の基準】
	<p>① 植栽管理において使用する物品が特定調達品目に該当する場合は、判断の基準を満たしている物品が使用されている</p> <p>② 総合的病害虫・雑草管理を行う体制の確保</p> <p>病害虫予防として、適切な剪定や刈込みを行って通風をよくし、日照等を確保するとともに、適切な防除手段を用いて、害虫や雑草の密度を低いレベルに維持する総合的病害虫・雑草管理を行う体制が確保されていること。</p> <p>③ やむを得ず農薬を使用する場合の適正使用</p> <p>やむを得ず農薬を使用する場合は農薬取締法に基づいて登録された適正な農薬を、ラベル等に記載されている使用方法（使用回数、使用量、使用濃度等）及び使用上の注意事項を遵守するとともに、使用する区域及び薬剤量を必要最小限にとどめ、農薬の飛散防止に最大限配慮すること。</p>
	<p>【配慮事項】</p> <p>①灌水の雨水利用に配慮されていること。</p> <p>②剪定・除草において発生した、小枝・落葉等の処分について、堆肥化等の環境負荷低減が図られていること。</p> <p>③施肥に当たっては、植栽管理において発生した落葉等からできた堆肥（土壤改良材）が使用されていること。</p> <p>④剪定・伐採等にチェーンソーを使用する場合のチェーンソーオイルは、生分解性のものが使用されていること。</p> <p>⑤植替え等が生じた場合、既存の植栽を考慮し、病害虫の発生しにくい樹種の選定等について、施設管理者への提案が行われること。</p> <p>⑥植栽管理に当たり、使用する機材・器具等については、可能な限り環境負荷低減策が講じられていること。</p> <p>⑦植栽管理に当たり、可能な限り、再使用又は再生利用可能である植込み材の使用に努めていること。</p>

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「植栽管理」とは、庁舎周辺等の植栽地及び屋上緑化等の管理とする。
- 2 植栽管理に係る判断の基準②の「総合的病害虫・雑草管理を行う体制」とは、生息状況等の調査、被害の早期発見、剪定や捕殺などの物理的防除を優先した防除方法の選択等、経済性を考慮しつつ健康と環境への負荷の軽減を総合的に講じる体制をいう。
- 3 植栽管理に係る判断の基準②及び③については、農薬の使用に係る施設管理者や周辺地域への情報提供、農薬の飛散防止、適正使用の記録の保持等、「住宅地等における農薬使用について（平成25年4月26日付25消安第175号）」「名古屋市の施設等における農薬・殺虫剤等薬剤の使用に係る基本指針」、「名古屋市の施設等における農薬・殺虫剤等薬剤の適正使用に係る基本指針（解説編）」及び「農薬・殺虫剤等薬剤の適正使用マニュアル（屋外 農薬編）」に準拠したものであること。
- 4 生分解度の試験方法は、次のいずれかの方法とする。ただし、これらの試験方法については、10-d windowを適用しない。

※OECD(経済協力開発機構)化学品テストガイドライン

- 301B(CO₂発生試験)
- 301C(修正 MITI(I) 試験)
- 301F(Manometric Respirometry 試験)

※ASTM(アメリカ材料試験協会)

- D5864(潤滑油及び潤滑油成分の水環境中の好気的生分解度を決定する標準試験法)

・D6731(密閉 respirometer 中の潤滑油、又は潤滑油成分の水環境中の好気的生分解度を決定する標準試験法)

加煙試験	<p>【判断の基準】</p> <p>○ 加煙試験機の発煙体にフロン類が使用されていないこと。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
------	---

- 備考) 1 消防設備点検業務等に加煙試験を含む場合にも、本項の判断の基準を適用する。
- 2 「フロン類」とは、フロン類の使用的合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号)第2条第1項に定める物質をいう。

清掃	<p>【判断の基準】</p> <p>○ 次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>① 次の要件を満たすこと。</p> <p>ア. 清掃において使用する物品が特定調達品目に該当する場合は、判断の基準を満たしている物品が使用されている</p> <p>イ. 廉油又は動植物油脂を原料とした石けん液又は石けんを使用</p> <p>洗面所の手洗い洗剤として石けん液又は石けんを使用する場合には、資源有効利用の観点から、廉油又は動植物油脂を原料とした石けん液又は石けんが使用されていること。ただし、植物油脂が原料として使用される場合にあっては、持続可能な原料が使用されていること。</p> <p>ウ. ごみを分別し、適切に回収を実施</p> <p>ごみの収集は、資源ごみ(紙類、缶、びん、ペットボトル等)、生ごみ、可燃ごみ、不燃ごみを分別し、適切に回収が実施されていること。</p> <p>エ. 古紙のリサイクルに配慮した分別・回収を実施</p> <p>資源ごみのうち、紙類については、古紙のリサイクルに配慮した分別・回収が実施されていること。また、分別が不徹底であった場合や排出量が前月比又は前年同月比で著しく増加した場合は、施設管理者と協力して改善案の提示がなされること。</p> <p>オ. 清掃に使用する床維持剤(ワックス)、洗浄剤等の揮発性有機化合物の含有量が指針値以下</p> <p>カ. 環境負荷低減に資する技術を有する適正な事業者であり、より環境負荷低減が図られる清掃方法等について、具体的提案が行われている</p> <p>② エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①清掃に用いる床維持剤、洗浄剤等は、使用量削減又は適正量の使用に配慮されていること。</p> <p>②補充品等は、過度な補充を行わないこと。</p> <p>③洗剤を使用する場合は、清掃用途に応じ適切な水素イオン濃度(pH)のものが使用されていること。</p> <p>④清掃に使用する床維持剤、洗浄剤等については、可能な限り指定化学物質を含まないものが使用されていること。</p> <p>⑤清掃に当たって使用する電気、ガス等のエネルギーと水等の資源の削減に努めていること。</p> <p>⑥建物の状況に応じた清掃の適切な頻度を提案するよう努めていること。</p> <p>⑦清掃において使用する物品の調達に当たっては、特定調達品目に該当しない場合であっても、資源採取から廃棄に至るライフサイクル全体についての環境負荷の低減に考慮するよう努めること。</p>
----	---

- 備考) 1 判断の基準①イの「持続可能な原料が使用されていること」とは、石けん液又は石けんの製造事

業者が原料に係る持続可能な調達方針を作成した上で当該方針に基づき原料を調達している場合をいう。

- 2 清掃における判断の基準①工の紙類の排出に当たって、調達を行う各機関は、庁舎等における紙類の使用・廃棄の実態を勘案しつつ、別表1及び2を参考とし、清掃事業者等と協議の上、古紙排出に当たっての分類を定め、古紙再生の阻害要因となる材料の混入を排除して、分別を徹底すること。印刷物について、印刷役務の判断の基準を満たしたりサイクル対応型印刷物は、紙向けの製紙原料として使用されるよう、適切に分別すること。
- 3 清掃における判断の基準①才の揮発性有機化合物の指針値については、厚生労働省の定める室内濃度指針値に基づくものとする。
- 4 清掃における判断の基準①力の「環境負荷低減が図られる清掃方法等」とは、汚染度別の清掃方法の採用、室内環境の汚染前に除去する予防的清掃方法の採用、清掃用機材の性能維持による確実な汚染除去の実施等をいう。
- 5 本項の判断の基準②の「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、商品類型 No.510「清掃サービス Version1」に係る認定基準をいう。
- 6 清掃の配慮事項③については、家庭用品品質表示法に基づく水素イオン濃度(pH)の区分を参考とすること。なお、床維持剤及び床用洗浄剤については、原液で pH5～pH9 が望ましい。
- 7 清掃の配慮事項④の「指定化学物質」とは、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律の対象となる物質をいう。
- 8 調達を行う各機関は、床維持剤の剥離洗浄廃液等の建築物の清掃作業に伴う廃液の適正処理を図るよう必要な措置を講ずること。

別表1

古紙の分別方法(例)

分類	品目
新聞	新聞(折込チラシを含む)
段ボール	段ボール
雑誌	ポスター、チラシ 雑誌、報告書、カタログ、パンフレット、書籍、ノートなど冊子形状のもの
OA用紙	コピー用紙及びそれに準ずるもの
印刷物	冊子類
その他雑がみ	封筒、紙箱、DM、メモ用紙、包装紙など上記以外の紙
シュレッダー屑	庁舎等内において裁断処理した紙

別表2

古紙再生の阻害要因となる材料(例)

分類	種類
紙製品	粘着物の付いた封筒
	防水加工された紙
	裏カーボン紙、ノーカーボン紙(宅配便の複写伝票など)
	圧着はがき
	感熱紙
	写真、インクジェット写真プリント用紙、感光紙
	プラスチックフィルムやアルミ箔などを貼り合わせた複合素材の紙
	金・銀などの金属が箔押しされた紙
	臭いの付いた紙(石けんの個別包装紙、紙製の洗剤容器、線香の紙箱等)
	捺染紙(昇華転写紙、アイロンプリント紙等)

	感熱発泡紙
	合成紙
	汚れた紙(使い終わった衛生用紙、食品残さなどで汚れた紙等)
紙以外	粘着テープ類
	ワッペン類
	ファイルの金属
	金属クリップ類
	フィルム類
	発泡スチロール
	セロハン
	プラスチック類
	ガラス製品
	布製品

タイルカーペット洗浄	<p>【判断の基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 洗浄に使用する機器の消費電力量が 0.22kWh/m²以下 ② 洗浄に使用する水量が 40L/m²以下 ③ 洗浄に使用する洗剤等は、清掃に係る判断の基準(「清掃」参照。)を満たすこと。 ④ 洗浄完了後のタイルカーペットを水洗いした改修雨水の透視度が 5 ポイント以下 <p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①洗浄に用いる洗剤等は、使用量削減又は適正量の使用に配慮されていること。 ②洗剤の原料に植物油脂が使用される場合にあっては、持続可能な原料が使用されていること。 ③洗浄に使用する洗剤等については、指定化学物質を含まないものが使用されていること。 ④洗浄に当たって使用する電気等のエネルギーや水等の資源の削減に努めていること。
------------	---

- 備考)
1. 本項の判断の基準の対象とする「タイルカーペット洗浄」とは、敷設されたタイルカーペットを取り外し、施工現場又は事業所等においてタイルカーペットの汚れを遊離・分解し洗い流すとともに、汚水が残らないように吸引若しくは脱水することをいう。
 2. 判断の基準④の透視度は JIS K 0120 による。
 3. 配慮事項③の「指定化学物質」とは、特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律の対象となる物質をいう。

機密文書 処理	<p>【判断の基準】</p> <p>① 機密文書の処理に当たっては、排出・一時保管、回収、運搬、処理の各段階において、機密漏洩に対する適切な対策を講じたうえで、製紙原料としての利用が可能となるよう次の事項を満たすこと。</p> <p>ア. 古紙再生の阻害となるものを除去する体制が整っている イ. 直接溶解処理に当たっては、異物除去システムが導入された設備において処理される ウ. 破碎処理に当たっては、可能な限り紙の纖維が保持される処理が行われる</p> <p>② 適正処理が行われたことを示す機密処理・リサイクル管理票を発注者に提示</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①機密文書の処理量を定期的に集計し、発注者への報告がなされること。 ②紙(印刷・情報用紙及び衛生用紙)として再生可能な処理が行われること。 ③運搬に当たっては、積載方法、搬送方法、搬送ルートの効率化が図られていること。 ④可能な限り電動車等又は低燃費・低公害車による運搬が行われること。</p>
------------	---

- 備考) 1 調達を行う各機関は、廃棄書類の排出に当たって機密の度合や必要性を考慮し、可能な限り機密文書として排出する量の削減に努めること。
- 2 調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。
- ア. 判断の基準①の破碎処理の発注に当たっては、裁断紙片の大きさについて確認を行うこと(古紙の再生においては、裁断した紙片が望まれる機密性の範囲において、より大きい方が望ましい。事業者による裁断紙片サイズの目安は 10mm × 50mm 以上)。
- イ. 庁舎等内におけるシュレッダー処理は、一般的に古紙原料としての利用適性が低下することから、機密の度合いや必要性を考慮して行うこと。シュレッダー屑は廃棄・焼却せず、紙の種類に応じて適切に製紙原料として使用されるよう、古紙回収業者や機密文書処理事業者等に回収・処理を依頼するよう努めること(古紙として再生に適した紙幅の目安は 5mm 以上)。
- ウ. 本項の「清掃」に示した別表1を参考に、施設の状況に応じた分別方法を定めるとともに、別表2に示された古紙再生の阻害要因となる材料を取り除き、適切な分別回収に努めること。
- 3 判断の基準②の「機密処理・リサイクル管理票」とは、回収された機密文書が機密抹消処理後に製紙原料として使用されたことを証明する書類をいう。なお、この証明書は溶解、破碎などの処理を事業者に委託した場合に提示されるものであり、調達を行う各機関内でシュレッダー処理を行ったシュレッダー屑についてはこの限りではない。
- 4 配慮事項④の「電動車等又は低燃費・低公害車」とは、本基本方針に示した「13-1 自動車」を対象とする。

害虫駆除	<p>【判断の基準】</p> <p>① 害虫防除において使用する物品が特定調達品目に該当する場合は、判断の基準を満たしている物品が使用されている</p> <p>② 総合的な防除措置が講じられている</p> <p>殺虫剤及び殺そ剤の一律の使用を避け、生息状況調査等を重視した総合的な防除措置が講じられていること。</p> <p>③ 殺虫剤又は殺そ剤の適正使用</p> <p>殺虫剤(衛生害虫用に限る。)又は殺そ剤の使用に当たっては、薬事法上の製造販売の承認を得た医薬品又は医薬部外品を使用し、ラベル等に記載されている使用方法及び使用上の注意事項を遵守するとともに、使用する区域及び薬剤量を必要最小限にとどめること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○生息状況等に応じた適切な害虫防除方法等を提案するよう努めていること。</p>
------	--

- 備考) 害虫防除に係る判断の基準②及び③については、「名古屋市の施設等における農薬・殺虫剤等薬剤の使用に係る基本指針」、「名古屋市の施設等における農薬・殺虫剤等薬剤の適正使用に係る基本指針(解説編)」及び「農薬・殺虫剤等薬剤の適正使用マニュアル(屋内殺虫剤等編)」に準拠したものであること。

22-7 輸配送

(1) 品目及び判断の基準等

輸配送	<p>【判断の基準】</p> <p>① エネルギーの使用の実態及びエネルギーの使用の合理化に係る取組効果を定期的に把握</p> <p>② 環境保全のための仕組み・体制の整備</p> <p>③ エコドライブを推進するための措置が講じられている</p> <p>④ 環境の保全の観点から車両の点検・整備を実施</p> <p>大気汚染物質の排出削減、エネルギー効率を維持する等の環境の保全の観点から車両の点検・整備を実施していること。</p> <p>⑤ モーダルシフトを実施</p> <p>⑥ 輸配送効率の向上のための措置が講じられている</p> <p>⑦ 環境報告書等により公表又は第三者により客観的な立場から審査</p> <p>上記①については使用実態、取組効果の数値が、上記②から⑥については実施の有無がウェブサイトを始め環境報告書等により公表され、容易に確認できること、又は第三者により客観的な立場から審査されていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>① エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)に基づく「貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する貨物輸送事業者の判断の基準」(平成18年経済産業省・国土交通省告示第7号)及び「貨物の輸送に係る電気の需要の平準化に資する措置に関する電気使用貨物輸送事業者の指針」(平成26年経済産業省・国土交通省告示第2号)を踏まえ、輸配送におけるエネルギーの使用の合理化及び電気の需要の平準化に資する措置の適切かつ有効な実施が図られていること。</p> <p>② 電動車等又は低燃費・低公害車の導入目標を設定するとともに、導入を推進していること。また、可能な限り電動車等又は低燃費・低公害車による輸配送が実施されていること。</p> <p>③ 輸配送に使用する車両台数を削減するため積載率の向上が図られていること。</p> <p>④ 輸配送回数を削減するために共同輸配送が実施されていること。</p> <p>⑤ 再配達を削減するための取組が実施されていること。</p> <p>⑥ エコドライブを推進するための装置が可能な限り導入されていること。</p> <p>⑦ 道路交通情報通信システム(VICS)対応カーナビゲーションシステムや自動料金収受システム(ETC)等、高度道路交通システム(ITS)の導入に努めていること。</p> <p>⑧ 販売されている宅配便、小包郵便物等の包装用品については、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>⑨ 搬送時の梱包物の型崩れ・荷崩れを防止するプラスチック製フィルムの代替として、繰り返し使用可能な荷崩れ等防止ベルトの活用に努めていること。</p> <p>⑩ 事業所、集配拠点等の施設におけるエネルギー使用実態の把握を行うとともに、当該施設におけるエネルギー使用量の削減に努めていること。</p> <p>⑪ 契約により輸配送業務の一部を行う者に対して、可能な限り環境負荷低減に向けた取組を実施するよう要請するものとする。</p> <p>⑫ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)の対策地域において輸配送する場合にあっては、可能な限り排出基準を満たした自動車による輸配送が行われていること。</p>
-----	---

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「輸配送」とは、国内向けの信書、宅配便、小包郵便物(一般、冊子等)及びメール便をいう。

ア. 「信書」とは、特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書をいう。

イ. 「宅配便」とは、一般貨物自動車運送事業の特別積合せ貨物運送又はこれに準ずる貨物の運送及び利用運送事業の鉄道貨物運送、内航海運、貨物自動車運送、航空貨物運送のいずれか又はこれらを組み合わせて利用する運送であって、重量 30kg 以下の一口一個の貨物をいう。

ウ. 「メール便」とは、書籍、雑誌、商品目録等比較的軽量な荷物を荷送人から引き受け、それら

を荷受人の郵便受箱等に投函することにより運送行為を終了する運送サービスであって、重量1kg以下の一口一冊の貨物をいう。

2 「環境保全のための仕組み・体制の整備」とは、環境に関する計画・目標を策定するとともに、当該計画等の実施体制を定め、環境保全に向けた取組を推進することをいう。

3 「エコドライブ」とは、エコドライブ普及連絡会作成「エコドライブ10のすすめ」(令和2年1月)に基づく運転をいう。

(参考)①自分の燃費を把握しよう②ふんわりアクセ『eスタート』③車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転④減速時は早めにアクセルを離そう⑤エアコンの使用は適切に⑥ムダなアイドリングはやめよう⑦渋滞を避け、余裕をもって出発しよう⑧タイヤの空気圧から始める点検・整備⑨不要な荷物はおろそう⑩走行の妨げとなる駐車はやめよう

4 判断の基準③の「エコドライブを推進するための措置」とは、次の要件を全て満たすことをいう。

ア. エコドライブについて運転者への周知がなされていること。

イ. エコドライブに係る管理責任者の設置、マニュアルの作成(既存マニュアルの活用を含む)及びエコドライブの推進体制を整備していること。

ウ. エコドライブに係る教育・研修等を実施していること。

エ. 運行記録を運転者別・車種別等の適切な単位で把握し、エネルギーの使用の管理を行っていること。

5 判断の基準④の「車両の点検・整備」とは、日常点検、定期点検の実施等道路運送車両法等において規定されている事項を遵守するほか、車両のエネルギー効率を維持する等環境の保全のために、別表に示した点検・整備項目に係る自主的な管理基準を定め、実施していることをいう。

6 「モーダルシフト」とは、貨物輸送において、環境負荷の少ない大量輸送機関である鉄道貨物輸送・内航海運の活用により、輸送機関(モード)の転換(シフト)を図ることをいう。ただし、その主業務が幹線輸送を伴わない場合は、判断の基準⑤を適用しない。

7 判断の基準⑥の「輸配送効率の向上のための措置」とは、次の要件を全て満たすことをいう。

ア. エネルギーの使用に関して効率的な輸配送経路を事前に選択し、運転者に周知していること。

イ. 渋滞情報等を把握することにより、適切な輸配送経路を選択できる仕組みを有していること。

ウ. 輸配送量、地域の特性に応じた適正車種の選択をしていること。

エ. 輸配送先、輸配送量に応じて拠点経由方式と直送方式を使い分け、全体として輸配送お距離を短縮していること。

8 「環境報告書」とは、環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律(平成16年法律77号)第2条第4項に規定する環境報告書をいう。

9 配慮事項②の「電動車等又は低燃費・低公害車」とは、本ガイドラインに示した「13-1 自動車」を対象とする。

10 「契約により輸配送業務の一部を行う者」とは、本項の役務の対象となる輸配送業務の一部を当該役務の提供者のために実施するものをいう。

別 表

車両のエネルギー効率の維持等環境の保全に係る点検・整備項目

【点検・整備の推進体制】	
<input type="checkbox"/>	点検・整備は、明示された実施計画に基づき、その結果を把握し、記録として残していること。
<input type="checkbox"/>	点検・整備結果に基づき、点検・整備体制や取組内容について見直しを行う仕組みを有すること。
【車両の適切な点検・整備】	
<input checked="" type="checkbox"/>	点検・整備を整備事業者に依頼するに当たっては、車両の状態を日常から把握し、その状況について伝えていること。
<input checked="" type="checkbox"/>	目視により黒煙が増加してきたと判断された場合には、点検・整備を実施していること。

- フロン類の大気中への放出を抑制するため、カーエアコンの効き具合等により、エアコンガスが減っている(漏れている)と判断された場合には、カーエアコンの点検・整備を実施していること。

【自主的な管理基準による点検・整備】

(エア・クリーナ・エレメント関連)
■ エア・クリーナ・エレメントの清掃・交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
(エンジンオイル関連)
■ エンジンオイルの交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
■ エンジンオイルフィルタの交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
(燃料装置関連)
□ 燃料装置のオーバーホールや交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
(排出ガス減少装置関連)
■ 排出ガス減少装置(DPF、酸化触媒)の点検に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
(その他)
■ タイヤの空気圧の点検・調整は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、空気圧の測定に基づき実施していること。
□ トランスミッションオイルの漏れの点検は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
□ トランスミッションオイルの交換は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
□ デファレンシャルオイルの漏れの点検は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
□ デファレンシャルオイルの交換は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。

注:「■」は車両の点検・整備に当たって必ず実施すべき項目

「□」は車両の点検・整備に当たって実施するよう努めるべき項目

22-8 旅客輸送(自動車)

(1) 品目及び判断の基準等

旅客輸送	【判断の基準】
	<p>① エネルギーの使用の実態及びエネルギーの使用の合理化に係る取組効果を定期的に把握</p> <p>② 環境保全のための仕組み・体制の整備</p> <p>③ エコドライブを推進するための措置が講じられている</p> <p>④ エネルギー効率を維持する等環境の保全のため車両の点検・整備を実施</p> <p>⑤ 旅客輸送効率の向上のための措置又は空車走行距離の削減のための措置が講じられている</p> <p>⑥ 環境報告書等により公表又は第三者により客観的な立場から審査</p> <p>上記①については使用実態、取組効果の数値が、上記②から⑤については実施の状況がウェブサイトを始め環境報告書等により公表され、容易に確認できること、又は第三者により客観的な立場から審査されていること。</p>
【配慮事項】	
<p>①エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)に基づく「旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する旅客輸送事業者の判断の基準」(平成18年経済産業省・国土交通省告示第6号)及び「旅客の輸送に係る電気の需要の平準化に資する措置に関する電気使用旅客輸送事業者の指針」(平成26年経済産業省・国土交通省告示第3号)を踏まえ、旅客輸送におけるエネルギーの使用の合理化及び電気の需要の平準化</p>	

	に資する措置の適切かつ有効な実施が図られていること。 ②電動車等又は低燃費・低公害車の導入目標を設定するとともに、導入を推進していること。また、可能な限り電動車等又は低燃費・低公害車による旅客輸送が実施されていること。 ③エコドライブを推進するための装置が可能な限り導入されていること。 ④道路交通情報通信システム(VICS)対応カーナビゲーションシステムや自動料金収受システム(ETC)等、高度道路交通システム(ITS)の導入に努めていること。 ⑤事業所、営業所等におけるエネルギー使用実態の把握を行うとともに、当該施設におけるエネルギー使用量の削減に努めていること。 ⑥GPS-AVMシステムの導入による効率的な配車に努めていること。
--	--

備考) 1 「エコドライブ」とは、エコドライブ普及連絡会作成「エコドライブ 10 のすすめ」(令和2年1月)に基づく運転をいう。

(参考)①自分の燃費を把握しよう②ふんわりアクセル『eスタート』③車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転④減速時は早めにアクセルを離そう⑤エアコンの使用は適切に⑥ムダなアイドリングはやめよ⑦渋滞を避け、余裕をもって出発しよう⑧タイヤの空気圧から始める点検・整備⑨不要な荷物はおろそう⑩走行の妨げとなる駐車はやめよう

2 「環境保全のための仕組み・体制の整備」とは、環境に関する計画・目標を策定するとともに、当該計画等の実施体制を定め、環境保全に向けた取組を推進することをいう。

3 判断の基準③の「エコドライブを推進するための措置」とは、次の要件を全て満たすことをいう。

ア. エコドライブについて運転者への周知がなされていること。

イ. エコドライブに係る管理責任者の設置、マニュアルの作成(既存マニュアルの活用を含む)及びエコドライブの推進体制を整備していること。

ウ. エコドライブに係る教育・研修等を実施していること。

エ. 運行記録を運転者別・車種別等の適切な単位で把握し、エネルギーの使用の管理を行っていること。

4 判断の基準④の「車両の点検・整備」とは、日常点検、定期点検の実施等道路運送車両法等において規定されている事項を遵守するほか、車両のエネルギー効率を維持する等環境の保全のために、別表に示した点検・整備項目に係る自主的な管理基準を定め、実施していることをいう。

5 判断の基準⑤の「旅客輸送効率の向上のための措置」及び「空車走行距離の削減のための措置」とは、次の要件を満たすことをいう。

一般貸切旅客自動車にあっては次の要件ア及びイを満たすことをいう。

ア. エネルギーの使用に関して効率的な旅客輸送経路を事前に選択し、運転者に周知していること。

イ. 輸送人数、地域の特性に応じた適正車種の選択をしていること。

一般乗用旅客自動車にあっては次の要件ウを満たすことをいう。

ウ. 配車に無線を導入していること、あるいは他の通信・情報機器等を利用し運転者との連絡が取れる体制を有していること。

6 配慮事項②の「電動車等又は低燃費・低公害車」とは、本ガイドラインに示した「13-1 自動車」を対象とする。

7 「環境報告書」とは、環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律(平成 16 年法律 77 号)第2条第4項に規定する環境報告書をいう。

別 表

車両のエネルギー効率の維持等環境の保全に係る点検・整備項目

【点検・整備の推進体制】	
<input type="checkbox"/>	点検・整備は、明示された実施計画に基づき、その結果を把握し、記録として残していること。
<input type="checkbox"/>	点検・整備結果に基づき、点検・整備体制や取組内容について見直しを行う仕組みを有すること。
【車両の適切な点検・整備】	

■ 車両の状態を日常から把握し、環境に対して影響のある現象が確認された時には、直ちに点検・整備を実施していること。
■ ディーゼル車にあっては、目視により黒煙が増加してきたと判断された場合には、点検・整備を実施していること。
■ フロン類の大気中への放出を抑制するため、カーエアコンの効き具合等により、エアコンガスが減っている(漏れている)と判断された場合には、カーエアコンの点検・整備を実施していること。

【自主的な管理基準による点検・整備】

(エア・クリーナ・エレメント関連)
■ ディーゼル車にあっては、エア・クリーナ・エレメントの清掃・交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
(エンジンオイル関連)
■ エンジンオイルの交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
■ エンジンオイルフィルタの交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
(燃料装置関連)
□ ディーゼル車にあっては、燃料装置のオーバーホールや交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
(排出ガス減少装置関連)
■ ディーゼル車にあっては、排出ガス減少装置(DPF、酸化触媒)の点検に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
(その他)
■ タイヤの空気圧の点検・調整は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、空気圧の測定に基づき実施していること。
□ トランミッショントリムの漏れの点検は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
□ トランミッショントリムの交換は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
□ デフアレンシャルオイルの漏れの点検は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
□ デフアレンシャルオイルの交換は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。

注:「■」は車両の点検・整備に当たって必ず実施すべき項目

「□」は車両の点検・整備に当たって実施するよう努めるべき項目

22-9 小売業務

(1) 品目及び判断の基準等

店舗等において営業を行う小売業務	<p>【判断の基準】</p> <p>○ 店舗又は敷地内において委託契約等によって営業を行う小売業務の店舗にあっては、次の要件を満たすこと。</p> <p>① 容器包装の過剰な使用を抑制するための独自の取組が行われていること</p> <p>② 消費者のワンウェイ製品及び容器包装の廃棄物の排出の抑制を促進するための独自の取組が行われていること</p> <p>③ 店舗において取り扱う商品の容器包装のうち、再使用を前提とするものについては、当該店舗において返却・回収が可能であること。</p> <p>④ ワンウェイのプラスチック製の買物袋(以下「レジ袋」という。)を提供する場合は、次の要件を満たすこと。</p> <p>ア. バイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが25%以上使</p>
------------------	---

	<p>用されていること。</p> <p>イ. 呼び厚さが0.02mm以下であること。</p> <p>ウ. 素材が単一であるなど、再生利用のための工夫がなされていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①店舗において取り扱う商品については、簡易包装等により容器包装の使用量を削減したものであること。</p> <p>②店舗において飲料を充填して提供する場合は、マイカップ・マイボトルに対応可能であること。</p> <p>③レジ袋を提供する場合は、バイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものの配合率が可能な限り高いものであること。</p> <p>④食品を取り扱う場合は、食品廃棄物等を再生利用等して製造された飼料・肥料等を用いて生産された食品を優先的に取り扱うこと。</p> <p>⑤食品ロスの削減のために納品期限を緩和する等、フードチェーン全体の環境負荷の低減に資する取組に協力していること。</p> <p>⑥食品廃棄物の発生量の把握並びに発生抑制及び再生利用等のための計画の策定、目標の設定が行われていること。</p> <p>⑦食品廃棄物の発生抑制のため、消費者に対する呼びかけ、啓発等が行われていること。</p> <p>⑧食品の調達において、その原材料の持続可能な生産・消費を確保するため、持続可能性に関する調達方針等が公表されていること。</p> <p>⑨食品廃棄物等の発生抑制の目標値が設定されている業種に該当する場合は、食品廃棄物等の単位当たり発生量がこの目標値以下であること。</p> <p>⑩食品循環資源の再生利用等の実施率が、判断基準省令で定める基準実施率を達成していること又は目標年に目標値を達成する計画を策定すること。</p> <p>⑪プラスチック製のごみ袋を使用する場合は、本ガイドライン「2.3. ゴミ袋等」における「プラスチック製ごみ袋」に係る判断の基準を満たす物品が使用されていること。</p>
--	--

- 備考) 1 判断の基準①の「独自の取組」とは、薄肉化又は軽量化された容器包装を使用すること、商品に応じて適正な寸法の容器包装を使用することその他の小売業者自らが容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するために取り組む措置をいう。
- 2 判断の基準②の「独自の取組」とは、商品の販売に際して消費者に買物袋等を有償で提供すること、消費者がワンウェイのプラスチック製の買物袋等を使用しないように誘引するための手段として景品等を提供すること、自ら買物袋等を持参しない消費者に対し繰り返し使用が可能な買物袋等を提供すること、ワンウェイの箸、フォーク、スプーン、ストロー等や容器包装の使用に関する意思を消費者に確認することその他の消費者による容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するために取り組む措置をいう。
- 3 判断の基準③は、当該店舗においてリユースびんを使用した飲料等を販売している場合に、販売した製品の容器包装を返却・回収が可能なように回収箱の設置等を行うことをいう。
- 4 「バイオマスプラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチックをいう。
- 5 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいい、植物を原料とするポリエチレン等が該当する。
- 6 判断の基準④ア及び配慮事項③の「バイオマスプラスチック」の重量は、当該プラスチック重量にバイオベース合成ポリマー含有率(プラスチック重量に占めるバイオマスプラスチックに含まれるバイオマス由来原料分の重量の割合)を乗じたものとする。
- 7 判断の基準④イの「呼び厚さ」の基準については、主に飲食料品や日用雑貨等を販売する小売店で提供する一般的なレジ袋に適用するものとする。また、当該基準の試験方法、許容範囲等は、JIS Z 1702 に準ずるものとし、平均厚さの許容される誤差は、呼び厚さの-0.001mm から+0.002mm の範囲とする。
- 8 判断の基準④ウは、着色・補強・帯電防止その他、プラスチックの機能変化を主目的とした物質の添加を妨げない。
- 9 判断の基準④アのバイオマスプラスチックの配合率に係る基準については、「プラスチック製買物袋

の有料化のあり方について」(令和元年12月25日)に基づき、判断の基準を満たす製品の市場動向を勘案しつつ検討を実施し、適切に引き上げるものとする。

- 10 配慮事項④、⑥及び⑩の「再生利用等」とは、食品リサイクル法に基づく再生利用等のことをいう。
- 11 配慮事項⑥、⑦及び⑨の「発生抑制」とは、判断基準省令に基づく食品廃棄物等の発生の抑制のことをいう。
- 12 配慮事項⑧の「持続可能性に関する調達方針等」とは、事業者が環境、社会、経済活動等の方向性を示した方針等に、持続可能な調達に関する記述が含まれたものをいう。なお、「持続可能な調達」とは、持続可能性に関する方針を明示している生産者・流通業者からの調達など持続可能な生産・消費に資する調達をいう。
- 13 配慮事項⑨については、食品リサイクル法に基づく食品廃棄物等多量発生事業者に該当しない場合において、食品廃棄物等の単位当たりの発生量が目標値以下であること又は当該目標値を達成するための自主的な計画を策定していることで、適合しているものとみなす。

22-10 クリーニング

(1) 品目及び判断の基準等

クリーニング	<p>【判断の基準】</p> <p>① ドレンの回収及び再利用により、省エネルギー及び水資源節約等の環境負荷低減が図られている ② エコドライブを推進するための措置が講じられている ③ ハンガーの回収及び再使用等の仕組みが構築されている ④ 袋・包装材の削減のための独自の取組が講じられている</p> <p>【配慮事項】</p> <p>① 挥発性有機化合物の発生抑制に配慮されていること。 ② ランドリー用水や洗剤の適正使用に努めていること。 ③ 事業所、営業所等におけるエネルギー使用実態の把握を行うとともに、当該施設におけるエネルギー使用量の削減に努めていること。 ④ 可能な限り電動車等又は低燃費・低公害車による集配等が実施されていること。 ⑤ プラスチック製のハンガーにあっては、再生プラスチック配合率が可能な限り高いこと。 ⑥ 包装用のプラスチック製の衣類カバーにあっては、厚みを薄くする等可能な限り減量化が図られていること。 ⑦ プラスチック製の袋を提供する場合は、バイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたもの又は再生プラスチックが使用されていること。 ⑧ 省エネルギー型のクリーニング設備・機械・空調設備等の導入が図られていること。</p>
--------	--

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「クリーニング」は、クリーニング業法(昭和25年法律第207号)に定めるクリーニング業をいう。ただし、毛布、ふとん、モップ等、他の品目としてリース・レンタル契約により調達する場合、調達先事業者が行う当該製品のクリーニングには本項の判断の基準は適用しない。

2 「ドレン」とは、蒸発してできた蒸気(飽和蒸気)が放熱や熱の利用により凝縮水へ状態変化したものをいう。

3 「エコドライブ」とは、エコドライブ普及連絡会作成「エコドライブ10のすすめ」(令和2年1月)に基づく運転をいう。

(参考)①自分の燃費を把握しよう②ふんわりアクセ『eスタート』③車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転④減速時は早めにアクセルを離そう⑤エアコンの使用は適切に⑥ムダなアイドリングはやめよう⑦渋滞を避け、余裕をもって出発しよう⑧タイヤの空気圧から始める点検・整備⑨不要な荷物はおろそう⑩走行の妨げとなる駐車はやめよう

4 判断の基準②の「エコドライブを推進するための措置」とは、次の要件を満たすことをいう。

ア. エコドライブについて運転者への周知がなされていること。

- イ. エコドライブに係る責任者の設置、マニュアルの作成(既存マニュアルの活用を含む。)等の取組を実施していること。
 - ウ. エネルギー使用実態を運転者別・車種別等の適切な単位で把握し、エネルギーの使用の管理を行うこと。なお、その際は、車両の運行記録を用いることが望ましい。
- 5 判断の基準③の「ハンガーの回収及び再使用等の仕組みが構築されていること」とは、次の要件を満たすことをいう。
- ア. 回収が適切に行われるよう、ユーザに対し回収に関する情報(回収方法、回収窓口等)が表示又は提供されていること。
 - イ. 回収されたハンガーを洗浄し、再使用すること。
 - ウ. 回収されたプラスチック製のハンガーについて、再使用できない場合にあっては可能な限りマテリアルリサイクルすること。
- 6 「袋・包装材」とは、持ち帰りのためにクリーニング品などを入れるための袋、クリーニング品にほこり、汚れなどが付着することを防ぐための袋等をいう。
- 7 判断の基準④の「独自の取組」とは、サービスの提供にあたって、エコバック等の利用を推奨すること、持ち帰り袋等の使用に関する意思を確認すること、ユーザに対し持ち帰り袋等を有償で提供すること、その他ユーザによる持ち帰り用の袋・包装材の削減を促進するために取り組む措置をいう。
- 8 「電動車等又は低燃費・低公害車」とは、本ガイドラインに示した「13-1 自動車」を対象とする。
- 9 「バイオマスプラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチックをいう。
- 10 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。
- 11 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。
- 12 調達を行う各機関は、クリーニング品の受け取りに当たっては、エコバックを利用するなど、袋・包装材の削減に取り組むこと。

22-11 自動販売機設置

(1) 品目及び判断の基準等

飲料自動販売機 設置	<p>【判断の基準】</p> <p>① 缶・ボトル飲料自動販売機にあっては、次の要件を満たすこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. エネルギー消費効率が1000kWh以下であること。 イ. エネルギー消費効率達成率が120%以上であること。 <p>② 紙容器飲料自動販売機及びカップ式飲料自動販売機にあっては、省エネ法トップランナー基準達成</p> <p>エネルギー消費効率が表1に示された区分ごとの算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率以内であること</p> <p>③ 自動販売機本体の冷媒及び断熱材発泡剤にフロン類が使用されていない</p> <p>④ 自動販売機本体は環境配慮設計がなされており、実施状況について公表されている</p> <p>自動販売機本体は表2に掲げる評価基準に示された環境配慮設計がなされていること。また、環境配慮設計の実施状況については、その内容がウェブサイト、等により公表され、容易に確認できる</p> <p>⑤ 自動販売機の照明にはLEDが使用されていること</p> <p>⑥ 自動販売機本体に使用されている特定の化学物質の含有率が基準値以下。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できる</p> <p>⑦ 屋内に設置される場合にあっては、夜間周囲に照明機器がなく、商品の選</p>
---------------	---

<p>選・購入に支障をきたす場合を除き、照明が常時消灯されていること</p> <p>⑧ 飲料容器の回収箱を設置するとともに、容器の分別回収及びリサイクルを実施している</p> <p>⑨ 使用済自動販売機の回収リサイクルシステムがあり、リサイクルされない部分については適正処理されるシステムがある</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①自動販売機本体の年間消費電力量及びエネルギー消費効率基準達成率並びに冷媒(種類、地球温暖化係数及び封入量)が自動販売機本体の見やすい箇所に表示されるとともに、ウェブサイトにおいて公表されていること。</p> <p>②屋外に設置される場合にあっては、自動販売機本体に日光が直接当たらないよう配慮されていること。</p> <p>③カップ式飲料自動販売機にあっては、マイカップに対応可能であること。</p> <p>④真空断熱材等の熱伝導率の低い断熱材が使用されていること。</p> <p>⑤自動販売機の設置・回収、販売品の補充、容器の回収等に当たって電動車等又は低燃費・低公害車を使用する、配送効率の向上のための取組を実施する等物流に伴う環境負荷の低減が図られていること。</p> <p>⑥飲料容器の回収に当たってプラスチック製ごみ袋を使用する場合は、本ガイドライン「2.3. ごみ袋等」における「プラスチック製ごみ袋」に係る判断の基準を満たす物品が使用されていること。</p> <p>⑦製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>⑧包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p>
--

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象となる「飲料自動販売機設置」は、缶・ボトル飲料自動販売機、紙容器飲料自動販売機及びカップ式飲料自動販売機を設置する場合をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを設置する場合は、これに含まれないものとする。
- ①商品を常温又は常温に近い温度のみで保存する収容スペースをもつもの
 - ②台の上に載せて使用する小型の卓上型のもの
 - ③車両等特定の場所で使用することを目的とするもの
 - ④電子冷却(ペルチェ冷却等)により、飲料(原料)を冷却しているもの
- 2 本項の判断の基準は、設置に係る契約等の期間中又は契約更新等の場合で機器の入替えが発生しない場合には適用しないものとする。
- 3 「エネルギー消費効率基準達成率」とは、表1に示された区分ごとの算定式を用いて算出した当該機器の基準エネルギー消費効率をエネルギー消費効率で除した数値を百分率(小数点以下を切り捨て)で表したものとする。
- 4 判断の基準①及び②については、災害対応自動販売機、ユニバーサルデザイン自動販売機及び社会貢献型自動販売機のうち、当該機能を有することにより、消費電力量の増加するものは適用しないものとする。
- 5 「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号)第2条第1項に定める物質をいう。判断の基準③において使用できる冷媒は、二酸化炭素、炭化水素及びハイドロフルオロオレフイン(HFO1234yf)等。
- 6 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比で示した数値をいう。
- 7 判断の基準⑥については、リユース部品には適用しないものとする。
- 8 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリプロモビフェニル並びにポリプロモジフェニルエーテルをいう。
- 9 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950(電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法)の附属書Aの表A.1(特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値)に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記JISの附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについてはJIS C 0950に準ずるものとする。

- 10 判断の基準⑧については、設置する自動販売機の数及び場所並びに飲料の販売量等を勘案し、回収に支障がないよう適切に設置すること。
- 11 配慮事項⑤の「電動車等又は低燃費・低公害車」とは、本基本方針に示した「13-1 自動車」を対象とする。
- 12 調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。
- ア. 利用人数、販売量等を十分勘案し、必要な台数、適切な大きさの自動販売機を設置すること。
 - イ. 設置場所(屋内・屋外、日向・日陰等)によって、エネルギー消費等の環境負荷が異なることから、可能な限り環境負荷の低い場所に設置するよう検討すること。
 - ウ. マイカップ対応型自動販売機の設置に当たっては、設置場所及び周辺の清掃・衛生面の確認を行い、購入者への注意喚起を実施するとともに、衛生面における問題が生じた場合の責任の所在の明確化を図ること。

表1 飲料自動販売機に係る基準エネルギー消費効率算定式

区分		基 準 エ ネ ル ギー 消費効率の算定式
販 売 す る 飲 料 の 種 類	自 動 販 売 機 の 種 類	
缶・ボトル飲料	コールド専用機又はホットオアコールド機	$E=0.218V+401$
	ホットアンドコールド機(庫内奥行寸法が 400mm 未満のもの)	$E=0.798Va+414$
	ホットアンドコールド機 (庫内奥行寸法が 400mm 以上のもの)	$E=0.482Va+350$
	電子マネー対応装置のないもの	$E=0.482Va+500$
紙容器飲料	コールド専用機	$E=0.948V+373$
	A タイプ(サンプルを使用し、商品販売を行うもの)	$E=0.306Vb+954$
	ホットアンドコールド機(庫内が 2 室のもの)	$E=0.630Vb+1474$
	ホットアンドコールド機(庫内が 3 室のもの)	$E=0.477V+750$
	B タイプ(商品そのものを視認し、商品販売を行うもの)	$E=0.401Vb+1261$
カップ式飲料	—	$E=1020[T \leq 1500]$ $E=0.293T+580[T > 1500]$

備考) 1 「コールド専用機」とは、商品を冷蔵して販売するためのものをいう。
2 「ホットオアコールド機」とは、商品を冷蔵又は温蔵どちらか一方にして販売するためのものをいう。

3 「ホットアンドコールド機」とは、自動販売機の内部が仕切壁で仕切られ、商品を冷蔵又は温蔵して販売するためのものをいう。

4 E, V, Va, Vb 及び T は、次の数値を表すものとする。

E : 基準エネルギー消費効率(単位:kWh/年)

V : 実庫内容積(商品を貯蔵する庫室の内寸法から算出した数値をいう。)(単位:L)

Va :調整庫内容積(温蔵室の実庫内容積に 40 を乗じて 11 で除した数値に冷蔵室の実庫内容積を加えた数値をいう。)(単位:L)

Vb :調整庫内容積(温蔵室の実庫内容積に 40 を乗じて 10 で除した数値に冷蔵室の実庫内容積を加えた数値をいう。)(単位:L)

T : 調整熱容量(湯タンク容量に 80 を乗じた数値、冷水槽容量に 15 を乗じた数値及び貯水量に 95 を乗じて 0.917 で除した数値の総和に 4.19 を乗じた数値)(単位:kJ)

5 エネルギー消費効率の算定法については、「自動販売機のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」(平成 19 年経済産業省告示第 289 号の「3 エネルギー消費効率の測定方法(2)」による。

表2 飲料自動販売機に係る環境配慮設計項目

目的	評価項目	評価基準
リデュース(省資源化)	使用資源の削減	製品の質量を削減抑制していること。
	再生材の使用	再生材の使用を促進していること。
	製品の長寿命化	オーバーホール、リニューアルへの配慮をしていること。 製品の分解・組立性への配慮・改善をしていること。
	消費電力量の削減	修理・保守性への配慮をしていること。 製品の消費電力量の抑制が図られていること。 設置条件、設定条件の適正化等の運用支援を行っていること。
リユース(再使用化)	リユース部品の選定	リユース部品について設計段階から選定し、共通化・標準化に配慮していること。
	製品での配慮	リユース対象部品の分解・組立性に配慮していること。
	部品のリユース設計	リユース対象部品への表示、清掃・洗浄、与寿命判定の容易性に配慮していること。
リサイクル(再資源化)	材料	リサイクル可能な材料を選択していること。 プラスチックの種類の統一化及び材料表示を行っていること。 リサイクル困難な部材の使用削減を図っていること。
	分解容易性	事前分別対象部品の分解容易性に配慮していること。

22-12 引越輸送

(1) 品目及び判断の基準等

引越輸送	【判断の基準】
	<p>① 梱包及び養生に使用する物品が特定調達品目に該当する場合は、判断の基準を満たしている物品の使用</p> <p>② 反復利用可能な梱包用資材及び養生用資材の使用</p> <p>③ 引越終了後に梱包用資材の回収</p> <p>④ 自動車による輸送を伴う場合には、次の要件を満たすこと</p> <p>ア. エネルギーの使用の実態及びエネルギーの使用的合理化に係る取組効果の把握を定期的に実施</p> <p>イ. 環境保全のための仕組み・体制の整備</p> <p>ウ. エコドライブを推進するための措置が講じられている</p> <p>エ. 大気汚染物質の排出削減、エネルギー効率を維持する等の環境の保全の観点から車両の点検・整備を実施</p>
	【配慮事項】
	<p>① 環境負荷低減に資する引越輸送の方法の適切な提案が行われるものであること。</p> <p>② 梱包用資材及び養生用資材について、一括梱包や資材の使用削減を図るなどの省資源化に配慮されていること。</p> <p>③ 梱包用資材及び養生用資材には、再生材料または、植物をバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること、また、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>④ 自動車による輸送を伴う場合には、次の事項に配慮されていること。</p> <p>ア. エネルギーの使用的合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)に基づく「貨物の輸送に係るエネルギーの使用的合理化に関する貨物輸送事業者の判</p>

	<p>断の基準」(平成18年経済産業省・国土交通省告示第7号)及び「貨物の輸送に係る電気の需要の平準化に資する措置に関する電気使用貨物輸送事業者の指針」(平成26年経済産業省・国土交通省告示第2号)を踏まえ、輸送におけるエネルギーの使用の合理化及び電気の需要の平準化に資する措置の適切かつ有効な実施が図られていること。</p> <p>イ. 電動車等又は低燃費・低公害車の導入目標を設定するとともに、導入を推進していること。また、可能な限り電動車等又は低燃費・低公害車による輸送が実施されていること。</p> <p>ウ. 輸送効率の向上のための措置が講じられていること。</p> <p>エ. エコドライブを推進するための装置が可能な限り導入されていること。</p> <p>オ. 道路交通情報通信システム(VICS)対応カーナビゲーションシステムや自動料金収受システム(ETC)等、高度道路交通システム(ITS)の導入に努めていること。</p> <p>カ. 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)の対策地域において輸送する場合にあっては、可能な限り排出基準を満たした自動車による輸送が行われていること。</p>
--	--

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「引越輸送」とは、庁舎移転等(庁舎・ビル間移転、庁舎・ビル内移動、フロア内移動を含む。)に伴う什器、物品、書類等の引越輸送業務及びこれに附帯する梱包・開梱、配置、養生等の役務をいう。ただし、美術品、精密機器、動植物等の特殊な梱包及び運送、管理等が必要となる品目は除く。
- 2 判断の基準③は、段ボール等紙製の梱包用資材が業務提供者によって提供される場合に適用し、発注者の求めに応じて回収を実施する。ただし、あらかじめ回収期限及び回数を定めるものとする。
- 3 判断の基準④及び配慮事項④は、引越輸送の元請か下請かを問わず、自動車による輸送を行う者に適用する。
- 4 「環境保全のための仕組み・体制の整備」とは、環境に関する計画・目標を策定するとともに、当該計画等の実施体制を定め、環境保全に向けた取組を推進することをいう。
- 5 「エコドライブ」とは、エコドライブ普及連絡会作成「エコドライブ 10 のすすめ」(令和2年1月)に基づく運転をいう。
- (参考)①自分の燃費を把握しよう②ふんわりアクセル『eスタート』③車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転④減速時は早めにアクセルを離そう⑤エアコンの使用は適切に⑥ムダなアイドリングはやめよう⑦渋滞を避け、余裕をもって出発しよう⑧タイヤの空気圧から始める点検・整備⑨不要な荷物はおろそう⑩走行の妨げとなる駐車はやめよう
- 6 判断の基準④ウの「エコドライブを推進するための措置」とは、次の要件を全て満たすことをいう。
- ア. エコドライブについて運転者への周知がなされていること。
 - イ. エコドライブに係る管理責任者の設置、マニュアルの作成(既存マニュアルの活用を含む)及びエコドライブの推進体制を整備していること。
 - ウ. エコドライブに係る教育・研修等を実施していること。
 - エ. 運行記録を運転者別・車種別等の適切な単位で把握し、エネルギーの使用の管理を行っていること。
- 7 判断の基準④エの「車両の点検・整備」とは、日常点検、定期点検の実施等道路運送車両法等において規定されている事項を遵守するほか、車両のエネルギー効率を維持する等環境の保全を目的に、別表に示した点検・整備項目に係る自主的な管理基準を定め、実施していることをいう。
- 8 配慮事項①の「引越輸送の方法の適切な提案」は、発注者に対し、具体的な提案が可能となる契約方式の場合に適用する。
- 9 「再生材料」とは、使用された後に廃棄された製品の全部もしくは一部または製品の製造工程の廃棄ルートから発生する端材もしくは不良品を再生利用したものという(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。
- 10 「バイオマスプラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチックをいう。

- 11 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者の LCA 専門機関等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。
- 12 配慮事項④イの「電動車等又は低燃費・低公害車」とは、本ガイドラインに示した「13-1 自動車」を対象とする。
- 13 配慮事項④ウの「輸送効率の向上のための措置」とは、次の事項に配慮することをいう。
- ア. エネルギーの使用に関して効率的な輸送経路を事前に選択し、運転者に周知していること。
 - イ. 渋滞情報等を把握することにより、適切な輸送経路を選択できる仕組みを有していること。
 - ウ. 輸送量、地域の特性に応じた適正車種の選択をしていること。
- 14 調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。
- ア. 引越しに伴い発生する廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を第三者に依頼する場合には、一般廃棄物については市町村又は一般廃棄物処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和 46 年厚生省令第 35 号)第 2 条第 1 項及び第 2 条の 3 第 1 項に該当する者を含む)に、産業廃棄物については産業廃棄物処理業者(同施行規則第 9 条第 1 項及び第 10 条の 3 第 1 項に該当するものを含む)にそれぞれ収集若しくは運搬又は処分を委託する必要がある。なお、一般廃棄物の収集又は運搬については委任状を交付した上で引越事業者に依頼することも可能である。
 - イ. 引越輸送業務と併せて廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を委託する場合には、委託基準に従う必要があり、産業廃棄物については、収集又は運搬を委託する産業廃棄物収集運搬業者及び処分を委託する産業廃棄物処分業者とあらかじめ契約し、運搬先である産業廃棄物処理施設の所在地及び処分方法を確認するとともに、最終処分される場合には最終処分場の所在地の確認が必要である。また一般廃棄物についても、産業廃棄物に準じた確認を行なうことが望ましい。
 - ウ. 廃棄物の引渡しにおいて、産業廃棄物については、引渡しと同時に産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付し、運搬及び処分の終了後に処理業者からその旨を記載した産業廃棄物管理票(マニフェスト)の写しの送付を受け、委託内容どおりに運搬、処分されたことを確認する必要がある。また一般廃棄物についても、産業廃棄物に準じた確認を行なうことが望ましい。

別 表

車両のエネルギー効率の維持等環境の保全に係る点検・整備項目

【点検・整備の推進体制】	
	<input type="checkbox"/> 点検・整備は、明示された実施計画に基づき、その結果を把握し、記録として残していること。
	<input type="checkbox"/> 点検・整備結果に基づき、点検・整備体制や取組内容について見直しを行う仕組みを有すること。
【車両の適切な点検・整備】	
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 点検・整備を整備事業者に依頼するに当たっては、車両の状態を日常から把握し、その状況について伝えていること。 ■ 目視により黒煙が増加してきたと判断された場合には、点検・整備を実施していること。 ■ フロン類の大気中への放出を抑制するため、カーエアコンの効き具合等により、エアコンガスが減っている(漏れている)と判断された場合には、カーエアコンの点検・整備を実施していること。
【自主的な管理基準による点検・整備】	
	(エア・クリーナ・エレメント関連)
	<ul style="list-style-type: none"> ■ エア・クリーナ・エレメントの清掃・交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
	(エンジンオイル関連)
	<ul style="list-style-type: none"> ■ エンジンオイルの交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。 ■ エンジンオイルフィルタの交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。

(燃料装置関連)
<input type="checkbox"/> 燃料装置のオーバーホールや交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
(排出ガス減少装置関連)
<input checked="" type="checkbox"/> 排出ガス減少装置(DPF、酸化触媒)の点検に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
(その他)
<input checked="" type="checkbox"/> タイヤの空気圧の点検・調整は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、空気圧の測定に基づき実施していること。
<input type="checkbox"/> トランスミッションオイルの漏れの点検は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
<input type="checkbox"/> トランスミッションオイルの交換は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
<input type="checkbox"/> デフアレンシャルオイルの漏れの点検は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
<input type="checkbox"/> デフアレンシャルオイルの交換は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。

注:「■」は車両の点検・整備に当たって必ず実施すべき項目

「□」は車両の点検・整備に当たって実施するよう努めるべき項目

22-13 会議運営

(1) 品目及び判断の基準等

会議運営	<p>【判断の基準】</p> <p>○委託契約等により会議の運営を含む業務の実施に当たって、次の項目に該当する場合は、該当する項目に掲げられた要件を満たすこと。</p> <p>① 紙の資料を配布する場合は、適正部数の印刷、両面印刷等により、紙の使用量の削減が図られていること。また、紙の資料として配布される用紙が特定調達品目に該当する場合は、当該品目に係る判断の基準を満たすこと。</p> <p>② ポスター、チラシ、パンフレット等の印刷物を印刷する場合は印刷に係る判断の基準を満たすこと。</p> <p>③ 紙の資料及び印刷物等の残部のうち、不要なものについてはリサイクルを行うこと。</p> <p>④ 会議参加者に対し、会議への参加に当たり、環境負荷低減に資する次の取組の奨励を行うこと。</p> <p>ア. 公共交通機関の利用 イ. クールビズ及びウォームビズ ウ. 筆記具等の持参</p> <p>⑤ 飲料を提供する場合は、次の要件を満たすこと。</p> <p>ア. ワンウェイのプラスチック製の製品及び容器包装を使用しないこと。 イ. 繰り返し利用可能な容器等を使用すること又は容器包装の返却・回収が行われること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①会議に供する物品については、可能な限り既存の物品を使用すること、また、新規に購入する物品が特定調達品目に該当する場合は、当該品目に係る判断の基準を満たすこと。</p> <p>②ノートパソコン、タブレット等の端末を使用することにより紙資源の削減を行っていること。</p> <p>③自動車により資機材の搬送、参加者の送迎等を行う場合は、可能な限り、電動車等又は低燃費・低公害車が使用されていること。また、エコドライブに努めていること。</p> <p>④食事を提供する場合は、ワンウェイのプラスチック製の製品及び容器包装を使用しないこと。また、提供する飲食物の量を調整可能とすること又は会議参加者に求められた場合に衛生上の注意事項を説明した上で、持ち帰り用容器を提供すること等により、</p>
------	---

	<p>食べ残し等の食品ロスの削減が図られていること。</p> <p>⑤資機材の搬送に使用する梱包用資材については、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
--	--

- 備考) 1 「電動車等又は低燃費・低公害車」とは、本ガイドラインに示した「13-1 自動車」を対象とする。
- 2 「エコドライブ」とは、エコドライブ普及連絡会作成「エコドライブ 10 のすすめ」(令和2年1月)に基づく運転をいう。

(参考)①自分の燃費を把握しよう②ふんわりアクセル『eスタート』③車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転④減速時は早めにアクセルを離そう⑤エアコンの使用は適切に⑥ムダなアイドリングはやめよう⑦渋滞を避け、余裕をもって出発しよう⑧タイヤの空気圧から始める点検・整備⑨不要な荷物はおろそう⑩走行の妨げとなる駐車はやめよう

22-14 印刷機能等提供業務

(1) 品目及び判断の基準等

印刷機能等提供業務	<p>【判断の基準】</p> <p>① 印刷機能等提供業務に係る機器を導入する場合は、以下の要件を満たすこと。</p> <p>ア. コピー機、複合機又は拡張性のあるデジタルコピー機にあっては、当該品目に係る判断の基準を満たすこと。</p> <p>イ. プリンタ又はプリンタ複合機にあっては、当該品目に係る判断の基準を満たすこと。</p> <p>ウ. ファクシミリにあっては、ファクシミリに係る判断の基準を満たすこと。</p> <p>エ. スキャナにあっては、スキャナに係る判断の基準を満たすこと。</p> <p>オ. デジタル印刷機にあっては、デジタル印刷機に係る判断の基準を満たすこと。</p> <p>カ. 契約終了後に使用済の印刷機能等提供業務に係る機器を回収すること。また、回収した部品の再使用又は材料の再生利用が行われること。なお、回収した機器の再使用又は再生利用できない部分については、減量化等が行われた上で、適正処理され、単純埋立てされないこと。</p> <p>② カートリッジ等を供給する場合は、カートリッジ等に係る判断の基準を満たすこと。</p> <p>③ 用紙を供給する場合であって、特定調達品目に該当する用紙は当該品目に係る判断の基準を満たすこと。</p> <p>④ 印刷機能等提供業務に係る機器の使用実績等を把握し、その状況を踏まえ、以下の提案を行うこと。</p> <p>ア. コピー機能又はプリント機能を有する印刷機能等提供業務に係る機器の場合、紙及びトナー又はインクの使用量の削減対策</p> <p>イ. 環境負荷低減に向けた適切な印刷機能等提供業務に係る機器の製品仕様及び設置台数</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①コピー機、複合機及び拡張性のあるデジタルコピー機の導入に当たっては、可能な限り再生型機又は部品リユース型機を利用すること。</p> <p>②使用済のカートリッジ等、トナー容器、インク容器又は感光体を回収し、回収した部品の再使用又は再生利用を行うこと。また、回収した使用済のカートリッジ等、トナー容器、インク容器又は感光体の再使用又は再生利用できない部分については、減量化等が行われた上で、適正処理され、単純埋立てされないこと。</p> <p>③印刷機能等提供業務に係る機器の導入又は消耗品の供給に使用する梱包用資材については、再使用に努めるとともに、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
-----------	---

- 備考) 1 「印刷機能等提供業務に係る機器」とは、本ガイドライン「5. 画像機器等」に示すコピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機、プリンタ、プリンタ複合機、ファクシミリ及びスキャナ並びに「7. オ

「フィス機器等」に示すデジタル印刷機の対象になるものをいう。

- 2 「カートリッジ等」とは、本ガイドライン「5－6 カートリッジ等」の対象であるトナーカートリッジ及びインクカートリッジをいう。
- 3 印刷機能等提供業務に係る機器の「導入」とは、受注者が印刷機能等提供業務に係る機器の全部又は一部を導入することをいい、受注者が当該機器以外の物品を同時に導入する場合も含む。
- 4 本項の判断の基準の対象とする「印刷機能等提供業務」とは、印刷機能等提供業務に係る機器による印刷・出力に係る機能の提供及び関連する業務であって、以下のいずれかの業務をいう。
 - ア. 印刷機能等提供業務に係る機器の導入、導入した当該機器の保守業務及び導入した当該機器で使用する消耗品の供給業務
 - イ. 印刷機能等提供業務に係る機器の導入及び導入した当該機器の保守業務
 - ウ. 印刷機能等提供業務に係る機器の保守業務及び当該機器で使用する消耗品の供給業務
- 5 判断の基準①^①は、資源有効利用促進法に基づく特定再利用業種の機器に適用する。
- 6 判断の基準④ア及びイの提案については、発注者及び受注者双方協議の上、提案可能である場合は、業務の履行期間内の適切な時期又は定期的に実施すること。
- 7 判断の基準④アの「紙及びトナー又はインクの使用量の削減対策」には、両面印刷（自動両面機能の要件が適用されない機器の場合に限る。）、縮小印刷、集約印刷の促進、機器パネルによる環境負荷情報（印刷枚数、カラー印刷率、両面利用率、集約利用率、用紙削減率等）の可視化、用紙の再利用機能、ソフトウェアによるトナー又はインクの節約、ユーザー認証による管理の実施等を含む。
- 8 判断の基準④イについては、環境負荷低減効果（消費電力の削減、温室効果ガス排出量の削減、消耗品の使用量の削減等）、費用対効果及び調達事務の効率化等を勘案し、定量的な提案が可能な場合に実施する。
- 9 配慮事項②^②は、受注者がカートリッジ等、トナー容器、インク容器又は感光体を供給した場合に適用する。
- 10 調達を行う各機関は、ユーザー認証による管理の実施等、用紙の使用量の抑制等の環境負荷低減に係る対策の検討に努めること。

23. ごみ袋等

(1) 品目及び判断の基準等

プラスチック製ごみ袋	<p>【判断の基準】</p> <p>○次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>① 次のア若しくはイのいずれかの要件並びにウ及びエの要件を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none">ア. バイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが、プラスチック重量の25%以上使用されていること。イ. 再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。ウ. 上記ア又はイに関する情報が表示されていること。エ. プラスチックの添加物として充填剤を使用しないこと。 <p>② エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。</p> <p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none">①シートの厚みを薄くする等可能な限り軽量化が図られていること。②バイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものの配合率が可能な限り高いこと。③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
------------	--

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「プラスチック製ごみ袋」は、一般の行政事務において発生した廃棄物の焼却処理に使用することを想定したプラスチック製のごみ袋であって、他の法令において満たすべき品質や基準等が定められている場合、地方公共団体が一般廃棄物処理に当たって指定した場合、特殊な用途等に使用する場合等には適用しない。
- 2 判断の基準②の「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、商品類型 No.128「日用品 Version1」以降の「分類 E. 清掃用品のごみ袋」に係る認定基準をいう。
- 3 「バイオマスプラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチックをいう。
- 4 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいい、植物を原料とするポリエチレン等が該当する。
- 5 「バイオマスプラスチック」の重量は、当該プラスチック重量にバイオベース合成ポリマー含有率(プラスチック重量に占めるバイオマスプラスチックに含まれるバイオマスプラスチック由来原料分の重量の割合)を乗じたものとする。
- 6 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものという(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。
- 7 判断の基準①ウの「情報の表示」とは、判断の基準①アのバイオマスプラスチックの配合率又は判断の基準①イの再生プラスチックの配合率が製品本体、製品の包装に表示又はカタログ、ウェブサイト等において提供されていることをいう。
- 8 判断の基準①エの「充填剤」とは、プラスチックへの添加により容量を増すこと(增量)を主目的とする物質をいい、着色・補強・帯電防止その他、プラスチックの機能変化を主目的に添加する物質には適用しない。
- 9 判断の基準①アのバイオマスプラスチックの配合率に係る基準については、「プラスチック資源循環戦略(令和元年 5 月 31 日)」に基づき、判断の基準を満たす製品の市場動向を勘案しつつ検討を実施し、適切に引き上げるものとする。

特定調達品目索引

2. 紙類

コピー用紙	1
フォーム用紙(連続用紙)	3
インクジェットカラープリンター用塗工紙	3
塗工されていない印刷用紙・塗工されている印刷用紙	4
事務用封筒(紙製)・窓付き封筒(紙製)	6
トレイットペーパー・ティッシュペーパー	6

3. 文具類

文具類共通(下記以外の品目)	8
シャープペンシル	9
シャープペンシル 替芯	9
ボールペン	9
マーキングペン	9
鉛筆	9
スタンプ台・朱肉	9
印章セット	9
印箱	9
公印	9
ゴム印	9
回転ゴム印	9
定規	9
トレー	9
消しゴム	9
ステープラー(汎用型)	9
ステープラー(汎用型以外)	10
ステープラー・針リムーバー	10
連射式クリップ(本体)	10
事務用修正具(テープ)	10
事務用修正具(液状)	10
クラフトテープ・両面粘着紙テープ	10
布粘着テープ(プラスチック製クロステープを含む。)	10
製本テープ	11
ブックスタンド	11
ペンスタンド	11
クリップケース	11
はさみ	11
マグネット(玉)	11
マグネット(バー)	11
テープカッター	11
パンチ(手動)	11
モルトケース(紙めぐり用スponジケース)	11
紙めぐりクリーム	11
鉛筆削(手動)	11
OAクリーナー(ウェットタイプ)	11
OAクリーナー(液タイプ)	11
ダストブロワー	11
レターケース	11
メディアケース	11
マウスピッド	12
OAフィルター(枠あり)	12
丸刃式紙裁断機	12
カッターナイフ	12

カッティングマット	12
デスクマット	12
OHPフィルム	12
絵筆	12
絵の具	12
墨汁	12
のり(液状)(補充用を含む。)	12
のり(澱粉のり)(補充用を含む。)	13
のり(固形)(補充用を含む。)	13
のり(テープ)	13
ファイル	13
バインダー	13
ファイリング用品	13
アルバム(台紙を含む。)	13
つづりひも	13
カードケース	14
事務用封筒(紙製)	14
窓付き封筒(紙製)	14
ノート	14
パンチラベル	14
タックラベル・インデックス・付箋紙	14
付箋フィルム	15
黒板拭き	15
ホワイトボード用イレーザー	15
額縁	15
テープ印字機等用カセット	15
テープ印字機等テープ	15
ごみ箱・リサイクルボックス	15
缶・ボトルつぶし機(手動)	16
名札(机上用)	16
名札(衣服取付型・首下げ型)	16
鍵かけ(フックを含む。)	16
チョーク	16
グラウンド用白線	16
梱包用バンド	16

4. オフィス家具等

いす	
机	
棚	
収納用什器(棚以外)	
ローパーティション	
コートハンガー	
傘立て	
掲示板	
黒板	
ホワイトボード	18

5. 画像機器等

コピー機・複合機・拡張性のあるデジタルコピー機	22
プリンタ・プリンタ複合機	28
ファクシミリ	34
スキャナ	36
プロジェクタ	38
トナーカートリッジ	40

インクカートリッジ	40
6. 電子計算機等	
電子計算機	45
磁気ディスク装置	53
ディスプレイ	54
記録用メディア	58
7. オフィス機器等	
シュレッダー	60
デジタル印刷機	61
掛時計	63
電子式卓上計算機	63
一次電池又は小形充電式電池	64
8. 移動電話	
携帯電話・PHS・スマートフォン	66
9. 家電製品	
電気冷蔵庫・電気冷凍庫・電気冷凍冷蔵庫	69
テレビジョン受信機	71
電気便座	73
電子レンジ	74
10. エアコンディショナー等	
エアコンディショナー	76
ガスヒートポンプ式冷暖房機	78
ストーブ	79
11. 温水器等	
ヒートポンプ式電機給湯器	81
ガス温水機器	82
石油温水機器	84
ガス調理機器	85
12. 照明	
LED 照明器具	88
LED を光源とした内照表示灯	88
電球形 LED ランプ	91
13. 自動車等	
自動車	93
乗用車用タイヤ	93
2 サイクルエンジン油	93
14. 消火器	
消火器	95
15. 制服・作業服等	
制服・作業服	97
帽子	98
16. インテリア・寝装寝具	
カーテン・布製ブラインド	100
金属製ブラインド	100
タイルカーペット	101

ニードルパンチカーペット・タフテッドカーペット・織じゅうたん	102
毛布・ふとん	103
ベッドフレーム	104
マットレス	105

17. 作業手袋

作業手袋	108
------	-----

18. その他繊維製品

集会用テント	109
ブルーシート	109
防球ネット	110
旗・のぼり・幕	111
モップ	113

19. 設備

太陽光発電システム(公共・産業用)	115
太陽熱利用システム(公共・産業用)	118
燃料電池	119
エネルギー管理システム	119
生ゴミ処理機	119
節水器具	119
給水栓	121
日射調整フィルム、低放射フィルム	122
テレワーク用ライセンス	123
Web 会議システム	124

20. 災害備蓄用品

災害備蓄用飲料水	125
アルファ化米、保存パン、乾パン	125
レトルト食品等	125
栄養調整食品、フリーズドライ食品	126
毛布・作業手袋・テント・ブルーシート	126
一次電池	126
非常用携帯燃料	127
携帯発電機	128
非常用携帯電源	129

21. 公共工事

土	130
アスファルト混合物	130
碎石	130
路盤材	130
割ぐり石	130
セメント	130
コンクリート二次製品	130
ブロック	130
堆肥	130
道路照明	130
タイル	132
配管材	133
型枠	133

工事用看板	133
木質ボード	133
照明器具	133
建設機械	133
塗料	133

22. 役務

省エネルギー診断	134
印刷(冊子・ポスター パンフレット等)	134
食堂	139
自動車専用タイヤ更生	140
自動車整備	140
庁舎管理	142
植栽管理	150
加煙設備	151
清掃	151
タイルカーペット洗浄	153
機密文書処理	154
害虫駆除	154
輸配送	155
旅客輸送	157
庁舎等において営業を行う小売業務	159
クリーニング	161
飲料自動販売機設置	162
引越輸送	165
会議運営	168
印刷機能等提供業務	169

23. ごみ袋等

省プラスチック製ごみ袋	171
-------------	-----

別紙 2

主な環境ラベル

名称及びマーク	マークの趣旨等	選定者
 エコマーク	製造・使用・廃棄に伴う環境への負荷が少ない商品や、環境改善効果のある商品に付けるもの。	(公財)日本環境協会 エコマーク事務局 https://www.ecomark.jp/
 グリーンマーク	古紙を利用した製品に付けるもので、原則として古紙を40%以上利用して作られていることが基準となる。	(公財)古紙再生促進センター http://www.prpc.or.jp/
 Rマーク	紙製品や印刷物等で再生紙を使用しているものに付けるもの。古紙パルプ配合率を数字で表す。	3R活動推進フォーラム http://3r-forum.jp/
 PETボトルリサイクル推奨マーク	(財)日本容器包装リサイクル協会で再商品化したPETボトル再生フレーク、ペレットまたはパウダーが25%以上原料として使用された商品に付けるもの。	PETボトルリサイクル推進協議会 https://www.petbottle-rec.gr.jp/
 牛乳パック再利用マーク	使用済み牛乳パックを原料として使用した商品に付けるもの。	全国牛乳パックの再利用を考える連絡会 https://www.packren.org/
 国際エネルギースター	日米政府の相互承認のもとにOA機器を対象に定められた省エネ基準をクリアした製品に付けるもの。	経済産業省及び (一財)省エネルギーセンター https://www.energystar.go.jp/
 間伐材マーク	間伐材を用いた製品に付けるもの。	全国森林組合連合会 間伐材マーク事務局 http://www.zenmori.org/kanbatsu/
 (緑色) 省エネ性マーク	省エネ法に基づき定められた省エネ基準をどの程度達成しているかが表示しており、省エネ基準を達成している製品に付けるもの。緑色のマークで表示される。(省エネ基準を達成していない製品はオレンジ色のマークで表示される。)	経済産業省 (一財)省エネルギーセンター https://www.eccj.or.jp/
 FSC認証マーク	適切な森林管理が行われていることを認証する「森林管理の認証」や森林管理の認証を受けた森林からの木材・木材製品であることを認証する「加工・流通過程の管理の認証」を受けた製品に付けるもの。	FSC(Forest Stewardship Council:森林管理協議会) https://jp.fsc.org/jp-ja
 PCグリーンラベル	環境に十分配慮したパソコンの設計・製造や情報公開などに関する基準を満たす製品に付けるもの。	(一社)パソコン3R推進協会 https://www.pc3r.jp/
 バイオマスマーク	製品の全部または一部がバイオマスで構成されている製品に付けるもの。 「バイオマス」とは、再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。	(一社)日本有機資源協会 https://www.jora.jp/

主な環境ラベル

名称及びマーク	マークの趣旨等	選定者
国際フェアトレード認証ラベル 	生産者への適正価格や環境に配慮した生産など国際フェアトレードラベル機構が定める基準に従って生産・取引されたことを第三者機関が認証したもの。	特定非営利活動法人フェアトレード・ラベル・ジャパン https://www.fairtrade-jp.org/
WFTO フェアトレード保証ラベル 	世界フェアトレード連盟に加盟し、生産者の労働条件、賃金、児童労働、環境などに関して基準を満たしていることを認められた団体がつけることができるもの。	世界フェアトレード連盟 https://wfto.com/
エコリーフマーク 	原材料調達から生産、流通、使用、廃棄・リサイクルに至るまで、製品のライフサイクルステージ全体における環境負荷が適正な手順で複数の影響領域において定量化されていることを示すもの。	一般社団法人サステナブル経営推進機構 https://sumpo.or.jp/ SuMPO 環境ラベルプログラム https://ecoleaf-label.jp/
CFP マーク 	原材料調達から生産、流通、使用、廃棄・リサイクルに至るまで、製品のライフサイクルステージ全体から排出される温室効果ガスの排出量が適正な手順で CO ₂ 換算されていることを示すもの。	